



スーパー グローバル ハイスクール

大阪府立千里高等学校 課題研究「探究」 2015年度 論文集

途上国の水問題／出産後退職する女性を減らすために企業はどういったことをすれば良いか／なぜ空港は新たにエコ・エアポートシステムを導入したのか／日本はシリア難民を受け入れるべきか／世界に広めたい和歌の魅力とは～万葉集と百人一首の比較を通して～／「国内避難民」について／ヴェネツィア本島を水没の危機から守るためにはどうすればよいのか／発展途上国の人々の暮らしをよくするには／「なでしこ銘柄」を選定することによる社会への貢献とは何か／中崎町の観光と町並みの保全について／桜と日本人の心の関係について／日本の安楽死問題について／貧富の格差とフェアトレード／観光客の急増による竹田城崩壊の危機はどうしたら回避できるのか／カキツバタとショウブの比較／日本の食のあり方について／男性が積極的に育児休業を取得するにはどうすればよいのか／観光地化と住民生活の両立はどうすればよいのか ～白川郷を事例として～／体罰を無くすことはできるのか～日本における「体罰」とEU加盟国との違いから見る日本の改善点／日本人の「はっきり言わない文化」は劣っているのか？

Preface | はじめに

本校では、平成 17 年の国際・科学高校への改編を機に、国際科学科では「探究」・「探究基礎」、総合科学科では「科学探究」・「科学探究基礎」という科目を設けて課題研究の指導を続けてきた。

今年度は、スーパーグローバルハイスクール(SGH)指定に伴い、国連グローバルコンパクトのテーマ〈人権・労働・環境〉を扱う講座を加えて、国際文化科 2 年生の課題研究「探究」をスタートさせた。他の講座でも、国際・人権・労働・環境の視点を取り入れ、また、研究を課題解決型にすることを意識して指導した。(なお、来年度の講座テーマは、現在の 1 年生が取り組んできた内容を反映させ、国連グローバルコンパクト及び持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals(SDGs)) の対象領域を意識した、人権・労働・環境・教育・男女平等参画とする予定である。)

また、研究支援の試みとして、テーマに関連した取組をしている企業を訪問したり、中間発表として研究途上の時期に優れた研究の発表を全員で聞いたり、その発表に対する大学の研究者や企業の CSR 担当者のコメントを聞いたり、あるいは大学院生から研究の進め方について個別に指導を受けたりする機会を設けた。さらに、できる限り研究に必要な図書と論文を入手できるようにした。

これらの取組の結果、従来と比較すると、論文の質が向上したと多くの教員が感じた。

一方、不十分な点もある。問題の絞り込み方、引用を客観的に材料として利用するやり方、調査結果から考察や提案を導き出す時の論理性、参考文献の書き方等、である。論文の構成のし方や参考文献の書き方についての指導が不統一なことが、この論文集を編集する中でよくわかった。このように毎年論文のまとめを作ることをふりかえりの機会にし、見つかった課題を次年度の指導に反映させていきたい。

また、論文のための論文に終わらせず、この論文作成が、将来の自分の進路に繋がったり、同じ問題に取り組もうとする人々の助けとなったりすることが望ましい。

これらの点について、ご意見やアドバイスがあれば、ぜひ sgh.osaka.senri.hs@gmail.com まで連絡をお願いしたい。

今年度は国際文化科 2 年生が共同研究を含め全ての課題研究 110 件を学年末発表会「千里フェスタ」において口頭発表した。生徒たちはその発表を 4000 字以上の論文にまとめて授業の最後で提出することになっている。この論文集では、各講座 (同テーマで 2 つの講座が開かれているものもある) から 4 つを目安に講座担当者が選んだ 38 の論文を掲載した。論文は、テーマごとに整理して掲載している。

2016 年 3 月

大阪府立千里高等学校

SGH 委員会

Contents | 目次

1. 講座「世界を知ろう・世界を考えよう」	
1.1 途上国の水問題	1
1-2. 「国内避難民」について	4
1-3. 「なでしこ銘柄」を選定することによる社会への貢献とは何か	8
1-4. 貧富の格差とフェアトレード	11
2. 講座「企業と人権・環境」	
2-1. ファーストファッションを支える下請け工場の実態	14
2-2. ホッキョクは開拓されるべき?	17
2-3. 企業の取り組みによって児童の人権は守られているのか	20
2-4. 産業の発展の裏側で何が起きているのか	24
3. 講座「産休・育休により被る不利益の実態と改善策とは」	
3-1. 女性が産休後働きやすい環境をつくるためにはどうすればよいか	28
3-2. 出産後退職する女性を減らすために企業はどういったことをすればよいか	32
3-3. 産休後、女性が働きやすい環境を作るためには	39
3-4. 男性が積極的に育児休業を取得するにはどうすればよいか	43
3-5. 待機児童を減らすにはどうすればよいか	47
3-6. どうすれば男女での家事役割分担を実現できるのか	51
4. 講座「観光と観光保護の現状と課題」	
4-1. フィルムツーリズムとエコツーリズムの両立は可能なのか	58
4-2. 世界遺産を観光地として擁立するのは是か非か	62
4-3. なぜ空港は新たにエコ・エアポートシステムを導入したのか	65
4-4. ヴェネツィア本島を水没の危機から守るためにはどうすればよいか	68
4-5. 中崎町の観光と町並みの保全について	72
4-6. 竹田城崩壊の危機はどうしたら回避できるのか	75
4-7. 観光地化と住民生活の両立はどうすればよいか	78
4-8. 京都市の景観条例は京都市の商店などにどのような影響を与えているか	81

Contents | 目次

5. 講座「自由って何だ？平等って何だ？」	
5-1. 日本の食のあり方	85
5-2. 日本はシリア難民を受け入れるべきか	88
5-3. 発展途上国の人々の暮らしをよくするには	91
5-4. 日本の安楽死問題について	96
6. 講座「万葉集草花の研究」	
6-1. 世界に広めたい和歌の魅力とは	101
6-2. 桜と日本人の心の関係について	105
6-3. 万葉集から現代に通じる恋心	108
6-4. グローバル社会で万葉集にできること	112
6-5. 文化にとって大切なことをアジサイの花から考える	116
6-6. 日本人の「はっきり言わない文化」は劣っているのか？	120
6-7. カキツバタとショウブの比較	123
6-8. 大伴家持と坂上大嬢	128
7. 講座「『教育』に関わる諸問題について」	
7-1. 体罰を無くすことはできるのか	132
7-2. 児童労働について	136
7-3. ゆとり教育批判を考える	140
7-4. 教育は社会をより良くできるのか？	143

1.1 途上国の水問題

園山竜也

1. はじめに

我々、日本の人々が水で困っていることは考えられない。蛇口をひねれば安全な水が出てくるのが当たり前のようにになっている。しかし、世界の多くの地域では約9億人もの人々が安全な水を得ることが難しいのだ。この人数はWHO(世界保健機関)によって定義された1km以内に一人1日20リットルの水を確保できる場所がある、ということを目安にしている。そこで私はこの問題の解決案として、日本の水に関する知識や経験、技術などを途上国に伝達し、現地の人々が水を安全に確保できる環境を維持し、管理できるように指導すること、また、その地域のニーズに合った援助をすることを提案する。

2-1. 水の問題と途上国の実態

日本の水道技術は世界でも屈指のものであり、また日本はかつて深刻な公害にみまわれた時期があり、戦後から高度経済成長期を経て大きく発展してきたため、それらを一つひとつの過程において培った知識と技術は、他国にないもので、そうした経験は、途上国における技術移転や人材育成の分野に大きく貢献できるに違いないと考えたからである。

安全な水の確保というのは、単純に「命」の問題だけを解決するだけではなく、他にも様々な恩恵がある。その一つとして子供の就学率の増加が挙げられる。1km以内に一人1日20リットル確保できない地域では水くみをすることが労働のひとつになってしまう。水くみの仕事は多く場合、女性、特に就学年齢にある女の子の仕事なのだ。女の子たちは水くみに1日数時間も費やしているのが現実で、教育の機会を奪われている。UNICEF(国連児童基金)によると、実際にエチオピアで水を確保できる環境を整え、コミュニティの人々に基礎的な衛生知識の普及や技術指導を行うことで、子供の就学率が増加したという報告がある。水の問題は、命の問題であると同時に、教育と発達に関わる問題でもあり、子どもの将来と未来を大きく左右する問題なのだ。まだ設備の整っていない途上国に、これまでの経験をもとに我々の技術を伝達し、どのように使っていくかまでを指導する人材育成を行っていくことで、途上国の水問題を解決し、さらにそれによって、子供の教育水準向上や女性の社会進出も促進され、経済が活性化し、途上国の発展に繋がる。

2-2. 具体的な援助の実態

では、具体的にどのような形で援助を行うのかについて説明する。途上国とひとくくりにいっても、地方の村落などの貧困地域と都市部では求めている援助の形に違いがある。

地方の村落などの貧しい地域では、まず井戸などのハードを作ることが急務である。しかし、それだけでは一時的な支援になってしまい、安定した水の確保ができない可能性がある。持続可能な援助にするためには現地の人々が管理していくために人材育成を行っていく必要があるのだ。

国際NGOのウォーターエイドはアフリカのブルキナファソという国で先進的なプロジェクトを行っている。そのプロジェクトというのは、インフラに投資し技術を伝達することで水を確保できるようにだけでなく、地元住民のチームが水の専門家になれるように研修を実施した。チームは、道具を使

って地下水の水位や雨量を計測し、村のすべての水が干上がってしまう危機を早めに見極めることを学ぶというものである。

水監視チームのメンバーが、地下水の水位を示すグラフなどを使いながら、作物の種をまく時期や、どれくらいの水をバケツにくんでよいかを村の人々に説明し、水を1年365日いつでも利用できるようにする方法を話し合う。この地域では、川の水が蒸発して地下水の水位が下がる乾期が1年のうち8か月も続くこともあり、このプロジェクトは、そのような時期でも水を利用できるように努めている。このように、ただ技術を伝達するだけでなく、援助を受ける側がオーナーシップ(主体性)を持ち、援助を行う国や国際機関との意見交換をもとに持続可能なものにしていく必要がある。

都市部では、主に安全な水の確保と無収水率の減少が求めている。無収水率とはパイプの水漏れや盗水などにより、料金収入に結びつかない水の割合であり、この無収水率が途上国のなかでは50%以上ある国も多く、資源の効率的利用という観点からも、安全な水の安定供給という観点からも、多くの課題を抱えている。日本でも戦後復興期や高度経済成長期には無収水率が高いという課題があったが、その後地道な点検によって首都、東京や公害があった北九州市などを中心に世界一の漏水率の低さを誇っている。そこでその技術力を途上国の都市部に伝達すれば有効な援助になると考えた。そのうちの事例が以下のものである。

国際協力機構(JICA)は、2月16日、水道テクニカルサービス株式会社と漏水検知システムの普及・実証事業に関する契約を締結し、インドのバンガロールでその事業を行った。インド国政府は国内水供給に関し5カ年計画を策定しており、現在は第12次5カ年計画(2012年4月~2017年3月)の計画期間である。第12次5カ年計画では、2017年度までに都市部全人口への上水供給、24時間連続給水等が目標として含まれている。しかしながら、2011年時点において、急速な都市化に伴う需給ギャップ拡大に伴い、都市部では水道へアクセスできない人口が7,500万人程度存在しており(都市人口は3億7,710万人)、また、水道サービスを受けられる地区においても十分な水質・水量・給水時間が確保されていない。この調査の検討対象都市であるバンガロールはカルナタカ州の州都であり、インド第3の人口を有する大都市である。急速な産業発展に伴い、バンガロールにおける人口は、2012年には850万人に達しており、今なお人口流入が続いている。バンガロールにおける上下水道の整備および維持管理は上下水道公社(Bangalore Water Supply and Sewage Board)が行っており、同社は2011年時点でバンガロール市内および郊外の約900万人に対して水供給を行っている。上下水道公社(Bangalore Water Supply and Sewage Board)による一日あたりの給水量は950MLD(Millions of Liters Day)であり、給水人口の需要水量1,800MLD(200L/人日)に比べ850MLDが不足している状況にある。このような状況下、少しでも漏水率を低減し、限られた水資源を有効に利用することが求められている。今回契約を締結した事業は、同市において、自動漏水監視装置を設置し、音聴式・相関式を組み合わせた漏水検知技術を導入することによって、漏水率の低減を図るものだ。漏水率の低減によって、水道サービスの向上、さらには適正な料金徴収など水道事業全体の健全化につながる事が期待されるというものである。この都市の場合では音聴式と相関式を組み合わせた技術を利用しているが、その他にもインターネットを利用してデータを取るものなど様々な漏水監視方法がある。交通量の問題や

騒音などその地域にあった技術を伝達することが可能である。

また、名古屋市ではスリランカやルワンダなど途上国からやってきた研修生を指導する上水道無収水量管理（漏水防止対策）を行った。途上国の人々が漏水防止技術を学び、国へ戻って学んだ知識や技術を実践してもらうことで途上国の都市部で安定して水を確保しようとするものである。これも持続可能な解決策の一つである。

3. まとめ

これまででも述べたが、途上国といっても貧しい地域と都市部では求めている援助の形が全く違う。また、現地の人々が本当に何を必要としているかは国によっても地域によっても異なる。水の問題は、その地域の気候や地形と直接関係のある「自然の問題」でもあるから、現地の個別の事情に対応したきめの細かい協力が必要なのだ。海外からの援助によってもたらされた施設をいかに自分たちのものと思ってもらい、維持に関わってもらえるかどうかは国際協力の成否を分けるのである。

日本の優れた水道技術と今日を迎えるまでの経験を基に、現地の人々やその場所のニーズに合った水道技術や設備を考え、それを持続可能なものにするために現地やその国の人々の人材育成を行うことが、途上国の水問題を解決し、それによってその国が発展することに繋がると私は考える。

参考文献

- ・ファイナル・レポートインド国上水道漏水検知サービスの案件化調査, http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kanmin/chusho_h25/pdfs/3a21-1.pdf
- ・JICA 課題別研修「上水道無収水量管理対策（漏水防止対策）」を実施, <http://www.water.city.nagoya.jp/category/30700kisyahappyou/13125.html>
- ・Koudougou's story -Stories from our work- Our impact- WaterAid, <http://www.wateraid.org/us/where-we-work/page/burkina-faso>
- ・ユニセフの取り組み-日本ユニセフ協会, <http://www.unicef.or.jp/special/water/torikumi.html>
- ・Total population access to an improved water source, <http://www.unep.org/dewa/vitalwater/article194.html>

1-2. 「国内避難民」について

西田拓未

現在、ヨーロッパでは、押し寄せる難民に対する対応が、問題になっている。難民と呼ばれる人々の条件として、「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと、迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた」人々と、「難民の地位に関する条約」で、定義されている。

今日、難民とは、政治的な迫害のほか、武力紛争や、人権侵害などを逃れるために、国境を越えて他国に庇護を求めた人々を指すようになっている。国民難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、世界各地の難民の保護と支援を行っている。しかし、各地には難民と認められず、苦しんでいる人々もいる。

「国内避難民」と呼ばれる人々を知っているだろうか。彼らは、難民と似たような境遇でありながらも、難民と認められず苦しんでいる。ここで、難民の定義に触れておく。「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた」人々と定義され例えば、内戦の被害者がその戦禍を逃れるために、故郷を捨て自国の安全な地域に逃れても、彼らは自国にとどまっており、国外への避難をしていないため、難民とは認められない。彼らは、いかなる理由であっても、国境を越えなかったために難民として認められないため、UNHCR等の国際機関、NPOなどの団体からの支援を十分に受けることができない。現在、国連には国内避難民を専門に援助する機関が存在しないため、UNHCRが他の国際機関と協力しつつ、国内避難民に対して援助を行っている。

現在の国際的なルールでは、当事者である政府が国際社会の干渉を拒めば、他国はその国際機関に対して何もできない。2013年末時点でUNHCRの調べによると、難民の数は1670万人、それに対し、紛争起因のみでも3330万人と約二倍である。

そこで僕は、「なぜ難民として認められ故郷を失いつつも、より安全な場所へ移動することができるようになった人々よりも倍近い数いる国内避難民が、満足に支援・援助を受けることができないのか」と疑問に感じた。

国内避難民という言葉の認知度の低さにより、あまり人数までは注目されていないが、実際、難民の二倍もの数の国内避難民について、もっと注目すべき問題である。現在、イスラム過激派組織の台頭はタイムリーな話題であるが、彼らのような過激派組織による、テロの増加などにより、彼らの数はさらに増えるだろう。よって、国際社会は、罪のない人々を救済する手段を考えるべきである。そこで僕は国内避難民をめぐる世界の動き、そして今後国内避難民がどうあるかについて述べていく。

彼らを助けるために専門の国際機関の設置、国際法の制定を考えた。しかし、それらには、各国の合意が必要であり、かつ国家レベルの問題である。そこで、僕は、国内避難民をめぐる世界の動き、そして今後彼らを救うため、国際社会がどうあるべきかについて述べていく。

難民や、国内避難民が生まれる主な原因は、彼らの国で起こる紛争や、内戦により彼らの身に危険が及ぶことを避け、彼らが住んでいる地域から逃げ出すことである。その紛争、内戦の原因としては、IS

ISなどの過激派組織による攻撃や、その攻撃に対しての報復、また、革命への武力的な動き、武力弾圧に対しての反発なども主な原因として挙げられる。

増加し続ける国内避難民への対応は「領域国の『主権』という厚い壁」により、長年の間阻まれてきた。1951年7月28日に採択された「難民の地位に関する条約」の適用範囲に含まれず、また、同時期に設立された UNHCR の原則的な活動対象も、国際法の現状に従うかのように、その設立規程において、国境を越えた難民と定められた。一部の政府代表から、国内避難民についても、条約の適用範囲に含まれるべきだという意見が出されたが、領域国内に留まる国内避難民を国民的保護の対象とすることは、国家主権の原則に抵触するとした意見が多数を占めたため、最終的には、伝統的な庇護法の概念に従い、国内避難民は条約の対象外となった。その後、このような国際会議の中で国内避難民について多くの議論がかわされてきた。1984年コロンビアで開催された、「中米、メキシコおよびパナマにおける難民保護に関する討論会」における最終文書である、「難民に関するカルタヘナ宣言」は「国内避難民の状況に憂慮を表明」とともに、「政府当局および国際機関に対して、彼らに保護と援助を与え、彼らの多くが経験している苦痛を軽減するよう」求めた。その後、1988年、ノルウェーで開催された「南部アフリカにおける難民、帰還民、避難民の状況に関する会議」、1989年、グアテマラで開催された「中米難民に関する国際会議」や、こうした流れを汲んだ国際 NGO による働きかけも功を奏し、90年代に入ると国連による国内避難民問題への取り組みが具現化する。92年7月、スーダンのデン氏が「国内避難民担当国連事務総長代表」に任命された。彼は、政府、国際機関、NGO、研究者など、様々な関係者の協力を得て国内避難民の問題への解決策を模索するとともに、この問題を抱える国々を訪問し、政府当局との会話に積極的に関与してきた。彼の活躍を受けて、国内避難民問題への国際的な関心は飛躍的に高まったといえるだろう。

国際人権法、国際人道法には、生存権、身体の安全と自由など、国内避難民の保護に適用可能な規範が数多くある。また、国際慣習法においても、人権保護は国家の基本的義務であるとされている。しかし、領域国がその責務を果たさない、もしくは果たせないために、現状との間に大きな隔たりが生まれるのである。国際社会に求められるのは、そうした隔たりを埋め合わせることに他ならない。

また、国際人権法、人道法の諸条約は、彼らの置かれている特殊なニーズを考慮に入れていないため、適用可能な保護規範があったとしても、いくつかの条約に散在しているのが現状である。また、ほとんどの場合において、これらの規範が適用されるには、領域国が当該の条約に加入している必要がある。さらに、国内避難民の主たる発生原因の一つである国内紛争においても、「武力紛争」とみなされない内乱などの状態では原則として、人道法の条約は適用されず、人道法の条約もそうした事態において、一部規範の適用制限を認めている。また、人権法の条約は原則的に国家に対して適用されるものであり、一部の条約を除けば、反政府勢力による違法行為は対象外となる。

これらの事情を踏まえ、デン氏を中心に国際人権法、人道法、難民法のエキスパートが集まり、国内避難民の保護の観点から既存の国際法規範の問題点を検証し、保護に適用可能な規範を一つの枠組みに統合する試みが行われてきた。そして、1998年2月には、「国内避難民に関する指針」と題された文書がデン氏によって国連人権委員会に提出された。

指針は、事務総長代表、領域国政府、その他の関係当局もしくは集団、国際機関、NGO が国内避難民問題に対処する際にガイドラインになるものとして、国際人権法および人権法に定められる諸原則を再認識し、30の原則にまとめたものである。1998年3月には人道・開発援助に携わる国連機関などによって構成される機関間常設委員会（IASC）が、指針を現場レベルに普及されることで合意した。こうした展開について総会も「指針のさらなる普及と適用を奨励する」と、表明している。

この指針は法的拘束力をもたないが、事務総長代表が国内避難民を抱える領域国との対話のさいに援用したり、UNHCR等の国際機関が現場でのガイドラインとして用いたり、国内避難民の保護に関する国際的指標として認識を得つつある。

国内避難民に関する法律がこれまでなかったことが、国内避難民問題解決への大きな妨げとなっていたことについて、これまで述べてきた。そして、国連システムの中で、国内避難民の問題に関する明確な責任分担の欠如もこの問題を深刻にしてきた大きな要因の一つである。国連機関においては、「難民」であればUNHCR、「食糧」であれば、世界食糧計画（WFP）「子ども」であれば、国連児童基金（UNICEF）、「開発」であれば国連開発計画（UNDP）、あるいは、「人権」であれば国連人権高等弁務官事務所（UNHCHR）というように、一応の役割分担は可能だが、国内避難民の場合は、それらのすべてであって、いずれでもない。つまり、国内避難民問題は、UNHCR,WFP,UNICEFなどの多くの国際機関の活動に関連するものの、いずれの機関も明確な職務権限もあたえられてこなかった。各機関の活動が、国内避難民問題のための活動と何らかの接点を持つとして、国連からの要請に応じる形で現実的に対応してきた。しかし、この問題すべてを受け入れるには、規模が大きすぎるとして、各機関は難色を示してきた。また、国内避難民専門の国際機関設立という選択肢も、既存の機関の機能に重複することになり、かつ予算の問題により実現性に乏しい。そこで、考えられたのが、各機関の活動を調整することで、そうした「組織的空白」を埋め合わせようとするアプローチである。

この流れを受け、国連事務総長は、1997年に発表された「(国連)改革計画」において、緊急支援調整官が、機関間調整の窓口役にあたることを再確認した。また、1997年末にはIASC内にあった「国内避難民に関するタスクフォース」が、「ワーキング・グループ」に再編され、さらに2000年9月には、国連事務総長への政策提言を行うべく、IASC内に「国内避難民に関する上級機関間ネットワーク」が設立された。このネットワークの提言により、2002年1月に国連人道問題調整事務所内に、「国内避難民ユニット」が設立された。

現在、国連機関およびNGOから派遣されたユニット職員が国内難移民に対する機関間調整の業務に従事するとともに、これまで、スリランカ、リベリア、スーダンなどの国で調査を行っている。

ただ、国内避難民問題の規模の大きさからして、現在、職員に与えられた手段と役割でこの問題に適切に対応できると十分に言い切れない。

そこで、今後の課題として、国内避難民を支援するための統一的な法の作成が必要であると考えられる。これまで述べた通り、国内避難民が満足な支援・保護を受けられない主な原因として、彼らを支援・保護するための明確な法が存在していない事があげられる。現状として、各機関間を調整する窓口役により、支援・保護が行われている。そこで、各国際機関・NGOが各機関の特化した分野でスムーズなサ

ポートを行えるように統一的な法の作成を行うべきであると考え。EU では、一つの共同体として、経済的な法の大まかな統一が行われていて、その中の一つとして、貨幣の統一などが行われている。しかし、また EU に所属する国家レベルでも国家ごとに法律が存在し、一つ一つの国家を運営している。このシステムを国際社会に当てはめて考えてみると、EU は国連に当てはまり、EU 内の各国家は、国連内の国際機関または NGO に当てはまる。

これは、あくまで例えではあるが、このように、各機関が活動しやすい環境を作ることで国内避難民問題解決の足がかり、または、スムーズな避難・支援につながるのではないかと考える。

国内避難民をめぐる問題は、いまだ認知度が低く、その問題に専門的に対処する国際機関も存在していない。そのため、この問題はとても難しい問題であり、的確な対処法を見出すことは簡単なことではない。そこで、今の問題点を踏まえたうえでの今後の課題として、統一的な法の作成を行うことで、国内避難民への支援・保護について、共通の理解を得ることができるだろう。そして、よりスムーズなサポートを行えるだろう。

参考文献

- ・ 外務省: EU における通貨統合, http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/euro_gaiyou.html
- ・ 外務省調査月報 2003/No.1, 墓田 桂, 国内避難民 (IDP) と国連 — 国際的な関心の高まりの中で —, http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/geppo/pdfs/03_1_2.pdf
- ・ UNHCR Japan, <http://www.unhcr.or.jp/>

1-3. 「なでしこ銘柄」を選定することによる社会への貢献とは何か

武藤千佳

1. はじめに

経済協力開発機構(OECD)が2015年7月9日に公表した加盟34か国の雇用情勢をまとめた「雇用アウトック2015」によると、日本の25～54歳の女性の就業率は71.8%で加盟国の中では24位であると述べられています。女性の就業率が最も高かったのはスウェーデンで82.8%、82.1%のアイスランド、81.8%のスイスが続き、最も低かったのはトルコの34.6%、加盟国平均は66.9%であると述べられています。このことから日本の女性の就業率は国際的に高いとは言えない水準にあるということがわかります。私は、有能であるならば男女問わず雇用する方が会社の利益になるのではないかと、また日本での女性雇用が増加すれば世界にどんな影響があるのかということに疑問を感じました。そこで「なでしこ銘柄」という女性雇用推進の取組を知り、「なでしこ銘柄」を選定することと世界への影響について調べることにしました。

2. なでしこ銘柄の選定とその意義

2-1. なでしこ銘柄とは

まず、「なでしこ銘柄」とは東証一部上場企業の中から業種ごとに女性が働き続けるための環境設備や女性の登用など活躍推進を積極的に進めている企業が経済産業省と東京証券取引所により選ばれるもので、2012年度より行われている取組のことです。この銘柄の選定は初年度17社、2回目の2013年度ではあ26社、2014年度では40社と年々増加しています。この取組は安倍政権が「成長戦略の中核」とする「女性活躍推進」の取組の一つであり、「女性活躍推進」に優れた上場企業を投資家にとって魅力のある銘柄として紹介することを通じて、そうした企業への投資を促進することを狙いとしています。安倍政権の「女性活躍推進」の取組は他に、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待するという目標を達成するための政策である「ポジティブ・アクション」などがありますが、ここでは「なでしこ銘柄」について考えていきたいと思います。「なでしこ銘柄」は女性のキャリア支援と仕事と家庭の両立支援の二つの側面から評価され各業種上位企業の中から財政面でパフォーマンスもよい企業を選定されています。ではこのなでしこ銘柄を選定することによる社会への貢献とは何なのでしょう。

2-2. なでしこ銘柄の選定とその意義

仮説として私は、「なでしこ銘柄」を選定することにより、女性の活躍推進と企業の業績の関係を可視化して労働市場での評価を高め、企業が利益をあげる一つの理由として女性雇用があるということを知ってもらい、より多くの企業に「ダイバーシティ・マネジメント」を促進させる効果があるのではないかと考えます。「ダイバーシティ・マネジメント」とは性別、国籍、障がいの有無だけでなく職歴や経歴も含め「多様な人材を活かす戦略のことを指します。つまり、「なでしこ銘柄」の女性雇用推進から始まり、多様な人材の必要性が見直されるのではないかと考えます。

2-3. 国内での実例

実際「ダイバーシティ・マネジメント」を推進している取組事例としていくつか挙げると、「ダストレスチョーク」を中心とした文具・事務用品の製造販売を行っている日本理化学工業株式会社は全従業員の約4分の3を占める54名が知的障がい者です。この企業は知的障がい者従業員の戦力化の成功により、非営利ではなくビジネスとして事業を成り立たせていることで多方面より注目されています。さらに注目したいのは、障がい者にもリーダーや5S委員(5Sとは整理、整頓、清掃、清潔、躰のこと)といったポジションを設け、モチベーションを高める仕組みを用意してあることです。そのポジションへの憧れにより多くの従業員が一層仕事に励むようになり、実際にこうしたポストに選任された従業員は周囲の模範となるべく、さらに気配りができるようになるといった成長を果たしているそうです。他にも、総合デバッグサービスというゲームソフトメーカーやデジタル家電から業務を請け負った完成直前のソフトウェアの動作をユーザーの視点から検証し、不具合を報告する企業である株式会社デジタルハーツは実働部隊の多くは元ニート、フリーターから成り立っており、正規従業員についても元ニート、フリーターからなる契約社員から採用していることからこの企業は元ニート、フリーターで構成されていると言っても過言ではないのです。世間一般にはすぐに仕事を辞めてしまうイメージの強いニート、フリーターですが、この企業での離職率は低いです。その要因として、働きやすい環境の整備と従業員間のコミュニケーション促進が挙げられます。この企業は社内にリフレッシュルームを用意し、上司と部下の垣根を取り払うための工夫もあり、役職の上下関係にかかわらず対等に議論できる雰囲気があると掲げています。その他にも全従業員の3分の1が60歳以上である飲食店向けに中古厨房機器を中心とする店舗用設備の販売をおこなう会社や、左官業界において女性職人が全体の2割を占めるなど多数の企業が様々な手法で「ダイバーシティ・マネジメント」を推進していることがわかります。これらの例から近年の日本で、「ダイバーシティ・マネジメント」が促進されてきていることがわかります。

2-4. ダイバーシティ・マネジメントの推進

近年、この「ダイバーシティ・マネジメント」が推進されている理由の一つとして、均質な人材から構成される組織より、多様な人材がいる組織の方が、さまざまな面でリスクを軽減できることがあげられます。日本では男女の分業を基本とした社会、企業、組織風土が根強く存在していたため、「ダイバーシティ・マネジメント」という概念はあまり形成されてきませんでした。グローバルに展開している企業にとって「ダイバーシティ・マネジメント」の推進はもはや必須となってきています。2015年度の「なでしこ銘柄」に選定された企業の一つとしてスナック菓子などを製造販売する食品会社であるカルビー株式会社があります。カルビー株式会社ではダイバーシティ実現の第一歩として「ダイバーシティ推進」を経営上の重要な戦略の一つとし、「女性の活躍なしにカルビーの成長はない」という方針のもと、人財の多様性を活かした企業を目指していると述べられています。このように誰もが知っているような大手株式会社でも「ダイバーシティ・マネジメント」が推進されることによる社会への影響は大きいと考えられます。

2-5. 海外との比較

では、海外と比較してみるとどうでしょうか。世界の企業ダイバーシティ・ランキングを毎年調査・発表している米国 DiversityInc 社の「The DiversityInc Top 50 List」によるとスイス・バーゼルに本社を置く製薬会社 Novartis Pharmaceuticals Corporation 社が2015年度のランキングで1位でした。DiversityInc は Novartis Pharmaceuticals Corporation を1位に選んだ理由として、人口バランスの向上や評価軸の策定、及び退役軍人、LGBT、障がい者の雇用と定着に本社主導で取り組んだことを挙げています。また、このランキングには上位には欧米のグローバル企業が数多くランクインしており、日本企業は50位のうちに1社もランクインしていません。このランキングは自主的に参加を表明した企業だけが対象となるため、日本の企業があまり参加していないということも考えられますが、このランキングからわかることは多くの欧米企業がこのランキングに自主的に参加し、このランキングを重要視しているということです。このランキングを通して注目すべき点は選定の基準です。日本でも経済産業省による「ダイバーシティ経営企業100選」が平成24年度より実施されており、140社あまりの優良企業が選定されてきました。この取り組みは「長時間労働是正等の働き方改革」、「女性の職域拡大・役割の高度化」、「外国人の活躍推進」の3つの点を重点に置いています。重点の一つに女性活躍が入っていることから日本ではダイバーシティというと対象が「女性」に向けられるイメージが強いことがわかります。これに対して米国 DiversityInc 社の「The DiversityInc Top 50 List」では選定基準にLGBTを含む「性別」を始め、人種、民族、年齢なども取り上げられています。欧米でのダイバーシティは、日本でのダイバーシティに比べて幅広い人たちに対する社会的包摂を要求しているのです。このことから日本は海外と比較すると、「ダイバーシティ」に対する意識がまだまだ低いのではないかと考えられます。

3. まとめ

以上のことから私は、「なでしこ銘柄」による女性雇用可視化をきっかけとし、「ダイバーシティ・マネジメント」を普及させる効果があると考えます。そしてそれによる社会への貢献とは、性別、年齢、国籍、障がいの有無、職歴や経歴を超えて自分の能力を発揮できる仕事に就けることだと言えます。日本の「ダイバーシティ」は近年、確実に促進されていますが、海外と比較すると「女性雇用」に限定されたイメージがまだまだ強く、社会への多様性が小さいことも事実です。「なでしこ銘柄」を選定することによって、女性雇用に限定されず、本当の意味での「ダイバーシティ」が促進されることを期待したいです。

参考文献

- ・ 経済協力開発機構(OECD), 2015, 「雇用アウトLOOK 2015」, <http://www.oecd.org/tokyo/>
- ・ 経済産業省, <http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/nadeshiko.html>
- ・ 日本理科学工業株式会社, <http://www.rikagaku.co.jp/items/01dustlesschalk.php>
- ・ デジタルハーツ, <http://www.digitalhearts.co.jp/index.html>
- ・ カルビー株式会社, <http://www.calbee.co.jp/index.php>
- ・ DiversityInc, 2015, TheDiversityIncTop50List, <http://www.diversityinc.com/the-diversityinc-top-50-companies-for-diversity-2015/>

1-4. 貧富の格差とフェアトレード

松岡礼

1. はじめに

今日、世界では貧富の格差が拡大しています。2012年には貧困層の割合が世界人口の12.7%、約8億9600万人にのぼりました。貧困層とは主に経済的な理由によって生活が苦しく、必要最低限の暮らしもおぼつかない人たちのことをいい、1日1ドル以下で生活している人たちのことを特に絶対的貧困層といいます。グローバル化(社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象)が進むにつれて先進国が発展する一方、発展途上国では貧困が拡大し、両国の経済格差は深刻なものとなっています。その解決策の一つとして今挙げられているのが、フェアトレードです。フェアトレードとは、発展途上国で作られた作物や製品を適正な価格で継続的に取引することによって、生産者の継続的な生活向上を支える貿易の仕組みのことをいいます。日本ではイオン株式会社や株式会社良品計画(無印良品)、スターバックスコーヒー、ジャパン株式会社などがこのフェアトレードに参画しています。

一見とても良い施策のように思えますが、問題点もいくつかみられます。例えば、フェアトレードのラベル認証を受けるには多くの条件を先進国と途上国の両者が満たす必要があります。それらは、フェアトレード最低価格の保証などの「経済的基準」、安全な労働環境などの「社会的基準」、土壌、水源の管理などの「環境的基準」の大きく三つに分かれており、それぞれについてたくさんの基準概要を持ちます。そのため、ラベルをつけられない農家がいるなどの根本的な問題から、フェアトレード商品の需要量が小さいため、生産量に対して、わずか数%しか販売できていないという現状があります。また日本では、フェアトレードに参画しているのは大企業がほとんどで、その数は多くありません。その理由として、フェアトレードに参画するだけの経済的余裕がないことがあげられます。大企業しか参画することができないという仕組みになってしまっていることも、問題点の一つといえるでしょう。

これらの問題をふまえ、私はこのような仮説を立てました。本来、経済格差をなくすための手段であるフェアトレードが、実際は役に立っていないのではないかということです。この仮説を検証する方法として、インターネットなどから情報を収集しました。

2. フェアトレードの現状

まず、フェアトレードが発展途上国に及ぼす影響を調べました。メリットとしてまず挙げられるのが、生産者が安定した収入を得られるということです。これは、経済状況が不安定な発展途上国の生産者とその家族の生活を守るために大きな役割を果たしています。例えば、レギュラーコーヒー150g製品の場合、奨励金(生産者の事業を保護・奨励するために国や団体が交付する金銭)は約8円で、これをコーヒー1杯に換算すると約0.6円程度になります。一見少ないようにも思えますが、通常コーヒー生豆は10トン、100トンといった大きな単位で取引されるため、生産者が手にする奨励金は40万円、400万円というまとまった額になり、生産地域の社会発展に大きな成果が表れているところも数多くあります。

また、商品に見合った価格で取引されるため、低賃金労働や児童労働などの改善にもつながります。例えば、最近、日本でも人気のある「ファスト・ファッション」（最新の流行を取り入れながら低価格に抑えた衣料品を、短いサイクルで世界的に大量生産・販売するファッションブランド）ですが、その90%以上が海外で作られ、輸入されたものです。そしてそのほとんどが、バングラデシュなどの発展途上国で作られており、そのような発展途上国では、強制労働や児童労働、低賃金労働、長時間労働などといった人権を無視した悪い条件で労働者を雇っています。労働者達は衛生状態の悪い作業場で1日12時間から14時間、ろくな休憩も無い中で働いています。その点、フェアトレードを取り入れれば、商品が公正な価格で取引されるなどの点でこれらの問題解決に大きく近づきます。

しかし先にも述べたように、フェアトレードには課題もあります。そして、調べていく中で、その問題点の多くが発展途上国と先進国の関係性にあることがわかりました。フェアトレードに関わる両国の関係性はとても良いものに思えますが、実際、先進国の公務員による汚職や商人のごまかしなどの嘘の情報や悪い噂によって、生産者たちは、先進国の企業を信用することができなくなっているといえます。「買い取ってもらう側」と「買い取ってあげる側」という立場である以上、課題の解決は困難なものになります。そして私が注目したのが、発展途上国と先進国が「売り手」と「買い手」という立場でセメント化された時にでてくる課題です。この時、先進国の企業が発展途上国へ進出することが、間接的に阻止されるということが起きます。現在、FLO（国際フェアトレードラベル機構という国際ネットワーク組織）がフェアトレードの生産者の対象国として定義している国は、アフリカで60か国、アメリカで35か国、アジアで40か国、オセアニアで16か国で、アフリカに一番多いことがわかります。一方で、多国籍企業の投資先は、2000年の先進国80%、途上国20%から、2004年の先進国60%、途上国40%で、途上国への投資が増えていることがわかります。しかし、この投資は途上国の中でも、60%がアジアに対するもので、中国、東南アジアに特に多く、途上国の多いアフリカにはわずか8%しか投資されていません。では、なぜアジアへの進出が集中したのか。それは、現地の政府が主導する政策が主な理由です。中国や東南アジアの多くは、輸入関税（輸入品に課せられる税）や法人税（株式会社や協同組合などの法人が得た、各事業年度の所得にかかる税金）の優遇を受けるなどの「輸出加工区（特区）」を作り、多国籍企業の誘致に成功しました。つまり、先進国の投資先は、ただ単に多国籍企業の進出を待っている国よりも、先進国が何かしらの優遇を受けるような施策を行っている国に向くということになります。

そこで考えて頂きたいのが、本題のフェアトレードです。このフェアトレードという政策は、先にも述べたように、発展途上国と先進国が「売り手」と「買い手」という立場にセメント化され、先進国の企業が発展途上国へ進出することが、間接的に阻止されるということが起きます。確かにフェアトレードを行えば、途上国の人たちの生活はいままでよりも安定します。しかし、そのフェアトレードを続けている間にも、先進国が優遇されるような施策を行っている途上国、そしてフェアトレードでいう「買い手」の立場である先進国は、ずっと発展を続けています。つまり、フェアトレードで安定をはかっているだけでは、経済格差はなくなるということなのです。多国籍企業が途上国へ進出し、途上国も2004年のアジアのように、先進国が少しでも優遇されるような施策を行っていくことが、経済格差をなく

すために必要だということになります。実際、アフリカのモーリシャスでは、繊維工業を中心にした輸出加工区を設置したことで、繊維製品輸出は、従来の基幹産業である砂糖の輸出額を超えました。しかしフェアトレードを行う途上国の多くは、そのような施策を行えるだけの経済的な余裕を持ちません。そこで私は次のような解決策を考えました。先進国は途上国に対して、自国の企業を進出させるとともに、自分達の持つ技術や知識、企業経営のノウハウを教えます。そうして将来的に途上国が自分達の力で国の経済力を上げられるようにすることで、企業の人材を現地調達することができ、先進国の人材不足の解消や人件費の削減にもつながります。これからは、フェアトレードの代わりとして、このような施策を行っていくべきだと考えます。

3. まとめ

フェアトレードは、メリットとデメリットの両者を持ち合わせており、そのデメリットの多くは、先進国と発展途上国との関係性にあります。そしてその課題の多くは途上国と先進国が「売り手」と「買い手」という立場でセメント化されたときに出てきます。そこで私が提案する施策が、先進国が企業進出するのと同時に企業経営のノウハウを教えるというものです。途上国にとっては自国の経済力の向上につながり、先進国も将来的に、人材を現地調達できるという利点があります。よって私は、フェアトレードを続けるだけでなく、このような施策も行っていくべきだと考えます。

4. 参考文献

- ・ <http://kotobank.jp/word/%E8%B2%A7%E5%9B%B0%E7%8E%87-188671>
- ・ <http://www.worldbank.org/ja/news/feature/2014/01/08/open-data-poverty>
- ・ <http://www.geocities.jp/fpsjapan/inequitypaper.html>
- ・ http://www.wakachiai.com/fairtrade/about_fairtrade/
- ・ <http://seize-stone.com/international-cooperation/pros-and-cons-of-fairtrade-label/>
- ・ <http://kotobank.jp/word/%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E4%BE%A1%E6%A0%BC-499211>
- ・ <http://www.nskk.org/chubu/alc/luke/trade.html>
- ・ http://www.fairtrade-jp.org/about_fairtrade/whyfairtrade/000045.html
- ・ <http://www.peopletree.co.jp/ptlp/ft.html>
- ・ http://www.fairtrde.net/fileadmin/user_upload/content/2009/standards/documents/2011-07-01_Geographical_Scope_policy_EN.pdf
- ・ http://www.geocities.jp/isciscisc52/middle/isc52_____link/table2_doi.htm

2-1.ファーストファッションを支える下請け工場の実態

～指摘を受けて改善はどうかされたか?～

中島佳奈

1. 目的

ファーストファッションの下請け工場で起きる労働問題をどのように改善していけばいいのかを、ユニクロの下請け工場を例に考える。

2. 方法

中国における多国籍企業の活動を調査する目的で設立された NGO である Students & Scholars Against Corporate Misbehaviour(SACOM)が労働問題に取り組む NPO である国際人権ヒューマンライツナウ(HRN)と中国労働問題に取り組む Labour Action China(中国労働投資)との共同プロジェクトの一環として、中国における工場従業員の労働環境について2014年7月から11月に渡り、ユニクロにニット生地とアパレル製品を供給している下請け企業である Pacific Textiles Holding(以下 Pacific)と Dongguang Luenthai Garment Co. Ltd(以下 Luenthai)に潜入調査を行った際の報告書と、報告書が出された5ヶ月後に発行されたユニクロが行う CSR 活動の PR 誌から情報を得、実態が公表された後、どのような改善がなされたのかを読み取った。

3. 結果と考察

報告書の中で取り上げられていた問題点の一つ目は、安全対策の十分でない劣悪な労働環境下だ。その例としては、工場内が失神する人が出るほど高温であること、排水が溢れていること、化学物質の使用方法が正しく行われていないことを原因とする臭気、換気設備や事故防止等の対策の欠如などが挙げられる。Pacific では、労働者が作業台から転落する事故が頻発することを調査員は目撃したという。織物部門の労働者は、2m程の高さで踏み台の上に立って作業しなければならないため、これらの事故は、労働者が生産に追われ、仕事に対する強い重圧を受けている場合、特によく発生している。染料部門では、非常に高温な染料タンクでの作業を余儀なくされ、事故防止対策はない。タンクは、100℃-135℃にまで達することもあるそうだ。また排水が原因で、2014年7月には機械からの漏電が起こり、労働者が死亡したとの証言もあったという。さらに、臭気を伴う有害な化学物質(PTEG, PT200 など)が使用され、労働者は強い臭気の中での作業を余儀なくされている。換気設備は、全く機能していない。染め工程に使用されている溶剤には、刺激が強く有毒な化学物質が含まれているものがある。もし、労働者が吸引などをした場合は、毒を体内に取り込むことになる。工場側は、労働者にマスク、グローブ、専用スーツなどの防護キットを必要に応じて提供しているが、染色作業場の室温は40℃という高温に達するため、実際労働者は着用を選ばない。結果的に、そのような防護キットは全く使われていない。ある労働者は、化学物質に対する認識の甘さを指摘している。実際、調査員は、排水処理設備の近くに非常に不快な臭気が漂っていることを確認している。このような臭気は、近くの寮や貸アパートに住んでいる労働者の生活にも影響を与えかねない。そして、空気中のひどい綿ぼこりは、綿肺、職業喘息、呼吸不全などを引き起こす危険があり、肺気道障害や若年死につながる恐れもある。1987年には、中国

のハルピンにある繊維工場で死者 58 人、けが人 177 人も出した粉塵爆発が発生した例もある。2014 年には、広東省にある工場のアクセサリ作業現場において粉塵爆発が発生している。そのため、作業場における空気中の埃が多いということは、決して些細な事象として片付けられるものではない。

これらの問題のうち、排水に関しては、ユニクロが発行した CSR 活動の PR 誌から改善されたことがわかった。現在、Luenthai では中国で大変厳しくなった国家の規制基準を満たしているのはもちろん、大規模な污水处理場を作って、一般家庭の排水、他の工場の排水など、地域全体の污水处理を引き受けている。労働者の証言によると、以前は川の匂いがひどかったそうだが、今は臭わなくなっているそうだ。

私は、これらの問題に対して、不定期のユニクロの職員による抜き打ち監査をするべきだと考える。調査報告書によると、ユニクロを含む買い取りブランドが、品質検査のためによく製造現場を訪れているらしい。Luenthai のアイロン部署で働く労働者によると、ユニクロからの視察者は毎週火曜日と木曜日に現場に現れるらしい。ユニクロは何か少しでも問題があると、製造責任者を追求するが、その製造責任者はまたすぐに労働者を責める。Luenthai で働く労働者は、買い取りブランド側が視察に来るときは決められた防護服をしっかりと身に付け、静かにしているよう命じられると話している。そして、視察の時だけ、問題のない労働環境に整えられているのだという。これでは、視察の意味がない。だから、視察に関する情報は、工場側に知られないよう扱い、工場内の普段の様子を知れるようにすべきだと考える。工場の問題を企業側自身で把握することが、問題の改善に向かうのではないだろうか。

二つ目の問題は、異常に長い労働時間と低い賃金だ。労働時間は、Pacific では月平均 308 時間、Luenthai では 286 時間となっている。中国での平均労働時間は、174 時間なので、異常に長いことがわかる。Pacific では、「時間外労働の任意申請書」へのサインをもとめられている労働者もあり、申請書には、時間外労働 119.5 時間で、その理由は「労働の必要性」と示されている。また、休日に労働した場合の給与は、基本給の 1.5 倍でしか計算されていない。労働法 44 条によると、休日労働時の時間外賃金は基本給の 2 倍で計算しなければならないとなっている。また、Luenthai の労働者は早朝 7:30 から夜 10:00 まで働いており、日曜日にも働くことがある。しかも、日曜日の時間外労働及び 100 時間を越える時間外労働の時間数はコンピューターではなく、紙面に手書きで記録されていることを調査員は確認している。これらは、労働者たちの実労働時間に関する監査のチェックを逃れるためだと考えられる。労働法 36 条では、1 日 8 時間、週 44 時間までという労働時間制限が設けられている。同法 38 条では、雇用者は労働者に最低週 1 日の休暇を確保しなければならないとも規定されている。さらに、41 条では、時間外労働時間は月に 36 時間を超えてはならないと明記されている。また、基本給をそれぞれ月額 1550 人民元及び 1310 人民元としているが、これは下請け工場のある広東市と東莞市における最低賃金である。

参考

広東市や東莞市における 2013 年の労働者の平均的賃金レベルは、それぞれ月額 5850 人民元、2505 人民元、1550 人民元は、約 29078 円(2015 年 10 月 17 日の為替ルートによる換算)。1310 人民元は、約 24950 円。

労働時間の問題に対しては、ユニクロの PR 誌によると、Luenthai で働く織布部門の班長が残業を

することはなかったと証言しているため、改善に向かっている可能性がある。

このような過酷な労働環境の中でも製品の質を保つために、Pacific は労働者を処罰するための 58 種にも及ぶ規則が存在している。そのうち、41 種の規則は、罰金制度を取り入れている。こうした規定は、作業部門ごとに異なり、工場内の労働規程には明記されていない。作業場のホワイトボードに書いてあるだけのものもあるらしい。罰金徴収の際は、労働者の署名が求められ、用紙には 1、「対象となった行為」2、「罰金の金額」3、「私の行為に非があったことをみとめ、罰を受け入れ、二度と繰り返さないことを誓います」という文言が書かれている。Pacific 同様 Luenthai にも罰金制度を用いている部門が存在している。日本と同様に中国の場合でも、労働契約法によって、罰金制度は違法とされているにもかかわらず、罰金は行われているのだ。

しかし、生産効率の面で考えると、罰金がある方がいいのだろうか。新潟青陵大学大学院臨床心理学研究所の碓井真史教授によると、罰金の効果は一時的でしかないという。もし、罰金という罰をなくすと、以前と同じかそれ以上に悪い状態になってしまう。つまり、一度罰を与えると、やめられなくなるということだ。さらに、罰を与えられることへの不安や葛藤で心身症的な症状が出ることもあるらしい。これに対し、罰金もつメリットも調べたが、ほとんどのサイトがデメリットばかりを挙げ、メリットは書かれていなかった。このことから、罰金制度を取り入れると、仮に人員の補充ができたとしても経験の浅い労働者の割合が高くなり、生産効率は上がらないと考える。また、人材育成コストを払い続けなくてはならないため、工場側の利益にもならない。私は、何のメリットをもたらさない罰金制度は即座にやめるべきだと考える。

2009 年、Pacific では、仕上げ工程部署の労働者たちが低賃金の待遇に対して小規模なストライキを行った。参加した労働者たちは賃金引き上げを求めていたが、雇用側は暴力団を雇い、彼らに暴行を加えるなどをしてストライキを鎮圧させようとした。また、数年前には 13~15 人あまりの労働者が、作業場の耐え難い高温に対してストライキを起こした。工場側は、そのストライキを率いた代表者と積極的に参加していた他の労働者を解雇した。Luenthai でもアイロンがけの部署で何度か小さなストライキが行われているが、その度に管理側に制圧されている。これらの問題は、労働者自身が労働環境について声をあげるシステムがないということの本質としている。ストライキは、問題が浮き彫りになり、改善への一歩を踏み出せるいい機会になるのに、雇用側の人たちは、その問題が無かったことかのように対処した。解雇する、暴力を加えるなど手荒な方法で解決していると、労働者たちは自分たちの労働環境の改善を訴えることができず、我慢し続ける結果になってしまうだろう。だから、私は、政府が労働者のあげる声を封じ込めることを禁止するための圧力を作っていかなければならないと考える。

参考文献

- ・新潟青陵大学大学院臨床心理学研究所教授碓井真史(2013)、「やる気に与える報酬と罰の効果ほめ方叱り方の心理学」、www.n-seiryu.ac.jp/~usui/yaruki/batu.html(2015年9月7日閲覧)
- ・SACOM(2015)「中国国内ユニクロ下請け工場における労働環境調査報告書」、<http://hrn.or.jp/activity2/ユニクロキャンペーン報告書%20日本語%20150113.pdf>(2015年6月22日閲覧)
- ・株式会社ファーストリテイリング(2015)「服のチカラ第14号特集環境と社会のためにできること」<http://www.uniqlo.com/powerofclothes/vol14/>(2015年10月26日閲覧)

2-2. ホッキョクは開拓されるべき？

～資源開発から考える環境問題～

池本春花

1. 目的

この研究の目的は、日ごろ私たちが意識せず使っている石油や天然ガスなどの環境資源の開発、特に領有権のない北極に資源開発の手が伸びてきていることに重点を置き、調べる事である。このことにより資源開発に関わって起きる環境問題を知ることができ、地球温暖化などの環境問題に深い知識で向き合えると考えた。

2. 方法

環境保全団体のサイトや企業と環境資源の関係性を書いた記事を読み、調べた。

3. 結果と考察

はじめに、この論文における『北極』とは一日中太陽が昇らない極夜や一日中太陽が沈まない白夜が生じる『北極圏』とその周辺のことであるとする。

GREENPEACEによると、ロシアをはじめとする世界の国々が北極で行おうとしている資源開発では石油、天然ガス、漁業資源が主に対象になっているらしい。北極の氷が溶けて手付かずの海域に人間の資源開発が及ぶと考えられている。鉱物が豊富にあり、石油だけでも日本の消費量の49年分、世界の消費量の3年分になるそうだ。

ロシアの石油開発は自然環境の厳しい所で行われているので、パイプラインなどのメンテナンス不備などにより年間500万トンもの原油流出が起きている。詳しく調べた結果、2014年12月にはロシアの黒海沿岸の港湾都市トゥアプセの近くで石油パイプラインから油が流出し、非常事態が宣言された。ロシアの大手パイプライン建設企業トランスネフチの子会社によると、トゥアプセ市近くのパイプラインが23日遅くに破裂した。同社は声明で、パイプラインが地滑りのため破損し、黒海に流れ込んでいるトゥアプセ川に8.4立方メートルの油が流出したと発表した。しかし環境保護活動家たちは、実際の流出量はトランスネフチの発表の100倍近くに上る恐れがあるとしている。世界自然保護基金（World Wide Fund for Nature, WWF）は25日、油はすでに黒海沿岸を15キロメートルにわたり汚染していると述べ、被害の規模を過小評価し迅速な措置を取らなかったとしてトランスネフチを非難している。

資源開発の事故例は他にもあり、AMNESTYの記事によれば、ナイジェリアでは石油採掘にともなう原油流出や廃棄物、そして燃え上がる随伴ガス（随伴ガスは原油から分離され、ナイジェリアではそのまま廃棄物として燃やされる）の排出が頻繁に行われている。こうした公害は、何十年にもわたってこの地域に影響を及ぼし、土壌、水、大気に深刻な影響を与えている。

数十万もの人びとが影響を受け、とりわけもっとも貧しく、漁業や農業など伝統的な暮らしに依存している人びとが苦しんでいる。具体例としては、2008年8月28日、トランス・ナイジャー・パイプラインでのパイプの爆発によって、オゴニ族の人びとが住むオゴニランドのボドの入り江に、大量の原油が流れ込んだ。原油流入は2カ月以上も続き、漁が暮らしの糧であった地元住民に大きな影響を与えた。

原油流入に責任を負っていたのはシェル社。シェル社がナイジェリア石油産業規制に従って流出をくい止めなかった理由は明らかではない。自国の土地ならともかく自然とともに生きていくのが主な住民たちの土地を元の状態に戻すことなく無断で環境破壊を進めていく企業が多いことがこれらの記事から読み取れる。

そのような信用ならない企業が安全面において不安定な開発技術で北極の資源開発を進めていくと北極のすばらしい自然を今まで起こしてきた問題と同じように破壊してしまうのではないかと思う。Record China というサイトによると北極の裏側、南極について、豪紙シドニー・モーニング・ヘラルドが『南極では南極条約によって現在、資源開発は不可能であるが、2010年に中国が鉱物資源に目をつけ、南極に視察団を送り込んだ。』という記事を掲載したという。その視察の目的は中国の南極観測の現状把握、未開発の鉱物資源と潜在的な埋蔵量の実地調査である。南極条約議定書における資源開発は禁じられているが、2048年にはその効力も切れるという。それ以降のことを考えて中国政府は国内企業に海外資源の確保させるために下準備をしている可能性が高いそうだ。このことについては中国共産党中央委員会の機関紙『環球時報』も取り上げていて、三つのメディアから注目され、北極の資源開発問題と同様に重要な問題だと考えられる。北極圏で将来大量の石油が採掘できるようになった場合、石油がこれまで以上に消費される可能性が高くなり、環境保護の観点から「クリーンな社会」の形成に努めてきた世界的な流れに大きく逆行することになると思われる。

これらの問題を考えるにおいての重要な資料として『大陸棚の延長』について最後に説明しようと思う。北極争奪に関与しているといわれているのは5か国。北極点を中心にして、北極の緯度沿いに地球を切り取ってみると、アイスランド、デンマーク、カナダ、アメリカ、ロシア、フィンランド、スウェーデン、ノルウェーの8か国が円周沿いにぐるりと並んでいる。その中で北極点付近に排他的経済水域を持っているのはデンマーク、カナダ、アメリカ、ロシア、ノルウェー。各国は『大陸棚の延長』を主張できる『有資格者』である。そもそも地形を示す言葉としての大陸棚とは、海底から続く平坦な海底部分を指す。実は『大陸棚の延長』を主張することで開発可能の海域を手に入れることができるのだ。国連海洋法条約は、200海里を超える場合でも海底部分が自国の陸地から続く大陸棚の延長上にあることが証明でき、科学者で構成される国連大陸棚委員会で認定されれば最大350海里まで、あるいは2500メートルの等深線から100海里までは当該国に海底資源の開発権を認める、としている。今のところ北極はどこの国の大陸棚にも属さない空白域であり、沿岸各国がこぞって局地周辺の地質調査に乗り出している。では、大陸棚の延長を委員会に認められれば万事解決、というわけにもいかず海洋法条約では大陸棚が規定されたとしても『隣国同士の大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではない』としており、境界の決定法については『国際法に基づいて合意により行う』と定められているだけである。仮に、5か国の大陸棚に対しての科学的な根拠がすべて正当だとみなされて、各国の海域が重なった場合は、当事者間で協議するしかない。簡単に各国が境界の線引きに同意する可能性は低い。場合によっては、自分たちの主張が認められなかった国が不服として条約から脱退し、一気に緊張感が高まることも考えられる。現にロシアが2001年に大陸棚委員会に対して申請を提出した。しかし、カナダおよびデンマークは、ロシアが提出したデータが不十分であり、ロシアの主張を認めなかったとしている。3

国間の境界画定に影響を及ぼすものではないとしているが、いずれも不透明なままである。また日本は、日本・ロシア間の大陸棚および排他的経済水域の境界画定に予断を与えるような行動をとらないよう要請しているとのことだ。

資源開発は私たちの生活を大きく支える資源を得るために必要な事業である。しかし、それにおける事故は少なくない。このままでは生活困難者が増え、環境破壊も進み、私たちの生活を支えるどころか苦しめることになりそうだ。これは北極に限った話ではなく、全地域で行われている資源開発について、企業側の責任や方針を一度見直す必要があると考えられる。また、領有権をめぐる問題は、北極との『大陸棚の延長』を主張できる上記の5か国が緊張状態に入ることによって、5か国だけでなく全世界の問題に発展する可能性が高い。

これらのことから私は、現時点では北極は開拓されるべきではないと考える。現時点では、ということなので私は、今後いつか北極を開拓するべきときがくるだろうと思っている。現に世界の環境資源は年々減少し、いつかは空っぽになってしまうといわれている。そうなってしまった場合、環境資源が豊富に埋まっていると言われている北極は当然開拓される対象になるだろう。今すぐに開拓の必要はなくても、いつかは必ず全世界から求められるのだ。その時までにはこの資源開発事業の仕組みを考え直す必要があると考えている。

上記では述べていないが、北極の自然を破壊してしまうと北極で生活している動物たちにも影響を与えてしまう。具体的には、漁業資源を得る際にトロール漁業が行われるのだが、その漁法は底引き網を使い魚介類を獲る方式で、網には車輪がついていて海底を引きずっていき海底やそこに住む生き物たちに大きな負担をかけることになるだろうといわれている。それを長年行っている各国は未だにそれを改善する兆しが見えない。もちろん、石油開発などの技術も見直そうともせず、今日も資源開発を行っている。

先進国の人々も発展途上国の人々もこの資源開発の実態を知ることによって自分たちが日ごろ使っている環境資源がどのようにして得られていて、その裏でどのような事故が起こっているのか、どのような対応を企業は行っているのか、開拓されている地域の人々や自然がどれだけ苦しんでいるのかを知ることによってこれからの資源開発が変わるかもしれないと考えている。だから私は、この研究で調べたことをいろいろな場で発表していきたいと思う。そして資源開発を行う各国に他人事として開発を行うことはやめるように訴えていけたらと思う。

参考文献

- ・ Record China 『中国、南極の鉱物資源に虎視眈々、激化する資源争奪戦に参戦の構え』 <http://www.recordchina.co.jp/group.php?groupid=38708> (閲覧日：2015/8/31)
- ・ AMNESTY 『ナイジェールデータ石油採掘がもたらす環境破壊と暴力』, http://www.amnesty.or.jp/campaign/demand_dignity/niger_delta/ (閲覧日：2015/8/31)
- ・ キッズネット 『北極海にも油田があるのですか?』, <http://kids.gakken.co.jp/kagaku/eco110/answer/a0103.html> (閲覧日：2015/6/29)
- ・ GREENPEACE 『北極海の氷面積が最小—北極での石油開発を考える』, <http://www.greenpeace.org/japan/ja/news/blog/dblog/-/blog/41916/> (閲覧日：2015/6/29)

- ・ AFP『ロシアのパイプラインが破裂，黒海沿岸約 15 キロに汚染』，<http://www.afpbb.com/articles/-/3035225>（閲覧日：2015/11/16）
 - ・ 朝日新聞グローブ（GLOBE）『北極に関するデータ集 01』，<http://www.globe.asahi.com/feature/081006/data/arctic01.html>（閲覧日：2016/1/5）
 - ・ 海洋政策研究所『大陸棚の延長とは何か？』，<https://www.sof.or.jp/tairikudana/>（閲覧日：2016/1/5）
-
-

2-3.企業の取り組みによって児童の人権は守られているのか

伊崎祐斗

1. 目的

「児童の人権」という言葉を聞いて、僕がまず思いつくのは、「児童労働」です。全世界の児童労働者は約 1 億 6800 万人います。（国際労働機関（ILO）2013 年 9 月 23 日発表）これは近年世界で重要視されている問題です。児童労働は子どものさまざまな権利を奪います。それを少しでも防ぐと、たくさんの権利が守られます。家族と一緒に過ごしたり，学校に行けたり，危険な労働をする必要もなくなるのです。

だから，この問題の解決に向けて日本や海外の企業がどのように取り組んでいるのかを調べて，それによって児童の人権が正当に守られているのかを確かめたいと思いました。この研究の目的は，今の児童労働の現状，そして企業がそれに向けて何をしているのかを私たちが理解することで，よりいっそうそういう活動をしていない企業も，これから積極的に人権を守るような企業活動が盛んになっていくという意味があります。また，私たちには何をすることができるのか，何をすべきか，ということも考えるようになるのです。企業の取り組みは，私たちに考えさせて意識を変えることもできるのです。

2. 方法

主に ACE や，森永製菓，Nestle，の公式サイトを元に，児童労働と企業活動について調べました。ACE という団体を調べた理由は，日本で児童労働の解決に向けて積極的に活動している大きな NGO 団体だからです。また，児童労働がよく見られるチョコレート産業について詳しく調べました。

日本と海外の企業活動の例を一つずつ挙げたいと思います。まず日本ですが，森永製菓の「1 チョコ for1 スマイル」というのがあります。このプロジェクトは先ほど述べた ACE と協働して行われているもので，コンビニエンスストアやスーパーなどのお菓子コーナーに ACE のロゴが印刷された DARS（ダース）などの対象商品が店頭に並んでいて，キャンペーン期間中は，対象商品 1 箱の売り上げにつき 1 円が寄付金として積み立てられ，支援パートナーである ACE へ配分されるという活動です。

海外では，Nestle の「カカオプラン」というのがあります。これはチョコレート産業を持続可能なものにするために，アフリカをはじめとするカカオ農家の支援とカカオ木の保護育成を行っています。こ

のプロジェクトを始めた理由は、世界の人口が増えており、チョコレートを楽しむ人も多くなっています。カカオの木の命も永遠ではありません。カカオの実が採れる時期も限られています。しかし、その一方で農園ではカカオの木の高齢化が進んでいます。その上、そのカカオを作っているのは子供が非常に多いという現状です。この状況を改善するために、その古くなった農園に、カカオがたくさん実る「病気に強い苗木」を年間100万本以上提供しています。さらに、現地の農家や農協と協力して、効率的な栽培方法を教える勉強会を開催。カカオの木が病気になる方法や、沢山実る方法など、質の良いカカオ豆ができるまで、効率、効果の高い方法をみんなで勉強するというものです。その他にも、さまざまな側面からカカオ農家の生活をサポートしていて、水道を整備、道路環境の整備、また学校の建設や改修などもしています。これによって、カカオ農家を支援して、活性化することによって、彼らが自分たちだけで生産（自立）できるようになり、児童が働く必要もなくなり、学校に行かすことができるというものです。このプロジェクトによってカカオの生産量向上と同時に、児童労働を共同で監視して、抑止に取り組んでいます。

本来、チョコレートに児童労働の問題がある、ということは企業側からすれば隠したいことだと思いますが、問題があることを受け止めて自分たちの出来ることから向き合っていく姿勢は重要だと考えます。そしてこの2社の取り組みは、ビジネスの面でも重要な意義を持っています。先ほど Nestle が「カカオ・プラン」を始めた理由のところでも述べたとおり、カカオの木の高齢化、生産者の後継者問題があり、カカオの生産性が落ちています。その一方で需要の高まりが問題視されていて、この先の将来もカカオの生産量を維持できるのかどうか、今チョコレート産業にとっては死活問題とされています。この取り組みは、児童労働の撤廃をし、子どもたちを学校に行かせるという目的の他に、農業技術の向上によってカカオの生産量を上げていこうというものでもあるので、まさにこの問題を解決する手段にもなっています。ですので、単なる社会貢献ではなく、人権の面からもビジネスの面からも両立できる活動なのです。

また、私は9月に企業訪問でヒロコーヒーに行きました。そこではフェアトレードを行っているという認証マークを付けた商品が数多くありました。コーヒー豆も児童労働でつくられているということを新聞で読んだことがありました。その現状に対し、ヒロコーヒーはフェアトレードをし、「レインフォレストアライアンス」というフェアトレードの認証マークのついた商品を販売し、労働に見合う賃金を現地の農家に支払っていました。そして、このような社会貢献ができる商品があるということをもっと多くの人に知ってもらうため、ヒロコーヒーでは講演会などを定期的に関き、消費者に理解を得ようとする取り組みをしていました。

3. 考察・結論

1チョコ for1 スマイルでこれまでに集まった金額は、1億6477万円（2015年2月14日現在）と高額です。そして、支援した国の中の1つとして、ガーナを取り上げると、1,600人以上の児童と教師が、よりよい環境で学べるようになり、メンサクワとニアトルという2つのコミュニティの学校に、6つの教室と図書室、衛生的なトイレが建設されました。これにより、合計600人以上の児童と教師が、より安全で快適な環境で学べるようになりました。このように学習環境の改善をしたことによってこれから

は就学率の向上が期待されます。

もうひとつの例として、インドネシアをあげたいと思います。教室修繕・建設により、悪天候の中でも安心して授業に集中できるようになり、これまでなかった、より快適で安全な学習環境が整いました。児童 341 名・生徒 70 名・教師 39 名、合計 450 名の就学率の上昇・中途退学者の減少に貢献できる環境づくりが出来ました。子供だけでなく大人も救われるのです。また、清潔な男女別トイレや手動ポンプ付き井戸が設置されたことにより、子どもたちの衛生環境が改善され、学習環境が整備されました。学校建設などの他に、衛生環境の改善などもしています。森永製菓のこの活動が、カカオ生産地の以前まで悪かった衛生環境、学習環境を改善することにより、子供たちは安全に、かつ持続的に学習が続けられているのです。

一方 Nestle の「カカオ・プラン」では、現在、42,000 軒ものカカオ農家が Nestle とパートナーシップを組んでいます。苗木の提供数も、2015 年までで少なくとも 140 万本に達しています。また、カカオの効率的な栽培方法の講演会を受けた農家は 2015 年現在で、3 万軒にも上ります。毎年少なくとも 2 万人もの農家の人々が集まっており、多くの人々が知識を増やしています。それにより、生産されたカカオの実は 2015 年で 100 万トンと、非常に多くの実が育っていることが分かります。Nestle のカカオ農家へのサポートにより、カカオの品質も上がり、カカオ農家の収入も増えます。すると、児童の手を借りずに大人たちだけで生産できるようになるのです。この「カカオ・プラン」は学校建設も同時に行っているのです。子供たちは学校に行き学ぶことが出来るのです。

私が出した考察・結論は、企業の取り組みがかなり児童の人権保護に関わっているということです。企業の取り組みによって子供たちが学校に行けるようになり、教育の権利が守られたりもしています。単に児童たちを学校に行かすためのお金を集めるだけではなく、カカオの農家や、アフリカの地域の状態をも改善しています。そしてその地域の環境が変わり、自然に児童労働がなくなるようにしているのです。一時的な支援ではなく持続的な支援なのです。持続可能な農家、またはコミュニティにすることによって児童労働を防いでいるのです。このように、児童労働に関する企業活動は、決して無駄ではなく、これからもすべき、意味のあるものだと考えられます。それによって児童の人権は少しずつではありますが、確実に守られていきます。

4. 提案

この研究を進めてみて感じたことは、日本ではあまりこういった活動が見られないということです。日本の企業は環境に関する CRS 活動は多くしていますが、児童労働のような労働・人権に関する取り組みが少なめだと感じました。なので、今後の課題としては、まだ児童の人権保護に向けての活動をしている企業が少ないことです。チョコレート産業しか主にこういった活動をしていません。

だから、今後はもっといろいろなジャンルの企業が国連グローバルコンパクトや、ACE などの NGO 団体と協働すべきであると思います。企業の売り上げの一部を ACE を通して寄付することも、この二つが連携していなければできないことだからです。したがって、これからの企業は児童労働の抑止に向けて取り組んでいる団体と結びついて、企業活動をより盛んにするべきだと考えます。

また、その中で私たち消費者ができることは 3 つあります。1 つ目はこういった社会貢献ができる商

品を積極的に選んで買うことです。そうすることにより、消費者はその企業を応援するという意思表示をし、よい企業活動を支えることが出来ると考えます。2つ目は話題にしていくことです。そういった企業の取り組みは評価されないと次に進めないの、社会としてよい企業活動が正当に評価される土壌が必要です。テレビや新聞で取り上げられ評価されることもあります。今日では、SNSの普及により、個人の発言力が非常に強くなってきています。そこで、私たちが身近な人たちの間で話題にすることにより社会的な土壌がつくられていくと考えます。企業側は評価されているのだと自信を持つことができ、取り組みを続けていけるのです。3つ目は、私たち消費者が企業側に直接声を届けていくことです。買うことで応援し、より良い取り組みを認め、そのうえでリクエストしたいことを出していくと、取り組んでいる企業の側も、自分たちの行動のいい面、改善の余地がある面を考え、前に進めるのではないかと思います。

5. 参考文献

- ・ACE「世界の子ども児童労働から守る NGO ACE(エース)」, <http://www.acejapan.org> (2015/12/14)

2-4.産業の発展の裏側で何が起きているのか

～中国の現状と未来～

三宅陽和

1. 目的

授業で見た動画で、企業の活動による人権や環境について問題が増加しており、有名企業の Nestle や Dove が、国際環境 NGO 団体 Greenpeace が製作した動画などで批判されているということを知った。急速に技術が発展していく世界でも目立って成長している中国では、産業の発展は環境にどのような影響を与えているのかを知り、これからどうなっていくのかを考えることが研究の目的である。

2. 方法

ニュースの記事や中国の環境問題についての本を読むことで調べた。

3. 結果

世界一の人口で、“世界の工場”とも言われる中国は、多種多様な公害により、“中国は戦争をしなくても終わる”とも言われている。PM2.5 をはじめとする大気汚染、工場排水などにより変色した河川や湖などの水質汚濁、土壌汚染、食品汚染があり、それらは日に日に深刻の度合いを増している。

核兵器使用によって灰や煙といった微粒子が空気中に大量に漂い、日光を遮ることで起こるとされる現象を「核の冬」といい、現在の中国は“もはや核の冬に近い”ともいわれている。近年、日本でも知られるようになった「PM2.5」とは、直径 $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ (マイクロメートル) = 1mm の 1000 分の 1) 以下の非常に小さな粒子のことで、粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させる恐れがある。中国北部の 6 つ地域はスモッグの雲に覆われ、その中でも北京が最悪で、PM2.5 濃度は 1 立方メートルあたり 505 マイクログラムに達している。これは WHO (世界保健機関) が安全と認める限界値の 20 倍にあたる。北京や上海などの大都市では多くの住民はマンションの窓を厳重に閉め切り、室内には空気清浄機を取りつけている。それでも PM2.5 は自然と室内に入り込むため、せきや頭痛に悩まされている。

現在の中国が抱える水問題は、主に①水不足、②河川の汚染に分けられる。キーワードは「少ない・汚い・危ない」である。水不足の主な原因は、著しい経済発展にともなった、工場での大量の水の使用、中国全体の都市化や人民の生活の向上による大量の生活用水の消費である。中国の人口は全世界の約 20%だが、淡水は世界の約 6~7%と、とても少ない。中国人 1 人当たりの生活水量は、世界平均の約 4 分の 1 で、約 3 億人もの中国人が安全に飲める水を入手できず、そのため、毎年約 6 万 6 千人が命を落としている。中国では、水道水が先進国に比べて、5 分の 1 から 10 分の 1 程度と非常に安価なため、水の浪費も指摘されている。しかし、水道水の値上げは簡単にはできない。そうすれば、工場等の生産現場や一般家庭の負担が増大するため、経済発展の妨げとなるからだ。また、水の浪費は水道水だけではない。主に農家や工場による水乱用の結果、中国からは約 2 万 7 千本もの河川を失った。約 5 万本あった河川の半数が、砂漠と化してしまった。

水は、足りないだけではない。上海市内の一般家庭で水道水は飲めないほどであり、泥のようににご

っているところも多いという。飲料・農業・工業の主要な主水源である 7 大水系（長江、黄河、珠江、松花江、淮河、海河、遼河）の水質は、依然として 6 割近くが飲用に適さないレベルまで汚染されている。また、「がん症村」と呼ばれる地域がいくつかあり、汚染された河川・湖によって、住民に多数のガンや白血病が発生し、深刻な問題になっている。汚染水で魚が死に、それを食べた犬が死ぬといった現象が多発している。

これらの環境汚染によって生物の「奇形化」という深刻な問題も起きている。一本の手が二手に分かれたカエルや、二頭の豚が顔がくっついて生まれてきたものなど、汚染された水・食べ物によって奇形化した生物が生まれている。

このように、産業の発展にともない、抱えきれないほどの問題を負う中国だが、現在は解消されているものの、過去に我が国日本でも環境の汚染が社会問題となった。日本では、1960 年頃から 1970 年前半にかけて、経済が飛躍的に発展した。それにともない、化学工場や火力発電所などで石油や石炭などの化石燃料が大量に燃焼した結果、二酸化硫黄をはじめとする汚染物質が、大気中に多く排出された。そのため、周辺住民には、慢性気管支炎や気管支ぜんそくなどの呼吸器系の病気にかかる人が増加し、なかには命を落とす人も出た。そうした激しい健康被害の一例が、「四日市ぜんそく」である。1959 年から大規模な石油コンビナートが操業を開始した三重県四日市市では、その翌年から周辺にぜんそくの症状を訴える人が多くなり、呼吸器系の病気で死ぬ人が増えていった。大気というものは、たとえ汚れても、少しならばやがては自浄作用によって汚染物質も拡散する。しかし四日市ぜんそくでは、コンビナートの煙突から絶え間なく排煙がまき散らされ、煙突を高くすることでなんとか大気への拡散を促そうとしたものの、それにも限界があり、住民に多大な健康被害が生じることとなった。また、第二次世界大戦後の日本で、最も発展している産業のひとつに、自動車があげられる。この自動車の排出ガスによる大気汚染も、大都市を中心に問題となっている。排出ガス中に含まれる窒素酸化物や炭化水素などは、呼吸器に入って気道を刺激したり、気管支や肺にがんを発生させたりする。それらの物質から光化学オキシダントが生成され、光化学スモッグの原因となり、目やのどを刺激し、息苦しくなるなどの症状をもたらすこともある。とくに、ディーゼル車から排出される浮遊粒子状（SPM）は、肺気腫や肺がんの原因となる。

さらに、大気汚染のみならず、水質汚濁・土壌汚染という問題も抱えていた。鉱山や工場などの生産過程で生じたメチル水銀・PCB・シアンなどの有害物質を含んだ産業排水が、適切に処理されないまま河川や海に放流され、水域を汚し、健康に被害を及ぼした。たとえば、工場の排水中に含まれていたメチル水銀は、「水俣病」という大きな健康被害を引き起こした。「水俣病」は、1956 年頃、熊本県の水俣湾沿岸地域で発生した。工場の生産過程で生じたメチル水銀が水俣湾へ流れ出て、プランクトンや藻類に蓄積し、それを小魚が食べ、その小魚を大きな魚が食べるという食物連鎖の過程で、有害物質が濃縮されていくということが起こり、その大きな魚を食べた人間の胃腸からメチル水銀が吸収されて、肝臓・腎臓・脂肪・脳などに蓄積していった。患者には、視野が狭くなったり手足が麻痺したりするなどといった、メチル水銀中毒特有の症状が見られ、妊婦では、胎盤を通じてメチル水銀が胎児へと移行し、胎児の脳にまで影響が見られた。また、現在でもこの病に苦しむ人々がいる。また、かつては、カドミ

ウムなどの重金属やヒ素などの有害物質が金属鉱山や精錬所から排水・土砂・粉塵などにまじって排出され、周辺や河川の下流域までの土壌を汚染することもあった。カドミウムに汚染された土壌で育てられた米などの農作物にカドミウムが蓄積され、それを食べることで腎臓がおかされ、骨が折れやすくなる、「イタイタイ病」などの大きな健康被害が起こった。1950年代に富山県神通川流域で発生したこの「イタイタイ病」は、骨がもろくなる骨軟化症を起こし、くしゃみをしただけでも骨が折れたりして痛むため、この名前がつけられた。

これらのような環境汚染の問題は、「公害」と呼ばれ、社会問題になった。これらの公害は、高度経済成長期にあった日本の、産業の発展によって起こり、地域住民に大きな影響を及ぼした。原因となった工場や鉱山は大きな反感を呼び、国民の、国への批判は高まった。政府は、四日市ぜんそくへの対処として、法的規制を強め、硫黄分を取り除く、脱硫装置の設置を義務づけるなどすることで状況は改善し、今ではきれいな空が戻ってきている。熊本県で起こった水俣病は、迅速な対処が行われなかったため、後に起こった「新潟水俣病」でも過去の経験や教訓が生かされず、被害が拡大した。その後、法律での工場排水の基準値の制定や、設備改善のための財政支援といったさまざまな社会的対策がと進められ、これらの有害物質による水質汚濁は大きく改善された。イタイタイ病は、1955年に最初の研究報告がなされてから、1968年に当時の厚生省から正式見解が発表されるまで、じつに13年が費やされた。患者への補償、神岡鉱業の環境対策、土壌の復元が進み、2013年に全面解決となった。

これらの公害による問題が改善された後も、現在まで維持してきた安全な環境は、日本が長年積み重ねてきた努力があってこそのものである。現在の日本では環境基本法に基づいてさまざまな総合的・計画的な対策がとられている。まず環境汚染を防ぐ対策として、環境を汚染する物質を出さないことを目標に、各種の汚染物質について排出基準を設け、排出が規制されている。また、汚染を食い止めるために、維持されることが望ましい環境についての基準である環境基準の設定、その基準が守られているか、常に環境の監視・測定が行われている。さらに、新たな汚染を防ぐために、環境基本計画の作成、環境影響評価の推進が進められている。また、対策を行っても健康に被害が出てしまった場合は、被害者への経済的な補償とともに、環境汚染を早急に除去・改善が行われる。また、いまは被害がなくても、その危険性が予見される場合は、予防的措置がとられる。

4. 考察

これらを調べた結果、日本は政府・企業が、かつて起こった深刻な問題の経験を教訓に、負の遺産として生かし、徹底した法的規制を含む社会的対策をとり、人々の命と健康を常に優先させ、事前のすばやい対応をとるなどして、安全な環境の保全に努めてきたことがわかった。

また、公害が問題となった当時の日本では、環境汚染といえば公害を意味するものと考えられていた。特定の地域における産業活動によって引き起こされる問題であり、「加害者は企業、被害者は住民」という構図でとらえられていたが、近年の環境汚染の多くは、大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会の仕組みや、便利さや快適さを過度に追求する私たちの生活様式におもな原因があり、「私たちが加害者でもあり、被害者でもある」という構図に変化してきている。このように、政府や企業だけでなく、国民一人ひとりが意識を変え、社会全体の改善を推し進めていく必要がある。

現在の中国では、産業の発展に力を入れすぎるあまり、政府が第一に考えるべき、国民の安全に目を向けていないという現状がある。急速な経済発展のおかげで、世界有数の経済・産業大国となった中国だが、外向きの姿だけでなく、一国として、自国を守ることが重要である。そのためには、政府、企業、国民による、国全体の、環境保全への意識改革が必要である。

参考文献

- ・ 渋谷司（2014）「人が死滅する中国汚染大陸」経済界
- ・ 富坂聡（2014）「中国汚染の真相「水」と「空気」で崩れる中国」KADOKAWA

3-1.女性が育休後働きやすい環境をつくるためにはどうすればよいか

二見谷唯奈

第1章 制度の利用と社会進出の課題

まず、育休や産休といった制度について理解しておく必要があるだろう。(図①厚生労働省より)産休とは産前休業と産後休業のことで、出産予定日の6週間前には、請求すると産休取得が可能で、産後8週間は産休取得が義務付けられている。育休とは育児休業のことで、条件を満たせば1歳に満たない子供を養育する男女労働者は会社に申し出ることにより子どもが1歳になるまでの間希望する期間、育児のために休業ができる。産休は義務であるのに対して育休は自己申告であるために離職する人や産んですぐに復職して両立することの難しさに直面する人も少なくないようだ。また東京都の調査によると男性のうち、68.9%が育休を取得したいと思っているにもかかわらず、男性が制度を利用することがまだまだ浸透しておらず、男性の育休取得率はわずか2%以下であり、取得した場合でも期間はわずか数日がほとんどである。男性の取得が社会においてもっと盛んになれば男性が子育てにかかわる時間が今よりもぐんと増えることが予想される。またそういった場が増えると、古くからある「男は仕事、女は家庭」といった考え方を断ち切られるかもしれない。女性においては2009年厚生労働省によって行われた「子育て期の男女への子育ての両立に関するアンケート」調査によると離職者のうち34%の人が、第一子の妊娠が理由だと答えた。また仕事を続けたくても、仕事と子育ての両立が難しく断念した人が26%。強制的な解雇や退職をすすめられてやめてしまうといったケースも少なくはない。働く意欲はあったものの断念した人は約8割にも及ぶことがわかった。また働く女性が増える一方で保育園の不足が深刻となり、待機児童の数も増加しつつあり重く課題としてのしかかっている。

このような日本の現状は女性の社会進出の大きな壁となっていると考えられる。出産と仕事のどちらかを選択しどちらかをあきらめるのではなく、出産も仕事も両立できるような環境作りが必要であると考える。仕事だけを選ぶ女性が増えると少子化がますます深刻となり、今すぐにも対策をとらなければ手遅れとなってしまうかもしれない。ではいったいどうすればこの厳しい状況を打破することができるのだろうか。

第2章 社会復帰に向けての具体例

第1節 企業内保育施設とは

子どもを預けることができず、仕事への復帰が難しくなってしまった女性を少しでも減らす解決案を提案する。それは、企業内保育施設を設置するという方法である。企業内保育施設は、企業が育児中の従業員のために事業所または事業所周辺に設ける託児施設のことである。国の認可外保育施設に分類され、預かる子どもの人数や、子ども1人当たりの部屋面積などいくつかの項目基準を満たす場合は、国や自治体から助成金が支給される。さらに1社ではなく、複数の企業が連帯して新しい保育施設を作ることを実現させたい。こうすることで、1社の負担が軽減され、大企業だけでなく小規模の企業でも取り組みやすくなる。また企業内に保育施設があるということは企業にとっても大きな宣伝効果が期待でき、より優れた人材の確保につながる。企業内保育施設は一般的な認可保育園に比べて、児童数も少な

く一人ひとりに保育士からの目が行き届きやすくなる。アットホームな雰囲気の中でゆっくりと子どもたちとかかわっていくことができるため小さな変化にも気づきやすく保護者にとっても安心できる。また保育士にとっても預けている親が同じ企業であるため、ある程度決まった休みが取れるといった点も利点である。

従業員の平均勤続年数がのび、離職者が減少するため、新規採用者、また新規採用者の育成コストも抑えることができる。従業員の士気、モチベーションやモラルの向上、企業に対する忠誠心、従業員の満足度向上によって間接的に業務の効率化が予想される。また従業員を大切にしようとするそういった企業の制度は周りから賛同を得ることができ、対外的なイメージや価値の上昇が期待される。次世代育児支援の一環として各自自治体とのかかわりを持つことが多くなり社会的認知度のアップにもつながる。また図②（主婦の会保育サービスのニーズについてのアンケートより）を見てみると、多くの女性が利用を望んでいることがわかる。「いいえ」や「わからない」で答えた人の中には料金次第で変わるという意見や通勤・通園についての不安があるという意見が多くあることが分かる。削減できる部分はなるべく削り、預ける親のニーズに合わせて柔軟な場にしていきたいと考えている。

全国にいくつかある事業所内保育施設は約 4100 か所だといわれている。そのうち約 6 割が女性労働者の多い職場である病院内の設置で、それ以外の企業内の設置はまだまだ普及が進んでいない。また平成 23 年度の厚生労働省の調査によると、企業内保育施設の新設が 212 か所あったのに対して 117 か所の施設が閉鎖や休止に追い込まれてしまったという結果が表れている。定員や面積など一定の基準を満たせば国の制度によって助成は受けられるものの費用や場所を確保する企業側の負担が大きい。企業によっては自社社員では利用者が定員に達せず、近隣にも呼びかけを行うところもあるようだ。営業面においての課題も残っている。

第 2 節 実現への取り組み

合同で運営する企業同士であらかじめ以下のようなことを取り決めておかなければならない。運営にかかわる費用の分担を決定して同意書に契約を交わす。同意書を用いることで決定事項の取り消しができないようにする。また各地域における保育施設設置の基準を満たし、届け出の提出をし、指導監督を受ける必要がある。乳幼児の定員を 10 人以上にして 1 人当たりの面積を 7 平方メートル以上用意し、小さな子どものための乳児室や保育室を設ける。万が一の場合に備えて医療機関との協力体制を整えて、迅速で適切な対応が取れるようにする。年間の運営予定を立てて計画的に事業を進めていく。年々増えつつある待機児童を減らすという役割も担うため、定員がオーバーしそうになった時にはできるだけ地域の保育施設に通ってもらえるようにする。そのため待機児童を優先して入所を受け入れていく。

預ける親がみんな同じ企業であるということから同じ日に休みを取ることができず、運動会や音楽発表会を開くことは難しいと考えられる。しかし七夕やクリスマスなど季節の行事は積極的に取り組んでいきたいと思う。企業内保育施設は保育スペースや保育のための設備が十分に整っている状態を作り出すのは困難であると考えられる。だがそうした限られた設備の中でいかに子供を楽しませられるかは保育士の腕の見せ所となる。また遊びや行事を充実したものになるようなアイデアを考えることが彼らにとっての働きがいとなり、充実した業務を果たすことができる。働く保育士の人数も少なく済み、保育

士同士の間で起きる人間関係の問題も起こりにくく、子供の様子を意見交換するコミュニケーションの場が整う。保育施設内のおもちゃや本などは新しく買うとお金がかかるので、社員のうち子どもが大きくなって使わなくなったものを合同企業内で集めるということでコスト削減につなげていきたいと思っている。

もし自分が急に仕事に行けなくなり、子どもを預けたいと思っても企業内保育施設であるという理由から利用しにくいという環境は望ましくない。だからたとえ企業で働く親が病気や突然の用事ができて会社に出勤しないときであっても保育施設を利用することができるような制度を設けておきたいと考えている。この企業内保育施設設置案に関する問題点として①土地の確保②保育士の確保③児童の受け入れ制度の3つが考えられる。その中でも私は①の土地の確保について取り組んでいく。経済的に余裕があり、企業の近くに新しい土地があれば新しく保育施設を設立する。もしそれを実現することが難しくなった場合、次の方法としてマンションやアパートを借りて保育施設として利用することを提案する。コスト的にも準備期間の面から考えても実現しやすい。それももし厳しいときは連携した企業内の空き部屋を使用して企業内保育施設を設置するという方法をとる。企業内の設置は子どもが近くにいるという安心感、送り迎えの時間と手間の削減、病気やけがをしたときにすぐかけつけられるという点で有効である。

第3章 これからの課題

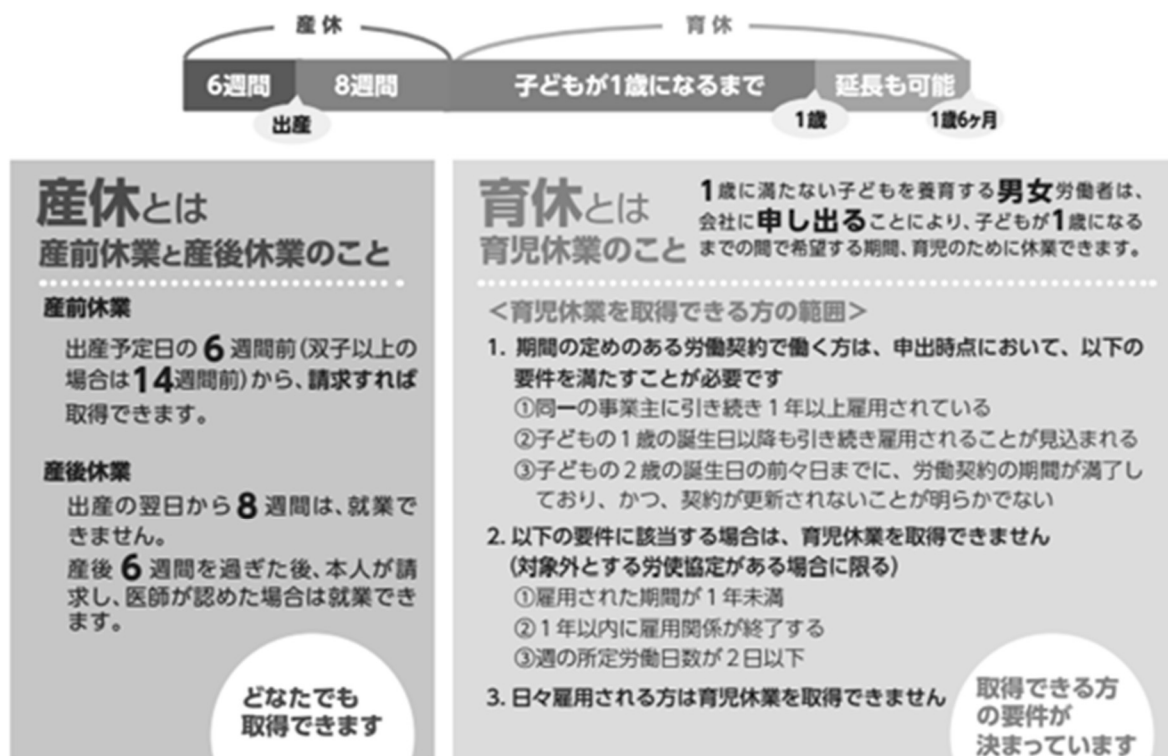
このように女性が育休を職場復帰しやすい環境を作るための提案を行った。それはいくつかの企業が合同で保育施設を設置するという改善策である。これまでの研究からこれから解決していくべきであると思ったことは2つある。

1つ目は利用者の子どもの大きくなったとき新しくほかの保育園を探さなければならないという点である。三歳以上にもなると屋外の運動環境や友達を作るための集団規模の環境も子供の成長を考えると用意すべき要素であると考えられる。子供の成長に伴って必要になってくる条件が変化していくのでそれに合わせた対応が大事である。

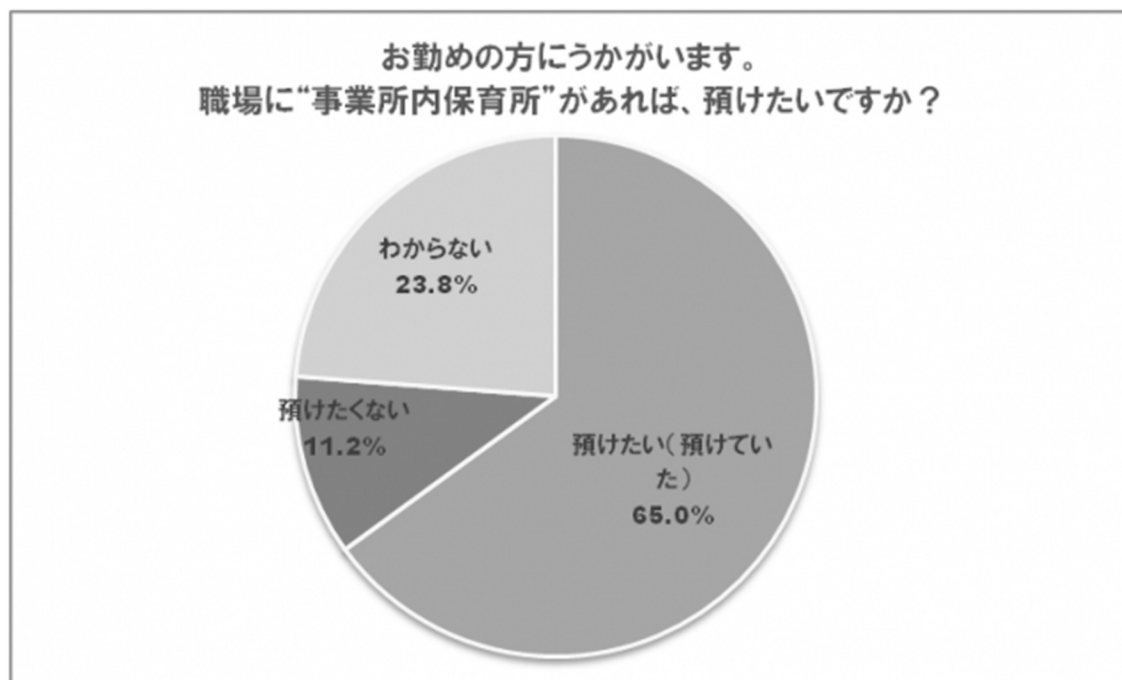
2つ目は通園の問題である。通勤ラッシュの時間帯に子どもを連れて出社するのは難しいかもしれない。親はピリピリした状態の車内で普段以上に気を使う必要があるし、子どもも大勢の大人に囲まれることによって圧迫感を感じたりして長時間の乗車や静かにし続けることはできない。企業内保育施設のメリットを生かしつつ、いくつか考えられる課題に取り組んでいきたい。実現させてからもずっと続けていくためにも実際に社内に保育施設を設置している企業へ行って、預けている親やそこで働く保育士の意見を参考にしたい。また、保育スペースの環境や保育施設内の雰囲気も調査したいと思う。実際に自分の目で確かめることによって新たに得られることもあるのではないだろうかと期待している。

預ける親、保育士、企業、どの立場にある人にとっても充実した仕事を行うためのサポートができるような保育施設設置を実現できるようにしていきたい。

図① <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/31.pdf>



図② <http://www.shufunotomo.co.jp/soken/?p=962>



参考ウェブサイト

- ・ <http://www.kids-21.co.jp>
- ・ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ryouritsu01/dl/qanda01.pdf>

3-2. 出産後退職する女性を減らすために企業はどういったことをすれば良いか

小原茉莉子 奈須まどか

・課題・

現在、少子高齢化問題と労働力人口減少問題が同時に進行している。このような日本社会の問題を解決するために働く女性の活躍は必要不可欠だ。

働く女性が必要とされている主な理由のうちまず1つ目が、経済成長を高めるということだ。ゴールドマンサックスが発表したレポートの試算によると男女の雇用格差を解消できれば、日本の就業者数は820万人増加し、GDPの水準は15%押し上げられる効果がある。女性の社会進出の鍵を握るのは専業主婦であるが、電通総研は結婚や出産で退職・離職した25～49歳の主婦が希望通りの再就職をした場合、消費の増加による直接効果は3.0兆円、経済波及効果は6.4兆円となると試算している。日本の経済は依然として低成長である。2010年には中国にGDPが抜かれ世界2位の座を明け渡した。今後人口減少が進む中で何も対策を取らないでいると2050年にはインドに抜かれ4位に転落しその経済規模も中国、米国の1/6、インドの1/3以下の規模となり、先進国の座から脱落すると経団連は警笛を鳴らし、その解決策の1番目に女性の労働参加率を高めることを提言している。日本の経済成長の鍵は女性である。

さらに2つ目の理由で挙げられるのが、働き手の確保である。日本の生産年齢人口(15～65歳未満)は減少し続けている。つまり将来的に不足する働き手の確保のために女性の社会進出が必要なのである。内閣府は「現在、生産年齢人口の全ての人が働いているわけではなく、そうした人々の就業を促進することで、働き手を増やすことができる。」と指摘している。その働き手として女性が期待されているのである。

グラフ①から分かるように、1980年、日本では夫婦のうち男性が主な働き手となる片働き世帯が主流であった。その後、共働き世帯数は継続的に増加し、1997年には共働き世帯が片働き世帯数を上回ることとなった。その後も共働き世帯は増加を続けており、片働き世帯数との差は拡大傾向にある。このことは女性の労働意欲の上昇を大いに表している。しかし労働意欲の上昇に反し、出産前後で職場を退職する女性の割合は増えている。(グラフ②)

さらに、退職理由の35.1%が勤めていた企業に対する問題である。(グラフ③) 仕事と育児の両立が難しかった具体的理由の最も多い原因として述べられているのは、勤務時間が合わないことである。さらに次に多い理由として、職場に両立を支援する雰囲気になかった。ということも述べられている。このようなことから、出産後退職する女性の割合を減らすための取り組みを企業が行っていく必要があると考える。

そこで私たちは先ほど紹介した理由の多い2つに重点を置き、それらを解決する方法を考えた。では、出産後退職する女性を減らすために企業はどういったことをすれば良いのだろうか。

改善策①

ここで、仮の企業の会社員を設定し、そこから得られる問題点を取出して改善策を述べていこうと思

う。仮設定の企業は製造関係会社、勤務時間 9 時～18 時、残業ありとする。二歳の子供がいる 30 代女性社員 A は、保育園の送迎時間が毎日 7 時半～18 時半まで、と決められており、勤務先から保育園に向かうまで、1 時間弱かかるため、毎日 17 時に早退という形をとっている。A の行っている仕事は、5 人グループで作業していくという体制であり、そこで一緒に働いている社員の細かい人物像は、

男性社員 B50 代独身グループのチーフ

男性社員 C40 代妻と中学生と高校生の子供

女性社員 D40 代独身

女性社員 E40 代夫と高校生と大学生の子供

とする。

女性社員 A は、育児と仕事を両立したいという強い意志を持って仕事に復帰したが、自分が毎日仕事を早退しなければいけないことでグループの仕事が以前のように進まなくなっている状況が、グループの社員たちに迷惑をかけていると思い悩んでいた。また、その女性社員 A の思いと並行して、グループの中で不満や悩みも生まれていた。グループのチーフである男性社員 B は、女性社員 A に対する仕事の割り振りで悩んでおり、短時間勤務の女性社員 A は働く時間が短いため、つい、簡単な仕事や目標を与えてしまっていた。一方で、制度を利用する女性社員 A は、簡単な仕事ばかりで意欲が持てない、将来の展望が描けないという思いも持っていた。さらに、その他のグループの社員達は短時間勤務のため女性社員 A ができない仕事ばかりが与えられ、自分たちにしわ寄せが来ていると不満を抱いていた。また、1990 年代に出産した女性社員 E、父親になった男性社員 C は自分たちに幼い子供がいた頃と現代に大きな差があることに戸惑っていた。

ここで 1990 年代の育児支援について簡単に説明しようと思う。「育児支援度」は 1990 年代に上昇し、中小企業でも育児支援策の導入が進んだ男女雇用機会均等を進める上では、女性の離職を抑止する制度整備は重要であると考えられることから、均等度と育児支援度は推移すると予想されていた。しかし、育児休業法に先行して男女雇用機会均等法が施行されたという法整備のタイミングの違いや雇用機会均等に比べて育児支援策は制度導入コストがかかることなどで、産休、育休を利用することは主流となっていなかった。

また、女性社員 E は結婚を機に退職していたため、産休・育休制度、または会社からの育児支援というものを経験していない。したがって、女性社員 E は仕事を早退するなら周りに負担がかかるため退職して欲しいという意見をこぼし始めていた。このような不満はこのグループ内だけでなく、会社全体に広がり始めていた。また、育児をしながら仕事を続ける女性の増加により、短時間勤務制度を利用する人も増えてきているため、以前のようにうまくいかなくなり、こうした課題にどう対応するか模索していた。

このような社員の不満や悩みに当てはまることは、育児をしながら働く社員に対する知識や考えが漠然としており、さらに、育児をしながら働く社員が働きやすくなるような職場にしたいなどという向上心のある意見がないということだ。

このような問題を解決するためにまず考えられるのは、会社の中で子供のいる女性（男性）が働きや

すい職場になるような方策を考え、実行していく部署、または委員会を作ることだ。

女性社員 A が働く会社では「子育てをしながら働く女性社員を支援する委員会」を立ち上げることになった。この会社では元々育児支援がなかったわけではないが、管理職からの指示で育児支援が行われていたため、実際に育児をしている社員の意見などはあまり取り入れられていなかった。しかし、子供がいる女性社員のために委員会や部署を作ることは、社員たちが委員会を進めていくことになるので、管理職よりも子供がいる社員との距離が近く、意見が取り入れやすくなると思う。

まず、この委員会では課題でも述べたように労働力人口の減少と出産後退職する女性の問題を照らし合わせて委員会で話し合い、それぞれの企業の現状、問題点を把握し、それから政策を考えていくことから始めていくこととなった。

委員会の中心メンバーは

女性社員 F30 代夫と保育園に通う子供

女性社員 E40 代夫と高校生と大学生の子供 2 人

女性社員 G40 代独身

男性社員 B50 代独身先ほど挙げたグループのチーフ

男性社員 H30 代独身

男性社員 I40 代妻と中学生と高校生の子供

で構成されている。

委員会の中心メンバーになった人物は皆家庭状況が異なっている。このように経験してきたことや意見が違う者たちを委員会に入れることで、様々な世代の様々な意見を取り入れることができ、さらに様々な世代の者に現代の働く女性の現状を把握させることができると考えた。

立ち上げた委員会では、まずグループ内の仕事の割り振りを見直した。月に一度はグループのチーフが面談を行って仕事の状況をきめ細かく確かめ、定時退勤する社員に簡単な仕事だけを割り振るのではなく、日中に終わる重要な取引先を選び出し、一手に担当させるなどした。こうすることで、子育てをしながら働く女性の労働意欲が上昇できるのではないかとの意見でまとまった。

しかし、グループ内の不満や悩み、委員会を立ち上げた理由、すべての問題に共通しているのは、社員同士の「意識の違い」という点である。学校生活と同じように職場内でも人間関係はかなり重要なものだ。話し合いを重ね、意識を同じ方向に向けることでチームワークも高まり仕事の効率も上がる。

子育て以外に視点を移してみると、例えば、今は子育てをしながら働いていなくても、将来的には、親の介護で同僚に負担をかけることがあるかもしれない。育児は数年だが、介護はどのくらい長く時間がかかるか見当がつかず、介護の負担の方が大きいかもしれない。そう考えると“お互い様”であり、この意識が職場で必要となっていくのではないだろうか。一見簡単なことのようにだが、これを徹底することで社員の中での子育てをしながら働く女性に対する意識は大いに変わると考える。

グループワークに必要なことは、積極性、受け身にならないこと、周りのことを考える、など他にもあるが、このようなことをまずは「働く女性社員を支援する委員会」のメンバーが中心となって意識し、広めていくことでより良い社内環境につながるのではないのではないかと考える。

改善策②

残業なしで定時退勤するための政策と効率の良い仕事の徹底

まず改善策①で立ち上げた委員会で子どもを持つ女性従業員が働きやすい会社を作るにはどのようなことをすれば良いのかを話し合うことにした。話し合いの結果、仕事と子育てを両立できる企業の方が、業績が良く、企業側にとっても子どもを持つ女性従業員にとってもメリットが大きいということである。

実際に 2005 年度に厚生労働省の委託により「両立と企業業績に関する研究会が実施した調査によると、両立支援を行っている企業の方が、従業員 1 人あたりの売上高や経常利益が高いことが分析されている。両立支援の実施状況のみでみた場合、両立支援度が低い企業の 1 人あたり経常利益は 220 万円であるのに対して、高い企業は 380 万円と、約 1.7 倍になっている。

このような結果になる理由として、第一に「優秀な社員」が集まることがあげられる。企業の成長に人材は必要不可欠だ。良い人材を確保するために企業は育児と仕事の両立支援を売りにし、子どもができて仕事も続ける意欲のある女性社員を確保する。実際に、両立支援に取り組む企業は、両立支援に必要な人材を確保するための投資と考えているところが多いため、社員の確保が容易になり、良い人材を確保することができる。また、この支援によって、育児と仕事が両立できる環境が生まれ、そしてその環境が長期間勤務を可能とし、熟練の社員が増え、結果的に業績が上がり、さらには企業のイメージアップにもつながる（グラフ④）。

また、両立支援に取り組むことで、他社を働きづらいついて辞めた優秀な人材を中途採用できれば、他社で教育訓練された即戦力を獲得したことになる。このことから、まずは実際にこのような結果が出ていることと、このような結果になる理由を社員に知ってもらうため、これらのことを手紙にして全社員に配布した。そして、全社員がその事実を知った上で、育児と仕事を両立できる企業にするためには残業システムをなくし、定時で必ず帰宅できる会社作りを行うことが必要であると結論付けた。そしてこれを実現するために、残業なしで定時退勤するための方法を考え、効率の良い仕事を職場内で徹底することを考えた。

だが、日本では残業がない企業はほとんどないと言われている。そこで、残業をほとんどしないとされている海外に目をむけて、海外の残業事情と日本の残業事情を比較してみた。その結果、非常に大きな違いとなって浮き彫りになるのが「残業」に対するイメージだ。日本では「残業をしない社員はさぼっている」というイメージを持つことも少なくない。また、日本は他国より職場の人間の仲間意識が強いと言われており、「先輩より先に帰るのは気が引ける」「みんな残業しているから自分もしなければ」というような考え方を持つ人がまだまだ多くいるのが現状だ。

一方、他国の仕事に対する考え方は日本とは全く違い、ワークライフバランスが重視されている。ワークライフバランスとは、「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す（Wikipedia より）。例えば、世界的に見てもワークライフバランスがとれていると言われるオーストラリアでの労働に対する姿勢は、基本的に「勤務時間内にできる限りのことを精いっぱいする」というものである。そのため、あ

まり残業ばかりしている人は「とても作業効率の悪い人」という評価が下されることがしばしばである。また、定時が過ぎても会社に残って仕事をしている人には「時間内に与えられた仕事すらこなす能力がない人」というレッテルが張られる。さらに、その人だけでなく、時間内に終わらないほどの仕事量が一人に偏っているということで、「企業としてのマネージメントもうまくいっていない」というように解釈されてしまう。このように、日本と海外では残業に対する意識が根本から違うのだ。

そして、残業のデメリットとして、

- ・長時間労働による集中力の低下などから起こる作業速度低下、品質の劣化
- ・肉体的、精神的な疲労、健康状態の悪化
- ・疲労の蓄積による集中力の低下などから起こる作業速度低下、品質の劣化

などが挙げられる。

さらに、疲労やそれを原因とした疾患などから人材を失うことになる可能性もある。これは個人的な問題に見られてしまうことが多いが、企業の損失に他ならない。

このように、企業側から見ても、経営の面、労務管理の面からデメリットが非常に大きいのが分かる。また、育児もしなければならぬ社員にとって残業は負担でしかない。まずは日本にも残業をせず、定時に帰宅することが当たり前だという考え方を取り入れることが必要だ。だが、長年、残業をする社員の方が偉い、頑張り屋、まじめという考え方が主流な日本でいきなり全社員に対する考え方を変えることは不可能だ。そこで、企業側に社員が残業をしなくなるような制度を導入すれば残業をする社員もいなくなり、自然と残業に対する意識も変えられるのではないだろうか。

改善策として、

・業務終了間近になると利用中のパソコンに自動的にメッセージを表示させ、一定時間が経過したら強制シャットダウンする仕組みにする。

- ・オフィスを完全にシャットアウトして立ち入りを禁じる。
- ・定時になるとオフィスの空調を停止する。

このように、企業側が社員に定時退勤を促すような会社にすれば残業は減り、育児で忙しい女性社員の負担も軽減される。

- ・残業手当を出さないなどが挙げられる。

日本の労働基準法第32条で、「使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働をさせてはならない」と定められている。つまり労働時間には限りがあり、これ以上の労働はすべて残業になるのだ。ちなみに労働者がこれを超えて働いた場合、雇用主は必ず通常賃金の25%以上の割増金、午後10時以降の深夜労働も同じく通常賃金の25%以上を払わなければならない。つまり、労働者が深夜残業を行った場合、合わせて50%以上の割増金を払うこととなる。もし、残業手当がなくなれば、好んで残業をする社員もいなくなり、残業をせず定時に退勤できるようにするために効率よく働くだらう。

そして残業をせずに帰宅するには、これらの改善策に加え、これまで残業の時間を使って終わらせていた仕事を定時に終わらすために効率良く働かなければならない。そのために考えられる改善策として、

・仕事に優先順位をつける

漠然と目の前の仕事を片っ端から減らしていくことを考えていると、いつまでやったら終わるのが全く見えてこない。また、本当は提出しなくてはいけなかった仕事も、他の作業に手間取ってしまったおかげで遅れてしまうこともある。そこでまず、今どんな仕事を抱えていて、それぞれいつまでにやらなくてはいけないものなのかを把握する。そして次に、それぞれの仕事にどれくらいの時間がかかるのかをざっとイメージする。そうすれば、今日やらなくてはいけない仕事と明日でも良い仕事が明らかになり、効率化を図ることができる。

・タイマーを使う

何をするにも集中力を維持するのはむずかしい。まして仕事環境においては、デスクの電話がなったり、上司や同僚が話しかけてきたり、PC やスマホにメッセージが着信したりと、集中を切らすにはもってこいの妨害が多すぎる。そんななかで、何か一つの仕事に集中して取り組みたい時には、タイマーを使用するのが良い。自分で何分働いたら何分休憩をとると決めて作業に取り組みしてみると、効率良く仕事がこなすことができる。

・会議を精選する

必要最小限の会議のみを行えば時間を有効に使える。会議にも人件費がかかっており、例えば、1時間の会議に5人が出席すれば、5時間分のリソースがかかることになる。また、わざわざ大人数が一堂に会するよりも、短時間で個々に募った方が質の良い意見をもらえる場合もある。毎日会議を開くのではなく、意見を交換し、議論によってさらに新たなアイデアが生まれる場を持ちたい時や、一人では決めかねる具体的な課題があり、様々な角度から見たうえで最良の回答を導きたいとき、同意を一気に得たいときなど大人数で話し合うことが必要な時にのみ開くこととする。また、あらかじめ会議の存在と内容を従業員に伝え、会議に参加するかどうかの判断は個人に任せる。「関係ありそうな人」が会議に参加するよりも、「議論に参加してほしい、専門の意見を聞きたいという人」だけが「関連のある部分」だけ会議に参加し、その他の人には議事録を送って後ほど手短かに説明する。そして誰が、何を、いつまでに、どういう形で仕上げなければならないのかを必ず会議の最後に確認する。

このように、企業側に社員が残業をしなくなるような制度を取り入れ、社員一人一人が効率の良い仕事を心がければ、定時退勤が可能になる。定時退勤が可能になれば、子育てで忙しい社員の負担も軽減される。

これまで残業を無くし、効率よく仕事をするための考察に重点を置いてきたが、育児時間の確保のためには残業を無くし、効率よく仕事をするのが先決であると考え。これまで述べてきた改善策を実際に企業に取り入れることができれば、今よりも断然働きやすくなり、出産後退職する女性の数も減らすことができるだろう。

・まとめ・

産休育休制度の探究をするにあたって、私たちは女性が退職する理由の中で多かった理由のうちの2つを取り上げたが、この他にもまだ問題点は残っており改善していく必要がある。

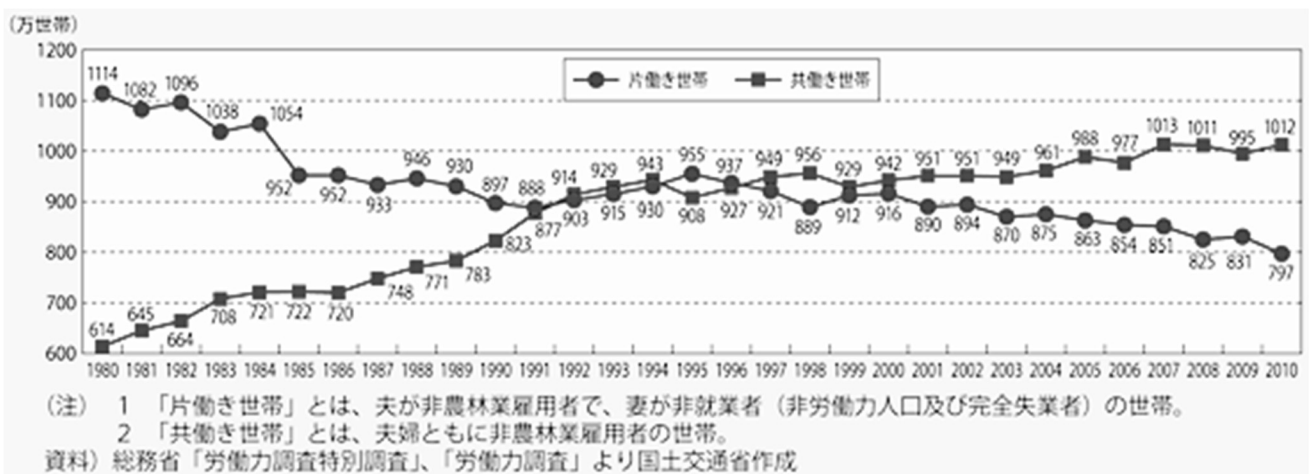
さらに、企業の育児支援度が上昇し始めたのは1990年代からだが、そのころ育休制度を取得する女

性社員も少なく、2000年代に入ってからこれらのことが多く利用され始めているため、まだ主流とはなっておらず、そのために日本独自の考えが定着しており、新しく考えを根付かせることも厳しくなっているのが現状だ。

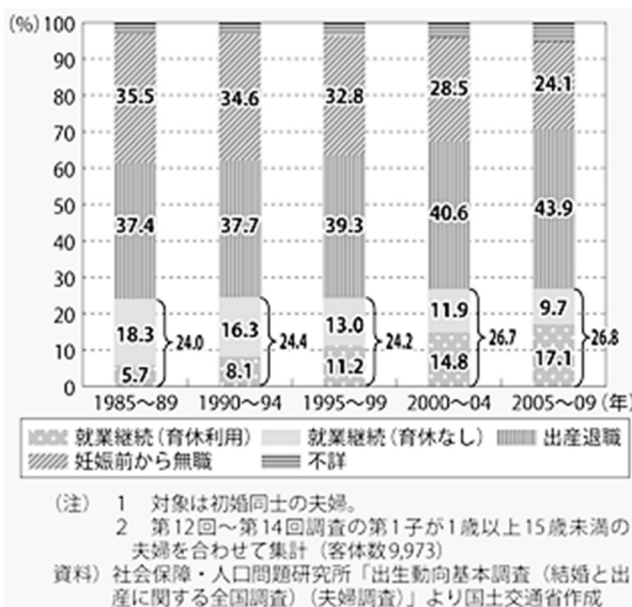
今すぐに意識を変えることは難しいが、育児休業をとる社員が増えたり子育てに積極的な社員が増えたりすることで、自然に意識が根づいていくのではと現段階で考える。

さらに、継続的な成長を目指す企業は、中長期的な職場環境の整備も含めて、女性の活用に本腰を入れていくことが必要である。

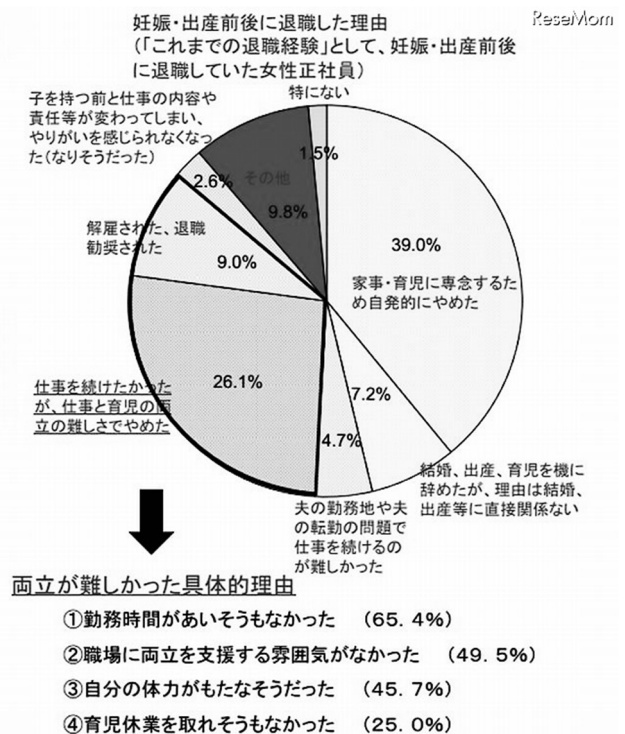
そして現代の産休育休取得者や子供を持つ働く女性が実際に制度を利用して思ったこと、学んだことを次の世代、言えば次の世代の私たちに引き継いでいくことで、彼女らに対する知識や考えが定着していくのではないだろうか考える。



グラフ①共働き世帯数と方働き世帯数の推移



グラフ②出生動向基本調査



グラフ③妊娠・出産後に退職した理由

3-3. 育休後、女性が働きやすい環境を作るためには

山口真奈

第1章 育児休業取得の現状

まず初めに産休や育休の制度について理解しておく必要があるだろう。産休とは、産前休業と産後休業のことをいう。産前休業とは、出産予定日の6週間前から請求することで取得することができる期間のことで、産後休業とは、本人の申し出に関係なく、出産の翌日から8週間は就業できない期間のことである。しかし、産後6週間を過ぎた後、本人が申請を出し、医師が認めた場合には就業することができる。また、育休とは育児休業のことである。一歳に満たない子どもを養育する男女労働者は、会社に申し出ることにより、子どもが一歳になるまでの間で希望する期間、育児のために休業することができる。産休と育休の大きく違うのは、産休は誰でも取得できるのに対し、育休は取得できる方の要件が決まっていることである。たとえば、雇用された期間が一年未満である場合、一年以内に雇用関係が終了する場合、週の所定労働日数が二日以下の場合などには、育休を取得できないことになっている。また、経済的支援の面では、育児休業給付や出産手当金、育児休業等期間中の社会保険料の免除など、いくつかの対策がとられている。(育児休業や介護休業を取得することができる期間雇用者について <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/27.html>)

厚生労働省の調査によると、女性の育児休業取得率は平成24年度で83.6%となっていて、育児休業制度の着実な定着が図られつつある。そして、同じ年の育休終了後の復職者の割合を見てみると、89.8%と非常に高いように思われる。しかし、第一子出産後の女性の継続就業割合をみてみると、子どもの出生年が平成17年から平成21年である女性の継続就業率は、38%に留まっている。これは、たとえ一度復職したとしても、育児のために退職してしまう人が多くいるということを表していると言えるだろう。また、仕事の雇用関係の違いは育休後の継続就業率に深く関わっている。そこで、25歳から34歳の雇用状態を見てみると、「非正規の職員、従業員」の割合が高まっており(1990年の28.2%から、2012年の40.9%)、正規社員は育児休業による継続就業が高まっている(2005~2009年で43.1%)もののパートや派遣社員は低水準(2005~2009年で4.0%)にある。(総務省労働力調査特別調査 www.cao.go.jp)このように、育休後の継続就業率が低い中で、育休後、女性が働きやすい環境を作るためにはどうすればいいのだろうか。

第2章 育休後、女性が働きやすい環境を作るための具体策

第1節 保育施設

そもそも、女性が育休後も就業を継続するためには、どのような環境が必要なのだろうか。女女性の就業に影響を与える要因を分析した結果、まず、0~3歳の子どもがいると就業している確率が低いことがわかった。また4~6歳の子どもを持っていても、0~3歳の場合ほどではないが、やはり就業している確率が低い。配偶者がいる場合も就業確率は低く、また配偶者の収入が高いと就業確率は低い傾向にある。これは、配偶者の収入が高い場合、女性が無理には働かない場合があることを示唆している。さらに配偶者の労働時間が長い場合も女性の就業確率は低く、親と同居していると女性の就業確率は高い。

(女性の継続就業を妨げる壁 www5.cao.go.jp)

小さな子どもを持つほど女性が就業しなくなるという点は、①子どもが小さいうちは自分で面倒を見たいとの希望、②小さな子どもを持ちながら就業することの困難、などの要因が反映していると考えられる。実際に、仕事をやめた女性にその理由を尋ねてみると、「仕事と育児の両立が難しいと感じ、育児に専念するために退職した人」が 65.1%にも及んでいる。(平成 20 年三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「両立支援に係る諸問題に関する総合的調査研究」より)また、「子どもの預け先がない」が 6.4%となっている。(独立行政法人労働製作研究、研修機構「育児休業に関する調査研究報告書」より)

そこで私は、育休後仕事に復帰したとき、子どもの面倒をみてくれる場所があれば、育休後も継続して就業できる人が増えるのではないかと考えた。

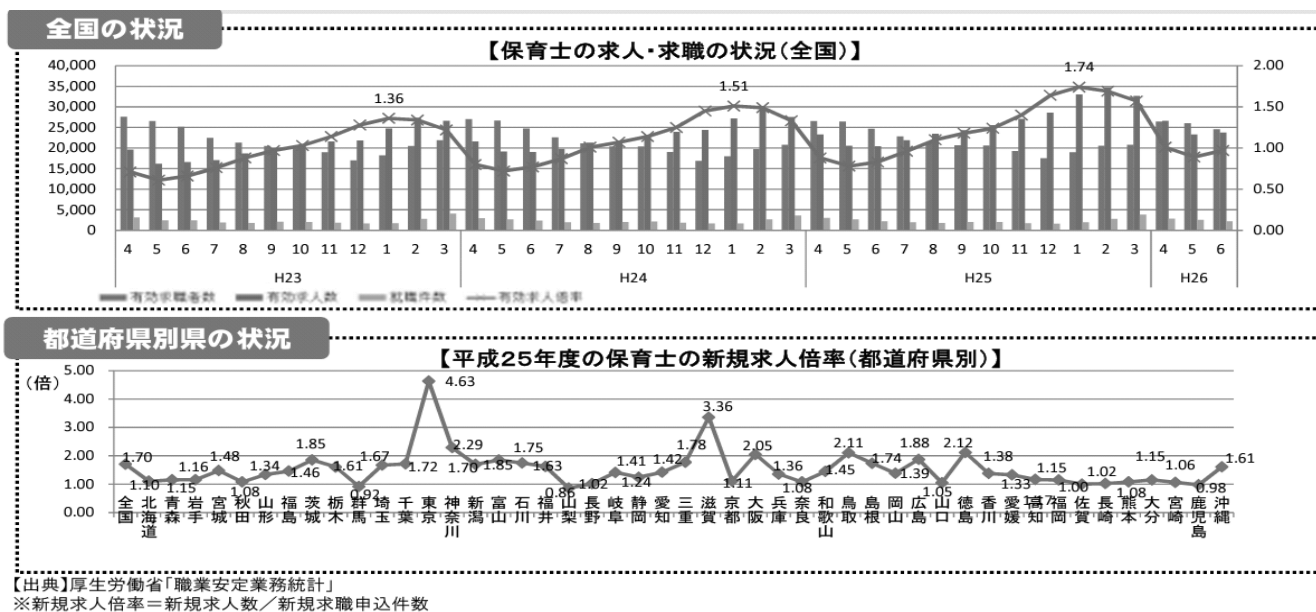
そこで提案するのは、「複数の企業で連携して保育施設を設置する」ということである。社員数が 100 人、500 人、100 人、の大、中、小の三つの企業があるとし、そのうち大企業には空き部屋があるとす。そして、それぞれの企業の前年度の予算などを参考にし、保育士の雇用や保育施設運営のためにかかる費用の各企業の負担額を決定する。後に、決定された各企業の負担額の支払いを拒否する企業が出てこないよう、連携して保育施設を設置することを決めた際に、同意書に記載しておく。

また、受け入れる子どもの条件や保育士の雇用についても一緒に記載しておく。

第 2 節 保育士

I 保育士の現状

現在、保育士の有効求人倍率は、平成 26 年の一月にピークを迎え、全国平均で 1.74 倍となっている。また、平成 25 年度の新規求人倍率を見ると、9 割超の都道府県において一倍を越えており、人で不足が広がっていることがわかる。(有効求人倍率とは、有効求職者数に対する有効求人数の割合のこと。倍率が 1 を上回れば、人を探している企業が多いことを示し、1 を下回れば、仕事を探している人が多いことを示す。)特に東京都では、4.63 と非常に高い倍率となっている。(厚生労働省より)



ここまで、保育士不足が広がっている理由はなんだろうか。そこで、保育士、幼稚園教諭、看護師、会社員の平均年収を比べてみた。保育士は 317 万円、幼稚園教諭は 347 万円、看護師は 473 万円、会

社員は480万円であった。(平成26年年収ラボ、厚生労働省より)保育士の平均年収が一番低いことがわかるだろう。そして、保育士と幼稚園教諭の一日の子どもを預かる時間を比べてみると、幼稚園では4時間、保育園では8時間であった。保育士は幼稚園教諭に比べて長い時間子どもの面倒を見るのにも関わらず、平均年収が幼稚園教諭より低い。これでは、仕事の割には賃金が低すぎると主張する人がたくさんいてもおかしくないだろう。さらに、現在働いている保育士の約半数以上が非正規雇用である。そのため、時間外労働が多く、その上残業代も支払われない。こうした理由から、辞職してしまう人や育休後復職しない人、保育士の資格を有するのにも関わらず、保育士として働くことを希望していない人が増えている。それにより、保育士不足となり、保育士一人一人の負担が増え、辞職してしまう人が増えていくという負のループがある。しかし、平成25年、厚生労働省職業安定局によって行われた「保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査」によると、先程あげたような、賃金が安い、時間が労働が多いなどの問題が解決された場合、保育士として働くことを希望するとした人が63.6%となった。

II 保育士雇用の具体的解決策

1. 企業が保育士を直接雇う。

保育園で働いている保育士の多くは、派遣会社を通してその職場で働いている。そのため、非正規雇用となっている。なので、私は、保育士を派遣会社からではなく、企業が正社員として直接雇うことを提案する。非正規雇用ではなく、正規雇用であるメリットは、給料を一定の額もらえること。雇用期間が限定されないこと。などがあげられる。そうすることによって、保育士として安定した職に就けるようになる。

2. 給料を月給制にする

先程も申したように、正社員としてのメリットは給料を一定の額もらえることである。

あらかじめ、日によっては残業があるかもしれないことを説明し同意書に記入してもらおう。そこに、月給制の給料とは別に残業代が支払われることも記載する。また、子どもを預ける親に月ごとのだいたいの預ける時間を提出してもらい、それをもとに保育士の労働時間をだいたい把握しておくようにすると、残業に関する問題が解消されるのではないだろうか。

3. 保育士の雇用人数について

保育士の配置基準は、国が「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」という法令によって定めている。(下の表)

子どもの年齢	保育士の配置人数
0歳児	3人に1人
1,2歳児	6人に1人
3歳児	20人に1人
4,5歳児	30人に1人

(認可保育所の場合は市町村が独自に異なる規定を定めている場合もある。)

ただ、この配置基準では十分な保育ができないのも現実であるため、多くの保育施設ではこの配置基準の1.5~2倍の保育士を配置していることも珍しくない。(hoiku-shi.com)

そこで私は、この表をもとに受け入れる子どもの人数と保育士の人数を決めた。子どもは、6人~19人とし、保育士は、3人~5人が常にいるようにする。しかし、預かる子どもの年齢によって多少の誤差は出てくるので、それはそのときそのときに判断するとする。

4. 受け入れる子どもの条件について

受け入れる子どもの条件は、社員の子どもであることとする。定員人数は、先ほど決めたように、6~19人とする。もし、定員がオーバーしてしまった場合には、社員の子どものうち待機児童を優先とする。

第3章 今後の課題

「朝の通勤ラッシュ時、子どもをどのようにして保育施設まで連れていくのか。」「親が欠勤するときも子どもを保育施設に預けてもいいのか。」「保育士としての職を希望する人を増やすためにできる具体的解決策」といった課題についてもっと深く考えていきたい。

現在、政府が保育士不足、保育施設不足を改善するために考案しているいくつかの策も具体的ではない部分がいくつも存在し、現実的な改善策となっていないことも問題であると私は考えた。また、日本以外の国では、育休制度が成功している国がいくつかあるから、それも参考にしながら、今あげている案も含め、具体的な改善策を見つけ出したい。

3-4.男性が積極的に育児休業を取得するにはどうすればよいか

樋之内亜瑚

第1章 育児休業取得の現状と課題

育児休業という言葉聞いて、当然女性が取得するものだと考える人は少なくないだろう。私自身、はじめは男性に取得させるという考えがまったくなかった。それに、私の母も育児休業を取得しており、育児休業は女性が取得するものなのだと思います。このとおり、日本では男性が仕事をし、女性が家事と育児をこなす、という意識が根付いている。なぜこのような意識にいたっているのだろうか。

内閣府就業率調査によると、女性の出産後の就職率が約23%と著しく低くなっている。その理由の大半が夫の勤務事情である。女性にとって、収入源となる夫と育児を考慮すると、やはり育児休業を取得することはやむをえない。では、男性は育児休業に対してどのように考えているのだろうか。「ユーキャン男性の育児休業に対する意識調査」によると、未取得かつ取得したいと考えている男性の割合は75%と、かなり高い数値となっている。また、取得経験のある男性の約84%がもう一度育児休業を取得したいと考えている。故に、男性は育児休業に対して積極的な意見を持っていることがわかる。しかし、現在の男性の育児休業の取得率は2%前後と依然として低い割合である。主な理由として、育児休業中の収入が不安であるということが挙げられている。このことから、経済的な理由で男性は育児休業取得をあきらめてしまうことが多いようだ。さらに、日本では共働き世帯が増加しており、この背景には女性の社会進出も大きく影響している。(ガベージニュース <http://www.garbage news.net/archives/2041223.html> より)

日本の家事分業は、男女で大きな差がある。男性の平均家事時間は1時間ほどで、女性に大きな負担がかかっていることがわかる。また、女性の育児休業後の再就業率は一段と低く、女性の社会進出のサポートのためにも、男性の積極的な育児休業の取得が必要なのではないだろうか。そして、男性が育児休業を取得しやすい環境とはどのようなものなのだろうか。

第2章 育児休業取得男性に対する経済的支援

第1章でも述べたように、共働き世帯はこれからも増え続けると考えられる。共働き夫婦が育児休業を取得する際の一番の不安材料は、育児休業中の収入である。男女の収入の格差は非常に大きく、平均月収金額の差は百万円にも上る。(ガベージニュース <http://www.garbage news.net/archives/2041223.html> より) 収入源である夫が育児休業を取得すれば、もちろん収入が減り、育児も困難になってしまうと考える人が少なくないだろう。

私は男性が育児休業を取得すればメリットが多い経済的な仕組みを提案したい。育児手当は基本、出生した子どもが一歳の誕生日を迎える前日まで受け取れるので、最長一年間受給できる。現在までの育児手当は、毎月最初の半年間は月収の67%×6ヶ月分、残りの半年間は月収の50%×6ヶ月分が受給可能となっていた。そこで、男性が育児休業を取得すれば、育児手当は、毎月最初の半年間は通常の月収の80%×6ヶ月分、残りの半年間を通常の月収の75%×6ヶ月分を受給できる、という解決案を提案したい。これまでの育児手当では、男女関係なく最初の半年は月収の67%で、残りの半年は月収の50%

と、かなり金額が低く、育児をするにも家計が苦しくなるばかりであった。収入平均金額を見てもわかるように、月々の生活を考えると、女性がやむなく育児休業を取得せねばならないのだ。ところが、この新しい案は、男性が育児休業を取得するほうが収入は多くなる。

例を挙げて考えてみる。今回は正規雇用の男性と非正規雇用の女性の夫婦を考える。例えば月収 343200 円の正規雇用の男性と月収 179200 円の非正規雇用の女性との夫婦の場合、この案を適用した月収は 479920 円で、適用しなかった（女性が育児休業を取得した）月収は 463264 円となり、およそ 13000 円の差額が生まれる。これは最初の半年の月収の計算だから、半年で 78000 円多く受給できることになる。また、7 か月以降では、月々の月収の差額はおよそ 30000 円で、半年で 180000 円違ってくる。すなわち、この例に挙げた夫婦のうち、夫が育児休業を取得すれば、妻が取得する場合よりも 258000 円多く育児手当を受け取ることができる。258000 円は具体的にいうと、正規雇用の女性の月々の収入にほぼ等しい。（月収は <http://www.garbagenews.net/archives/2041223.html> 参考）

また、この案は、夫婦ともに正規雇用である場合も、男性が育児休業を取得するほうが、より多く受給できる。最初の半年間で 96000 円、残りの半年間で 255000 円の差額が生まれ、年間で 351000 円多く育児手当を受給できる。351000 円は正規雇用の男性の月々の収入にほぼ等しい。また、今までの育児手当の受給は 2 か月に 1 回であったが、これを廃止して、1 か月ごとに受給できるようにするということも提案したい。

この案は、育児手当を過去に受給した人々の経験や、私自身の両親に話を聞いた事から考えだしたもので、2 か月に一度の手当てだと、1 ヶ月にどのくらいの収入と支出があるのか、などのお金を使う計画を見据えにくく、生活が困難になってしまう可能性があるのだ。1 か月ごとにすれば、毎月安定したお金が入り、生活にもゆとりができると考えられる。さらに、現在は育児手当の月額上限金額が定められているが、これも撤廃すべきだと考える。その理由は、現在のように上限金額が設定されていると、普段の収入が多い人ほどいつもどおりにお金を使えなくなってしまうからだ。

育児手当の上限金額は、286023 円である。例えば、月収が 100 万円の男性と、専業主婦の夫婦の場合、私の考えた案を導入する（男性が取得すれば 1～6 ヶ月は月収の 80%、残りの半年間は月収の 75% とし、毎月支給され、なおかつ上限金額を設けない）と、夫が育児休業を取得すれば、最初の半年間の月収は 80 万円である。しかし、現在のままであると、最初の半年間は月々 67 万円だが、上限金額が設定されているため、286023 円しか受給できない。通常毎月 100 万円の収入で生活しているこの夫婦が、育児休業取得中に月々 28 万円あまりで生活するのは、かなり苦しいだろう。

これを考慮すると、専業主婦の女性が育児休業を取得し、男性が働く、という形態が改善されない。だからこそ上限金額を撤廃する必要がある。上限金額がなくなれば、収入が減るのはわずかで、男性も取得しようとするのではないだろうか。ただし、収入が多い人の育児手当を私たちの案を適用すれば、国や企業の負担が膨れ上がる可能性がある。そこで育児手当の一定金額以上の世帯には、寄付や、保険に加盟するなどの金銭的な条件を作るべきだと考える。

この提案は男女差別だという意見を持つ人もいるだろう。しかし、この案はあくまで男性に育児休業を取得させることを目的としている。今の日本では男性が育児休業を取得しづらいという環境になって

いるので、このような現実的な策を取らなければ男性は積極的に育児休業を取得することを踏み切れないだろう。

また、家事分業時間は、女性のほうが平均で一日約1時間男性よりも多く、男性が育児休業を取得することで、女性への負担も軽減されると考えられる。(第2回全国家庭動向調査/国立社会保障・人口問題研究所 <http://www.ipss.go.jp/ps-katei/j/Nsfj2/chapter41.html> より) この案により、生じると考えられる問題は、高額な育児手当の負担先がどこであるかということである。国、もしくは地方、また企業など、負担が重くのしかかる可能性がある。しかし、企業にとっては育児休業に対して積極的に投資しているということはイメージアップにもつながるのではないだろうか。この案に加え、男性が育児休業を取得しやすい雰囲気づくりも考えていかなければならない。

2つ目の案は、児童手当の面から考えたい。現在、児童手当は子供一人当たり、0歳～3歳は1万5000円/月、3歳～小学校修了前までは1万円/月、中学生は1万円/月が支給されることになっている。また、児童手当の受給に対する内閣府の調査によると、児童手当を受給したことがある家庭は8割を超えており、多くの家庭が経済的支援には手を伸ばしていることが分かる。給付金の使い道としては、子供のための貯蓄や子育て費用が多く、子を持つ家庭にとって児童手当は重要なものになっている。

ところが、児童手当は中学校を卒業すると支給されなくなるため、親元を離れるまでの高校・大学生の間は児童手当に頼ることができない。ここで、ドイツの児童手当を見てみると、第1子、第2子は日本円で約22000円/月、第3子は約25000円、第4子は約28000円/月が、それぞれ18歳になるまで支給されている。この年齢はドイツでの義務教育期間が終わる年齢に準じたものと考えられるが、長く受給できることは家計において重要な要素だろう。そして、保護者の収入に関係なく受給できることや、育休後の社会復帰の保障によって、ドイツでは男性の育児休業取得数を徐々に増やしていつているのである。

この長期にわたる児童手当の支給に注目し、日本でも、夫が2か月以上の育児休業を取得した場合に、児童手当は大学を終えるまで(22歳まで)延長受給できるようにしたい。つまり、子供が生まれてから、夫が一度でも2か月以上の育児休業を取れば、その子は大学生まで児童手当を受給できるということである。金額は、高校生の間は養育費や教育費など(塾など)から15000円/月、大学生はアルバイト等を始める人も多いことから10000円とし学生までの児童手当の支給額は現在の金額と同様で、変えないものとする。これによって、子供一人が大学生を終えるまで受給した場合、今よりも総額で100万以上も多く受給でき、これは大幅な家計の支えにつながるだろう。そして、受給延長のための夫の育児休業の取得は、子供一人に対して一回行わなければならない、二人の子供の育児のために一度にまとめて育児休業を取ることはできない。ただし、双子が生まれた場合は例外として、一回の育児休業の取得だけで子供二人の受給延長を認めるものとする。またこの案は、シングルマザーの家庭においては、育児休業の取得に関わらず必ず延長して受給できるようにする。そうすることで、限られた収入の生活を少しでも楽にすることができ、女性の育児負担を減らせるだろう。さらに、子供が高校や大学に進学しない場合は、一律1万円/月が22歳まで支給されるようにする。

この案によって、夫が育児休業を取った方が家計にとっては得になるので、男性の育休取得の上昇を

目指せるだろう。また、長期の給付によって経済面の安心も生むことができる。収入などの関係から必ずしも夫が育児休業を取得するとは言えないが、少しでも男性の育休取得が進むことで、女性の育児における負担を減らすことができるだろう。

第3章 これらの探究を踏まえての私の考えること

以上の提案に対してはまだまだ問題が生じると考えられる。第一の案では、男性の育児休業取得に対して多額の資金が必要である。現在経済難である日本政府、または地方自治体がどこまで給付できるのかは未だ明確ではない。それに加えて、上限金額を設けないことについても、各世帯によって異なり、多数の収入の多い家庭の男性が育児休業を取得した場合には、国や自治体が育児手当を負担しきれないということも考えられる。企業でこの制度を導入すれば、世間からのイメージも向上し、売り上げ、労働者獲得にもつながるかもしれない、という希望はあるが、実現するにはもう少し国や、企業の具体的な金額や数値を考慮しなければならない。この件に関しては、この経済的支援だけでなく、企業内の取り組みや育児休業に対する考えや雰囲気など、さまざまな視点から考えなければならないと思う。

また、第二の案について、先ほども述べたように、現在は18歳から選挙権が与えられているなど、何歳までを子供と認めるか、大学生とひとまとまりにしているが、高卒生、二年制専門学校生などにも、すでに働いているのに22歳まで児童手当を給付するののかという点が問題である。更なる問題点は、第何子まで給付とするかということである。この案では第2子以降、児童手当の金額が上がるため、少子化問題の解決をアシストできることが期待される。しかし、あまりにも一世帯で受給額が上昇すると、他の世帯にまで児童手当が行き渡らなくなる可能性がある。これらについては、一世帯あたりにどのような上限金額をもうければよいのかなど、実際の自治体の支出額を調べ、具体的な案を考え出してゆきたい。さらに、両親の生の声をきくなど、実際に育児休業を経験したことがある人や、働いている人の意見を生かし、積極的な男性の育児休業取得に繋げたい。

参考資料

- ・内閣府 | 平成20年度 少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査[HTML版] - 少子化対策, 第3章 児童手当について:政策統括官(共生社会政策担当)
- ・ http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/cyousa20/ishiki/html/02chap_3.html

3-5.待機児童を減らすにはどうすればよいか

源舞香

第1章 女性の社会進出と待機児童数の関係

2015年4月19日、首相官邸は「デフレからの脱却」や「富の拡大」を実現し、日本経済の課題を克服するための経済政策である、「アベノミクス3本の矢」を発表した。その3本目の矢である「民間投資を喚起する成長戦略」の中で、「女性が輝く日本」と題して女性の社会進出が重要課題の一つに挙げられ、具体的な政策や数値目標が示されるようになった。しかし、女性は結婚や出産を機に退職することが多いため、出産休暇・育児休暇後の再就職が難しく、産後の女性がそれまでに培ったキャリアや発揮されるべき能力を活用しきれていないという問題は未だ解決していない。実際にユーキャンが働く女性を対象に行った「結婚・出産後も仕事を続けたい」と思うかどうかの意識調査によると、仕事を続けず専業主婦になりたいと答えた女性が全体の15.4%、育児期間中は専業主婦になり、その後再就職したいと答えた女性が25.8%、会社に籍を残したまま出産休暇・育児休暇または出産休暇のみをとり、その後は今までの仕事を続けたいと答えた女性が52.6%であった。(以上「生涯学習のユーキャン」による)つまり、約80%の女性がいずれかのタイミングで「結婚・出産後も仕事を続けたい」と考えているのだ。

現在の日本経済では女性の社会進出が進んでいない反面、多くの女性が出産後、育児期間を確保することを前提に仕事を続けたいと考えており、また、より早いタイミングでの復職を希望しているということがわかる。グラフ1からも分かるように、日本全国の待機児童数は2010年から4年間は減少しているが、2015年に5年ぶりに1796人増加している。また、厚生労働省の調査によると、待機児童の81.4%は3歳未満で、待機児童は年齢が低いほど多くなっている。これについて、厚生労働省は、2012年8月に成立した、「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」への期待感から、保育園への申し込みが増えたことに加え、景気回復で女性の就業率が上がり、その結果待機児童が増えたのではないかと分析している。さらに、子どもがいながら離婚や未婚を選択する女性が増え、シングルマザーとして子どもを預けて仕事をする女性も増えたことも待機児童が増えた原因のひとつではないかと考えられている。現在、待機児童解消のため、都道府県や各市町村は保育施設への受け入れ枠を拡大しているが、それを上回る申し込みがあるため、常に待機児童が生じているのだ。需要と供給のバランスがとれず、子育て世帯のニーズが追いついていないなかで待機児童数を減らすにはどうすればよいのだろうか。

第2章 待機児童数を減らす具体策

第1節 保育所不足の実態

平成2年、政府は少子化を問題として認識し、仕事と子育ての両立支援など子どもを産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、保育所整備が少子化対策としても行われるようになった。しかし、保育所利用児童数は平成7年から上昇傾向に転じ、再び、保育需要の増大によって待機児童の解消が課題になった。保育所の整備状況を見ると、平成13年の保育施設数は2万2,214箇所、利用児童

数は182万8,225人であったが、その後、施設数、利用児童数ともに毎年増加し、平成25年の施設数は2万4,038箇所、利用児童数は221万9,581人となっている。さらに、保育所の新設以外に、保育士比率や面積等の最低基準を達成した上であれば、定員を超過して入所させることができるようにする「弾力化」による既存保育所の入所児童数の拡大や認可外保育施設の活用などにより待機児童対策が行われてきたが、保育需要の伸びに保育所の整備が追いつかない状況が続いている。

では、なぜ需要があるのに保育園を増やすことができないのか。それは、周辺住民からの反対の声が多いことも原因だ。保育園の子ども声に対して苦情を寄せる人も少なくない。さらに、保育園を設立するためにはある程度の土地を要するが、保育園の経営は土地生産性が低いため、空き地があっても駐車場のような土地生産性の高いものに利用される場合が多い。また、保育士の不足が深刻化していることも関係していると考えられる。現在、保育士を目指している人が多い一方で全国多くの地域では保育士不足状況は年々悪化し、2017年度末には日本全国で約7.4万人の保育士が不足することが予想されている。さらに、保育士資格を持っているにも関わらず保育士の資格が必要な職業に就かない人も増えている。その原因について、2013年5月、ハローワークが調査を行ったところ、賃金が希望と合わないと答えた人が47.5%、長時間労働や事故への不安などによる自身の体力、精神面の不安があると答えた人が39.1%、休暇が少ないと答えた人が37.0%で、主に働く職場の環境に問題があり、保育士として働くことを諦める人が多いことが示された。(グラフ2)

第2節 事業所内託児所の普及

先に述べたように、保育園を新設するには土地問題や周辺住民からの苦情などさまざまな問題があげられるため、そのような心配がない事業所内託児所を普及させる必要がある。事業所内託児所とは、企業内または事務所の近辺に用意された育児中の従業員向けの託児施設のことで、小さな子どもを育てながら働く従業員が安心して働けるようにすることを目的につくられた施設である。さらに、最近では、定員に満たない場合は民間からも子どもの受け入れをしている企業があることや、食育や英語教育など、企業ごとに異なる教育オプションもある点で、保育施設の1つとして注目されはじめており、女性が活躍する主要な会社の大半が事業所内託児所の開設に向けて検討を始めていると言われている。

業所内託児所の特徴は、まず、会社の空きスペースや近くの空き物件を利用するため土地を確保する必要がないうえ、事業所内託児所を設置する際には設置費用として助成金を受給でき、保育園を新設するよりも費用がおさえられる。さらに、休暇前に働いていた企業内に保育所ができることによって保育所を探す手間が省け、女性が比較的早く職場に復帰できることや、休暇前と同じ職場で働けるため、職種が変わる心配がなくなるなど、産後の女性の社会進出を進める点におけるメリットもある。また、事業所内託児所は少人数保育のため、手厚い保育が受けられるうえ、近くに子どもがいるため安心して働くことができる。

しかし、会社の空きスペースや近くの空き物件を利用することで発生する問題もある。それは、保育園のような遊具や園庭がなく、運動会などの行事を行うこともできないということだ。また、事業所内託児所の受け入れ対象は広さや遊具の関係から2歳までとせざるを得ないため、各企業が保育所をつくり事業所内託児所の数が増えるだけでは待機児童を減らすことはできないだろう。そのため、以下のよ

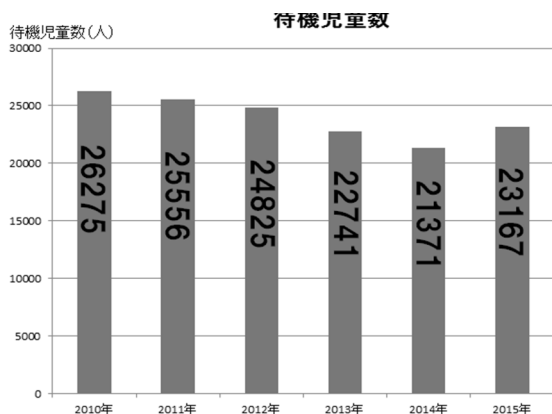
うな取り組みを進める。まず、事業所内託児所は遊具をつくることや行事を行うことが難しく、さらに、受け入れ対象が2歳までを前提としていることから、事業所内託児所では0～2歳、保育園では3～6歳、と受け入れ年齢を分けることとする。そのため、待機児童だけでなく、現在保育園に入園している0～2歳の子どもも事情所内託児所で預かることになる。そうすることで保育園には定員の空きができるため、代わりに3歳以上の待機児童を預けることができる。

このように、保育園と事業所内託児所が連携を図ることによって、新設することが難しい保育園を増やすことなく待機児童を減らすことができ、女性も働きやすくなる。また、0～2歳を受け入れる事業所内託児所を増やすことで、年齢が低いほど待機児童数が多くなっているという問題も改善されるのではないだろうか。このような取り組みは、待機児童問題の解決だけでなく、会社のPR効果にもなり、従業員の満足度が上がることも期待される。第一生命が行った、事業所内託児所の評価に関する調査結果によると、利用者の85.6%が「子どもを預けながら働くことができてよかった」と回答し、高く評価されていることを示している。(グラフ3)

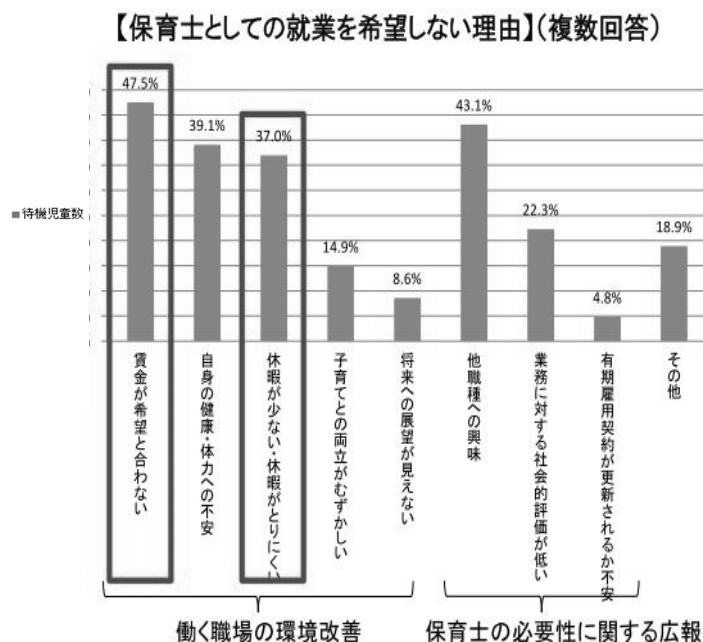
第3章 事業所内託児所普及による今後の課題

以上、待機児童を減らすための提案を行った。これらは、待機児童の受け入れ先を確保するための改善策であったため、受け入れ先を年齢で分けることで子どもたちは同年齢同士の関わりしかできなくなってしまい、保育園のような縦の繋がりがなくなってしまう。産後の女性の社会進出だけに注目するのではなく、子どもたちにとっても良い環境づくりがなされなければならない。そのため、週に1回または月に1回のペースで開く、保育園に通う子どもと事業所内託児所の子どもとの交流会を提案する。このような交流会を開くことで、さまざまな年齢の子どもと触れ合え、年下の子どもの面倒を見る力がつくなど、子ども自身の成長にも繋がると考えられる。

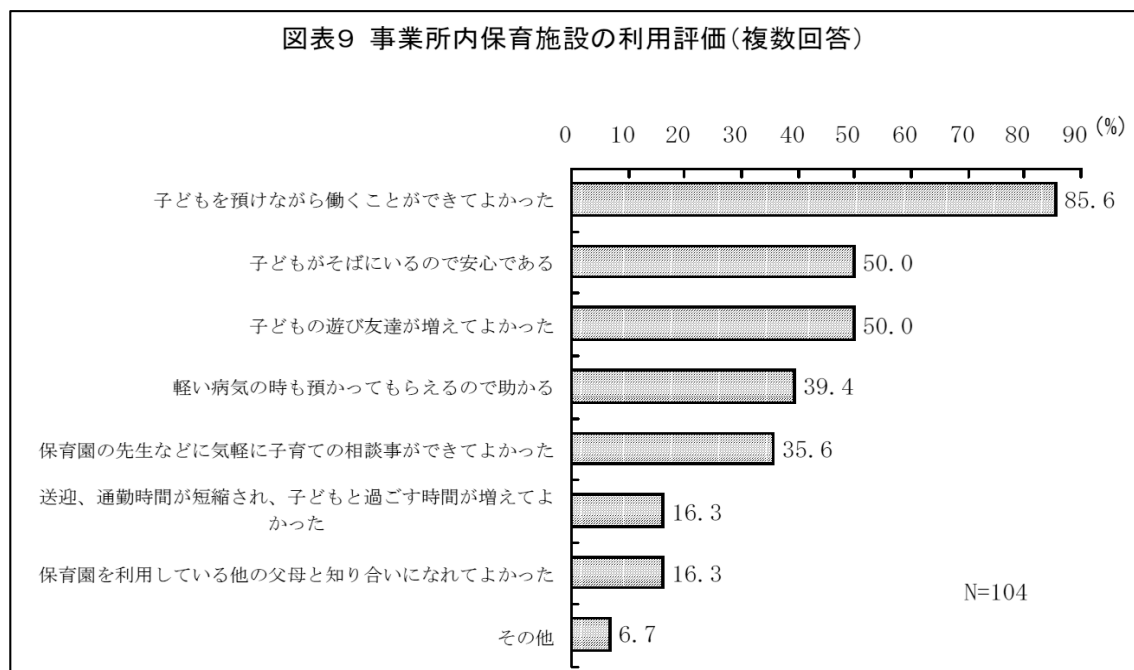
しかし、この場合も保育園と事業所内託児所の連携が重要となってくる。また、事業所内託児所を設立する際にも、保育士の確保が課題になる。事業所内託児所の場合、実働8時間のシフト制を採用している場合が多く、非常勤の場合は子どもが登園する朝のみ、降園する夕方のみ短時間勤務もあるため保育園ほど労働環境が厳しくない。さらに、事業所内託児所は企業の勤務体制に合わせた開所となるため、保育士の休日もそれに準じ、休暇が少ないという問題も解消される。このように保育園よりも働きやすい環境であるという考えを定着させられれば、事業所内託児所の保育士の確保も進むのではないだろうか。以上、受け入れ先を年齢別で分けたことで起こる問題の改善策と事業所内託児所を設立する際の保育士の確保についての提案を行った。私自身、産後も仕事を続けたいと考えている。しかし、企業の規模によっては事業所内託児所の設立が難しい場合もあるため、今後はその格差をどのようにしてなくしていくか、また、保育園と事業所内託児所の交流会についての具体的な構想について考えを深めていきたい。



(グラフ 1) 待機児童数推移



(グラフ 2) 保育士としての就業を希望しない理由



(グラフ 3) 事業所内保育施設の利用評価

参考ウェブサイト

- ・ <http://www.garbagenews.net/archives/2087326.html> (ガページニュース)
- ・ <http://www.u-can.co.jp/topics/research/2013-08/> (生涯学習のユークャン)
- ・ <http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seichosenryaku/sanbonnoya.html> (首相官邸ホームページ)
- ・ http://www.huffingtonpost.jp/2013/10/20/nursery-staff_n_4133460.html
- ・ <http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/news/news0505.pdf> (第一生命アンケート調査)

3-6. どうすれば男女での家事役割分担を実現できるのか

佐藤菜月 宮崎恵 石崎若菜

第1章 共働き家庭の現状と課題

1980年には男性雇用者と無業の妻からなる世帯（専業主婦世帯）が約1,100万世帯、雇用者の共働き世帯が約600万世帯であったのに対し、2013年には、男性雇用者と無業の妻からなる世帯（専業主婦世帯）が約750万世帯、雇用者の共働き世帯が約1,100万世帯であった。（厚生労働省「平成25年度版厚生労働白書」による）このことから、近年共働き世帯数が増加していることが分かる。しかし、総務省の「平成23年社会生活基本調査」の共働き世帯の夫と妻の行動の種類別生活時間のグラフで子持ちの共働き世帯の夫、妻の仕事、家事、育児、買い物の1日当たりの時間を足すと夫480分、妻550分となり、妻の負担が大きくなっていることが分かる。また、6歳未満の子どもを持つ夫の1日当たりの家事、育児時間を国際比較してみると、アメリカ2.58時間、イギリス2.46時間、フランス2.30時間、ドイツ3.00時間、スウェーデン3.21時間、ノルウェー3.12時間であるのに対し、日本は1.07時間である。（Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004), Bureau of Labor Statistics of the US “American Time Use Survey”(2013), 及び総務省「社会生活基本調査」平成23年による）

欧米諸国に比べて日本で男性の家事、育児参加が進んでいないことが分かる。また、千里高校国際文化科の生徒を対象としたアンケートで「あなたの家庭では現在男女での家事分担ができていますか」という問いに対して、できていると答えた人が全体(回答者72名)の14%、ややできていると答えた人が25%、あまりできていないと答えた人が47%、全くできていないと答えた人が14%であった。このことから、男女での家事役割分担が実現できていると断言はしにくい。また、「結婚したらどのような家庭にしたいですか」という問いに対しては共働きと答えた人が全体(回答者66名)の68%、専業主婦と答えた人が27%、専業主夫と答えた人が5%であった。将来、結婚した際に共働きで生活していきたい人が多く男女での家事役割分担はやはり実現すべき問題だと分かる。

共働きの増加により、女性が社会進出していることが分かり、男女共生社会が進んでいると推測できるが、家事はいまだ妻の負担が大きいという現状がある。では、どうすれば私たちは男女での家事役割分担を実現できるのだろうか。

第2章 男女での家事役割分担を実現するための具体策

男女での家事役割分担の実現の方法として人々に家事を協力して行う重要性、方法などを教育するという案を考えた。

家事の種類別にみた週に1~2回以上家事を遂行した夫の割合のグラフ(2013.国立社会保障.人口問題研究所「第5回全国家庭動向調査」による)を見ると、割合が高いのがゴミだし(40.6%)、日常の買い物36.6%、食後の片付け33.1%などで割合が低いのが炊事21%、部屋の掃除19.2%となっている。このことから、男性の中で料理や掃除などの教育が必要な人がいることが分かる。

また、家事を妻、または夫の片方がやっており、パートナーが新しく家事に参加する際、家事に慣れ

ている側の新しく家事に参加する側への暖かい目も必要となる。できない家事に対してイライラが募ると男女での家事役割分担が実現できないばかりか夫婦の仲も悪くなってしまう可能性もある。両親ともに家事をしている姿を子どもが目にしていただ方が将来その子どもが家庭をもったときに自分の両親に習って家事役割分担を実現できる可能性が高くなるだろう。逆に子どもが家事の手伝いを積極的にしようとしている姿に両親が影響され、夫婦で家事を協力するようになるかもしれない。このように親子が男女での家事役割分担の実現のために互いに良い影響を及ぼしあうことを期待して大人と子ども両方に教育することにする。

教育の方法としては、子ども、大人、親子の3グループに分けることを考えた。教育する対象をこの3グループに分けることで、それぞれの相手に対応した教育が実現できると考えたからである。

案(1) 子供への教育

①日本での子供が家の手伝いをしている割合は外国と比べて少ないことがわかっている。グラフによると日本の子供(小学一年生～中学三年生を対象)のお手伝いをする頻度は週一回以上している子供は全体の67%で、毎日している子供は全体の25%であった。(2015年7月)この数字は昔と比べると増えてはいるが、まだまだ子供がお手伝いを積極的にしているとはいえない。日本では昔から変わらず、夫婦が共働きの場合でもほとんどの家庭で妻が家事の大半を担っている状態である。そして子供に積極的に家事をさせておらず、また、子供の手伝いのさせ方にも男女差が大きいと思われる。こうしたことから「家事は妻がするもの」という意識の再生産がなされていると考えられる。このスパイラルを断ち切り男女の家事役割分担のできた家庭を築くためには、子供の頃から積極的に家事の手伝いをさせ、手伝いを習慣化させることが必要だという答えに至った。

欧米での子育ては子供を自立させようとする意識がとても強い。それで必然的に子育ての目標も“自立”なのだそう。欧米では男の子は強くあるべきだと考えられており、個人主義の社会の中では自立しないと生きていけない。“自立”とは自分一人で暮らしていける、生きていけるということだ。料理や洗濯も、当然自分の力でできなければならない。そのため親は男の子には厳しくしつけをして、強い子に育てようとする。そしてその子育ての中では子供に家事をさせている。欧米では「男は家事もできる方がカッコいい」とされており、料理や洗濯、掃除をすることは普通らしい。このような子供の頃からの育てられ方のおかげで欧米の男性には日本の男性にこびりついている「家事は女性がするもの」という意識がなく、共働きをしながらでも男女の家事役割分担が実現しているのだ。子供にお手伝いをさせる際には、いきなりすべてを丸投げするのではなく、最初は保護者自身のやり方をよく観察させる。その上で、共に手取り足取りの形で教え諭し、手伝いをさせることが望ましい。

お手伝いには4つの発達段階がある。子供の1～2歳の時期をお手伝い開始期といい、安全・安心で簡単なお手伝いから覚え始める。主に簡単な調理、お箸並べ、おもちゃの収納などをやり始める。好奇心旺盛な3～4歳の時期はお手伝いチャレンジ期といい、色々なお手伝いに挑戦させるのに最も適している時期といえる。遊びの一環として楽しみながらの手伝いが増え始める。主に食器洗い、洗濯物たたみ、拭き掃除などをやり始める。5～6歳の時期はお手伝い発達期といい火や家電などの高度な道具を使い始める。主に火を使う調理、掃除機掛け、お風呂掃除などをやり始める。7～8歳の時期は家事分担移

行期といい、この時期になると大部分の手伝いができるようになる。家族の一員として家事分担の役割を持ち始め、主にご飯炊き、食器拭き、ひとりでおつかいなどをやり始める。そして、子供にお手伝いをさせるためには、親の忍耐力も必要だ。

おてつだい調査によると子供に家事を教えようとする親がいる反面、あえてお手伝いをさせない親もいることがわかっている。その理由には、親がやった方が効率良く家事を進められて早く済ませることができ、子供が上手くできず反って家事が増えてしまう、親が子供に家事を教えるのが面倒という理由などが上がった。お手伝いが子供の成長に役立つことはわかっている、忙しい親が子供に寄り添って家事を教えるのは大変なことだ。

しかし、根気強くお手伝いをさせていくことで子供にとってのお手伝いが習慣化されれば親の家事の負担を軽減することもできる。そしてその子供は家事に対する昔のような意識を受け継ぐことなく、将来家庭を持ったときには家事分担を実現できているだろう。

「家庭での生活に必要な見解・知識・技能」を学ぶ「家庭科」。小学校では戦後すぐの1947年から男女ともに学んだが、中学・高校で男女がともに学ぶようになったのは中学では1993年から、高校では1994年からと最近のことだ。その背景には、女性の社会進出とともに男性も家庭生活に関する技能を身につけることが求められるようになったことがある。中学、高校の家庭科では、従来からある食生活、衣生活、住生活などで調理、衣服の手入れ、住居の手入れや住まい方などを学ぶほか、「生きる力」を掲げた新学習指導要領では、「家族や生活の営みを人の一生とのかかわりの中でとらえ、男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について認識させることができるように内容の充実を図った」とあり、家事や育児に男女ともに関わることを目指す内容となっている。しかし、1994年に中学生、高校生だった人はちょうど今、30代。家庭科教育を受け、家事や育児に抵抗のない世代の男性が今、父親となり、カジメンやイクメンになっていると思われたが、未だに男女での家事役割分担が出来ているとは言いがたい。持続可能な社会を築くために女性が社会に出て働き、働きながら子どもを産み育てることが求められている。その実現には、カジメン・イクメンの存在は不可欠である。そのためには今行われている家庭科の授業に多少の改善が必要だと思われる。

私たちが考えた改善策は家庭科の授業での主に調理実習などを開放的にして、授業の入っていない先生方や、生徒の親御さん方も自由に参加できるようにすることだ。そうすることで、大人も子供も一緒に料理をする中で互いにいい影響を受けることができる。例えば、子供は調理実習を通して参加した大人から家事や料理のコツなどの話を聞いたりして調理実習をより良いものにすることができる。そして参加した大人も調理実習で学んだことを家でもやってみようと思ったり、普段家事をあまりしていない人は家事に対する意識が変わったりするかもしれない。

案(2) 親への教育

共働き世帯が増えた現代社会だが、ISSPによる家事分担の国際比較(2012)によると料理、洗濯、掃除全て7割以上の家庭で妻が負担していることが分かった。共働きの世帯が増加しているにもかかわらず、家事を行うのは依然として妻であるということだ。現代の親が、家事分担を出来るようにするために企業での教育が必要であると考えた。1章で述べたように、昔よりも女性が外へ出て働く時代にな

りつつある。そのため、各々企業で家事分担に関する教育をすることで、男女での共通認識、さらに今まで家事にあまり関与してこなかった男性の家事に対する意識を向上させることが出来ると考えた。さらに、企業で教育する際に専門家などを招き講座を開くのではなく、社内の社員が講座を開き、身近な人の家事分担の現状を知ることによって向上心をもたらすことが出来ると考えた。

現在、内閣府は企業において仕事と生活の調和を推進するためには、経営者及び管理職の意識改革と行動が不可欠であると考え、経済団体との共催により、経営者及び管理職を対象にセミナーを開催し、働き方の見直しをはじめとしたワーク・ライフ・バランスの取り組みを企業や職場に浸透・定着させるため、経営者及び管理職によるこうした取り組みの好事例を調査・研究して、「社内におけるワーク・ライフ・バランス浸透・定着に向けたポイント・好事例集」を作成し、仕事と生活の調和ポータルサイト等で広く周知した。さらに、男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指す「イクメンプロジェクト」の一環として、2013（平成 25）年度より男性の育児を積極的に促進しつつ、業務改善を図る企業を表彰する「イクメン企業アワード」を実施し、他企業のロールモデルとして普及させることで、仕事と育児を両立できる職場環境の整備を促進している。また、2014（平成 26）年度には、部下の仕事と育児の両立を支援し、かつ、業務効率を上げるなどの工夫をしている上司「イクボス」を表彰する「イクボスアワード」を創設するなど、労務管理の好事例の普及を進めている。また、内閣府では、上記の取り組みを通じて、社員が持つ家事育児への参画の意向をはじめとした多様な価値観を理解し、社員の意向の実現と組織の活性化に向けた働き方の見直し等を進めるように経営者及び管理者に対して、意識改革を推進した。

仕事と家事の両立については、男女を問わず推進していくことが求められる。父親が子育ての喜びを実感し、子育ての責任を認識しながら、積極的に子育てに関わるよう促していくことが一層求められる。また、現在のところ、男性が子育てや家事に十分に関わっていないことが、女性の継続就業を困難にし、少子化の一因となっている。

こうしたことから、2010（平成 22）年 6 月に施行された改正育児・介護休業法においては、男性労働者の育児休業取得を促進するため、

- < 1 > 父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得期間を延長する制度「パパ・ママ育休プラス」
- < 2 > 出産後 8 週間以内の父親の育児休業取得を促進する制度
- < 3 > 労使協定を定めることにより、配偶者が専業主婦や育児休業中である場合等であれば育児休業の取得不可とすることが出来る制度の廃止

等が盛り込まれた。

これらの制度の周知・徹底を図るなど、男女ともに子育て等をしながら働き続けることのできる環境の整備を支援している。

これらの制度に対する国民の理解は極めて低い。よってこれらの制度をより浸透化させていくべきだと考えた。

男性の育児参画は少しずつ浸透してきており、育児時間も僅かながら増加傾向にあるが、家事関連時

間の男性負担は依然低く、妻が大部分を担っている。欧米諸国の夫の家事関連時間を見てみると、アメリカ、ドイツ、スウェーデン、ノルウェーは3時間以上、日本を除くと最も短いフランスでも2時間30分となっており、日本は国際比較でもかなり短いことが分かる。

政府は6歳未満の子を持つ夫の育児・家事関連時間を「2020年に2時間30分」にする数値目標を掲げているが、目標達成にはまだ課題が山積みしており、イクメンの次はカジメンの推進が必要である。

男性の家事能力が向上し、分担時間も増え、家事・育児を夫婦でシェア出来るようになると、女性の日常的な負担が軽減され、女性の就労にも繋がる。また、男性も家事をできるようになれば、家族の疾病時や災害などの緊急時のリスクヘッジにもなり、将来の親の介護や老後の生活の際に役立つ。

男性が育児参加できず、両立支援の利用者のほとんどが女性という現状のままだと、企業の中で、女性の多い部署に休業者が集中するなど部署間の育児支援のアンバランスが生じるだろう。

同じことは、女性従業員の多い企業と男性従業員の多い企業の間でも起こりうる。夫の勤め先で男性が育児参加できないことが、職場間や企業間の育児支援のアンバランスを生み出す原因となっていることに留意する必要がある。

これらの問題点を改善していくためにも、企業による教育は必須であると考えられる。そのためにも、企業ごとの講座開講をより明確なものにしなければならない。そのために、講座の開講時間を仕事に差し支えない時間に設定しなければならない。

そこで私たちは、講座の開講時間に昼食の時間を活用するという方法を考えた。昼食の時間に食事をしながら聞くことで労働時間を削らずに講座を開講できる。さらに、短い昼食の時間での講座なので必然的に開講の頻度があがることによって、毎日講座を聞くことで家事分担の浸透化が図れる。

これらの方法によって、この政策をより現実的なものに出来るだろう。

案(3) 親子への教育

子どもが通っている学校が親子ともに集まれる最も適切な場所だと考える。しかし、平日の参観日やPTA活動に参加するのは大半が母親だと予想される。共働きの家庭では両親ともに参加できないというケースもあるだろう。また、休日に男女での家事役割分担を実現するための講座やイベントを開いたとしても他の用事があるなど多くの親子の参加は期待できない。そのため、学校に元々ある行事であり、両親ともに学校を訪れる可能性が高い入学式や体育祭、文化祭などの日にあわせて講座やイベントを開催することが有効であると考えた。

この場合、多くの人に参加してもらえる機会ということで希望者の参加ではなく全員参加の講座にしたい。体育祭や文化祭の際であれば、昼の休憩時間などPTAの代表者や教師が講師となり主に子どもに教える形で分かりやすい説明会を開く。入学式であれば、学校が家事の男女役割分担を推進していることを伝える形で式の後に説明会を開く。内容としては、幼稚園児や小学生であれば、家でお母さんやお父さんと一緒にご飯を作ってみようという呼び掛けやクイズ形式で共働きの家庭であっても母親のみが家事を行っていることの不自然さを示す。中高生であれば、将来結婚したとして自分ならどうするかを質問を投げ掛ける、この場合は親子ともに活動するのは難しい可能性もあるので親は子どもの様子を見学しつつ自分に重ね合わせて欲しいとの趣旨で行う。両親が揃って子どもが教わっていることを聞

くことで日々の家庭を顧み、刺激を受けるに違いない。講師が PTA の代表者や教師、場所が学校、時間が昼休憩ということで予算、時間の削減にも繋がるだろう。

また、幼稚園児や小学生は両親と一緒に、中高生は自分で、一食を作る、洗濯をするなどの宿題を親のいる場で与えることで家に帰ってからも家事役割分担の話が話題に上がるようにしたい。親が子どもの宿題に参加したり、子どもが家事を行っている様子を目にすることで今まで家事をやっていなかった親も家事に興味をおぼえ、参加するようになるかもしれない。また、宿題を出すことで家事の男女役割分担について考えを深めるということがこの講座の時間内だけに終わらず日々の生活の中でも継続していけると考えられる。

次に乳児や幼児の親子への教育を考える。

育児の種類別にみた週に 1~2 回以上家事をした夫の割合(2013.国立社会保障.人口問題研究所「第 5 回全国家庭動向調査」による、子どもが 3 歳までの育児に対するデータ)を見てみると、遊び相手する、風呂に入れるが 80%を超え、次に泣いた子どもをあやす 65%、食事をさせる 60.8%、オムツをかえる 59.3%、寝かしつける 46.3%、保育園などの送り迎え 28.4%と続き、比較的簡単な育児しかしていないと感じる。またこれは、週に 1~2 回以上家事をした夫の割合のため仕事に忙しい、家事をしていない夫は子どもとの触れ合いが少ないと考えられる。乳幼児と朝から晩まで仕事する人とは当然ながら生活リズムも違ってくる。

父と子どもとの触れ合いを作るためにも主に父と子どもへの教育について考える。

厚生労働省も育児にもっと関わりたいという男性を応援するためにイクメンプロジェクトなるものを始動している。また、子どもがいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみた 10 年間の第 2 子以降の出生状況(2012.厚生労働省「第 11 回 21 世紀成年者縦断調査」による)をみると夫が休日に家事・育児に全く参加していない夫婦の第 2 子以降の出生ありの割合は 14%であるのに対し、6 時間以上夫が休日に家事・育児に参加している夫婦ではこの割合が 76.5%となっている。家事・育児に夫が参加するのとしらないのでは、出生状況に大きな差が生まれていることが分かる。男女の家事役割分担の実現が少子化問題の解決とまではいかないかもしれないが、少子化問題の状況改善まで結び付くかもしれないとは驚きである。また、先に述べたデータは夫の家事・育児参加、休日の場合である。妻、夫ともに無理しない程度に家事の役割を分担できる家庭が理想である。

乳幼児とその親に対しての教育は地域の公民館や保育所、幼稚園で行うことにする。保育所や幼稚園では、(1)で述べた方法と同様に運動会の昼休み、入園式の後などの時間を利用して講座を開く。地域の公民館で講座を開く際は、その地区の乳幼児がいる家庭にチラシを配ったり、地域の掲示板にポスターを貼ったり、市や町のフリーペーパーなどに宣伝を投稿することで講座の開催を地域の人々に知らせる。地域の公民館、保育所、幼稚園いずれの場所で講座を開催する場合もどこかの家庭の妻や普段育児を行っている夫が講師となって、他の親子に教育することにする。何組かの親子と一緒に遊ぶなど子どもとの触れ合いを作る時間や親が乳児であればおんぶしながら、幼児であれば子どもと一緒に料理するなどの活動を行いたい。

また、作った料理を食べながらそれぞれの家庭で日々困っていることなどを話し合えれば悩みが共有

でき意味のある講座になるだろう。地域で行った場合であればその講座が近くに住んでいる親子と知り合える場とも成りうる。そうすれば、お互いに家庭での問題を共有して解決するなど良い影響を及ぼしあってそれぞれの家庭での家事の男女役割分担が実現可能になるだろう。

この男女での家事役割分担の教育をその場だけの活動で終わらせてはいけない。日々の生活の中に男女で家事を分担するという方法を取り入れてこそ教育をした意味があったといえる。一回の講座で人々の価値観や今までの生活を変えるのは無理がある。そこで講座にきた人に宿題をだすなどの工夫が必要だと考える。具体的には、料理のレシピを渡してそのレシピを応用した料理を家で作る、その料理の写真を次回の講座に持ってくるようにすること、友達に自分が参加した講座内容について話すこと、家族の家事役割分担表をつくることなどだ。

これらは、比較的簡単かつ家事の男女役割分担習慣化できる可能性が高い。たとえば、家族の家事役割分担表をそのとおりに家事をやっているうちにそれが習慣化し家事役割分担表が必要なくなるかもしれない。このように最初は宿題という義務であったのが夫婦での家事役割分担が習慣化し自然にできるようになることが理想である。また、講座の内容を SNS に投稿することも男女での家事役割分担の実現への材料になると考える。講座を知らなかった人や講座に参加出来なかった人に男女での家事役割分担の実現への取り組み内容を知らせることができるし、講座に実際に参加した人も内容を振り返ることができ復習になると考えたからだ。みんなで行った講座内容だけでなく、講座で受け取った宿題(例えば料理)している様子を講座の受講者がそれぞれ SNS に投稿することも有効だろう。

第3章 労働時間の調整

家事への意識を高めていくなかで、理想である男女の家事役割分担のできた家庭を築くためには労働時間の調整を行う必要がある。

現在、日本は労働基準法第 32 条において働く時間の上限を休憩時間を除き原則 1 日 8 時間、週 40 時間と法律で定めている。

しかし、業務上の必要性に応じ、一定の条件を満たした場合には「変形労働時間制」が認められている。私たちはこの「変形労働時間制」をより積極的に導入するべきだと考えている。

変形労働時間制とは、一定の単位期間について、週あたりの平均労働時間が週法定労働時間の枠内に収まっていれば、1 週または 1 日の法定労働時間の規制を解除することを認める制度だ。たとえば、単位期間を 1 ヶ月とした場合、1 日に 6 時間労働の日や 10 時間労働の日があってもその月における週あたりの平均労働時間を 40 時間以内に収めれば、所定労働時間が 40 時間を超えるときでも労働基準法 32 条 1 項には違反しないものとして扱われるというものだ。

この変形労働時間制は夫婦の家事役割分担に生じる負担をなくすことができる。たとえば夫の仕事が長引いたり、妻に友人と会う約束ができてしまうなどどちらかが家事ができない日もあるだろう。その場合 1 人で家事をやることになったとしても、仕事をいつもより早く切り上げることでもう 1 人の分の家事をする時間的余裕をつくることができる。このように夫婦のどちらかが家事をできない日があっても柔軟に対応でき、相手の家事をやることで自分の時間が潰れてしまうということも無くなる。

4-1. フィルムツーリズムとエコツーリズムの両立は可能なのか

—スタジオジブリ作品の舞台を例として—

松井美和

はじめに

2015年に日本を訪れた外国人観光客数が史上最多の2000万人を突破したと日本政府観光局が発表した。中でも最近では、日本のアニメーションに魅了され、観光を訪れる外国人も多いらしい。特に、スタジオジブリの作品は国内外で評価が高い。私自身、ジブリ映画が好きで、その舞台となった観光地によく訪れていた。今回、探究のテーマで「環境と観光」を選んだのは、自分の興味のある分野についてさらに知識を深めたい、と思ったからである。

第一章 背景と目的

近年、観光事業は国の発展、地域の活性化になくなくてはならないものになっている。グローバル化が進み、多くの外国人が日本を訪れている点でこの事業は、今後の日本の経済成長のために必要かつ伸ばしていくべき分野といえるだろう。そして、「持続可能な社会」を目指すうえで観光分野は環境に影響を与えやすいという点から、環境保全に積極的な役割を果たすべきとの認識も確立され始めている。様々な観光の形態がある中で、1982年の第三回世界国立公園会議で提唱された「エコツーリズム」は、『多くの観光客が訪れることによって生じがちな環境や文化の破壊をなくし、「持続可能な観光」を目指す観光現象』である。エコツアーなどの取り組みによって観光客に地域の魅力を伝えることで、その大切さが理解され観光地の保全に繋がるという仕組みで、ガイドとルール作りが重要なポイントである。

そして、私はエコツーリズムと同様に観光事業の発展により新しく生み出され、1990年代からコンテンツツーリズムのひとつとして話題となった観光形態である「フィルムツーリズム」を、「エコツーリズム」と対極にあるものと考えた。巨大なスクリーンに大音響で上映される映画は、ドラマやアニメに比べ視聴者に与えるインパクトが大きく、それに影響された多くの人々が短期間に観光地へと訪れることがフィルムツーリズムの大きな特徴である。観光事業の発展により、多くの観光客が訪れた結果引き起こされた問題を解決するためのエコツーリズムと、多くの観光客を集めることを目的とするフィルムツーリズムは果たして両立可能なのだろうか。

本研究には、観光地の現状を知ること、さらなる日本の観光事業の発展のためには何が必要なのか考察するという目的がある。今回はこの問題を、日本で最も有名な映画の制作会社の一つである、スタジオジブリの作品から「もののけ姫」、「崖の上のポニョ」の舞台を例に考えていく。

第二章 問題点と解決策

この研究ではフィルムツーリズムの定義を「映画を鑑賞した人々が、その舞台となったロケ地や関連する場所を訪れる観光現象」とし、エコツーリズムの定義を「自然保護と人々の生活の向上に貢献する、責任のある自然観光」とする。

まず、フィルムツーリズムが生み出す問題点として大きくふたつのものを取り上げて考えていく。

一つ目は、映画を見た多くの観光客が一気に訪れるため、環境保全が難しい点だ。これは「もののけ

姫」のロケ地のひとつである屋久島の白谷雲水峡での例を挙げることができる。「もののけ姫」は1997年に上映されたスタジオジブリを代表する作品で、当時の歴代興行収入1位である193億円を記録した。白谷雲水峡がジブリのロケ地だと有名になり始めた1999年には、そこを訪れる観光客数は1997年の約3倍に増加。これを活かすべく屋久島は、白谷雲水峡に「もののけ姫の森」と書かれた看板を設置したが、あまりに多くの客がその場で足を止め木々の根元を踏み荒らしてしまった等の理由から、2008年には看板が撤去され、現在では「苔むす森」という名に変更されている。これでは“もののけ姫の舞台”としてのアピールをすることはできない。

二つ目は、多くの観光客を受け入れるための設備が整っていない場所もあり、地元の人々に混乱をもたらす、という点である。これは、2008年上映の「崖の上のポニョ」のロケ地である広島県の鞆の浦の例が挙げられる。鞆の浦の観光情報センターでは、観光客のために、“ポニョマップ”という作品のモデルとなった場所の書かれた地図が配布されるなど、観光客を集めるための取り組みが活発に行われている。その効果もあり、2008年に観光情報センターを訪れた観光客の数は前年の倍である7000人に上った。しかし、江戸時代からの町並みが保存されている鞆の浦は、従来から観光客により引き起こされる過度の渋滞や駐車スペース不足に悩まされていた（ポニョが上映される二年前の2006年の年間観光客数は約174万人）。そのため、「ポニョブーム」による急激な観光客の増加は、さらに深刻化した渋滞により緊急車両が町に入れないなど地元住民の生活がより不自由になってしまった。

私は、このような問題を解決するために、エコツアーなどのエコツーリズムに関する取り組みをするだけでなく、観光客が増えても環境破壊や住民の迷惑に繋がらないような「観光地作り」を行う必要があると考えた。エコツアー自体は観光地の環境を変えるものではないからだ。実際に、各観光地はどのような対策をとっているのだろうか。

観光客による環境破壊などの問題を抱える屋久島が行っている取り組みとして、「白谷雲水峡ガイドツアー」などの企業や協会が行っているエコツアーがある。このツアーは「もののけ姫」の雰囲気ガイドの説明を聞きながら満喫でき、初心者でもトレッキングが楽しめるということが魅力である。さらに、個人での観光ではできないカヌー体験などのアクティビティがツアーに盛り込まれていることから、参加する観光客も来訪者全体の30%と多数だ。そして、屋久島は「観光地づくり」として遊歩道の整備にも力をいれている。綺麗に整備された遊歩道は、美観の保全だけでなく、観光客の行動規制にも繋がっているという。実際に、山田千香子さんの論文「エコツーリズムの理想と現実、問題点、これからの展開に向けて」では、遊歩道の整備により『自然への対応兼マスツーリズム対応が上手くできていると感心し、望ましい自然への第一歩が守られていると感じられた。』とある。これらの屋久島の対策は、フィルムツーリズムとエコツーリズムの両立が可能になる大きな手がかりとなるのではないだろうか。しかし、一定基準を満たすガイドの育成や、上映から約18年経った今、その舞台としての白谷雲水峡をどう広めていくのか、などの問題も今後考えていく必要がある。

地元の人々の混乱を引き起こしてしまった鞆の浦は、港の一部を埋め立てて、橋を架設する計画を1983年から議論しているが、景観が破壊される等、町内外からの反対の声だけでなく宮崎駿らの運動により、鞆の住民の大多数が賛成していたにも関わらず、2016年2月にその計画は完全撤回された。新

たに効果的な案が打ち出されることはなく、現在も問題の解決には至っていない。そこで私は、屋久島のとっている対策を参考にして「パークアンドライド」と「ウォーキングツアー」という策を考えた。まず、救急車などの緊急車両が渋滞で通れないという問題を解決するため、鞆の浦を走る自家用車数を減らす必要がある。だが、元来駐車スペース不足に悩まされていた鞆の浦に新たな駐車場を作るわけにはいかない。そのため、パークアンドライドという、家などの出発地からは自動車を利用し、途中でバスに乗り換えて目的地まで移動するシステムが重要になる。今年の冬に鞆の浦を訪れたが、鞆の浦のある福山市の市街地に駐車スペースを新たに作ることは可能だろう。さらに、鞆の浦も大通りに沿う道は比較的広いのでバスも通行可能だ。しかし、このシステムだけでは自家用車の駐車の際やバスの運賃などの費用がかかるため、観光客の多くはできれば利用したくないと考えるだろう。そこで、客のメリットとなるサービスをツアーの中に取り入れることも必要だ。具体的には、お土産の料金を安くする、ポニョマップをツアー参加者だけに配布するなどである。ウォーキングツアーでは、屋久島のツアーと同様にガイドの説明を聞きながらポニョの関連地を巡ることを魅力とし、ジブリの舞台としての鞆の浦をアピールしていく。実際に、現在も鞆の浦のエコツアーは存在してはいるが、小規模がゆえにあまり知られていない。そのため、問題の解決とさらなる経済効果のためには、メディアの協力も必要だと考えられる。

第三章 両立を可能に、そして今後の日本の発展のために

本研究では、映画を見て訪れた人々が魅力を感じるエコツアーと、その観光地に応じた「観光地作り」を観光に関わる全ての人々、特に地元住民の協力の下徹底して行うことで、フィルムツーリズムとエコツーリズムの両立は可能になる、という結論に至った。研究を進め、屋久島は最近では問題が解決に向かってはいるが、一方の鞆の浦は適切な「観光地づくり」が進んでいるとは言えないことが分かった。同じ観光客の増加による問題を抱えるこのふたつの観光地だが、なぜこのような違いが生まれているのか。そのひとつの理由として「地元の人々の考え方」の違いが挙げられる。屋久島では、市民が一丸となって「観光地づくり」に取り組んでいるが、鞆の浦の住民は観光地づくりを積極的に行うどころか、これ以上観光客が増えることを望んでいない。そのため、十分なガイド育成・ルール作りが行えず、二つの観光形態が両立できていないのだ。今回、ウォークツアーとパークアンドライドという解決策を提示したが、本当にこれにより問題が解決されるのかは分からない。しかし、どのような対策をとるにしても、地元の人々の協力が必要不可欠である。そのため、私は将来ボランティアなどで鞆の浦の住民の観光に関する意見を聞き、鞆の浦の抱える問題の解決に向けて貢献していきたい。

映画やドラマなど身近で興味を持ちやすいコンテンツツーリズムにより多くの観光客を集め、同時にエコツーリズムによって環境保全の大切さや「持続可能性」について彼らに知ってもらおう。このように、新しい観光形態は、それぞれの長所を生かし両立させることで、「持続可能な社会」の実現、今後の日本のさらなる発展に大きな役割を果たしてくれるだろう。

おわりに

もともと観光や映画作品の舞台に興味がありこの研究をすることに決めたが、これほど観光が国にとって重要な事業であるとは知らなかった。この研究を通して観光事業の魅力を発見し、観光に携わる仕

事に就いて、外国人に日本の魅力を伝えるという将来の目標を設定することができ、探究の授業を自分の未来に活かすことができたと思う。

参考文献

- ・ ciatr/『もののけ姫』舞台ロケ地まとめ <http://ciatr.jp/topics/46706>
- ・ 鞆の浦写真倶楽部 <http://blogs.yahoo.co.jp/koji0420207/folder/715234.html>
- ・ フォトラベル/しまなみ海道めぐり <http://4travel.jp/travelogue/10436669>
- ・ 社会科学系大学生の論文・レポートブログ <http://100rank.seesaa.net/article/319527561.html>
- ・ 屋久島ガイド協会 http://www.yakushima-guide.com/forest/s_shiratani.html
- ・ 山田千香子「エコツーリズムの理想と現実, 問題点, これからの展開に向けて」[http://reposit.sun.ac.jp/dspace/bitstream/10561/589/1/v41n4p195_yamada.pdf\(2008\)](http://reposit.sun.ac.jp/dspace/bitstream/10561/589/1/v41n4p195_yamada.pdf(2008))
- ・ 市川聡「世界遺産登録後の屋久島の課題とエコツーリズムの現状」
- ・ [www.airies.or.jp/attach.php/6a6f75726e616c5f31332d316a706e/save/0/0/13_1-08.pdf\(2008\)](http://www.airies.or.jp/attach.php/6a6f75726e616c5f31332d316a706e/save/0/0/13_1-08.pdf(2008))
- ・ 深見聡「環境保全と観光振興のジレンマ―屋久島を事例として―」
- ・ <http://www.iuk.ac.jp/chiken/pdf/regional-studies39/fukumi.pdf>
- ・ 屋久島町/屋久島町自然観光資源の利用及び保全に関する条例 <http://www.rinya.mff.go.jp>
- ・ 木村めぐみ「映画撮影地における観光現象の可能性に関する考察」<http://eprint.lib.hokudai.ac.jp>
- ・ 木村めぐみ「フィルムツーリズムからロケーションツーリズムへ」<http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp>
- ・ 愛知県/パークアンドライド <http://www.pref.aichi.jp>
- ・ THE INTERNATIONAL ECOTOURISM SOCIETY <http://www.ecotourism.org>
- ・ コンテンツツーリズム協会(2014)『コンテンツツーリズム入門』古今書院
- ・ 朝日新聞一面「鞆の浦埋め立て撤回」(2016年2月15日日刊)

4-2.世界遺産を観光地として擁立するのは是か非か

岡早希子

初めに

2015年の夏、長崎県の軍艦島を含む「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産に登録され、テレビや新聞紙などで世界遺産に関する話題を目にすることが多くあった。その中で、私は、「各自治体は、世界遺産に登録されることによって観光客が増えることを期待している」という報道に疑問を持った。実際、観光収入の増加を期待して世界遺産登録推進運動を展開する国や自治体は少なくない。しかし、世界遺産に多くの観光客が訪れることは、環境や景観が破壊される原因となり得るのではないだろうか？ また、世界遺産を観光地化して観光の目玉にするのは”世界遺産”というシステムの本来の目的とは違うのではないだろうか？ こういう思いから、私は今回「世界遺産を観光地として擁立するのは是か非か」というテーマを選んだ。

第一章 世界遺産というシステム、観光地化するメリット・デメリット

そもそも世界遺産とはどういうシステムなのかというところから話を始めたいと思う。世界遺産とは、「人類が共有すべき顕著な普遍的な価値を持つ」と認められた文化財・自然（ただし不動産に限る）のことである。この言い方は難しいので、もっと簡単に言うと、「いつの時代のどんな人が見ても、すばらしいと思える建造物や自然」ということだ。UNESCO（ユネスコ、国際連合教育科学文化機関のこと）の中の世界遺産委員会の年に一度の話し合いによって世界遺産リストに登録されるか決定される。2015年7月現在、世界には1031件の世界遺産がある。世界遺産を保有する国には保護義務がある。世界遺産に登録されることによってブランド力がつき、観光客が増えることから、世界遺産登録推進運動を進める国や地方自治体は少なくない。

次に、観光地化することによって得られるメリット・デメリットについて考えた。ここでは「観光地化」について、「文化や自然などの観光資産や周辺の交通機関・地域を旅行者のために整備すること」と定義する。

観光地化するメリットとしてまずあげられるのが、観光客が増加することによって、観光収入が増え、それだけ遺産の修復・保存にまわせるお金が増えるという点である。また観光客が実際に世界遺産を訪れることは、多くの人に世界遺産のよさや本当の価値が伝わり、結果として世界遺産を後世に残していこうという保護の気持ちが生まれるきっかけにもつながると考える。さらに、観光客という外部の人間の視線からその遺産・土地を見つめることで、地元住民だけでは見えてこなかった地域の良さが見つかるかもしれない。

しかし、観光客が多く訪れすぎてしまうと、それは遺産そのものの姿を変えてしまうというデメリットにつながる。管理が不適切な場合、物理的に遺産をいためてしまうこともある。さらに、その遺産がある地域のコミュニティそのものを壊してしまうなど遺産のみならず周辺地域にも大きなダメージを与えてしまうかもしれない。実際国内外を問わずごみが増えたり、景観破壊が起きたりしているところはある。たとえば、まず、イタリアの「ヴェネツィアとその潟」では、1987年に世界遺産に登録され

て以来観光客が増加した。そして、それに伴ってホテル・レストラン・お土産店が多く建ちならぶようになった。結果として旧市街から住民がいなくなり、また、排出されるごみの量と質が変化した。ごみに関してはヴェネツィア市とごみ処理業者が協力して対策をしているが、排出そのものの抑制はなかなか進んでいない。さらに、ごみ収集船によるごみの収集は景観上好ましいものではないということが、ごみ収集マネジメントを難しくしている。つぎに島根県にある石見銀山では、観光客を運ぶ路線バスによる騒音・排気ガスにより地域住民の生活に被害が出ることとなった。これらの例から、世界遺産を観光地化することはメリットもデメリットも伴うことがわかる。ここで私は、国内外で実際に観光客の増加により問題を抱えることとなった世界遺産とそこで行われている対策をより詳しく調べることにした。

第二章 具体例から見る問題点と現在とられている対策

まず、日本で問題を抱えている世界遺産として、白川郷・五箇山の合掌造り集落（岐阜県・富山県）が出てきた。白川郷・五箇山の合掌造り集落は、合掌造り家屋が険しい山間部の豪雪に耐え、養蚕に利用するために工夫された独特な特徴を持つ建造物である点、また集落自体の自然景観が素晴らしい点が評価され、1995年に世界文化遺産に登録された。現在もそこでは人々の昔ながらの古きよき暮らしが営まれている。登録後、特に白川郷において観光客は急増した。結果、渋滞・駐車場不足など交通安全の問題、し尿の処理、コース外の私有地への侵入や民家の戸・窓を勝手に開けるなど住民のプライバシー侵害など多くの問題が起こった。さらにはお土産店の経営などから生まれた集落内の経済格差から、「結」と呼ばれる合掌造り家屋の屋根を葺き替える地域住民の団体の崩壊も生まれるなど、観光客の行動が景観破壊・地域のコミュニティ破壊の原因となっている。このような被害を受け、白川郷では、ごみの扱いや私有地に入らないなどの観光客に守ってほしいルールをホームページに載せ広く呼びかけている。さらに、2014年4月1日からは、世界遺産の景観保全と通行者の安全対策を目的として、世界遺産地区内への車両進入制限や、村営駐車場の運営等の交通対策もとられている。また、白川村長である谷口尚さんは、「世界遺産白川郷近況」のなかで、『観光に迎合せず、受け継いだ遺産を誇りとして、こだわりを持って保存を追求したい。本物を残し、有効に見せる。それこそが最も望ましい集落保全の理想形である。』と述べている。

次に、国外で問題を抱える世界遺産として、万里の長城（中国）が出てきた。紀元前七世紀に北方民族の侵入を防ぐために造られた城壁を秦の始皇帝が改修、漢の武帝が延長し、現存の多くは明代に造られたものである。その長さは約21196.18キロメートルと発表されていて、過去には宇宙からも目視できる唯一の人工建造物だとまで言われた。その歴史的・芸術的価値が認められ、1987年に世界遺産に登録された。登録以前から観光客は多く訪れていたが、登録以降はさらに増加し、毎年数百万人の観光客が訪れるようになった。結果として観光客による壁への落書き、数キロメートルにも渡るごみのポイ捨て、さらにはくいを打ち込みテントを張って泊まるなどマナーのない行動が多く目立つようになった。また、観光客だけでなく地元住民によるレンガの持ち去り、道路・ダム建設など、世界遺産への無理解が原因となって遺産そのものの物理的な破壊が進んでいる。『万里の長城国際友の会』(International Frinds of the Great Wall)の設立者で事務局長でもある、イギリス人のウィリアム・リンゼイ氏は、

「観光客が自由に歩けるということが長城の破壊に拍車をかけている」と述べている。結果として、現在有効保存されているのは明代に築かれた約 6,260 キロメートルのうち 5% の約 514 キロメートルだともいわれている。これらの被害を受け、北京市政府は、2006 年に、レンガの持ち去り・壁への落書きを行った場合 200 元（日本円にして約 3472 円）の罰金制度を設けた。しかし、目立った効果はなかったとされている。また、2010 年には、長城の周囲 500 メートル以内ではゴミ捨て・破壊行為、新たな建造物の建築を行ってはならないという法律が施行され、これを破った場合、最大で七年の実刑が科せられる。

第三章 結論

以上のことから私は、デメリットはメリットを上回ると考え、世界遺産を観光地化するのは良くないという結論を出した。もし世界遺産に観光客を受け入れる場合、世界遺産保護のための対策を具体的に考え、「保護のための観光」を行っていくべきだと考える。「保護のための観光」とは、観光を主体として考えるのではなく、遺産の保護が最優先であるという考えで行う観光のあり方だ。つまりただ見てもらって観光客に満足してもらうためでなく、観光客が来ることによって得られる収入を遺産の修復・保護に使って将来の人類に残していくことを目的とする。似たような言葉に「持続可能な観光」という言葉がある。「持続可能な観光」とは遺産の保護・環境と観光をいかに両立させるかという考えで、遺産の保護・環境と観光はイコールの関係として考えられる。対して「保護のための観光」はあくまで環境や遺産そのものの保護を第一に考える観光の仕方である。つまりこの二つの観光の仕方は、どちらも遺産の保護・環境を大事に考えるという点においては似ているが、観光と環境のどちらにどれだけ重きをおくかという点においては異なる。

またここで、国や地方自治体だけでなく、冒頭でも述べたように世界遺産制定の際に大きな権限を持つ世界遺産委員会がもっと積極的に対策をとっていけばいいのではないかという意見が出てくると思う。しかし、世界遺産委員会には強制権がなく、また資金も限られている。したがって、登録後の世界遺産委員会からの保護は約束されない。つまり、ユネスコ・世界遺産委員会に頼らない、地域住民・地方自治体・国の自立した遺産保護活動が必要となってくる。

ここまでの考えを踏まえて私が考えた対策は、①遺産について説明したビデオを作り、移動のバス内や見学施設などで見てもらう。②同様に、遺産の価値などを説明するパンフレットを作成し配布する。③やってはいけないことを書いた看板を作成し設置する。④入場料をとる。⑤入場制限をかける。の五つである。その中でも特に①、②、③を行うことによって遺産の価値や大切さ、やってはいけないことを説明することができ、結果として観光客に遺産保護の気持ちを強く持ってもらうことができると思う。

そして、何よりも大切であり必要となるのは、観光客・地元住民らがともに遺産について正しい知識を持ち、敬意を払って大事に扱い、将来の人類に残していこうという気持ちを強く持つことだと考える。

参考文献

- ・観光資源としての世界遺産と保護の対象としての世界遺産 - EU とスペインの場合を通して - (2009, 齋藤功高)
- ・世界遺産としての万里の長城 (三森歩惟, www.yokohama-cu.ac.jp)

- ・産経ニュース 2015.7.4 「万里の長城，城壁 1960 キロ，3 割消失」(www.sankei.com)
- ・AFPbbnews2010.10.11 「万里の長城，観光客増加でぼろぼろに」(www.afpbb.com)
- ・日本経済新聞 2014.4.1 「白川郷で車乗り入れ規制世界遺産の景観保護」(www.nikkei.com)
- ・朝日新聞 DIGITAL2011.6.21 「世界遺産は楽じゃない騒音やごみで「観光公害」」(www.asahi.com)
- ・日本の世界遺産.com 「白川郷・五箇山の合掌造り集落」(world-heritages.com)
- ・観光政策審議会答申第 39 号平成 7 年 6 月 2 日「今後の観光政策の基本的な方向について」(www.mlit.com)
- ・資源循環・廃棄物研究センター「世界遺産とごみ問題」(久保田利恵子，www-cycle.nies.go.jp)
- ・ZAPZAP!2015.7.4 「消え行く万里の長城，レンガで家を立てる住人も」(zapzapjp.com/45369452.html)
- ・全国町村会世界遺産白川郷近況(岐阜県町村会長・白川村長谷口尚，<http://www.zck.or.jp/essay/2556.html>)

4.3.なぜ空港は新たにエコ・エアポートシステムを導入したのか

今村朱理

はじめに

観光をする上で必要不可欠となり、環境に大きな影響を与えるもの。私は空港だと考え探究を始めた。第1章で空港が行っている環境対策であるエコ・エアポートの定義などを説明し問題提起を行っている。第2章では、昔と現在の環境を比較し探究をより深く進め、第3章では1.2章で分かったまとめになっている

第1章 エコ・エアポートとは

飛行機が一定時間に排出する二酸化炭素の量は自動車 100 台分といわれていて環境に与える影響はとて大きい。このような問題をはじめとする環境問題に対する対策がとられている。エコ・エアポートという新たなシステムだ。成田国際空港では平成 23 年、羽田空港では平成 22 年から実施されるなどほかにもさまざま空港で取り入れられている。その定義は地球的視野に立った環境への取り組みを積み重ねることにより達成される環境やさしい空港のことで具体的には、成田空港では航空機・空港施設からの二酸化炭素排出量の削減，河川・地下水の水質維持，廃棄物のリサイクル率向上，自然環境保護，国内外の空港との連携による環境保全活動の推進などさまざまな対策が実施されている。つまり簡単にまとめると，企業などが環境に関する方針や目標を自ら設定しその達成に向けて取り組んでいく「環境マネジメント」，地球上に様々な生物が存在している状態を目指す「生物多様性の保全」空港や飛行機自体が影響を及ぼす「地球環境への取り組み」，空港が周りに与える「周辺環境への取り組み」，空港などから排出される廃棄物の抑制「資源循環への取り組み」この 5 つを基本構造とするシステムである。しかし，エコ・エアポートが導入される前から排気ガスを抑える航空機の開発，周囲の騒音問題への対

策、廃棄物の抑制などの対策は取られてきた。

では、なぜ新たにエコ・エアポートシステムを導入したのか。もちろん時代に合わせて環境対策を変える必要はある。しかし、このシステムを行うことによって建てなければいけない設備に、通常の公共投資をはるかに上回る空港関連投資が行われ、さらに民間投資を招いて投資金額は巨額なものとなっている。巨額な資金を投資し、新たなシステムを導入してまで今までの環境対策を変える必要があったのだろうか。今までの環境対策とエコ・エアポートシステムを比較し、見て行きたいと思う。

第2章 環境対策の比較と問題点

まず、「環境」と「空港」この2つに注目して昔と今の違いはなにか考えてみる。(ここでの昔はエコ・エアポートシステムを導入する前、今はエコ・エアポートシステムを導入した現在のことを表す)米国学術研究会議(NRC)が発表した研究報告によると、地球はこの20年間、それ以前の数十年間よりもより急速なスピードで温暖化が進んでいるという。具体的には、これまで100年間で約0.4~0.8℃上昇しているのだが、そのうちの20年間で0.25~0.4℃上昇したと言われている。これは、20世紀全体の平均上昇率よりもかなり高い。よって急激に進む地球温暖化に対応した新たな対策が必要といえる。また、日本空港ビルディング株式会社の決算説明会の資料では2013年度と2014年度の旅客数を比較していて羽田空港は1年間で6.9%上昇している。羽田空港の国際線に関しては、46.3%も増加していることが分かった。また、これからも増加していくだろうと考えられている。そして、航空旅客と空港のPDFによると世界の旅客数が1990年では11.6億人だったのが、2010年では24.5億人と20年間で約2倍になっています。このことから、空港が活発化していることが分かる。以上の2点から急激に進む地球温暖化・空港の活発化が現在とは違う点で、それに対する新たな対策が必要だと言える。そして空港が活発化したことにより、航空機騒音についての対策や廃棄物を抑制するための対策などという負の影響の軽減だけでなく、自ら良好な環境を創り出していくことに貢献していく必要がある。環境対策ではなく環境問題に積極的に取り組み持続的に発展していくために地球環境と調和した経営を行うという環境経営が必要である。

では、昔と今の違いが明確に分かったところで、さらに具体的にエコ・エアポートの基本構造の中にある「資源循環」の廃棄物についてみる。関西国際空港のCSR活動報告の中にある廃棄物の状況(発生量)によると、2013年度では基準年度(2001年度)の約64%にまで削減されている。これだけでは負の影響の軽減だけだが、2009年度から廃棄物の1部分である刈草を有効活用して廃棄処分量を少なくしている。さらに一般廃棄物のリサイクル率については、2013年度までに約40%まで上昇している。なお、2012年度から2013年度は数%低下しているが、これはリサイクルされて新たに使えるようになった刈草は一般廃棄物として含まれないことが理由のひとつにある。このようなリサイクルは積極的な取り組みだといえる。リサイクルを行っている空港は関西国際空港だけでなくさまざまな空港が行っている。成田国際空港ではリサイクルをするための分別がおこなわれている。一般廃棄物の約半分を占め最も多いといわれているのは航空機から出るごみ、機内誌やビン・カン・ペットボトルなどをリサイクルしている。事務所ビルなど各施設から出る一般廃棄物についても、ビン・カン・ペットボトルなど分別し再生可能なものはリサイクルしている。さらに、2011年7月からは空港内のオフィスビル

から排出されるシュレッダー紙についてもリサイクルをスタートした。成田国際空港では、ゴミの分別・排出方法などを書いたポスターなどを作成して、空港を利用する人にリサイクルの協力を呼びかけている。このような空港は「ゴミの3R」を推進している積極的な取り組みだといえる。ゴミの3Rとは、「Reduce 発生抑制」「Recycle 再資源化」「Reuse 再使用」の頭文字のRをとったものである。これらのごみは、成田国際空港ではクリーンセンターというところに運ばれる。クリーンセンターとはごみ処理場・ごみ焼却施設のことで、リサイクル可能な資源の分別・可燃ごみの焼却処理などを行っている。リサイクルできずに埋め立て処分されるごみは、体積を小さくするため破碎処分されることが多く、埋め立てされる場所を少なくして、各工程から排出されるごみは無害化・安定化処理され、汚水は浄化された後焼却時に使う冷却水として利用されている。一部のクリーンセンターでは廃熱を用いて温水プールなどの温水供給や発電を行っているところもあるなど、リサイクルをする時も地球環境に配慮した形がとられている。このような、関西国際空港や成田国際空港などの取り組みは、急激に進む地球温暖化に対するの対策をすると同時に、活発化し続ける空港のことを考えた新しいシステムだといえる。

そして、千里高校 50 人に 3 つの質問をしてアンケートをとった結果、①環境対策を行っている企業に対してどう思うかという質問に対してよいイメージを持つという人が全体の 70%以上、②多額な資金を投資してまで環境対策を行うべきであるという人が全体の 80%もいた。このことから企業のイメージアップのためなるということ・環境対策に対して社会的ニーズがあることが分かる。しかし、③エコ・エアポートシステムについて何か知っているかという質問に対して知っていると答えた人が 2 人しかおらず、約 95%の人が知らないという結果になった。このことから、環境対策を行っている企業や環境対策自体に対してプラスのイメージを持っている人が多いが具体的に何を行っているかは知らないという人も多いということだ。しかし空港は様々な環境対策をとっているがそのことをもっと多くの人に知ってもらう必要があるといえる。エコ・エアポートシステムの廃棄物の面だけ見るとするならば、リサイクルを大きな柱として行っているこのシステムには、その空港を利用する人の分別などの協力などが必要不可欠だといえる。多くの人にエコ・エアポートの情報をより多く発信し、協力してもらうことが必要である。その対策として空港内で呼びかけたり、ポスター作成したりすることがひとつの手段ではないだろうか。

第3章 「第2章」からわかること

米国学術研究会議から発表した研究報告から以前の数十年間よりも急速なスピードで地球温暖化が進んでいること。日本空港ビルディング株式会社の決算説明会の資料と航空と空港の PDF から世界の旅客数・日本の旅客数共に増加していて空港の活発化が進んでいること。この 2 つの問題点を新たに取入れた対策が必要で、それに適した対策がエコ・エアポートシステムである。さらに千里生 50 人のアンケートから企業のイメージアップになる点や社会的ニーズがある点も新しく取り入れられた理由の 1 つなのではないだろうか。さらに直接的には関係しないが、新たにエコ・エアポートをすることによって新たに空港と関係を築くことになったクリーンセンターなどの一部施設の利益にもなると考える。そして、このシステムの課題はより多くの利用者にシステムを知ってもらう必要があるということだ。しかし、今回の探究ではエコ・エアポートの 5 つの基本構造の中にある「資源循環」、さらにそれ

を細かく分けた廃棄物についてのみ探究したものであり、残りの基本構造「環境マネジメント」「生物多様性」「地球環境」「周辺環境」については探究していない。資源循環を探究しただけでさまざまな結果が得られることから、残りの基本構造が設置された理由もたくさんあると考える。しかし、どの基本構造においても言えることは、現在の地球には新しい環境経営が必要だということだ。そして環境経営をするにあたって、空港にできることはエコ・エアポートシステムだといえるのではないだろうか。第3章の序盤でいったようにどの基本構造の目標を達成するにしても利用者の協力が必要であることは明白である。この探究を通じて1人でも多くの人に知ってもらえればと思う。そして、分別などの私たちにできることから始めてもらえればと願う。

おわりに

この1年間の授業で分かったことは、本論でも述べているが、はるか昔から環境対策が必要であると言われてはきたが具体的に必要な環境対策は変わってきているということだ。そして、この探究が出来上がるにはたくさんの人の協力が必要だった。私のアンケートに協力していただいた千里生50人の皆さん、本当にありがとうございました。

参考にしたウェブサイト

- ・ www.tokyo-airport-bldg.co.jp/company/
- ・ www.nkiac.co.jp
- ・ www.naa.jp/jp/csr/eco/index.html
- ・ www.narita-airport.jp
- ・ www.cab.mlit.go.jp/tcab/pdf/08pdf-kamotsu/date-06-01.pdf
- ・ wired.jp/2000/01/17/地球温暖化は本物・ますます悪化の傾向

4-4. ヴェネツィア本島を水没の危機から守るためにはどうすればよいのか

亀井菜央

はじめに

ヴェネツィアとはイタリア北東部に位置する都市で本島を含む約120の島々から成っている。大きさは日本で言うと大体、神戸のポートアイランドや神奈川県江ノ島くらいである。本島はラグーナと呼ばれる干潟に浮かんでおり、たくさんの世界文化遺産を所有している美しい街が存在している。街と運河が共存していることから水の都とも呼ばれており、あの有名な東京ディズニーシーのアトラクションのモデルにもなっている。有名な世界文化遺産の例にサンマルコ大聖堂やサンマルコ広場、リアルト橋などがある。しかし、この街は現在深刻な水没問題に直面している。

第一章 ヴェネツィア本島の水没問題とは

ヴェネツィア本島は現在、二種類の浸水問題を抱えている。一つ目は地盤沈下の問題である。ヴェネツィアは元々、干潟に杭を打ち込んで石を敷き詰めた人口基盤の上にある街であるため地盤が緩い。かつてヴェネツィアの対岸にあるマルゲーラという工業地帯で大量に地下水のくみ上げを行ったことが原因で地盤が脆くなり約 70cm 沈下してしまった。この事に危機が叫ばれたため、1970 年に地下水くみ上げを禁止する法令が出されている。これにより更なる悪化は免れたがその影響もあってかヴェネツィア本島は現在も毎年平均して 1~2mm 沈下している。このまま沈下が進めば 40 年後には 150mm~200mm 沈下することになる。二つ目はアクアアルタと呼ばれる高潮問題である。アクアアルタとはイタリア語でアクアが「水」、アルタが「高い」という意味で高潮のことを表す。年間通して発生するが特に発生しやすい時期は秋から春にかけてである。潟から外海への水の流出を防いでいるボーラやシロッコと呼ばれる季節風が普段よりも強く吹くことで潟の水量が増加し、そこに満潮が重なることによって発生する。近年、地盤沈下や地球温暖化による海水量増加の影響で海面が上昇し被害が悪化してきている。通常の高潮の高さは 60cm~70cm とされている。浸水の目安としては、海面水位 80cm 以上でヴェネツィア本島の一番低いサンマルコ広場の一部が水浸しになり、110cm を超えてくるとアクアアルタであると定義されている。近年、温暖化や異常気象による大雨などの様々な要因により発生頻度が増えてきている。110cm 以上のアクアアルタの発生頻度は 20 世紀初頭は年数回だったのに対し、近年では年 60 回超に増加している。ヴェネツィア本島の 9 割が水に覆われてしまう水位 140cm 以上のアクアアルタは 1923 年以降 11 回発生している。ちなみに過去最大の海面水位は 1966 年の 194cm である。最近だと 2012 年 12 月 11 日に約 50 年ぶりに 150cm のアクアアルタが発生した。この規模の浸水が起こると街の 70%が水没するため交通機関が止まり店は閉店、学校は休校を余儀なくされる。しかも観光客や住民は腰の辺りまで水に浸かりながら長靴で街を歩かなければならない。つまり、アクアアルタが頻繁に起こると街が上手く機能しなくなるのだ。また建物が傷み、景観保全も難しくなる。このまま水没問題が悪化するとヴェネツィア本島は 100 年以内に沈むと言われている。ではどうしたらヴェネツィア本島を水没からまもることができるのか。

第二章 ヴェネツィア本島の水没対策

ではまず、高潮問題から考えてみる。高潮対策のためにヴェネツィアが現在進めている計画はモーゼ計画である。モーゼ計画とは簡単に言うと、高潮が来たときに可動式の堤防で高潮を防ぐというものである。縦 2, 30m, 横 20m, 厚さ 5m のフラップゲートと呼ばれる堤防が平常時は海底に格納され、高潮時にはゲート内に圧縮空気を送ることにより、ゲートが海面から顔を出す仕組みになっている。このシステムはゲートを上げるのに約 30 分、降ろすのに約 15 分と少し時間はかかるが、最大 3m の水位上昇までヴェネツィア本島を守ることができる。しかし、私はこのモーゼ計画にいろいろと疑問を感じた。このシステムはアクアアルタであると定義されている 110cm を超える高さの高潮が予想される場合にしか稼働されない。つまり 110cm 以下の小規模な高潮の場合には稼働しないのだ。しかし小規模とは言え、80cm を超えてくると先にも言ったようにサンマルコ広場は浸水するため高潮を完全に防いだとは言えないのではないか。仮に人間に害がない程度の浸水でも建物にとっては傷みの原因になるかもし

れない。これでは、世界遺産を守れたことにはならない。また、費用面も気になる。建造費用が日本円で約5千150億円でこれプラス管理や修復の費用も考えると莫大な費用がかかることは安易に想像がつく。モーゼ計画完成後、もし地球温暖化により海面上昇が急速に進行してこのシステムで防ぎきれなくなったらどうするのだろうか。現状を考えると地球温暖化の進行は抑制することはできても止めることはできないだろう。私はモーゼ計画は完成しても、その場しのぎのシステムにしかならないのではないかと思う。また、システムの環境への悪影響が気になる。海中の環境が変わるため生息することができなくなる生命体が出てくるかもしれない。このように将来的なことや環境のことを考えたらこの計画はリスクが高いと私は思う。では次に地盤沈下の問題について考えてみる。先にも言ったとおりヴェネツィアは人工的に作られた都市なので地盤が緩いので地盤沈下の影響を受けやすいのだ。地盤沈下対策として挙げられる例の1つにリアルト計画というものがある。リアルト計画とはヴェネツィア本島にあるリアルト橋にちなんで付けられた名前である。この計画はヴェネツィア本島にある全ての建物の土台部分にジャッキを取り付けることで建物を土台から1m持ち上げようとするものである。最大2.7m持ち上げることができ、工事期間は10ヶ月ほどである。予算は1㎡当たり2500ユーロ(日本円で約38万円)でコスト的には実現性が高いといわれている。しかし、本当にそうなのだろうか？ジャッキアップという技術自体はそれほど特殊なものではないらしい。心配な点“無数に木杭が打ち込まれた地盤”と“石造の建物”を分離させた状態である。街全体の建物が地面から約1mも離れジャッキだけで支えられた状態など私は不安要素しかないと思う。まず第一に挙げられる心配は地震だ。比較的地震が少ないといわれているヴェネツィア地域でも過去の歴史を見ると、100年に1度くらいは大規模な地震が起きている。その際にジャッキアップされ竹馬に乗ったような状態にある建物は果たして現在と同じ耐震強度を期待できるのだろうか。私は恐らく不可能に近いと思う。仮に現在と同等の耐震強度を約束することが可能だということが科学的に証明されたとしても「そうですか、じゃあ大丈夫ですね。」とはならないだろうし、市民の不安は無くならないと思う。私がもしヴェネツィア本島の住民ならばこの計画には反対するだろう。次に心配な点はそれぞれ建てられた時期や強度、老朽化の進み具合は全然違うだろう。それを的確に判断しジャッキアップすることは極めて困難だと私は思う。これらのことを考えると私はヴェネツィアが掲げるリアルト計画は妥当な案だとは思えない。もちろん似たような計画、ジャッキアップという技術を使うことにより問題解決に繋がった例もある。それは日本の関西国際空港である。関空では、島の重さによって、もともとの沖積粘土層(海底の一番上に堆積しているやわらかい層)の厚さが3分の2になるほど大きく沈下する。この層は地表に近いので、沈下の仕方に凹凸があると地面の上の空港施設に悪影響が出やすくなる。そこで、沈下対策として利用されているものの一つにジャッキアップ技術がある。沈下によってわずかに建物に傾きが出てきた時に建物の1本1本の柱をジャッキで持ち上げて鉄板を挟み、傾きを調節するというしくみだ。この技術により関空の問題点は解決された。しかしこの計画は沈下を阻止するものではなく、あくまで沈下によって傾く建物を矯正するものなのでヴェネツィア本島の地盤沈下対策には当てはまらないし、そもそも関空とヴェネツィア本島では土地の規模がはるかに違う。つまり、ヴェネツィア本島の水没問題はその場しのぎの技術や土木作業の計画ではもはや解決することは不可能なのだ。

第三章 ヴェネツィア本島を守るための画期的な提案

これまでの研究により分かったことはヴェネツィアが考えているこれらの計画が水没問題を解決するものではなく、あくまでも被害を軽減するためのものであるため、今後このようなその場しのぎの計画を続けていてもヴェネツィア本島は必ず沈むということ。そして、水没問題には地球温暖化が深くかかわっており、大きな原因となっているということである。これらの事から私が導き出した結論は、ヴェネツィア本島の街をヴェネツィアの本土に移動させたらよいのではないかとということである。ヴェネツィアの本土なら高潮の心配も無いし、地盤沈下の心配も無い。また、土地が自然豊かで広く、人が住んでいない場所も多いため、移す先を探すのも容易だと思う。しかし、問題点もある。それは移動距離とコストだ。移築例として有名なものにエジプトのアブシンベル神殿がある。アブシンベルはアスワンハイダム建設による水没も危機から逃れるため、1960年代に国際連合教育科学文化機関〔UNESCO〕により近くの丘に移築された。その移動距離は100mで総工費は約3600万ドル(日本円で約151億円)である。たった100mでこんなに多額の費用が必要なことからヴェネツィアの場合はもっと巨額であることは安易に予想がつく。また、ヴェネツィア本島の街の魅力の一つである運河の景観をどのように再現するかも大事な問題である。だから、現実的にこの計画が可能なのかと聞かれると私には答えることができない。しかし、ヴェネツィア本島はこれくらい大規模で、現実的に可能かどうか分からないような計画を実行しなければ助からないくらい深刻な状態なのだ。記念建造物および遺跡の保全と修復のための国際憲章(ヴェニス憲章)にこんな規約が定められている。第7条記念建造物を移築することはその建造物の保護のためにどうしても必要な場合、あるいは、きわめて重要な国家的、国際的利害が移築を正当化する場合にのみ許される。(一部抜粋)私は今がその建造物の保護のためにどうしても必要な場合だと考える。こうしている間もヴェネツィア本島は少しずつ沈んでいて海面も上昇してきている。ヴェネツィア本島の水没問題は地形上の自然現象も原因の一つだが大きな原因は地球温暖化である。つまり、私たちの生活習慣によって引き起こされた地球温暖化が一つの街を脅かしているのだ。地球温暖化が起これなければ、ここまで深刻な水没問題に悩まされることはなかっただろう。この街の水没問題はヴェネツィアだけの問題ではなく、私たちの問題でもあるのだ。私たちがこの水没問題をきちんと理解し、他人事とせず個人個人が危機感を持つことがヴェネツィア本島の明日を救うことに繋がるのかもしれないと私は考える。

おわりに

一年間、このテーマを研究して学んだことは一刻も早く地球温暖化を阻止しなければならないということである。このヴェネツィア本島の水没問題以外にも地球温暖化が原因の深刻な環境問題はたくさんあるだろう。今後、このような地球温暖化が関連した環境問題についてもっと研究してみたい。

4-5.中崎町の観光と町並みの保全について

越智萌日

はじめに

研究をするにあたって、自分に関係が深い関西圏の町のことについて深く知りたいと思った私は、関西圏の町をインターネットで調べた。そして私は中崎町の存在を知った。戦前にあった長屋をリノベーションしてできた店、例えばカフェや雑貨屋さん、古着屋さんなどが数多くあって、しかも梅田にあるらしいと聞き、梅田にこんな古風な場所があるのかと非常に驚いたとともにとても興味がわいた。私はまず実際に町に行ってみて取材をするところから研究をはじめることにした。

第1章 中崎町現地取材で見た二つの立場

中崎町が有名になった今こそ、商業ビルを建てるほうが中崎町の観光業が発展してこれからの中崎町のためなのではないのかという人や、中崎町の景観を残しつつ観光を発展させる工夫をするほうがいいのではないのかという人、大きく分けてこの二つの意見があるのだということが実際に中崎町へインタビューに行ったことによって明らかになった。たとえば私が実際にインタビューをした JUN さんのように長屋をリノベーションしたお店を建てているひとは、中崎町の観光業だけではなく町なみの保全もするべきであるとの考えをもっている人だ。JUN さんが中心的に運営している AmanTo という店およびその姉妹店では、店のものすべてに廃材を活用したり、自作の映画での支援金活動や難民支援、障害者支援活動によって世界のためにも中崎町の PR 活動のためにもなるような活動を行っていたりしていた。実際に海外に行って中崎町の PR を行なった結果香港の旅行雑誌に中崎町のことが掲載されたりしたそう。それらの活動を行うことにより、仕事を探したいけどなかなか難しいという事情があるかたや、画家や俳優になりたいという夢を持っている方など、さまざまな方々が中崎町に集まるような工夫をしていらっしやう。私はもう一つ、AtticDays という最近できた雑貨屋さんの店長さんにお話を伺った。ピンクを基調とした可愛い店内にハンドメイドの可愛いオリジナル雑貨の数々、それ故たくさんの女性客が来店していた。JUN さんの活動にあえて参加しようとはしていないらしかったが、AmanTo のような古株の店も、AtticDays のような新しい店も、中崎町のことを好きだという点は共通していた。近年中崎町の認知度や人気が高まってきたことにより、店を始めたいと思う人が増えてきて、たくさんのおしゃれな店が新たにできたことにより、中崎町の観光業はさらに発展している。実際に町を歩いてみて思ったのが、どのお店もとても個性的で、オリジナリティあふれるものであったということである。オーガニック素材を中心に作ったグラノーラのお店があったのだが、素材は発展途上国のものを輸入してきているのだそう。やはり中崎町が梅田にあるのには違いないが、梅田とはすこし町の雰囲気だけでなくどのような店があるのかにも違いがあるなと思った。しかし、JUN さんによると、中崎町が最近有名になってきた今こそ大型のショッピング施設を建てたほうがいいのではないのかという意見も聞いているらしい。中崎町にもしも大型商業施設が建った場合中崎町はどうなってしまうのか。どちらのほうが中崎町にとっていいのだろうか。

第2章 ジェントリフィケーション、商業施設建設のメリット、デメリット

中崎町のこのような事例はジェントリフィケーションの一種として捉えられるというアドバイスをいただいた。まずジェントリフィケーションとは何なのかというと、今まであまり発展をしていなかった都市が、上流サラリーマン、若手芸術家などが移り住み、都市の活性化を起こして都市の価値が上がることである。中崎町は人口と木造家屋密度が高く、建物の老朽化と公園の不足等が問題になっていたこともあり、1990年代には人口の減少と高齢化が進展しており、経済も衰退していた。しかし、1990年代後半からカフェ、雑貨屋、衣料店がぞくぞくと開店されはじめ、長屋はそのための大切な資源になった。JUNさんによると、少ないお金ですぐに店を始められることから、若手のオーナーが増えてきたという。中崎町の発展に、長屋が大きく貢献したのは事実であることに違いはない。しかし、特にどの団体が長屋を残すのを推進しているわけでもないため、いろんな人が地域の持っている雰囲気に関心を覚えてそれぞれ思い思いに店を営んだりしているのが現状だ。もし、中崎町に大型の商業施設ができたらどうなるのか。実際にメリットとデメリットを考えてみた。まずメリットとして、新しい商業施設ができるようになったら、人々の間で話題になるであろう。人々が中崎町に行ってみたくてという興味も高まるきっかけにもなる。それと同時に、様々な専門のチェーン店がその施設に出店すると、専門チェーン店にとっては出店する機会が増えたということで大きなメリットがある。新しい商業施設にはもちろん最新の専門チェーン店および有名な専門チェーン店が入るであろうことから、それ目当ての客が集まる期待も大いにできる。さらに実際に商業施設を設立すると、交通の整備が必要になってきたりするのたいていの場合であるが、中崎町の場合、大阪の中心部である梅田に近いこともあるため、その心配が他の場所に商業施設を建てるより少ない。たくさんの人に話題になれば、それだけの経済効果も期待できるということだ。しかし実際に大型商業施設を建てるとなると、その商業施設を建てるための土地が必要である。そのために長屋などがある場所をNU茶屋町などと同様に切り開いて建てなくてはならないため、周囲の歴史的町並みの変化につながってしまう。同時に中崎町には高齢者の方も多くいるので、新しい商業施設を建てた場合、そういう方々が急な環境の変化に戸惑うのではないだろうか。それに加えて、中崎町にお店をだしている大半の人々は、自分がこの町の雰囲気が好きだからこの町にお店を出そうと思ったとおっしゃっていたため、商業施設建設がきっかけで町の外観が崩れてしまうと非常に地域の人にとってはデメリットが大きいのではないかと感じる。中崎町には、他の町にはない固有の魅力がたくさんある。個人経営の店が多いため、他にはないような服や雑貨を手に入れることができることや、さまざまな話題のカフェなどがあり若者からの人気も高まっている。しかも、梅田と打って変わって落ち着いた雰囲気のある中崎町が梅田と同じように商業施設を建てるとしたら、固有の魅力が薄れてしまうのではないかと感じる。同時に、そのような店の顧客が大型施設に吸い取られてしまう可能性もはらんでいる。今中崎町で店を営んでいる方々にとっては非常にリスクの高いとも言える。

第3章 結論

以上のことを考えてみたとき、やはりさまざまなメリットがあるのは事実だが、今までの中崎町の雰囲気が失われたりすることから、やはり中崎町に大型の商業施設を建てるのはあまりよくないのではと私は考える。もちろん、中崎町により多くの観光客が来るために、中崎町の魅力がより多くの人々に伝

わる工夫がよりいっそう必要になってくると思う。そこで、どのようにしたら中崎町にはより多くの観光客が来るのだろうか。たとえば今以上に中崎町のPRをするためには中崎町の特集をTVでやる、などの方法が有効であると思う。TVはお年寄りから子供までたくさんの方が日常で目にするだろう。そのTVで中崎町を特集する企画などが放送されると、不特定多数の人が中崎町について知る機会が増えるのではないか。または、今以上のインターネットの活用、たとえば店ひとつひとつが専用ホームページをつくるなどをしたら、店に興味のある人々が中崎町に集まってくることも期待できるだろう。その店に関する最新情報などを流すようにすればそのたびに客が中崎町を訪れる可能性もある。またSNSなどの評判を通じて中崎町のことをたくさんの人に広まれば、それを目にした人々が中崎町に集まってくることに繋がるはずだ。今はTwitterなどが若者の間で広く流通している。誰かが「中崎町のあの店のこのメニューがおいしかった!」とか、「中崎町のこの古着屋が可愛い!」などという風にツイートすれば、そのツイートを見た人が中崎町に行ってみたいと思うかもしれない。また、誰かがそのツイートをリツイートすればそのツイートが拡散されて中崎町が有名になるきっかけを作ることができる。そうやってより今中崎町が持っている魅力がより人々に広まることによって中崎町に店を建ててみたいという人がよりいっそう増加する。現に、中崎町に店を建てた人にインタビューしてみたところ中崎町に店を建てようと思ったのは中崎町の雰囲気が好きだからという意見がほとんどだった。中崎町に店を建てたいという人がより増加すれば、よりいっそう個性的な店が増えることに繋がる。ただ、それでは新しく建てた店が中崎町の景観をこわしてしまう可能性も大いにありえる。そのため、景観を壊してしまわないよう、たとえば何m以上の建物は建設不可というような条例を設けるのも一つの手であると思う。今まで中崎町にはそのような条例がなかった。それゆえに、中崎町の景観を保存すべきかの意見がわかれたのだとも私は考える。中崎町に観光に来ている方の目的も、中崎町の持つ雰囲気を楽しむ、中崎町にしか売っていない雑貨や中崎町のカフェめぐりなどどれもこれも「中崎町らしさ」が求められているものばかりだった。梅田という都会にひっそりとたたずむ懐かしい雰囲気のどこか落ち着ける場所、そのようなところが中崎町の魅力であると私は感じている。

終わりに

今回調べようというふうに決めるまで、私は中崎町のことをあまり深く知らなかった。が、実際調べてみることにより中崎町の持つ固有の魅力、中崎町にあるたくさんの素敵なお店、地域の人々の温かさに触れることができた。若者でも年配の方でも、男の人でも女の人でも思い思いの楽しみ方ができる魅力がいっぱいの中崎町、あなたもぜひ一度、訪れてみてはいかがだろうか。

参考文献

- ・ヨハネス・キーナー. 『インナーシティにおける歴史的建造物の再利用とジェントリフィケーション—大阪中崎界隈を事例に—』. G-COE 特別研究員(若手) 研究発表会.
- ・山口雄一. 『大阪長屋リノベーション「空堀商店街周辺と北区中崎町界隈」レポート』

4-6.竹田城崩壊の危機はどうしたら回避できるのか

柳澤紗穂

はじめに

私はこの一年間、「観光と環境」を考える講座を選び、「竹田城崩壊の危機はどうしたら回避できるのか」というテーマで一年間研究してきた。私自身、観光することは好きだが、環境がどのように関係しているのか、あまり実感がなかった。しかし、この研究を進めるうちに、知らなかったメリット、デメリットを知ることができ、ぜひ多くの人にも知ってもらいたいと思った。そこで、私は数多くある観光と環境の問題のうち、兵庫県朝来市に存在する遺跡である「竹田城」を取り上げて研究を進めた。

第一章 竹田城とは

私が、「観光客の急増による竹田城の崩壊の危機と観光の両立はどうしたらよいのか」を選んだ理由は、「日本のマチュピチュ」や「天空の城」といった異名を持ち、急速に注目と人気を高めた竹田城に興味をもったからだ。そして調べていくうちに、その急速に人気を高めた結果として急増する観光客が原因で竹田城が崩壊の危機にあることがわかった。人が多く来ることは観光地にとって良いはずなのに、それによって観光地自体が崩れていってしまうのはとても残念だと思い、何か回避できる方法を調べていきたいと思ったからである。現在、竹田城の具体的な崩壊の例として、石垣の崩壊、削られた地面、景色の妨害が挙げられる。これらは悪天候と観光客が多く来場したため地面が踏み固められて雨水が石垣の隙間に流れ込み土地が耐え切れなかったことが原因として考えられる。現在の対策としては、地面に防水シートを張る、悪天候時の人数規制、区域制限が行われている。以前までは区域制限はなかったが、2013年に観光客が転落するという事故や崖付近で写真を取るという行動があったため、一部区域を制限し、安全のためにロープを張るといったことが行われている。これは安全の確保としては最も良い方法だが、景色の妨害になるという声も多い。また急速に人気を高めた理由としては、2006年に日本100名城として選出されたこと、映画やドラマのロケ地として使用されたこと（「あなたへ」、2014 軍師官兵衛 等）、2013年に google の CM で取り上げられネットの検索数の上昇などが挙げられる。これらによって、毎年の入場者数は増えていき、2012年には約24万人で2010年度の4倍以上で、2013年の1月には40万人突破した。現在は多くの人が SNS を使っており、ロケ地めぐりや旅行の写真をネット上に掲載することが多くなっている。竹田城もそのひとつで今まであまり知られていなかったが、ロケ地巡りのレポートやテレビの感想がネット上で流れることによって多くの人に知れ渡り、観光客の増加につながったのではないかと考えられる。

第二章 竹田城を崩壊の危機から守るために

私はこの問題の解決策を見つけ出すために、他の似たような問題を抱えている観光地と比較して考えることにした。そこで、「日本のマチュピチュ」という異名も持つ竹田城とペルーに存在する本来の「マチュピチュ」を取り上げて考えたいと思う。まず、マチュピチュとは、南米アンデスの山中、2400メートルの断崖の上に忽然と現れていて、「空中の都市」と呼ばれ、世界遺産に登録されている。大広場を中心として、石組みの建造物が狭い石畳の道や階段で結ばれており、周囲は高さ約5メートルの石積

みの壁で囲まれている。なぜ作られたのか、どうやって作られたのかは不明だが、インカ帝国が神聖な場所に特別に作った宗教都市だといわれている世界的な観光地である。そんな「マチュピチュ」が抱えている問題点のひとつに「多数な観光客が原因で石が削られていること」がある。また高い場所に作られている点、石畳の道や階段があることも含めて竹田城と似ている点である。違っていた点は観光の仕方にマチュピチュには多くの規制があることだ。まず、一つ目の違いとして、人数規制の有無である。竹田城には悪天候時のみ、人数規制を行っているのに対して、マチュピチュでは一日に2500人までと決まっている。更に、予約制であり、予約時に氏名、生年月日、パスポートナンバー等の個人情報を記載しなければならない。二つ目の違いは、観覧料の価格の差である。竹田城では2013年より500円、マチュピチュでは約45ドル、一ドル120円として約5400円である。およそ11倍の差である。三つ目の違いは荷物検査の有無である。竹田城では荷物検査は行われていない。その代わりにホームページで火気使用の禁止（煙草の禁止）、キャンプ禁止、等と呼ばかしている。マチュピチュでは、荷物検査を行っており、飲食料は禁止、また大きな荷物は持ち込み禁止で預かり場所におくことになる。マチュピチュと竹田城の比較の結果から、竹田城は規制が緩いのではないかと考えられる。そしてから学べる点として、入場料の値上げ、人数制限、予約制が挙げられる。人数制限について、近年の竹田城の年間来場者数は、2011年には98602人、2012年には237638人、2013年には507489人、2014年には582282人と年々人数が急増している。竹田城は一年間のうち、冬場は来場を禁止しているので2014年の582282人を300日で割ると一日に約1940人来場していることになる。また、竹田城が注目を集める前の2004年度から2009年までの平均年間来場者数は約78人である。この時には竹田城の崩壊の危惧は問題になっていなかった。したがって、私は竹田城の来場者数を一日あたりに100人あたりに抑えるべきだと考える。また、観覧量について、竹田城が存在する朝来市としては、「観覧量は徴収せず、広く全国の多くの方々を知っていただき、来訪していただきたい。しかし、数年前までの来訪者、安心・安全の確保に関する費用や、トイレ等の維持管理費用とここ2年のものと比較すると明らかに大幅に増えてきている。そこで、費用のすべてを来訪者からおおむね負担をお願いしたいと考えている。」という意見だった。さらに、人数制限をすると竹田城は守られるけれど、竹田城周辺のレストランや宿泊施設にとっては経済的にマイナスになるのではないかという問題も出てくる。私が調べてみたところ、竹田城周辺は昔から続いているお店が多く、竹田城の人数が増えたから新しく作ったという飲食店や宿泊施設はまだみられない。これらのことから、そのお店は竹田城の年間来場者数が増える前から存在し、年間来場者数が少ないころから経営が成り立っていたということである。実際に私が訪れたときも、観光客用に作ったのではなく、古くから地元で使われていると思われるようなお店ばかりだった。長い間その土地でお店を開くということは、自然と地元の常連客にも慕われ、地元の人はその土地を好むことから竹田城の崩壊も望んではいないのだろうと予想できる。さらに、個人でできることとして、現在SNSが流行していることからSNSでの呼びかけに効果があると考えられる。映画やドラマのロケ地に使われていることからその映画やドラマの「聖地めぐり」として観光地に来ている来場者も多い。現在はただ訪れたことを写真と言葉をSNS上に載せられていることが多いが、それに加えて「竹田城を守っていこう」というよう言葉を添えるだけで、崩壊の危惧を身近に感じることができる。とても小さなこ

とだが、例えばヒールではなくスニーカーをはいていくことだけで、地面がつけられるリスクは減る。このような小さなことでも一人一人が意識することが竹田城崩壊の危惧から一歩遠ざけることができる。

第三章 提案

このような問題を解決するために、私は「入場料金を値上げして、予約制のツアー」にすることを提案する。現在もガイドツアーは行われているが、希望者のみ予約制でボランティアによって行われている。この提案によって生まれるメリットとして人数制限ができること、危険な行為やマナー違反は注意できること、観光客により深い知識を提供できること、話題性が上がることが挙げられる。まず、人数制限に関しては、竹田城崩壊の危惧の原因そのものを解決することができる。次に、危険な行為やマナー違反は注意できることに関しては、転落事故の防止や崩壊の危惧につながる観光客のマナー違反を事前に防ぐことができる。さらに、観光客により深い知識を提供できることに関しては、市の意見である「広く多くの方々に来訪して竹田城のことを知ってもらいたい」という意見の尊重につながる。また、実際に私が訪れたときには要所に一人ずつボランティアが立っていて、話しかけたら話を聞くことができるけれど、ほかの人が話していたら手一杯で話が聞けなかったことを残念に思った。ガイドツアーにすると、パンフレットだけの知識だけでなく、より深い知識を得ることができ、さらによい思い出にできるだろうと考える。また、話題性が上がることに関しては、入場料金を上げて人数制限を設けることによって、竹田城の価値が上がるのではないかと考えられる。さらに、その話題があがることを利用して、個人個人が SNS 等を利用して、竹田城に来る際の注意書きのようなものを拡散することによってより身近に感じることができ、気をつけようという気持ちが生まれると考えられる。しかし、予約制にすると、そのことを知らなくて当日に来た来場者に対応できないのではないかとという問題も挙げられる。だが、竹田城は山城ということもあり、最寄り駅 JR 竹田駅から歩いて 40 分という不便な位置にあるので、来場する観光客は当日いきなり来るというパターンではなく、あらかじめ竹田城に来ることを予定して来場するパターンのほうが多く考えられるのでその問題は問題になりにくいと考えられる。しかし、今後の課題として具体的な運営があげられる。実際に 1 日に何回行うのか、何人のガイドを雇うのか、料金はどれくらいの金額に設定するのか等である。このような問題は、大学でまた研究してよい案を見つけられたら良いと思う。

終わりに

この研究を通して観光することによって自分の楽しみや知識を得ることももちろん大切だが、観光地自体をこわしてしまうことはよくないと思う。日本には昔から残されている古い建物が多くあり、それらを自分達の後の時代にも残していくことを考えると、お金がかかることや、システムが複雑であって守っていくべきだと考える。多くのひとにこの事実を知ってもらい、ただ楽しむだけでなく、環境にも気をつけて行ってほしいと思う。

参考文献

- ・ 概要案内 | 朝来市, www.city.asago.hyogo.jp/0000001275.html

4-7.観光地化と住民生活の両立はどうすればよいか

～「白川郷」を事例として～

花岡成樹

はじめに

世界遺産への登録を地域の活性化の糸口として考えている地域は少なくない。実際に、現在日本で行われている世界遺産登録運動は、枚挙に暇がないほどである。たとえば、大阪の堺市の「百舌古墳群」がある。これは、大仙陵古墳などを含む古墳群である。他にも、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」など、様々な地域が世界遺産登録に向けて取り組んでいる。しかし、世界遺産登録は、その地域に必ずしも良い影響を与えるとは限らない。白川郷では、世界遺産に登録されたことにより様々な変化が生じた。この変化は、主に悪い意味での変化であると指摘されている。

第1章

「白川郷」は、「白川郷・五箇山の合掌造り集落」として1995年に世界文化遺産に登録された。この「白川郷」がある岐阜県大野郡白川村は、岐阜県の北西部に位置している。合掌造り集落の中心となっているのが、白川村の中央より少し北にある荻町地区である。2010年の数字を参考にすると、白川村全体の世帯数は661、人口は1733（男844、女889）であり、荻町地区だけの世帯数は181、人口は615（男304、女311）である。

世界遺産に登録されることによって、さまざまな変化が見られることは明らかである。白川郷もまた例外ではない。この白川郷で起きている変化は、主に悪い意味での変化を意味している。

白川郷では世界遺産登録後、観光客が急増したことがこの変化の原因だといえる。実際に、世界遺産登録前年の1994年と昨年2014年を比較すると、日帰り客の数は、約3倍。宿泊客の数はわずかに減っているが、日帰り客と宿泊客を合わせた全体の観光客数は2倍を大きく上回っているのだ。

そこで、観光客をターゲットにした土産店、飲食店が増えた。このこと自体は悪いことではないが、問題はその景観にある。例えば、土産店では、商品が屋外にあふれんばかりに並んでいるという光景がよく見られる。商店や食堂など伝統的ではない建造物も増加している。しかし、このような建物の新築や改築を進めているのは観光業を営むためだけではない。観光客の増加による経済的な潤いによって、自宅の新築や改築を行う住民も増えているのである。さらに問題となっているのが観光客のマナー違反である。ここで挙げられるのは、ごみの不法投棄や山野草の採取、住民が住んでいる家の中を覗く、戸を開けるなどといった行為である。住民のプライバシーが侵されているのである。

このようなデメリットを解消するため、これまでに白川村はさまざまな対策をとってきた。これらの対策により住民の生活は改善されたが、課題はまだあるというのが現状である。そこで、私は「観光地化と住民生活の両立はできないのか？」と考えた。

第2章

この疑問に対してまず私は、世界遺産に登録された以上、観光地化はやむを得ないと考えた。そこで、「白川郷」と同様に「観光地化と住民生活の両立」に取り組んでいる世界遺産として「石見銀山」につ

いてもみることにする。「石見銀山」は島根県のほぼ中央に位置する鉱山遺跡である。石見で生産された大量の銀は、アジアだけでなくヨーロッパ諸国との経済的、文化的交流をもたらしたことで、採掘から精錬まで小規模で行われたことから、鉱山開発や銀生産にかかわる遺跡が良好に残されていること、銀鉱山にかかわる遺跡は、その集落も含め自然環境と一体となった文化的景観を形成し、環境に配慮し自然と共生した土地利用が今に伝えられていることが評価され、2007年にアジアで初めての鉱山遺跡として世界文化遺産に登録された。この「石見銀山」では、「環境に配慮し人と自然が共生しながら銀生産を実現させたこと」が評価されての登録だけあって、登録後も「パーク&ライド（観光車両の侵入禁止）」の実施、住民憲章を作った住民の努力など、自然環境や住民生活を守る努力がなされている。

『石見銀山大森町住民憲章（2007年8月制定）』

このまちには暮らしがあります。私たちの暮らしがあるからこそ世界に誇れる良いまちなのです。私たちは、このまちで暮らしながら、人との絆と石見銀山を未来に引き継ぎます。

未来に向かって私たちは、1. 歴史と遺跡、そして自然を守ります。1. 安心して暮らせる住みよい町にします。1. おだやかさと賑わいを両立させます。』

さらに、2008年からは遺跡の環境保全を目的にNPO法人と市民ボランティアが協力し、清掃等の作業を行う「クリーン銀山」という活動が続けられている。

その一方で、ピーク時には駐車場から域内へ入るための路線バスの待ち時間が長くなるうえ、1乗車につき200円という区間制の運賃システムのために、バスを何度も乗り降りして多くの箇所をじっくり巡る観光客が少なく、結果的に滞在時間が短くなっているとの声も聞かれる。つまり「石見銀山」では、観光地化よりも住民の生活を重視しているといえる。

そもそも世界遺産とは、『人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存するための国際的な協力及び援助の体制を確立すること』を目的としている。世界遺産登録の本来の趣旨は、「現在の状況を保存する」ことであり、「観光地化し、観光関連の企業を潤す」ことではないのである。

「白川郷」も決して観光収入を目的として世界遺産への登録がなされたわけではない。

「白川郷」では、世界遺産登録以前からたくさんの規制が設けられている。1950年代以降進んだダム建設に伴う立ち退きやダムの補償金による「非合掌造り」への改築、「合掌造り」の村外売却によって「合掌造り」の数が減少したことから、60年代後半に荻町地区の人々の間で「合掌造り」を保存しようとする動きが見られるようになった。また、それはちょうど白川村が観光地化を目指しはじめた時期とも重なっていたため、「合掌造り」を保存し、観光資源として活かそうという機運が高まったのだ。そして、1971年12月25日に「白川郷荻町部落の自然環境を守る会」という住民組織が発足した。ここから、合掌造りの保存運動が本格化したのである。

この「白川郷荻町部落の自然環境を守る会」が初期に取り組んだ主な事業の一つが「世界文化遺産」への登録であった。「文化遺産」になることで補助金が入り、合掌造りの保存が容易になると考えたのだ。しかし、世界遺産登録に向けた住民への説明会が行われた時、荻町地区の人々の間からは規制が強くなることを心配する声があがったという。もちろんその際は、世界遺産への登録は国内法規によって

守られているものが対象であり、世界遺産になっても今まで以上に規制が厳しくなることはないという説明がなされた。しかし、実際は違ったのである。

「白川郷」が世界遺産の暫定リストに載った1992年より後の1994年には、世界遺産登録を見越して、「白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存計画」が改訂された。この改訂の最も注目すべき点は、「3. 保存地区内における建造物及びその他の物件の保存整備計画」の「(4) 建造物の移転、除却、新築、増築、改築」の項の最後に、「ただし、かつてあった家屋を科学的根拠に基づいて復元するもの以外は、合掌造り家屋に似せたものを造ることはできない」という文章が加えられたことである。そして、世界遺産登録後の1999年には「白川村荻町伝統的建造物群保存地区景観保存基準」が改正され、同時に「景観保存基準におけるガイドライン」がつくられた。「白川村荻町伝統的建造物群保存地区景観保存基準」の改正では、伝統的建造の保存・修理に関する基準や伝統的建造物以外の建築物外観修景の基準が一層厳密になった。また、「景観保存基準におけるガイドライン」では、住宅等の新築・増築・改築の際の建築面積や、土地の形質の変更および駐車場の造成に関するガイドラインが定められた。特に、有料駐車場の造成を食い止めるのが、「景観保存基準におけるガイドライン」作成の目的だったという。

これらの規制が今までのもの以上に細部まで具体的に規制する内容であることは明らかである。

その他の対策として、ホームページでの観光客に向けての注意書きの掲示が挙げられる。この注意書きには、ごみは捨てない、持ち込まない、火気は厳禁などと示されている。このことから、このような当たり前のマナーを守れない観光客がいることがわかる。さらに、集落内のごみ箱の廃止、そして、一部の合掌造りの家を観光客用として公開するなどして、住民生活の改善を図ってきた。一部の合掌造り家屋を公開するということは、実際に人が住んでいる合掌造りの家屋を、たとえば、1階と2階だけ公開するということであり、このような家屋として和田家が有名である。

第3章

これらの対策により、第1章で述べた、観光客によるマナー違反、景観の悪化といったデメリットはどのように変化したのだろうか。

まず、観光客による住民のプライバシーの侵害についての問題である。これは、先ほどの対策により防ぐことができる。次は、景観の悪化の問題である。これも、さまざまな規制のおかげで防ぐことができる。そして、観光客によるごみのポイ捨ての問題である。これは、完全になくすことはできていないため、解決したとはいえない。

一方で、このような規制のせいで、住民の生活が制限されていることも事実である。しかし、景観保存のため、このような制限は仕方ないといえるだろう。

そして、残ったごみの問題の解決策として考えたのは、「月に一回程度、日本各地でボランティアを募り、白川郷の清掃を行ってもらい、そのお礼として白川郷の特産品を無料で提供する」ということである。このこと自体にポイ捨ての抑止力はないが、少なくとも白川郷をきれいに保つことはできるのではないだろうか。

白川郷の特産品は、たとえば、「結おこし」や「とちもち」などがある。「結おこし」は、白川郷の美味しいお米で作った昔懐かしいポン菓子である。「とちもち」は、村、そして、飛騨地域でとれたトチ

の実を使ってつくられる。

おわりに

探究の授業がなければ、白川郷についてこんなに深く調べる機会はなかったと思う。今回学んだことを忘れずに、大学での論文作成の機会に活かしたい。

参考文献

- ・白川村ホームページ, <http://shirakawa-go.org>
- ・世界遺産の保全と住民生活, <http://ci.nii.ac.jp/naid/110008726938>

4-8.京都市の景観条例は京都市の商店などにどのような影響を与えているか

山下遥花

はじめに

私は昔から京都に興味があったため探求の観光グループを選択し、1年間研究していくテーマも京都に関連するものにしようと思っていた。また条例や法案などにも興味があったため、これらの2つのものが関連するテーマにしようと思ってこのテーマを選択した。

第1章 このテーマを調べるにあたり

京都には厳しい景観条例があり建物の高さや外装にも多くの制限があるということを中学生くらいの時に学んだ。教科書には普段よく目にする白と青の外装でなく和風でシックな色合いのローソンが載っていた。そこで私は京都の景観条例とコンビニエンスストアなどチェーン店では外装にどのような趣向を凝らして京都仕様になっているのか興味を持ち、またこの景観条例はそれらの商店に直接どのような影響を与えるか気になったので調べてみることにした。まず私は景観条例というものの自体について調べた。景観条例は府や市ごとに定められていて、景観条例の上に国が定めている景観法というものがある。景観法とは、我が国の都市、農村漁村等における良好な景観を促進するため景観計画の策定、施策などを総合的に講ずることにより、国民生活の向上、国民経済、地域社会の発展に寄与することを目的とするために制定された法である。しかしこの景観法は直接都市景観を規制しているわけではなく、行政団体が景観に関する計画や条例を作る際の法制度となっている。そして景観条例とは美しい町並み・良好な都市景観を形成し保全するため、地方自治体が制定している条例のことである。景観条例は京都だけにあるものではなく、身近なところでは、大阪府や、豊中市、箕面市でも制定されていた。これらの市でも建物の外壁への言及はされているが、京都府の中でも京都市のものは特別に厳しく規制されていることがわかった。例えば、大阪府豊中市の例を挙げてみると、豊中市の特別な地区以外では外壁の基調色の範囲は有彩色では彩度が4以下と定められているが、京都市では共通基準で有彩色のなかでも赤系、

黄赤系だと5以下、黄緑、緑系だと1以下といったように詳しく定められている。といったような点である。平成16年12月に我が国で景観法が施行される以前の昭和47年から市街地景観条例が制定されその後景観法の施行後も繰り返し変更、進化がなされてきた京都市の景観政策は人々にどのような影響を与えていったのだろうか。

第2章 景観条例と店舗との関係について

まず、冒頭でも述べたようなチェーン店の外装に関わる、つまり京都市の景観条例が企業に与える影響というものを調べてみると、京都市は平成19年9月から新景観政策を実施しており、そのなかでサイン(屋外広告物)については、景観をかたちづくる重要なものとして位置づけられており、屋上屋外広告物の全面禁止や、地域の特性に応じた「大きさ」「色」「表示できる高さ」など許可基準を定めていた。特に平成24年度からは条例が完全施行される平成26年9月までに取組を抜本的に強化し、集中的に取組が進められているようだ。そしてこのようなこれまでの取組成果や全国的な企業の京都仕様のサイン、平成24年度から実施されている京都景観賞を受賞した作品など素晴らしい屋外広告物の代表事例がまとめられた「京のサイン」という冊子を京都市が発行していることがわかった。その冊子の中にはローソンやマクドナルドをはじめとするチェーン店や佐川急便や銀行の支店、個人商店などたくさんの例が挙げられていた。今現在ではこうした京都仕様の屋外広告物が主流になってきたが今の状況に至るまでには企業側からの多くの反発もあった。実際平成19年5月の段階では7割近い看板が改定以前の基準すら満たしていない状態で四条河原町や四条烏丸などの繁華街では看板を設置する591棟のうち401棟が条例で義務付けられた届出をしていない違反広告であった。企業側からも「シンボルカラーなので変えたくない」や「こんな厳しい規制を守ったら商売にならない」といった反対意見も多数見られた。そんななか市の職員らによる地道なパトロールや京都景観賞という優良な看板を表彰する賞、またそれらをまとめた「京のサイン」という冊子を発行するなどした結果人々の景観に対する意識は変わっていった結果、条例が完全施行された2014年の9月には市内の屋外広告物約4万5千件のうち8割の3万5千件は条例の趣旨に沿った広告物になったが、顕著な違反はまだ3500件程あり、景観上の影響が小さいものを入れると条例違反の屋外広告物は1万件ほど残っている状態だった。また条例を免れようとしてガラス窓越しに派手な屋内広告物を掲げる店舗も出てきており市も困惑している状態だ。市は違反ゼロを目指すのが、看板を撤去して新たな看板を掲げるには数百万円費用がかかるため条例の趣旨はわかるが是正経費を自己負担しなければならないので負担が大きいという声もあった。果たして市はこれらの声を無視しているのだろうか、もちろんそういうわけではない。京都市には2007年度から優良屋外広告物補助金制度という看板を設置した店舗に補助金が出るという制度がある。審査で看板が「優良」と認められれば、設置費の3分の2から3分の1が補助されるというものだが、スタートした2007年度から利用額は8年連続で目標額に到達していない。スタートした2007年は公布上限を10万円とし1200万円の見込みを出したが実際利用額は1件で10万円だった。その翌年も1100万円確保したが利用はまたも1件4万円のみだった。2009年には公布上限を10万円から50万円に引き上げたが利用は伸び悩んだ。1番利用が多かったのは条例が完全施行される前の2013年度の16件697万円で創設から2014年度までの予算額に占める交付額の割合は年平均29%にとどまっている。2015年度には予算額を前

年度の920万円から500万円に減額したが10月現在ではまだ公布に至っていなかった。一体なぜこんなに利用者が少ないのだろうか。その要因は手続きにかかる時間にあるとみられている。補助にいたるにはデザイン案を市に提出しそれが専門家による審議会にて審査される。しかし審議会は2~3か月に1度しか開かれず、市との協議でも細かいチェックが入る。実際に改装に50万円の補助を受けた薫香製造販売の松栄堂は「専門家の助言もいただけ、優良看板というPRにもなる」というメリットを語る一方「書類作成も含め何度も市担当課へ足を運ぶのは大変だった。」と語った。また前述のとおり看板を付け替えるのには数百万円費用がかかるため上限の50万円という金額では三分の二という補助率には満たないため問題があると思われる。実際、市の担当者は「審査は厳格に行う必要があり、時間がかかるのは仕方がない。デザインの質を落とさず申請が増えるように制度を見直したい」と述べている。

第3章 まとめと今後の課題、京都市の景観条例と商店との関係について

第2章で述べたことを踏まえて京都市の景観条例と該当する地域に出店している商店との関係について自分なりにまとめてみた。まず、景観の面である。実際規制を厳しくすることにより看板によるごちゃごちゃとした印象は町からなくなり景観は非常に美しくなったといえる。次に実際に景観条例が商店に与える影響についてである。私はこのテーマに決定したとき正直商店が強られる負担はあまり大きくないものと思っていた。なぜなら京都仕様の看板があることは有名で、いろんな商店がそれぞれ京都らしい外装にすることで町全体の雰囲気はよくなったり注目を集めたりするなどメリットしかないと考えていたからだ。しかし実際には個人経営の商店や言い方は悪いがあまり資金が潤沢でない商店にとっては大きな負担が強られる結果となっていた。資金の問題は非常に大きく実際違反はまだ1万件ほど残っている。これらの違反が減りより良い町並みを形成するにはなんとといっても京都市の補助制度が不可欠であり、補助率や補助金の上限の見直しや手続き方法の簡略化など京都市にもできることはまだまだたくさんあるはずである。また、今後の課題は補助制度である優良屋外広告物補助金制度だけではない。さきほど述べたような窓ガラス越しの派手な大型看板の存在である。京都市はこれらを「特定屋内広告物」として新しく規制もしているが隙をつかれぬような規制をするのは難しい状態である。そして次に私なりに違反広告を少しでも減らす解決策を考えてみた。まず、補助金制度の改善策である。まず補助率や補助金の上限を景観に影響する度合いやその商店の経営状況を配慮して変えていくという案だ。実際この景観条例の目的は違反広告とそうでないものの基準をきっぱり定めることではなく景観を少しでも美しくすることであるはずだ。したがって正直少しぐらい条例に違反していても景観にほとんど影響がないのであればそれほどカリカリする必要はないのではないかと考える。しかし影響の度合いにも基準が必要であるから、看板の色彩の彩度や明度、広告の大きさなどで詳しく基準を定める必要があると考えた。また大手のチェーン店と個人の商店とで補助金の上限が等しいというものも酷な話である。よってこの2点を考慮した補助金制度にすることによって利用も伸び、違反広告も減るのではないかと考えた。次に「特定屋内広告物」についての対策である。これらの広告を作成する側の意見としては京都風のシックな看板ではわかりづらいからというものが多いうのだ。そこで私は京のサインの冊子のような優良屋外広告物をまとめた冊子をより一般の人にも手に取りやすい状態にすることによってわかりづらいというシックな看板が逆に大きなアピールポイントになり、更に看板の質も上がるので

はないだろうか、またそれらの店舗のスタンプラリーを実施するというのも考えた。優良な屋外広告物の店舗でなにか買い物をするとその店舗のスタンプがもらえるというような仕組みにし、すべて集めたら京都らしいストラップなどがもらえるというようなものである。子供はスタンプラリーが好きだし、年々増えつつある外国人観光客にも外装はシックだがその中の店舗はコンビニエンスストアだったりファーストフード店だったりというギャップもうけるのではないかと考えた。日本で1番厳しい京都市の景観条例は実際その店舗にたくさんの影響を与えていることがわかった。また新景観政策により京都市の町並みは非常に美しくなった。これからも課題は多いが、市と商店とが協力してより良い町並みを形成して行って欲しい。

おわりに

私は正直なところ、景観条例が与える影響というものは商店にとっても景観にとってもそれほど大きいと思っていなかった。しかし1つ1つの店舗が配色を少し変えたり、壁面の看板をなくしたりすることで街全体の雰囲気も大きく異なっていたので驚いた。

参考文献

- ・京都市情報館 HP, <http://www.city.kyoto.lg.jp/>
- ・京都新聞 HP, <http://www.kyoto-np.co.jp/>
- ・産経ニュース HP, <http://www.sankei.com/>

5-1.日本の食のあり方

中村緋里

2015年で日本は戦後70年を迎えた。去年の夏、テレビなどで戦争について知る機会も多かっただろう。その中で私が興味を持ったのは、「日本の食のあり方」だ。戦時中、食べ物はとても貴重であり、「欲しがりません勝つまでは」、「贅沢は敵だ」などのスローガンがあったが、現代では多くの食べ物を輸入し廃棄している。日本国憲法第二十五条に「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とある。生存権の基本である日本人にとっての「食」のあり方を考察したい。

1. 戦後すぐの日本と現代の日本での摂取カロリーおよび栄養素について

終戦二年後の1947年（昭和22年）の総摂取カロリーは1720calで、そのうち炭水化物が383g、たんぱく質が60g、脂質が17gであり、炭水化物を一番多く摂取していることがわかる。主食である炭水化物は、白米やパンなどに代わる代用食が政府によって奨励され、でんぷんやトウモロコシ、コウリヤンが食べられた。さらに食事情が悪化すると、イモのつるや葉、カボチャの種までが代用食として食べられた。主なものには、「おから饅頭」、「どんぐりパン」、いなわらを粉末にしてこれに小麦粉や海藻などを混ぜてつくる「パン」、食べられる野草を混ぜた「草だんご」などがあった。これらの代用食でさえ、人々はおなかいっぱい食べることはできなかった。

三年前の2013年（平成25年）の総摂取カロリーは1887calで、そのうち炭水化物が261g、たんぱく質が70g、脂質が54gであり、1947年と比べて炭水化物が約120g減少し、脂質が約3.5倍になっている。現代の日本は米離れが進み、肉などの動物性食品中心の食事に変化している。これらの高タンパクで高密度なエネルギー源を摂取する食習慣への移行は「食の西洋化」と呼ばれている。

また摂取量がさほど変わらないたんぱく質の内訳をみると、1950年（昭和25年）は摂取しているたんぱく質68gのうち17gが動物性たんぱく質である。これに対して、2010年（平成22年）は摂取している67.3gのうち36gが動物性たんぱく質である。これにより、昔に比べて現代の私たちが多くの動物性たんぱく質を摂取していることがわかる。

2. 日本の現代の食事情について

日本人は元来、和食を食べてきた。その和食は、平成25年にユネスコ無形文化遺産に登録された。農林水産省のホームページによると和食の4つの特徴として、「多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重」、「健康的な食生活を支える栄養バランス」、「自然の美しさや季節の移ろいの表現」、「正月などの年中行事との密接な関わり」を挙げている。しかし、急速な工業技術の発達と経済力の増大により、日本にはものがあふれるようになった。食べたいものを、食べたい時に、食べたい場所で、食べたいだけ食べられる、すなわち飽食の状況が拡大している。日本人の食生活は戦後、肉中心の欧米食やインスタント食品、レトルト食品などの現代版加工食品に急激にシフトしていった。欧米型の食事は体力や筋力をつけ、大きな体を作る面では有効だが、一方で過剰なカロリーや脂肪・コレステロールの摂取により、大腸がんや乳がん、高脂血症、糖尿病、動脈硬化などの生活習慣病をもたらした。同時に、手間のかかる魚や

シンプルな野菜料理は敬遠されるようになり、余分なエネルギーを代謝するために必要な副栄養素（ビタミン、ミネラル、食物繊維など）が慢性的に不足する事態に陥っている。代謝しきれなかったカロリーは脂肪として蓄えられるため、これもまた生活習慣病増加の原因になる。現代人の食生活はまさに「栄養過剰の栄養失調」。崩れた栄養バランスから今、さまざまな弊害が引き起こされている。

しかし現代人の生活スタイルに起因する傾向として、朝食を抜く人の増加、痩せていることへの過剰な賛美を背景とする極端なダイエットをする人も増えている。総摂取カロリーは1972年をピークに年々減少し、2015年には痩せている女性の割合が過去最高を記録した。今までは女性の8人に1人が痩せすぎだといわれている。いずれも健康を害する可能性のある食習慣の乱れとして現代の食生活の大きな問題であるだろう。

また、現代の子ども達が抱えている食の問題としてよく言われているのは「偏食」、「小食」、「過食による肥満」、「朝食抜き」等がある。子どもの発達や適応には「家族で食卓を囲む」ことが大きく関与すると指摘されているにもかかわらず、生活の個別化により一家団欒での食事という絶好のコミュニケーションと教育、しつけの機会を失っている。

3. 食料の輸出入量、廃棄量について

日本は農産物貿易の自由化を進めてきた結果、世界最大の農産物輸入国となった。2004年、日本の農産物の輸出額は19億ドルだが、輸入額は415億ドルであり、輸入に大きく偏った構造になっている。しかしアメリカや欧州連合をはじめとする主要因は、輸入、輸出ともに大きくなっている。

また、日本は食料廃棄率世界一の国でもある。食料の廃棄は食品メーカーや飲食店、家庭など様々な場面で発生している。日本の食料自給率は主要先進国十カ国（アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、スイス、韓国、日本）のなかで最低水準の39%である。その中で2012年度では、年間5500万トンもの食料を輸入し、そのうちおよそ1900万トンを廃棄している。廃棄している量は、世界の食料援助総量の470万トンを大きく上回り、3000万人分、途上国においては5000万人分の年間食料に匹敵する。私たちの家庭から出る食品廃棄量は全体のおよそ半数を占めている。食材別にみると、最も多いのが野菜、次いで調理加工品、果実類、魚介類だ。これらを廃棄した理由としては、鮮度の低下や腐敗・カビの発生、賞味期限・消費期限が過ぎたことがあげられる。家庭から出される生ごみの中には手つかずの食品が2割もある。

食料廃棄率を、世界一の消費大国であるアメリカと比較してみると、アメリカの人口は約3億1400万人で廃棄量は年間3300万トン（1人当たり105キログラム）、日本の人口は1億3000万人で廃棄量は年間1940万トン（1人当たり152キログラム）であり、日本の方が廃棄量が多くなっている。アメリカの廃棄の主な理由はレストランが提供する食事の量が多すぎ、家庭では無計画に買い込んだ食材が使い切れずに廃棄されている。一方日本では、スーパー、コンビニの返品による廃棄が多く、家庭では古くなって食べたくない等、製造年月日に過敏すぎる様だ。

これらの食料廃棄を減らすためにできることは、「買いすぎない」、「使い切る」、「食べきる」ことが大切だ。無駄なものを買わないように、買い物前には冷蔵庫の食品の在庫を確認し、必要なものだけを買うようにし、また外食時の食べ残しを防ぐために、料理を注文する際にはボリュームを確認し、メニ

ューの中に食べられないものがあれば、あらかじめ抜いてもらうなど、工夫するといいたろう。

4. 世界の食事情

毎年、世界各地で気候変動による農作物の不作が伝えられるなか、世界の人口は増え続けており、2015年現在70億人である人口は、2050年には約90億人を突破すると予測されている。そして増え続ける人口に見合う食べ物を確保するためには、今よりも1.7倍もの食料を増産しないとイケないといわれている。しかし、食料を増産しようとしても、土地や水にも限りがある。すべての人が生まれながらに平等に持っている「食料への権利」。健康で社会的な生活を送るために必要な、十分な量と質の食べ物に、いつでも、身体的にも経済的にもアクセスできるよう、本来であれば各国が責任を果たすべきだろう。しかし、何らかの問題で実現できない場合は、国際社会や私たち市民社会の協力が不可欠だ。

5. 日本の「もったいない」精神

江戸時代、人々の生活を支えた米は、その生産過程の中で出る様々なものが大切に利用されていた。米を脱穀した後に出るわらはは、わらじや家畜小屋の敷きわらとして利用されていた。このようにして、昔の日本人は、食べ物を大切にし、様々な場面で再利用していた。

さらに2004年、環境や人権に対する長年の貢献が評価され、環境分野で初めて、またアフリカ人女性としても初めてノーベル平和賞を受賞されたケニア人女性、ワンガリ・マータイさんはご存知の方も多いただろう。彼女が2005年の来日の際に感銘を受けたのが「もったいない」という日本語だった。一般的に「物の価値を十分に生かされておらず無駄になっている」状態やそのような状態にしてしまう行為を、戒める意味で使用される言葉である。彼女は、この言葉には、Reduce（ゴミ削減）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源化）という環境活動の3Rをたった一言で表せるだけでなく、かけがえない地球資源に対するRespect（尊敬の念）が込められていると考えた。

6. 私の意見

今回の研究を通じて感じたことは、「日本人はもっと食を大切にすべきである」ということだ。戦時中はあれほど貴重だった食料も現代では飽和状態にあり、私たちは食のありがたさを忘れていてはいないか。さらに現在、世界は食糧危機に陥っており、多くの人々が飢餓に面している。日本には「もったいない」という素敵な言葉があり、この感情を大切にすべきだと思う。さらに、現代の日本は欧米の食事の影響を多大に受けているが、世界から注目を集めている日本の食の基本である「和食」をもっと大切にすべきであると感じた。

参考文献

- ・厚生労働省国民健康・栄養調査, http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou_eiyoub_chousa.html (2016年1月25日閲覧)
- ・農林水産省 (1) 世界の食事情と農産物貿易交渉, http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w-maff/h18_h/trend/l/tl_1_1_02.html (2016年2月9日閲覧)
- ・緑のgoo「もったいない」Vol.1 食べ残しを減らして、世界の飢餓を減らそう, <http://www.goo.ne.jp/green/life/lohas/shoku/0301.html> (2016年2月6日閲覧)

5-2. 日本はシリア難民を受け入れるべきか

内彩音

今日世界には多くの難民が発生している。特に近年問題となっているのがシリア難民で2011年3月以降にシリアで起きた内戦により国内外に避難している人のことを指す。国内で避難をしている人々は760万人、国外へ避難している人は460万人以上にもものぼる。日本では彼らの受け入れ態勢についてしばしば議論になる。私は他国の対応、受け入れによるメリット、デメリットから日本の受け入れの今後について述べたいと思う。

1. 近隣国での対応

ニュースや新聞ではヨーロッパに向かおうとする難民がよく取り上げられるが、実際にヨーロッパが受け入れている難民の数はシリアの近隣国より大きく下回っている。彼らが近隣国より遠方のヨーロッパを目指す理由は2つある。まず最大の受け入れ国であるトルコは200万人、続いてレバノンには118万人、ヨルダンには68万人の難民を受け入れていて、これらは国外へ避難している人たちの90%になる。レバノンでは人口に対して25%、ヨルダンでは10%が難民ということになる。このように既に多くの難民を受け入れた近隣国ではこれ以上の受け入れが困難になっている。これがヨーロッパを目指す一つの理由である。もう1つは近隣国での避難生活の厳しさにある。トルコにおける受け入れ態勢と実際の避難生活を例にあげる。シリア難民受け入れは政府が認めたものであるため難民はパスポートを持っていなくても入国ができる。しかしヨーロッパ出身者以外は難民の地位を認められておらず、それ以外の庇護希望者はUNHCR(国連難民高等弁務官事務所)が審査して申請を認められたらトルコ以外での再移住を進められる。トルコに留まる難民は合法的な就労を認められていないため多くの人々が一家で物乞いをして暮らしている。他にも経済的および社会的権利は厳しい制約を受けていて、医療サービスはすべて自己負担、教育や公共サービスを受けるには1年間に日本円で約3万6000円を支払わなければいけない。このような先の見えない苦しい避難生活を続けるよりヨーロッパでの豊かな避難生活を望むのだ。これが2つ目の理由である。

2. ヨーロッパの賛成派の対応と受け入れのメリット

では、ヨーロッパではどのような待遇を受けられるのか。現在ヨーロッパの国々の中で受け入れに対して積極的な姿勢を示しているのはドイツだけである。ドイツは2015年に18万人以上の難民を受け入れ、国内に滞在している難民は36万人と見積もられている。ドイツでは憲法において「政治的に迫害されているものは庇護権を享受する」と定められており、難民を保護することが国での方針となっている。これは第二次世界大戦の際にドイツは多くの人々を迫害してその迫害された人々が他国の保護によって救われてきた過去の経緯があるからだ。この憲法により難民の待遇は手厚く、難民として認められれば医療費が全額支給、一家族に補助金17万円とアパート1室が手配されるほか保育園やドイツ語教室が開かれる。難民をここまで積極的に受け入れる理由にはさらに経済的な利点がある。ドイツは現在少子化や労働力・年金不足の問題を抱えていて、これらを解決するために多くの難民を受け入れるのである。ドイツの例から見て難民を受け入れるメリットとしては、国家の信用・発言力の向上、人口減少・

少子化に歯止め、労働力の確保による経済成長、年金確保が挙げられる。

3. ヨーロッパの否定派の対応とデメリット

その他多くの国は難民受け入れに対して積極的な姿勢を示さず、待遇もあまりよくない。特に強く反対しているデンマークでは国の住宅省が、難民に関する規制を強化するという旨の広告をレバノンで発行されている新聞に掲載し、国の方針として「難民にとって魅力のない国」と打ち出した。実際に入国する難民に対しての支援金を50%引き下げる法案が議会で可決され、永住権の獲得に必要な言語力の引き上げが決定した。さらに総選挙では難民に反対する政党が選挙で勝利を収めたことから国民も難民に反対していることがわかる。またポーランドでも反難民の政党に政権交代、ハンガリーでは難民が流入しないようにセルビアとの国境閉鎖などが行われている。2015年9月14日EUで今後2年のうちに加盟国が16万人の難民を受け入れることの義務化の是非について議会が開かれたが合意には至らなかった。難民の数に対応しきれないというものだけでなく、難民保護にかかる費用が理由としてある。受け入れに当たってトルコでは4600億円、ドイツでは2兆7900億円を国が負担している。近年経済的負担を抱えるギリシャは特に難色を示した。さらに否定派の意見を強めるきっかけとして難民によって起こされた数々の事件がある。最も大きな事件は2015年11月13日にパリで起こった同時多発テロだ。このテロの実行犯は難民を装ってギリシャに入国したのち、パリへ移動し事件を起こした。2015年12月31日から2016年1月1日にかけて発生したケルン大晦日集団性暴行事件ではドイツのケルン中央駅とケルン大聖堂前広場において難民1000人がドイツ人女性170人以上に対して性的暴行、強盗を行うほか広場に集う人々に向かって花火を打ち込むなどの犯行をした。これによるけが人も多数おり、本事件の全て被害届は500件を超えている。これらを受け難民受け入れに反対する一般人が増え各地でデモ活動が頻繁に行われている。ドイツ国内でも難民キャンプが地域住民により放火される事件や、大規模なデモが行われている。このデモの参加者は1万5千人から2万人と推測されている。以上の点から考察すると難民を受け入れるデメリットは、治安の悪化、地域住民の不満の増加、多額の支援コストだと考えられる。

4. 現在の日本の対応

日本が現在行っている難民支援は主に資金援助である。2015年には安部首相が972億円をシリア難民に向けて支援すると表明した。これに対し難民を受け入れる事には非常に消極的である。2014年日本には5000人の難民申請が来ているが難民として認められたのは11人、人道的理由により滞在許可が下りた人が121人である。これは世界的に見ても非常に少ない数字であり海外からは世界最低レベル受け入れ態勢だと非難されている。これほど少ない理由はかつて日本が大量の難民を受け入れた際に失敗したからだ。日本は1975年に発生したインドシナ難民を1万人近く受け入れたが、中には就労目的の偽装難民が多く混じっていた。この経験をもとに難民認定の基準を厳しくしていったことが原因で認定される難民が非常に少なくなったのだ。しかしこれでも偽装難民を防ぐことはできない。日本では申請中は本国に強制送還されず、在留資格があれば就労も可能なのでこの期間内での出稼ぎを目的にやってくる難民も多い。このような理由が日本の受け入れを伸ばさない1つだ。

5. 受け入れに当たる日本の特徴

これらをもとに今後の日本における難民対策の在り方について考えていく。しかし先ほどの諸外国の実例が全て日本にあてはまるわけではない。これは外国と日本では歴史的・文化的背景が大きく異なるからだ。海外の国ではかつて自国民も迫害されたり難民となった過去を持つことが多く国民の難民の意識の高さは日本を上回っている。また日本は島国でマイノリティが他国と比べて少ないということから自分たちと違う民族や思想に対して排他的な傾向があり、身近に外国人がいる感覚が一般的ではないのだ。また2009年の外国人労働者の割合のデータを見ると、ドイツ9.4%、イギリス7.3%、フランス5.8%に対して日本は0.8%と他国と比べて大きく下回る。まだ外国人労働者が一般的でなく外国人政策を確立できていないのが現状である。

6. 日本における受け入れのメリットと意見

日本におけるメリットは主に3点ある。1つ目は、難民受け入れ国という肩書きが国際社会の中での印象をよくすることだ。前述のとおり、日本の受け入れ態勢は海外から批判されているが、受け入れ人数を増やすことによりそれがなくなり発言力も上がると考えられる。2つ目は、少子高齢化や労働力不足の問題が解決されることだ。海外の若者が増えることで日本は若者不足を解決できる。3つ目は社会の活性化だ。異文化が持ち込まれることで新たな需要が誕生しベンチャービジネスの発達が見込まれる。また今まで伝統や成り行きで決まっていたことが見直され新たな社会体制が生まれる。

7. 日本における受け入れのデメリットと意見

日本におけるデメリットは主に4点ある。1つ目治安の悪化であり避けられないだろう。難民たちの発生国であるシリアは現在外務省から最大レベルの退避勧告が出るほど治安が悪くなっている。そのような場所で過ごしてきた人たちが慣れない環境でのストレスを抱えたら犯罪率はより上がるだろう。2つ目は外国人労働に関して反対の声が多いことだ。先ほどメリットの点において労働力の確保について述べたが実際には日本は今就職難であり日本人でも職にありつのが難しい。そのような中外国人に与えられる労働枠は少ない。また安く雇われる外国人労働者が増えることによって日本人の労働水準が下がっていくことが予想される。3つ目は受け入れにかかるコストである。原則的に難民を受け入れた際の費用は国の税金で賄われる。財政難の日本はこれ以上の金を支出するのは厳しいだろう。4つ目は文化的摩擦である。シリアはイスラム圏なのでシリア難民である人々はイスラム教徒となる。イスラム教徒は1日5回の礼拝や他のイスラム独自の習慣を欠かせないがこれらの行為はすべての日本人に理解を得ることは難しい。しかし彼らもイスラム教の戒律の厳しさゆえに習慣を変えることはできないのだ。

8. 今後の日本の対応の在り方

これらのデメリットを日本の現状ではカバーできないと考えたので、日本はまだ難民を受け入れるべきではないという結論を出した。外国人に対する政策が十分確立されていない状態のまま受け入れては難民も万全の支援を受けられず日本人も難民に対しての理解が浅いので双方にとってメリットがない。しかしいずれは一定数の難民を受け入れるべきである。先進国として国際社会に参加している日本も世界が抱えている問題の解決に積極的であるべきだからだ。まず国民である私たちが難民に対しての意識を高める必要がある。そのために政府は難民についての冊子や広告を打ち出し国民に関心を持たせる努

力をしなければならない。広報では難民についてのいくつかのデメリットは国民の意識によって改善できることを知らせる必要がある。具体的には、イスラムの文化を伝えることなどがある。まったく無知の状態より受け入れやすいと考えたからだ。またコストや労働枠などの問題は根本的には解決されないが難民について知った後だと多少のマイナスイメージは払拭されるだろう。このように国民から難民への理解を得た後、受け入れ人数を増やしキャンプや日本語教室などの施設を設立し支援力を上げていくと同時にテロなどの治安悪化を防ぐ政策を立てていく必要がある。

参考文献

- ・ UMHCR ホームページ, www.unhcr.org
- ・ UNHCRjapan ホームページ, www.unhcr.or.jp

5-3. 発展途上国の人々の暮らしをよくするには

江草友貴

1. はじめに

平等とは遠い「格差」。その格差の中でも、私たちに身近な、しかし世界中に存在している問題である男女の格差について深く知りたいと思った。

昨年の 2015 年を期限としていた、世界をよりよくしていくための目標を掲げた「ミレニアム開発目標」というものがある。その中には、「ジェンダー平等の推進と女性の地位向上」が設定されていた。ジェンダー平等とは、生活において、さまざまな機会が性別関係なく平等に与えられ、自己実現の機会が得られるような社会を目指すものである。しかし、世界を見てみると未だ男女格差がみられる地域がある。

2. 現在の状況

その差がわかるのが小学校の就学率である。目標の中には「普遍的初等教育の達成」（すべてのこどもが小学校に通えるようにしようという目標）も含まれており、現在約 6100 万人のこどもたちが小学校に通うことができていない。その大部分がサハラ以南アフリカ・南アジアといった地域で占められている。男女格差の点からみてみると、特に、開発途上国であるサハラ以南アフリカおよび西アフリカでは、女子の就学率は男子に比べると低くなっている。小学校に通うことができないと、教育を受けずに育つことになる。そのため大人になったときに、読み書きや計算ができず、就労の機会が狭まってしまう。賃金が安い仕事につかなければならない、最悪仕事にすらつけないということになり、貧困に陥ってしまう。そうすると、子供の授業料が払えなくなり、その子供たちも教育を受けずに育ち、同じようなことを繰り返してしまうという負のスパイラルができあがる。

このようなことから、就学率と就労働率には関係があるのではないかと考えた。また、女子教育がな

ぜここまで世界から重要視されているのかを調べたいと思った。

3. ニジェールとギニアについて

ここで、二つの国を例に出したい。ニジェールとギニアである。これら二つの国を選んだ基準として参考にしたのは「The World Fact book(※1)」より、成人の識字率が50%を下回っている国から、1番目・3番目に低かった国を選んだ。これを調べたときに分かったのは、他の国に比べて、圧倒的にアフリカ・南アジアの地域の国の識字率が低いということだった。これは、最初に述べた就学率の低い地域と一致しているといえる。

ちなみに、識字率が2番目に低かった国は南スーダンという東アフリカに位置する国で、2011年にスーダン共和国から独立した最も若い独立国である。しかし2012年に政府軍と反政府勢力が衝突し、国民のほとんどが居場所を追われた。現在は難民キャンプで生活しており、教育制度がきちんと成り立っていないため、南スーダンは除外することとする。

まずニジェールから見ていきたい。ニジェールとは、西アフリカのサハラ砂漠南縁に位置する国であり、世界最貧国の1つでもある。2010年にはクーデターが起こり、テロや犯罪の発生が依然として減少することはなく、けっして治安がいいとはいえない。では、この国での教育はどう行われているのか。ニジェールは、幼稚園数年・小学校6年間・中学校4年間・高校3年間というシステムで、高校まで学費は無料である。それなのに、この国の初等教育就学率は世界最低水準となっている。

純就学率		純出席率		非就学児	
男	女	男	女	割合	人数
69	58	55	46	36	1,049,000

(図1 ニジェールの小学校就学率)(※2)

- ・純就学率：初等教育就学年齢に相当するこどもであり小学校に就学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める割合
- ・純出席率：初等教育就学年齢に相当するこどもであり小学校に通学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める割合
- ・非就学児（割合）：初等教育就学年齢に相当するこどもであり、就学していない子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める割合
- ・非就学時（人数）：初等教育就学年齢に相当するこどもであり、就学していない子ども

学費が無料なのに、就学したけれど授業に出席できている子どもの割合が男女とも10以上低くなっており、就学できていない子どもの割合が3割を超えている。このような結果になっているのは、家の手伝いが忙しい、個人の学力が足りないからである。基礎学力がなく、すぐに追いつけなくなり振り落とされてしまう。女子の就学率が男子よりも低い理由としては、この国の女子の多くは基本的権利を得ることができず、社会にとって重要とみなされていないためだと考える。実際、女子の3分の1しか学校へ通っておらず、その先中学校へ進学するのは6%しかいない。また、この国は世界で最も児童婚の割合が高い国で、3人に1人が15歳以前に結婚している。それに伴い出産年齢も早くなっている。普

通なら学校に通っている年齢なのに、子育てをしなければならぬため学校を中退せざるを得ない。この国では男女の格差が大きい。

この国では国民の半分が1日1ドル以下の生活をしている。全国に15万人程度の給与所得者がおり(労働力人口は555.1万人)、そのうち約4万人は公務員職、6万人が契約教師である。

労働力率(%)		
男	女	全体
89.8	39.9	64.7

(図2 ニジェールの労働力率)(※3)

男女の格差が大きいことは、就業についても言える。男性に比べて女性の労働力率はとても低くなっている。女性は、識字能力が低いことと出産している人の割合が高いことから、仕事に就くのが難しく、家事をしている人が多いのではないかと考える。

次にギニアをみていきたい。ギニアは西アフリカに位置し、この国もまた世界最貧国の1つである。そして最近ではエボラ出血熱が流行し、国内は混乱状態にあるといえる。ギニアの教育制度は、小学校6年・中学校4年間・高校3年間で、高校までが義務教育となっている。

純就学率		純出席率		非就学児	
男	女	男	女	割合	人数
81	70	63	53	24	431,000

(図3 ギニアの小学校就学率)(※2)

ニジェールよりも全体的にみると数字が高く、より教育を受けられているといえる。しかし純就学率と純出席率の部分から、男女とも20近くまで数値が減っており、実際授業に出られている子どもは多くない。この理由として、子どもの数が増えているのに対して、授業料が無料の公立学校が不足しているためである。そして大きな差は無いとはいえ、この国でもやはり女子のほうが就業率は低く、中学教育に上がるとさらに数字は減り、25となってしまう(男子は38)。

ギニアの労働力人口は473.7万人である。しかし人口の約50%が貧困層に属していて、一人当たりのGNI(米ドル)は460となっている。ちなみに、日本の一人当たりのGNIは46,140であり、ギニアの数値はとても低いことが分かる。成人の識字能力がない人が多いため、労働者の約70%は靴磨きや行商をして賃金を得ている。

労働力率 (%)		
男	女	全体
78.3	65.5	71.9

(図4 ギニアの労働力率)(※3)

男女がだいたい同じくらいの割合で働いている。しかし、就職した方がいいが失業してしまう割合がとても高く、2010年時点で約45%に達している。昔は学校を卒業すると自動的に全員公務員として採用されていたが、現在企業は5年以上の社会経験を持ち、仏語・英語を喋られる人材のみを採用するようになり、大学を卒業したとしても最初の就職は困難となった。ましてや女性は中学教育を受ける人も少ないのに、職に就く機会が極めて少なくなってしまった。

4. 女子が教育を受けることによって

ここまで小学校の就学率と就労働率をみてきた。私は、女子の就学率でその国の先いろいろなことが決まっていくのではないかと思った。今現在世界の主な教育問題のなかには、女子教育について述べられているものがある。

- ・ 世界の成人の7億9600万人が基本的な識字能力を持っておらず、そのうち2/3が女性である。
- ・ 初等教育段階でジェンダー格差があるために、小学校に在学する女子の数が少ない。
- ・ もしすべての女性が中等教育を受けることが出来れば、サハラ以南アフリカの5歳未満の乳幼児180万人の命を救える。

読み書きができないと、例えば、薬の説明書や子どもに必要な予防接種の情報、さらには「地雷」「危険」などの命に関わる情報を受け取れなくなり、不利益を被ることになってしまう。多くの女性が読み書き出来るようになることで、読み書き出来ることの大切さを知っているため自分の子にも読み書きを学ばせる。子どもは読み書きが出来るようになると、授業の内容が分かるようになり、学力がなく途中退学しなければならない、という事態を免れることが出来る。特に、女子が中等教育を受けることによって結婚が遅くなり、産む子どもの数が減る。それによって少ない子どもを大切に育てるようになり、子どもの死亡率が低下する。このことは実際に数字に表れている。ニジェールでは、2005年～2010年から2010年～2015年では女子の就学率が10ポイント上がり、乳幼児の死亡率は10ポイントも減少した。同じくギニアでは、就学率が1上がると乳幼児死亡率は7も減った(※4)。よって、女子が就学することによって、読み書きが出来るようになる、就学率を増やすことが出来る、乳幼児の死亡率を減らせるなどのメリットがある。

5. まとめ

就学率と就労働率には関係があると分かった。就学率が上がることによって、国の経済力が上がるとも言える。

また、最初に述べた負のスパイラルは、女子が教育を受けることによって止めることが出来るのではないかと考える。女子教育が行われるようになると、女子の識字能力が上がり、子どもの命を守ることが出来る。そして就職する機会も増え、あらゆる面で女性リーダーが生まれれば、ジェンダー平等を唱える機会が増え、男女格差が減っていく。そうすることによって周りの女子教育への理解が深まり、子どもを学校へ通わそうとする親が増えることだろう。それが国の経済発展へとつながるのである。実際ニジェールでは、ユニセフ支援で、2008年におとな向け識字センターを設置し、親を教育する機会を

つくっている。センターを設置してからは、親は子どもたちの教育に就いて意識するようになり、学校へ通わせることに積極的になった。こういった、親からの教育への理解が大切である。

2015年が期限の「ミレニアム開発目標」を受け、2030年を期限とした「持続可能な開発目標」が発表された。その中には教育とジェンダー平等の項目が含まれていた。ニジェールで行われた「おとな向け識字センター」のような活動に、現地に行って直接関与することはできないけれど、私たちは募金という間接的な形で協力できる。私たちとは関係ないから、遠い国だからといって何もしないのではなく、世界に目を向け、暮らしがよくなるように貢献することが、世界市民としての私たちのやるべきことであると私は思う。

参考文献

- ・ CIA「The World Fact book」, <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/fields/2103.html>, (2015年12月現在)
- ・ UNICEF「世界子供白書 2015」, http://www.unicef.or.jp/library/sowc/2015/pdf/15_04.pdf(2015年12月現在)
- ・ 平成27年国際連合統計局「世界統計年鑑 2012VOL.57」原書房
- ・ 世界国勢図絵 2014/15 (公益財団法人) 矢野恒太記念会編集
- ・ NGO「FREETHECHILDREN」, <http://www.ftcj.com/get-educated/education.html>(2015年12月現在)
- ・ UNICEF「ニジェール:女子教育キャンペーン「全ての女の子を学校へ!」を開始」, http://www.unicef.or.jp/children/children_now/niger/sek_niger08.html, (2015年11月現在)
- ・ JILAF「2012年ニジェールの労働事情」, http://www.jilaf.or.jp/rodojijyo/africa/west_africa/niger2012.html(2016年1月現在)
- ・ JICA「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進」, http://www.jica.go.jp/topics/notice/20140225_01.html(2015年12月現在)
- ・ JICA「学校に行けない子どもたち」, http://www.jica.go.jp/topics/notice/20140225_01.html(2015年12月現在)
- ・ 外務省「世界の学校を見てみよう! -ギニア-」, http://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/kuni/guinea_1.html(2015年12月現在)
- ・ JILAF「2010年ギニアの労働状況」, http://www.jilaf.or.jp/rodojijyo/africa/west_africa/guinea2012.html (2015年12月現在)
- ・ UNICEF「ニジェール:女子教育への理解を促すおとなの識字クラス」, http://www.unicef.or.jp/children/children_now/niger/sek_niger11.html(2016年1月現在)

5-4.日本の安楽死問題について

桑田菜々

1. 序論

日本では安楽死という選択が認められていない。たとえ、現在の医学では助かることが困難な病気を抱えた病人が、治療のための激しい痛みと苦痛に悩まされていて、本人が望んだ死であっても安楽死の手伝いをすれば、自殺ほう助となり、殺人罪となってしまう。つまり、生きるかどうか自分で決定する権利、すなわち、死ぬ権利は基本的人権には含まれていないのである。

私はこのことに疑問を感じ、日本で安楽死が認められていない理由を追究し、この先日本は死ぬ権利をどうすべきなのかということを考えていたいと思い、このテーマで研究をすることを決めた。

2. 本論

(1) 安楽死の分類と日本の安楽死解釈

一言に安楽死とは言っても、法的分類と生命倫理的分類とで分けられる。法的分類では、1.純粋安楽死、2.間接的安楽死、3.消極的安楽死、4.積極的安楽死、5.反意的安楽死の5種類に分けられる。生命倫理的分類は、患者、施行者、双方の立場を考慮して分類するものである。ここに、実施臨床、つまり臨床上容認されるかの点から考えた分類を加えると、今回研究のテーマとなるのは直接的安楽死（注1）と医師による自殺幫助（注2）である。

まず、日本の安楽死に対する解釈に対してであるが、そもそも日本には安楽死に関する法律がない。憲法第13条に、「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」というものがあるが、この国民の権利の内容には安楽死に関することは含まれていない。よって結果的に自殺幫助は殺人罪として扱われてしまう。

(2) 安楽死の問題点

安楽死、尊厳死法制化を阻止する会という団体の声明には、『リビング・ウィルの署名者を広く募り、尊厳死の法制化をめざすとき、個人の「死ぬ権利」は、「死ぬ義務」となり、弱い立場の者に「死の選択を迫る権利」に置きかわっていかないか。「あのようになってまで生きていたくない」と、生きている人の状態を「あのよう」に見る、自らの内にひそむ選別の思想こそ振り返る必要がある。』と、あった。たしかにここに書かれていることも一理あり、安楽死を合法化するときに最も気をつけなければならないことは、生きる権利に対する配慮だとも言える。

ではここで、この生きる権利に対する配慮とはなんなのかということの説明をしたい。安楽死合法化をすることで考えられる最悪の事態とは、人間らしく、自分らしく、最期を迎えたいと思う尊厳死を尊重するための法律だったはずの安楽死法が、尊厳死法制化を阻止する会も述べていたとおり、死の選択を迫る法律になってしまうことである。もっと簡単に言えば、安楽死合法化は不必要な死の増加を誘発させてしまう危険性があるのだ。

不必要な死の発生過程を述べると以下の4つがあげられる。

1. 家族からの圧力による不本意な死の選択

日本では、個人主義が徹底しておらず、本人の意思決定の際には家族が大きな要因になると考えられる。つまり、患者は家族の金銭的、また精神的負担を考慮し、本人の意思とは反した選択をしてしまう可能性がある。

2. 誤診による殺人

現在でも、安楽死を行った場合、

- (1) 病者が現代医学の知識と技術から見て、不治の病であること、しかもその死が目前に迫っていること
- (2) 病者の苦痛が甚だしく、何人も真にこれを見るに忍びない程度のものであること
- (3) もっぱら病者の死苦の緩和の目的であること
- (4) 病人の意識がなお明瞭であって意思を表明できる場合には、本人の真摯な囑託・承諾のあること
- (5) 医師の手によることを原則とし、医師により得ない場合には特別の事情があること
- (6) その方法が倫理的に妥当であること

これらの六つの要件が満たされれば「違法性が阻却される」と判断される。この判断基準は昭和 37 年 12 月 22 日の名古屋高裁で行われた、山内事件（注 3）の判決のもと定義されるものだ。

また、平成 7 年 3 月 28 日の横浜地方裁判所で行われた、東海大安楽死事件（注 4）における判決では

- (a) 患者が耐え難い肉体的苦痛に苦しんでいること
- (b) 患者の死期が迫っていること
- (c) 患者の肉体的苦痛を除去・緩和させるために方法を尽くし、他に代替手段がないこと
- (d) 生命の短縮を承諾する患者の明瞭な意思表示があること

の 4 要件により、違法性阻却要件を判断された。

つまり、これらのことが満たされていた場合、医師に法的責任が問われることがなくなる。裁判を通じて世間がチェックすることができなくなるのである。医療はまだ発展途上であり、見解も一致していないことが多くある。よって、謀らずしも誤診による殺害が起こってしまう可能性があるのである。

3. 本人の意思表示に信憑性がないこと

先ほど述べた違法性阻却要素に「生命の短縮を承諾する明瞭な意思表示があること」という要素がありますが、患者と医師には医学的知識の差がある。いくらインフォームドコンセントが行われても、患者の医学的知識の少なさゆえに、自分の病気に対するしっかりとした理解がないままに、死の選択をしてしまう可能性がある。そして、耐え難い苦痛に苦しんでいる中、また死を目前している中で、意識レベルが低くなっていることも考慮すると患者が正しい判断、信憑性のある判断をすることは大変困難なように考えられる。また意思表示が困難な人もいる。障害を持っている、また遷延性意識状態、つまり

は植物状態といわれる時、肉体的苦痛に苦しんでいてもそれを伝えるのが難しい場合もある。

4.安楽死法の拡大解釈

安楽死法が合法とされる時、安楽死は厳格に規定された法のもと行われるだろう。しかし、法律には拡大解釈が付き物である。一度合法化されると適応が拡大され、歯止めが利かなくなる危険性がある。

(3) 海外の安楽死

問題性を多く含んだ安楽死であるが、スイス、アメリカ、オランダ、ベルギーなどいくつかの国が安楽死を合法としている。いずれの国でも自己決定権の尊重をあげている。また、この場合十分なセーフガードを設けることで、なし崩しに対象が拡大されたり、高齢者や障害者など、社会的に弱い立場となってしまう人に不当なプレッシャーがかかったりすることはないという主張のもとで決定されている。

ここに十分なセーフガードを設ける、と書いたが、セーフガードとは安楽死を合法化する上で、先ほど述べた不必要な死の増加を防ぐために必ず作らなければならない安全の保障ということである。このセーフガードを海外ではどのように設けているのか、そしてそれはきちんと機能されているのか具体的な例をあげる。

世界で初めて安楽死を合法としたオランダでは、患者は死を待つばかりの状態であること、耐え難い苦痛があること、患者本人から安楽死を求める要請が続いていること、別の医師や家族の意見を求めている、など 28 項目の条件を満たしている場合、安楽死を実施した医師に刑事責任を問わない事としている。

しかし、2010年5月にカナダ医師会雑誌に報告された実態調査によると、オランダでは2009年に安楽死をした人数は2636人。しかし、医師らによる法の恣意的拡大解釈が取り沙汰され、安楽死に反対する団体からは法制化以降の8年で緩和ケアが崩壊したのが要因だとの指摘もあった。そして合法化法案の議会通過に尽力した当時の保険相も実質的に緩和ケアを崩壊させていることを認めている。

緩和ケアとは病による痛みや苦痛を和らげるための治療のことで、つまり、緩和ケアの崩壊とはとはそのような治療をあまりせず、安易に安楽死を選択してしまっているということである。

また、オランダで明示的な要望なしに死なされる患者の存在は英国王立医学協会でも話題に上り「現実に起きているにも関わらず、そういうケースが非合法的殺人として問題にならないのは、一定の状態の人は生きるに値せず、死んだ方が本人の為だという概念が合法化によって生み出されて、社会に共有されているから」と言及された。

この他、ベルギーやアメリカでも安楽死法制化のももとの概念が崩壊されてしまっていると指摘されている。

(4) 安楽死の法制化

先程から安楽死を法制化するにあたっての様々な問題点を述べてきた。いずれの点も正論ではあり、解決しなければならないことである。

しかし、私は安楽死を合法として成立させるための条件が完全に満たされていなくとも、認められるべき安楽死の選択はあると考える。表面的にその安楽死が行われた過程をみると違法性が完璧に払拭さ

れてはいないが、患者や医師の家族構成、経歴、病状、精神状態など、内面的なものを考えると、そこに罪に問われるべきでないものもあるということである。

もともと安楽死の概念は患者本人の意思尊重、つまりは自己決定権の確立である。したがって、例えば、家族からの圧力による不本意な死の選択、これは表現の仕方ではいかにも本人の意思と反し、生きる権利を否定しているようにとらえられるが、かならずしもそうではないこともありうると思う。家族の為に生死の選択をするのは、自己決定事項であり、人間の本質である思いやりの気持ちによるものであるのではないだろうか。そのことが、自分だけの考えではなく、他者を考慮したものだから完璧な自己決定にはならないとされるのであれば、それは人間の本来のあり方をも否定しているように感じられる。安楽死の合法化には経済的なメリットも存在するが、安楽死の根本的部分は尊厳死、つまり、自分が自分らしくあり、そして最期を迎えるということだ。

私は、すすめる為には厳格な安楽死に対する法律を早急に作る必要があると考えている。また、この法律には内事件や、東海大安楽死事件によりできた違法性阻却要素に加えて先ほど述べた患者や医師の内面的なものを考慮し、状況によってグレーゾーンを判断することも加味してほしい。そしてその法律に伴い、セーフガードとそれらをしっかり機能させるための社会全体の理解を、メディアなどを通し情報発信することで得ることが必要であると思う。

6. 結論

厳格な安楽死法、セーフガード、社会の理解、これらを本当に得ることが容易ではないことは理解している。実現するために国として動き出していくことで、新たな問題もでてくることであろう。さらに言うと安楽死に対する私の知識と理解はまだまだ浅く、長い人生の中の高校生という段階で答え出せる問題ではないと思う。しかし、いずれ死を迎える一人の人間として、患者の意見を尊重するべく、安楽死を認め、安楽死と殺人の線引きをするために一刻も早く楽死法の制定をすべきだと考える。

注釈

- (1) 積極的安楽死：意図的に致死薬剤や行為で死に至らしめること
- (2) 医師による自殺幇助：医師が自殺用の薬剤または方策を提供すること
- (3) 山内事件：愛知県の農業を営む青年が脳溢血で倒れ、半身不随になった父親を苦しみから解放させるため有機リン殺虫剤を牛乳に混入させて殺害したとし、尊属殺人の罪に問われた事件
- (4) 東海大安楽死事件：病院に入院していた末期がん患者を、塩化カリウムを投与し殺害したとして担当の内科医であった大学助手が殺人罪に問われた刑事事件

参考文献

- ・日本ホスピス在宅ケア研究会（1998）『安楽死尊厳死リビング・ウィル～豊かな死を求めて』
- ・児玉真美『安楽死や自殺幇助が合法化された国で起こっていること』synodos.jp/society/1070（閲覧日：2015年10月15日）
- ・安楽死、尊厳死法制化を阻止する会（2005）声明 soshisuru.fc2web.com/（閲覧日：2015年10月15日）
- ・横浜地方裁判所/平成7年3月28日/東海大安楽死事件
- ・横浜地方裁判所/平成17年3月25日/川崎「安楽死」事件
- ・まえがきとして～世界の安楽死の現状 let.kumamoto-u.ac.jp（閲覧日：2016年1月9日）

- Factotum WEBZINE 日本は安楽死を認めるべき？「死ぬ権利」法案が可決（米カリフォルニア州）[Factotum-inc.jp](http://factotum-inc.jp)(閲覧日：2016年1月9日)
- 日本では安楽死を合法化すべきである是か非か hss.ocha.ac.jp(閲覧日：2016年1月16日)

6-1.世界に広めたい和歌の魅力とは

～万葉集と百人一首の比較を通して～

森田あかり

第1章 何故私はこの研究をするのか

日本文化、といえまづ何を思い浮かべるだろうか。「着物」「侍」「忍者」「和食」など、思い浮かべるのは人それぞれだろう。しかし、「和歌」を真っ先に思い浮かべる人は少ないのではないだろうか。しかし私は、オリンピック開催などで日本が注目されている今こそ、「和歌」という日本文化を世界に広めるべきだと考えた。そこで私は教科書でよく扱われる、万葉集と百人一首のそれぞれに登場するクサバナの比較を通してどんな魅力を世界に広められるのか、研究した。

第2章 二種類の和歌集について

第1節 万葉集とは

万葉集とは、七世紀後半から八世紀後半ころにかけて編まれた現存する最古の和歌集である。全二十卷四五〇〇首もの和歌が収録されている。編者は大伴家持といわれているが、実際のところ、誰が、何のために、どのようにして、編集したのかははっきりしておらず、謎が多い。万葉仮名で書かれていたため、平安時代ですでに読みにくくなっておりこれを解読するための研究も行われていた。また、この万葉集は、天皇や皇族などの位の高い人々の和歌だけでなく、庶民の和歌も多く収録されている。

第2節 百人一首とは

百人一首とは、七世紀前半から十四世紀ごろの和歌を集めた和歌集である。この編者は平安時代末期から鎌倉時代初期にかけて活躍した藤原定家だといわれている。もともとはふすまの装飾として集められたものだった。万葉集とは前後に時代の差があるため、比較に最適だと思ったのも、私がこの二種類の和歌集を選んだ理由のひとつである。

第3章 研究内容

第1節 比較対象は何か

私は比較するクサバナとして、「アシ」という植物に注目した。「アシ」とは、イネ科の植物で水辺に生息している。「葦」とも「蘆」とも書く。また、「アシ」は「悪い」という意味の「悪し」にも通じるため、「良い」という意味の「良し」に通じる「ヨシ」も別名としてもうけられた。

第2節 和歌の比較

私は二組の和歌を比較した。まず一組目である。

万葉集第一卷六十四番志貴皇子

「葦辺行く鴨の羽交ひに霜振りて寒き夕は大和し思ほゆ」

現代語訳は、「葦の生えた水辺を行く鴨の羽に霜が降って、こんな寒い夕暮れには大和のことを思います。」という意味である。

百人一首七十一番大納言経信

「夕されば門田の稲葉おとづれて蘆のまろやに秋風ぞ吹く」

現代語訳は、「夕方になると、家の前にある田の稲葉を音をたてて蘆葺きのそまつな小屋に秋風が吹き訪れることよ。」である。

この二首は「夕」という言葉が入っている点が共通している。またこの二首でのアシは物や場所の説明をするために登場していて、「アシ」自体が主役であるようには感じられない。

つぎに二組目である。

万葉集第十一卷二七四五番作者不明

「港入りの葦別け小舟障り多み我が思ふ君に逢はぬころかも」

現代語訳は、「港に入る、葦の茂みをかき分けながら進む小舟のように、邪魔するものが多くて、私が思っているあなたに、このごろ逢えないのです。」という意味である。

百人一首第十九番伊勢

「難波渦短き蘆の節の間も逢はでこの世を過ぐしてよとや」

現代語訳は、「難波渦の入り江に茂っている蘆の、短い節と節の間のような短い時間でさえお会いしたいのに、それも叶わず、この世を過ぐしていけとおっしゃるのでしょうか。」である。

この二首は「愛しく思っている人に会いたい気持ち」を詠んでいる点が共通している。そしてどちらも主役としては詠まれていない。しかし、万葉集の方は風景の説明のために「アシ」が登場しているのに対して、百人一首の方は短さを表現する例えとして「アシ」が登場しているので、詠まれ方に違いがある。

第4章 結果から何が言えるのか

全体的にみると、万葉集は風景の一部として詠まれていることが多いのに対して、百人一首では、「アシのような○○」というようにアシの短さを例えにする和歌が多い。また、万葉集は五十首も「アシ」について詠まれているのに対し、百人一首は三首しか「アシ」を詠んだ和歌がない。しかし、どちらも華やかではなく物寂しい印象を受ける和歌であることと、主役として詠まれていることはないという点が共通している。私は、いつの時代も「アシ」は人々にとって身近な植物で珍しくなかったために、主役になることがなかった理由の一つだと考えた。そして、この変化した部分からは、時代とともに移り変わっていった日本人の心が分かり、変化しなかった部分からは、時代が変わっても受け継がれていった日本人の心が分かると思った。私はこの変化した部分と変化しなかった部分こそが「和歌」の魅力、日本文化だと思った。

第5章 魅力を広めるには

第1節 提案

私は研究結果から得られた「和歌」の魅力を世界に伝えるために日本のマンガやアニメを活用することを提案したい。何故なら今、日本のマンガやアニメ作品は海外でとても高い人気を得ており、様々な国や地域で、翻訳されたマンガが販売されていたり、アニメが放送されている。また、日本のマンガやアニメから日本語を勉強しているという外国人も少なくない。そしてマンガやアニメなら、絵が中心な分、文章だけの場合に比べて、和歌について分かりやすく説明しやすいだろうし何より若者も親しみももちやすいだろう。

第2節 体験より

私は海外での日本のマンガやアニメ作品の人気の高いことを実際に体験しているのも、この提案をする大きな要因の一つだ。昨年二〇一五年の三月に十日間のアメリカ・カリフォルニア州への交換留学プロジェクトに参加した。その時、私がホームステイした先の女の子、Kaileeは、日本のマンガやアニメに目がなかった。彼女は日本の神様や刀といった、「日本」が表れている作品を特に好んでいた。私が薦めてみた「ノラガミ（あだちとか）」というアニメも好きになってくれた。このアニメは日本の神様が戦うバトルマンガが原作で、作中に登場する神様の正装や呪文はいかにも「日本らしい」ものだったのが、彼女がこの作品を気に入った理由の一つだろうと私は考えている。

そして彼女の学校の生徒にもまた、日本のマンガやアニメ好きが多くいた。現に、日本語クラスで「好きなアニメはなんですか。」と聞かれたことがあったが、その時「AttackonTitan.(進撃の巨人。)」と答えたところ、クラス中から、「知ってる!」「自分も好き!」といった反応が多く返ってきて非常に驚いたことをよく覚えている。また、Kailee自身、「進撃の巨人」のグッズであるパーカーを着ていたし、連れて行ってもらった水族館で同作品のTシャツを着ている人を見かけた。これらが特に私が日本のマンガやアニメが世界中の人々に人気だと実感した体験である。

第3節 具体的な方法とは

それでは、一体どのようにして、万葉集を題材にした作品を作っていけばよいのだろうか。私が考えた作品はこうだ。まず、読者、視聴者が世界に入りやすいようにナビゲートをするキャラクターを登場させる。この時、読者、視聴者の中で万葉の時代と百人一首の時代が混同してはいけないので万葉の時代をナビゲートする人物と百人一首の時代をナビゲートする人物をそれぞれの時代から一人決めることにする。そして、万葉集の中でクサバナを詠んだ和歌を紹介し、その和歌と同じクサバナを詠んだ百人一首の和歌も紹介し、その和歌は同じクサバナを詠んでいるが、時代と共に変化した部分はあるのか、もしくは変化していないのかを比較する。この時の和歌の紹介はそれぞれのナビゲーターが務めると分かりやすいだろう。そこから私が思う「和歌の魅力」を説明して、移り変わって行く日本人の心と受け継がれて行く日本人の心を知ってもらえるといい。簡単にいくとは思えないが、このように物語を展開していくことで、世界に「和歌の魅力」を広めることが出来ると私は考える。

第6章 この研究を通して

この研究を始めて私がまず思ったのは、「そもそも自分自身が和歌のことをよく知らない」ということである。「和歌の魅力」を世界に広めたいと思った自分がそこを理解していないのでは話にならないと思った。そして同時にこの「和歌」という日本文化を成立させた国に生きる私たち日本人がそれを理解していないのに、異なる文化をもち、異なる言語を話し、異なる国に生きる人々にこの魅力を理解してもらおうというのは無理があるとも思った。そのためにはまず我々日本人が自分たちの文化を十分に理解している必要がある、ということをおこのことで学ぶことが出来た。

そして、研究を進めていくうちに私自身、「和歌の魅力」に気づくことが出来たと思う。また、和歌をみていく中で大昔の歌でも共感出来る気持ちをたくさん発見することが出来て、日本人の物の捉え方や感じ方などの変わらない「日本人の心」を垣間見ることが出来たようにも思う。そして、今、自分た

ちが生きるこの平成の時代で私が万葉集や百人一首の時代の人々に共感したように、今の私たちが感じたことや、思ったことが、遙か遠くの未来に生きる人たちにも共感をもってもらえると、時代を越えて心がつながることが出来て素晴らしいと思う。私たちは昔を生きた人たちに目を向けて、そこから得られたことを活用して、これからの新しい時代を築いていくことが大切なことであると感じた。そして海外の人たちに誇りと自信をもって「日本文化」を紹介していくことが出来るようになれば、よりいっそう日本という国を知ってもらえると私は期待している。海外の人たちには、もっと「和歌」という日本文化から日本という国に新たな魅力を感じてもらいたいと思う。今回は「アシ」という植物をメインに研究してきたが、他の植物の場合はどうような変化が起こっているのか、はたまた変化していないのはどんなところなのか、興味が沸いたので、別の植物でも比較してみたい。また、千里フェスタの時にコメンテーターの方に、「葦原に行ってみると、より研究が深まるのではないか。」とおっしゃって頂いたので、実際の葦原を体験しに行ってみたいと思う。

参考文献

- ・「萬葉の花-小辞典」西川廉行星雲社
- ・「謎の歌集/百人一首その構造と成立」織田正吉筑摩書房
- ・「よくわかる百人一首見て、読んで、楽しむ歌の世界」中村菊一郎日東書院

参考サイト

- ・「たのしい万葉集」和歌，現代語訳引用（閲覧 2015 年）<http://www6.airnet.ne.jp/manyo/main/home.html>
- ・「季節の花 300」（閲覧 2015 年）<http://www.hana300.com>
- ・「百人一首の風景」（閲覧 2015 年）<http://www.hyakunin.stardust31.com/index.html>

6-2.桜と日本人の心の関係について

三上希帆

1. はじめに

万葉集とは、4世紀から8世紀に詠まれたとされる和歌を集めた日本最古の歌集です。万葉集中には、全部で4500首以上ある。その中で草木については150種類ほど使用されている。その中で、桜について詠まれたのは約40首である。桜は日本人に昔から親しまれている花であり、今は国花だ。では、なぜ桜は日本人の心の象徴というようになってきているのだろうか。この理由を探ることで、桜と日本人の心との関係が分かると考え、私はこの桜について研究をした。

私は、桜が日本人にとって身近に感じられる理由を、長い期間に渡って歌に詠まれ続けてきたことによって、時代をまたいでいつの間にか定着したのではないかというように考えた。

2. 二つの意味を持つ桜の歌

まず、実際に万葉集中にはどのような歌が詠まれているのか、数ある歌からいくつか取りあげていく。そして、昔の人が桜に対してどのように思っていたか、感じていたかを万葉集から学んでいきたいと思う。

- ① 去年の春逢へりし君に恋ひにてし桜の花はむかへけらしも（去年の春にお会いしたあなたのことが恋しくて、桜の花が咲いて迎えているようだ若宮年魚麿）
- ② 春日なる三笠の山に月も出でぬかも佐紀山に咲ける桜の花の見ゆべく（春日の三笠の山に月がでないものかなあ佐紀山に咲いている桜の花もみることができるようになあ詠み人知らず）
- ③ 絶等寸の山の峰の上の桜花咲かむ春へは君し偲はむ（絶等寸の山の桜が咲く春になったらあなた様もわたくしのことを思い出して下さいませよね播磨の娘子）
- ④ 桜花いま盛りなり難波の海押し照る宮に聞こしめすなへ（桜の花が今、満開ですね。難波の海が光り輝く宮をお治めになるときに大伴家持）
- ⑤ この花の一節のうちに百種の言ぞ隠れるおほろかにすな（この桜の枝にはたくさんの言葉が込められています。だから粗末にしないで下さい藤原広嗣）
- ⑥ 今日のためと思ひて標しあしひきの峰の上の桜かく咲にけり（今日のこの日のためにとって標をつけておいた峰の桜がこんなにも咲きました大伴家持）

上記に選んだ歌には「出会い」「友人」「美しい思い出」「成功」「成長」といった、明るい意味が含まれていると感じる。では、反対の意味のある歌も見ていく。

- ① 世中も常にしあらねばやどにある桜の花の散れるころかも（世の中も無常ですから、うちの庭の桜の花も今は散ってしまったのですよ。久米女郎）
- ② あしひきの山桜花日並べてかく咲きたらばいと恋ひめやも（もしも山の桜が何日も咲いているのだったら、こんなに恋しいとは思わないでしょうに。山部宿禰赤人）
- ③ 桜花時は過ぎねど見る人の恋ふる盛りと今し散るらむ（桜花は、まだ散るときではないのに、愛でくれる人がいるうちに散ろうと、今、散ってしまうのでしょうか。不明）

- ④ 桜花今ぞ盛りと人は言えど我は寂しも君としあらねば(桜の花が今盛りですよ、と人は言うけれど、私はさみしくおもいます。あなた様がいらっしゃらないので。大伴池主)
- ⑤ 阿保山の桜の花は今日もかも散り乱ふらむ見る人なしに(阿保山の桜の花は今日も散り乱れているでしょうか。見る人もなくて。不明)

これらの歌は、桜が散っている様子と読み手が思いをはせている誰かとを重ね合わせながら詠まれている。また、盛んに咲いている桜から逆に“散る”ことを連想させる歌もある。誰かと一緒に見る桜を前提として、それが今は叶っていないという状況より、詠んだ人の「切なさ」や「悲しさ」、実際に散っていく様子を見ながら感じる「無常観」や「虚しさ」を受け取ることができる。

3. 当時の桜の背景

万葉集の時代

このように数々の桜に関する歌が詠まれているが、万葉時代の人々にとって桜は、穀物の神が宿る花として、農業においてとても大切にされていた。万葉集が編集された時代、つまり、奈良時代から、桜は栽植され始めたとされている。奈良時代は、中国文化の影響を大きく受けていた時代である。当時、桜の歌が40首詠まれていたのに対して中国から伝わった梅の歌は118首と、梅の方がより多く詠まれていた。さらに、万葉集時代の桜というのは「ヤマザクラ」だと言われている。これは低い山地か平地にかけて生える落葉の高木であり、主に山に咲いていたため、人の目に触れる機会は少なかった。しかし、桜が人々に親しまれていなかったというわけではない。このような歌がある。

8・1458…やどにある桜の花は今もかも松風早み地に散るらむ

(あなたのお庭の桜の花は、今頃、松風が強いので散っているでしょうね。厚見王)

18・4077…我が背子が古き垣内の桜花いまだ含めり一目見に来ね

(親愛なるあなたが、昔住んでいたお屋敷の庭の桜花はまだ蕾のままですよ。どうか一目見においでください。大伴家持)

この2首より春の野山の花はやがて宅地内にも移し植えられて鑑賞していたということがわかる。奈良時代は、桜は梅より人気があったとは言えないが、このような鑑賞の仕方であり、全く関心を示されていなかったわけではないようだ。つまり、桜の人気が高まったのはこの時代よりも後ということになる。

古今和歌集の時代

奈良時代の次の時代は平安時代である。この時代に作成された和歌集は古今和歌集だ。この和歌集は天皇や上皇の命令によって編集されたものである。平安時代には国風文化が育った。中国文化を残しつつも、日本の風土や生活、感情を大切にしていこうという歴史的な文化である。ここから、文字や行事など現代の私たちにまで通ずる日本独自の文化が生まれた。例えば、お花見。これは今の日本人にもなじみのある行事だ。花見が行われ始めたのは、嵯峨天皇という人物が宮中に桜を植えて歌を詠んだことがきっかけとなっている。また、貴族のみでなく、農民の間でも豊作を願う行事として行われていた。ここで古今和歌集の中で桜について詠んでいる歌を見してみる。

1・67…我が宿の花見がてらにくる人は散りなむのちぞ恋しかるべき(花を見るついでに我が家に来

た人は、散った後に恋しくなるに違いありません。凡河内窮恒)

1・58…誰しかもとめて折りつる春霞立ち隠すらむ山の桜を（一体誰が探して折ってきたのだろう。春霞が隠していた山の桜を紀貫之）

1・55…見てのみや人に語らむ桜花手ごとに折りていへづとにせむ（見ただけの様子を人に話そうか、いや、それぞれが手に折った桜を持って家への土産にしよう。素性法師）

平安時代になってからの歌でも、山の桜の木を自分のもとへと移してきて、鑑賞している様子があることがわかる。実際、古今和歌集では桜は70首詠まれているのに対して、梅は18首になっていて、より注目されるようになっている。

これらのことから桜は、万葉集の時代の中だけで人々に定着していったのではなく、万葉集から古今和歌集、つまり奈良時代から平安時代という時代の移り変わりとともに自然と日本人の心の中に植え付けられていったとかがえる。そして、その大きな手助けとなったのが、国風文化の発展なのではないだろうか。

4. 現代の桜

現在、日本では桜は600種以上の品種が確認されている。桜は私たちの身近な存在になっているのではないだろうか。例えば、桜の開花予報がニュースで取り上げられたり、桜の木が学校や街路樹に植えられていたりする。私たち日本人は桜が咲いている様子を見ることで、春の訪れを無意識のうちに感じているところがあると考えられる。その他にも桜の歌が多く作られていたり、今も春になると、花見をする習慣があったりする。これらは、日本人にとって桜が馴染み深い花となっている要因である。

5. 桜に関連する取り組み

日本を象徴する花として、ロゴにして利用している場合もある。一つ目は2020年のオリンピック・パラリンピックの招致活動のロゴだ。友好、平和、感謝を表現するためにこの花は選ばれた。二つ目は国土交通省・観光庁が訪日観光を海外市場でPRするときのロゴだ。日本の文化や豊かな自然、食、地域の人々の暮らしを知ってほしいという気持ちが込められている。三つ目はラグビーのユニフォームのロゴだ。試合に挑むときの選手の勇敢な姿勢を表している。これらはどれも日本から世界に向けての取り組みだ。そのときに、日本の良さをアピールできると考えられた桜が使われている。

6. まとめ

私たち日本人は、桜を日本の象徴であるように思っている。そのように思うのには、長い歴史の中で、日本人らしい心の在り方が途切れることなく、今の私たちまで受け継がれていったからだと考える。万葉集が作られた時代から日本人は、日本らしさとは何かを見つけようとしながら歌を詠んだ。そのとき、自分の思いと桜とを重ね合わせることをしていた。それは時代が移っていても変わることがなく、桜は常に今の私たちの心の中心に置かれている。桜は日本人らしいものの感じ方や考え方を忘れないための重要な花であると考えられる。

参考文献

- ・西川廉行『萬葉の花一小事典』（2004）雄飛企画

- ・松田修『萬葉の花』（昭和 47）
 - ・稲垣富夫『草木万葉百種』（昭和 60）右文書院
 - ・「桜について」, <https://ja.m.wikipedia.org/wiki/sakura2015> 年 6 月 1 日閲覧
 - ・国土交通省・観光庁, milt.go.jp/kankochu/about/jed_logo.html, 2015 年 6 月 1 日閲覧
-
-

6-3.万葉集から現代に通じる恋心

森山恵梨香

はじめに

私は万葉集とはいったいどんな和歌集なのだろうか、と興味を持ち、探究の時間を使い万葉集について調べ始めた。まずほとんどの人が知っているように万葉集とは、七世紀後半から八世紀後半ころにかけて編まれた日本に現存する最古の和歌集である。ほかの和歌集は基本的に身分が高い人が詠んだ歌が多いのに対し、万葉集は、天皇、貴族から下級官人、防人などさまざまな身分の人間が詠んだ歌を四五〇〇首以上も集めたものだ。成立は七五九年（天平宝字三年）以後と言われている。一言に歌と言っても、いろいろな宮廷儀礼などで詠まれた雑歌、亡くなった人を思い詠まれた挽歌、人と心を交わすために詠まれた相聞歌がある。私はこの中で相聞歌に着目した。なぜなら相聞歌には圧倒的に恋の歌が多いのだ。「清川妙の万葉集」という本によると（著・清川妙）、愛とは恋人、夫婦、親子、兄弟、友だちなど様々な場所で生まれる。しかし、その愛の感情の中でいちばん激しく、切なく、凝縮され、純度の高いものは恋である、と記されている。そして私は、約一四〇〇年前に詠まれた歌に著されている恋心でも現代に通じる部分があると思い、そこに興味を持った。そしてさらにその中で百合、松、楓（紅葉）の三つの植物に注目した。今でもよく見かけることが多く、私たちにとって、馴染みがあると思ったからだ。

第一章 万葉集の植物

第一節 百合

百合と言っても様々な種類がある。万葉集第八巻：一五〇〇番に出てくる百合は姫百合という種類の百合だ。花の色は朱色がかった赤色のような、濃いオレンジ色のような花で、花言葉は、「可憐な愛情」「可憐な誇り」である。そしてその歌は、

夏の野の繁みに咲ける姫百合の知らえぬ恋は苦しきものそ

というものだ。作者は大伴坂上郎女。意味としては、夏の野の繁みに咲いている姫百合のように人に知ってもらえない恋は苦しいものです、となる。この歌は想いを伝えたくても伝えられない「片思い」の歌だと思う。しかし夏の野という言葉からさわやかなイメージが持てる。そして姫百合の「ヒメ」は、想いを秘めるの「ヒメ」とかけてあるのではないか、と考えるとより一層この歌に込められた思いが伝

わってくる。

第二節 松

松とは裸子植物であり、まつぼっくりでお馴染みの大きい木だ。花言葉は「不老長寿」「同情」「向上心」「哀れみ」などがある。万葉集第四巻：五九三番にこんな歌がある。

君に恋ひいたもすべなみ奈良山の小松が下に立ち嘆くかも

というものだ。作者は笠女郎で、彼女が大伴家持に送った歌である。意味としては、あなたが恋しくてなんとも切なく、奈良山の松の下に立って嘆いています、となる。この歌は、どうしようもなくやり場のない恋心を歌っているが、松という植物を使うことで、真っ直ぐで健気な姿が伝わってくるようだ。「松」はあなたを待つ「待つ」と掛けられていると考えると、木の下で愛しい人を待つという切なさがよく伝わってくる歌だ。

第三節 楓

楓とは、秋の紅葉の定番の、赤やオレンジの葉っぱに切れ込みがある植物である。（ここでは紅葉と楓は名前が違うだけで、同じ植物だとする。）花言葉は「大切な思い出」「美しい変化」「遠慮」などだ。万葉集第八巻：一六二三番に楓を使った歌がある。

我がやどにもみつかへるて見るごとに妹を懸けつつ恋ひぬ日はなし

というもので、作者は大伴田村大嬢。「かへるて」が楓のことである。意味としては、我が家の庭に色付く楓を見るたびに、あなたを心に思っただけ恋しくない日はありません、となる。庭に咲いている楓を見るたびに恋しく思うということは、すぐに簡単にその人に会える関係ではないのだろう、と考えた。また楓をその人に例えるほど、その人のことを思っているとも考えられる。

第二章 万葉集以降の和歌の植物

第一節 百合

近代の一九〇五年（明治時代）に出版された、「恋衣」という山川登美子、増田雅子、与謝野晶子らによる合同歌集より、山川登美子が書いた「白百合」の冒頭の一首にこのような歌がある。

髪ながき少女とうまれしる百合に額は伏せつつ君をこそ思へ

意味としては、長い黒髪の美しい少女に生まれてきた私は、白百合の活けられた礼拝堂で、神のみ前に額をつけてお祈りをしながら、心の中ではあなたのことを思っているのです、となる。厳かな雰囲気のお祈りの時でも、異性への恋心を抱くほどその人のことを思っているのだろう。例え、お互いが思いあっているように、片思いであろうが、何か別のことをしている時までその人のことを考えてしまうほど思っているというのはとても嬉しくもあり苦しさもあるはずだと考えた。

第二節 松

一三世紀前半に成立したと言われている「百人一首」より一首。第一六番の歌である。

立ち別れいなばの山の峰に生ふるまつとし聞かば今帰り来む

作者は中納言行平。この歌の意味は、お別れをして、因幡の国へ行く私ですが、因幡の稲羽山の峰に生えている松の木のように、私の帰りを待つと聞いたなら、すぐに戻ってまいりましょう、となる。この歌は先ほどの万葉集の歌と同じく、「松」と「待つ」が掛けられていると考えることができる。因幡

の国とは現在の鳥取県のことで、都から遠く離れた都市へ行くときに送別の宴で詠んだ別れの歌である。たとえば、引っ越したとき離れてしまった友人に帰ってきて、と言われたら帰りたくなるが行動に移す人は少ないだろう。しかし、それが自分の思っている人に言われたとすれば、本当に帰ってしまうかもしれない。この歌はその場にいた全員に向けて詠んだのだろう。しかし作者の心の中には、愛しく思っている人がいたに違いない。作者はその人に「帰ってきて。」と言われるのを待っているのではないだろうか。また、別れることへの寂しさも想像できる。

第三節 楓

楓も松と同じく百人一首より一首。ここではもみじと書き表されている。第三番、作者は猿丸太夫である。

奥山に紅葉踏みわけ鳴く鹿の声きく時ぞ秋は悲しき

この歌の直訳は、人里離れた奥山で、散り敷かれた紅葉を踏み分けながら、鹿の声を聞くときこそ、いよいよ秋は悲しいものだと感じられる、となる。ただ秋という季節の寂しさを歌っていると思っていたが、調べていくと当時、オスの鹿は秋になるとメスを思って鳴く、と言われていたそうだ。それをふまえるとこの歌は、だれか遠くにいる恋人や妻を思ってこの歌を詠んだと考えることが出来るのではないだろうか。また、秋という季節は本来、米の収穫時期なので平民にとっては楽しく豊かな時期であろう。しかしその秋を寂しいと感じているということは、作者は平民より身分が上の貴族の位の人物なのかもしれない。

第三章 現代（昭和・平成）の植物

第一節 百合

百合は英語で lily と表す。現代で親しまれている「歌」で百合が題名や歌詞に入っているものがいくつかあった。その中でも、「NMB48」の「lily」（作詞：秋元康，作曲：HRK）という歌に注目すると、その歌詞に「胸の片隅涙が引っ掛かってる」や「古い恋の傷跡」や「あんなに誰かを深く愛せやしないさ」などがある。私はこの歌を聴いたときに失恋か片想いだったのかはわからないが、悲しく、苦しい恋だったのであろうと感じた。よって、万葉集から現代まで「百合」を使って表わされている恋心には通じるものがある、と考えられる。

その他には「嵐」の「truth」（作詞：HYDRANT 作曲：HYDRANT）という歌の百合はその白さを比喻表現に使い「百合のように汚れを知らない」と真実の白さを表している。このように恋以外でも百合は使われている。

第二節 松

「松」について歌われている歌はなかなか見つからなかったが、少し時代をさかのぼると、二宮ゆき子さんという歌手の一九四五年発売の松の木小唄（作詞：藤田まさと・夢虹二作曲：不詳）という歌がある。その歌の始まりは「松の木ばかりがまつじゃない時計を見ながらただひとり今か今かと気をもんであなた待つのもまつのうち」というものだ。この歌は、だれか好きな人が来るのを今か今かと待っている様子がとても伝わってくる。松もまた、「人を待つ」などと掛けられ、気持ちを表している部分は、万葉集から現代まで、変わらないと思う。

第三節 楓

楓といえば「スピッツ」の「楓」（作詞:草野正宗作曲:草野正宗）という歌がある。その歌詞の中に「さよなら君の声を抱いて歩いていく」や「忘れはしないよ時が流れても」という表現がある。これは悲しい恋の歌だろう。恋人と別れてしまったがやはりその恋人が大切だということに気付いたととらえることができる。よって楓もまた、万葉集から現代まで、恋心を歌にするという点で、楓の使われ方は変わらないものがあると考えられる。

おわりに

百合、松、楓（もみじ）、この三つの植物で約一四〇〇年前から現代までを比較してみると、恋心には通じるものがあると考えられる。確かに、この長い時間の流れの中で、そのものの意味やとらえ方、人々の考え方は変わったことがたくさんあるかもしれない。しかし、この一五〇〇年という膨大な時間が過ぎているのに、誰かを思ったり、誰かから思われなくて傷つき、悲しんだり、そういう誰かを愛したり、愛されたりという、変わらない人の恋心があるという事実はとても素晴らしいことだ。そしてこの心は日本だけでなく世界中誰もが持っていると思うし、これからも時代は変わっていくが、人の恋心は変わらないだろう。

参考文献

- ・青木生子，井手至，伊藤博，清水克彦，橋本四朗「萬葉集一」「萬葉集二」新潮社版
- ・伊藤博，中西進，橋本達雄，三谷栄一，渡瀬昌忠「萬葉集講座別巻萬葉集事典」有精堂
- ・清川妙「清川妙の萬葉集」集英社
- ・西川廉行，中村美奈子「萬葉の花」雄飛企画
- ・山本藤枝「万葉集の愛と死」立風書房
- ・小村昭雲「原色万葉集植物図鑑」桜楓社

参考にしたインターネット情報

- ・たのしい万葉集 <http://www6.airnet.ne.jp/manyo/main/nature.html>(2015.9)
- ・FlowerLibrary www.flower-library.com/ (2016.1)
- ・歌詞タイム www.kasi-time.com/item-65631.html (2016.1)
- ・恋衣 http://www.aozora.gr.jp/cards/000318/files/2086_15764.html (2016.2)

6-4. グローバル社会で万葉集にできること

大西祐希

はじめに

いま万葉集と聞いても思い浮かぶのは日本最古の和歌集というイメージだけで、詳しく内容を説明できる人は少ないと思います。私もその一人でした。なぜなら、私にとって万葉集は古典や歴史の授業で学ぶもので、身近なものではなかったからです。そんな私たち高校生が2020年、東京オリンピックの影響で増えるのが予想される外国人観光客にどうやって日本の文化をつたえるのであろう。そう考えたとき万葉集の草花の研究が役に立つのではと思いこの研究をすることにしました。

第一章 万葉集とは？

第一節 万葉集の歴史

万葉集は奈良時代に成立した和歌集で、日本最古の和歌集です。20巻に分かれていて、全部で4500首あります。万葉集の特徴の一つは、天皇・貴族から防人までさまざまな地位・身分の人物の和歌が編纂されていることです。またもう一つの特徴は、和歌に草花が使われていることです。

第二節 万葉集と草花のつながり

万葉集には草花が詠まれている歌がたくさんあります。約4500首の内の3分の1以上の和歌で草花は詠まれています。また、使われている草花の種類は150種を超えています。

この草花について調べることによって、伝えたいことを歌に書き表し、直接ではなく草花によって表現していた当時の日本の文化を知ることができました。

第二章 万葉集と桃の花のつながりは何？

第一節 桃の歴史

桃の花は日本にかなり古い時代に中国から渡来した植物で、各地の古代遺跡からもよく種子が発見されます。また、日本書紀には

「桃をもちて鬼を避（やら）ふ縁（えに）なり」（桃の枝を鬼に投げうける）と書き表されており、奈良時代から桃は悪霊を祓う特殊な霊験を持つ、神聖な植物であったこともうかがえます。

中国古代の詩集「詩経」の「桃夭（とうよう）」には「桃の夭夭（ようよう）たる灼灼（しゃくしゃく）たる其の華」と書かれており、ここで「夭夭」は美しいさま、「灼灼」は明るく照り輝くさまを表しています。中国では周の時代に「桃の花=女性」という位置づけが決まっていたようです。

第二節 桃の花が詠まれた和歌

万葉集に桃の花が詠まれた和歌は全部で七首あります。

1356 向つ峰に立てる桃の木ならめやと人ぞささやく汝が心ゆめ

意味：向こうに見える山の桃の木には実がならないと人がささやいている。（そんなことに惑わされずに）あなたの心を迷わせてはいけませんよ。

1358 はやきやし我家の毛桃本茂く花のみ咲きてならずあらめやも

意味：私の家の桃はこんなに繁っているのですから、花だけが咲いて実がならないなんて、そんなことはないでしょうね。

2834 大和の室生の毛桃本繁く言ひてしものをならずはやまじ

意味：室生の毛桃の木が繁っているように、繁く何度も何度も声を掛けたのですから、実らないなんてことはないでしょう。

この3つの和歌は「桃の実」が実ることと、「恋」が実ることがかけられていて、桃の花によって恋が実ることを表現していることがわかります。

2970 桃染めの浅らの衣浅らかに思ひて妹に逢うはむものかも

意味：桃の色に染めた薄い色の着物のように薄っぺらな気持ちであなたに会ったりはしないのですよ

この和歌では桃の薄さで気持ちの薄さを言い表しています。

1889 我が宿の毛桃の下に月夜さし下心よしうたてのころ

意味：家の庭先の毛桃に月の光がさして、とても心地がいいこの頃です。

4139 春の園紅にほふ桃の花下照る道に出で立つ娘子

意味：春の苑は桃の花で紅に輝いています。その下に立つ少女も輝いて見えます。

4192 桃の花紅色ににほいたる面輪のうちに青柳の細き屋根を笑みまがり（長歌）

意味：桃の花のように紅く輝いている顔に、柳のように細い眉を曲げて微笑んで、朝の少女たちが手に持っている鏡のふた、二上山（”ふた”かみやま）の木が繁った谷を、朝には鳴き渡り、夕月夜に消え入るような野原にはるかに鳴いているホトトギスが、飛びくぐって散らしてしまう藤の花を懐かしく思って、ひきちぎって袖に入れてしまいました。袖に藤の色がついてしまうのもかまわずに。

この3つの和歌では桃の花が輝いている情景が和歌に使われています。ここでは、輝いていると表されている対象の人物は作者が恋をしている相手ではないのか、ということが考えられます。

第三節 万葉集の桃の花

第二節を通して、桃の花は「恋」を歌った和歌に使われていることが分かりました。また、最初の3つの和歌では「実る」という言葉が使われていて相手との距離の近さがわかります。さらに最後の3つの和歌では「輝いている」という言葉から遠くから相手を見ているという情景が連想されます。桃の花で染めた着物を例えに使っている和歌では桃の花の色が薄いと表されています。そこから、その当時の日本の桃の花の色が薄かったということもわかりました。

桃の花1つでも、このようにいろいろな表現ができることに驚きました。また、ひとつひとつの和歌から直接では伝えられないけれど、「恋を实らせたい。」「輝いて見えるほど好きだ。」という熱い気持ちが伝わってきて、その作者の気持ちを少し理解することができました。これは古典や歴史の授業では知ることのできない万葉集の"おもしろさ"だと思います。

第三章 桃の花と万葉集以外の和歌の関係性は？

第一節 平安時代の和歌と桃の花

拾遺集 1000 年

1030 題知らず，詠み人知らず

「咲きし時猶こそ見しか桃の花散れば惜しくぞ思いなりぬ」

意味：咲いたときにその美しさに魅せられて，何度見たことだった。その桃の花が散るので，飽き足りぬことなく惜しく思うようになってしまった。

後拾遺集 1086 年

春下 128 三月三日，桃の花を御覧じて花山院御製

「三千代へてなりけるものをなどてかはももとしもはた名付けそめけん」

意味：桃の実は，3 千年に一度なるというのに，どうして「千」ではなく「百（もも）」などとまた名付けたのであろうか。

春下 129 天曆御時御屏風に，桃の花ある所をよめる清原元輔

「あかざらば千代までかざせ桃の花花も変わらじ春もたえねば」

意味：もし花に飽きないのなら，千年の先まで押頭（かざし）として髪に挿してください，桃の花を。この花は（三千年に一度の実を付けるように）花も変わらないでしょうし，春も絶えないのですから。

雑四 1056 弥生の月竜門にまいりて，滝のもとにてかの国の守義忠（かみのり）が，桃の花の侍りけるを，いかが見るといひ侍りければよめる弁乳母

「ものいはば問ふべきものを桃の花いく代かたへる滝の白糸」

意味：もし桃の花が物を言ふならば，「この滝の白糸は幾代経ったのか」とたずねようものを。

雑六 1202 隣より三月三日に，人の桃の花を乞ひたるに大江嘉言

「桃の花宿に立てればあるじさへすける物とや人の見るらむ」

意味：桃の花が庭に立っているので，家主の私まで色好みと人が見るのでしょうか。

金葉集 1127 年

三奏本 74 三月三日桃花をみてよめる大納言経信

「山がつの園生にたてる桃の花すけるなこれを植ゑて見つけるも」

連歌 649 桃園の桃の花を見て

「もゝぞのの桃の花こそ咲きにけれ頼慶法師

梅酔のむめは散りやしぬらん公資朝臣」

意味：桃園にある桃の花が咲いたよ。梅酔の里の梅はもう散ってしまったらうか。

第二節 万葉集と平安時代の和歌の違い

万葉集では桃の花は恋の歌に使われていました。しかし、平安時代を代表する和歌集の中では桃の花で恋を表す歌は一首もありませんでした。また、万葉集に比べて桃の花が使われている和歌の数も少ないです。

万葉集では桃の花や桃の実を"見た"イメージの和歌が多かったですが、平安時代の和歌は花の見た目よりも桃の花の"原理"を表した和歌が多いです。例えば、「桃の花は三千年に一度実を付ける」や「梅の花が散ったら、桃の花が咲く」のようにその"原理"で時の流れを表しています。

第三節 万葉集と平安時代の和歌の共通点

この研究を通して、万葉集と平安時代の和歌の共通点は、二つとも花が使われていること、そして和歌を使って何かを伝えようとしていることだと考えました。

また、これらからわかる日本の文化は直接ではなく何かを使って人に伝えるということです。

第四章 グローバル社会で必要なのは？

第一節 グローバル社会の問題点は？

外国人観光客が増えている今、日本で問題となっているのは外国人観光客のマナーです。買い物をするときやホテルの使い方など観光地などでの問題が話題になっています。これだけを見ていると、外国人観光客が悪いように思えてしまうのですが、しかし、私はそうは考えません。外国人の方にはその国の方の文化やマナーがあり、日本の文化・マナーとは違うことがあるからです。

日本には三章の三節で言ったように、直接ではなく何かを使って人に伝える文化があります。例えば、日本では家に上がる時靴を脱ぎます。この時日本人は靴を脱いでくださいではなく、スリッパをはいてくださいと言いがちです。しかし、海外では家に上がる時に靴を脱ぐという行為をしないので、この言葉だけでは靴を脱がないといけないということが外国人観光客にはあまり伝わりません。また、外国では、思ったことは直接伝えるという文化があります。なので、このような場合、日本人は靴を脱いでくださいと相手に分かりやすく伝えることが必要だと思います。このように、その国にはその国の人の文化があってその国の人が間違っているわけではなく、その国の文化が間違っているわけでもなく、それはその国の人の文化として理解しないといけないものです。ここで必要なことはお互いの文化を尊重しあい理解しあうこと度ということがわかります。

第二節 グローバル社会で大切なことは？

いま、グローバル社会の日本で大切なことは日本の文化を知ってもらうことだと思います。お互いの文化を理解しあうにはまず、日本の文化を知ってもらうことが必要です。そのために万葉集が使えると思います。万葉集はほか平安時代の和歌に比べて、当時の人の文化が素直に表れています。

万葉集という日本の歴史的なものに触れてもらうことで、日本の文化に興味を持ってもらい、日本の文化を知ってもらうことで、日本人と外国人の間の問題は減っていくと思います。

第三節 グローバル社会の未来

このように日本の文化を知ってもらうことで、それに伴い、理解もされ始めると思います。そうすると、日本人も外国人観光客の方々も両方がより快適に過ごすことができるようになり、グローバル化は

さらに発展していくと思います。

参考文献

- ・新古典文学大系一万葉集佐竹昭広山田英雄工藤力男大谷雅夫山崎福之書岩田書店
 - ・新古典文学大系一拾遺集佐竹昭広山田英雄工藤力男大谷雅夫山崎福之書岩田書店
 - ・新古典文学大系一後拾遺集佐竹昭広山田英雄工藤力男大谷雅夫山崎福之書岩田書店
 - ・萬葉の花—小辞典西川廉行書雄飛企画
 - ・萬葉集—完訳日本の古典小学館
 - ・たのしい万葉集桃の花 <http://www6.airnet.ne.jp/manyo/main/flower/home.html> (2016.1)
 - ・古典文学史年表 http://www.geocities.jp/ultraseven_wideshotto/nenpyouhtm.htm (2016.1)
-
-

6-5.文化にとって大切なことをアジサイの花から考える

森木実穂

はじめに

現在日本では、国際競争で有利な位置を築くため、グローバル化を推し進めている。そこで重要視されているのが日本文化というものである。国際的理解を深めるため、他国とは違った文化を掲げる必要がある。日本では独特の様々な文化が存在するが、そもそも知られていなかったり、良くないイメージを持たれたりしている文化もある。それらを私たちはどう対処すればよいのか。私はそのことについて、アジサイの花を事例に掲げ、研究を進めた。梅雨の時期の定番の花といえば、ほとんどの人がアジサイを思い浮かべるのではないだろうか。色とりどりの鮮やかな大輪の花が、梅雨の時期の憂鬱な気持ちを吹き払ってくれそうである。アジサイの花は今でこそ、日本人の生活と強く根付いているが、奈良時代やその後の平安時代の人々から敬遠され、あまり良い目で見られていなかった。そのことを踏まえ、奈良時代に編纂された日本最古の和歌集である「万葉集」や、現在の花言葉などから、アジサイの花を考察し、そこからわかったことをもとに私たちがすべきことを考える。

第一章 アジサイの花について

アジサイは梅雨の頃から初夏に咲く花で、観賞用に植えられる落葉低木の一種である。伸び上がった枝の先ごとに、多数の花が集まった大きな花房をつける。また、アジサイは、七変化とも呼ばれるように、花の色が美しく変化する。花期の前後による変化もあり、生育する土の質も関係してくる。このことより、アジサイの花の色を確認することによって、逆にその土地の地下の構造を知ることができるとも言われている。

第二章 古代のアジサイ

第一節 万葉集中のアジサイの和歌

万葉集中に出てくるアジサイの和歌は全部で2首である。

言問はぬ木すら紫陽花諸弟らが練りのむらとにあざむかえけり (0773)

(口のきけない木にさえも、アジサイのように色の変わる信用のおけないやつがいる) といった歌で、大伴家持が婚約者である坂上大嬢に送ったものである。色が変わりやすいアジサイを歌に用いて、人の心が移り変わりやすいことと掛けられているのではないかと考えることが出来る。この歌はアジサイを良いものと捉えておらず、どちらかというマイナスなイメージを連想させる。

紫陽花の八重咲く如く八つ代にをいまわが背子見つつ偲はむ (4448)

(アジサイが次々と華やかに咲くように、いつまでもお元気でいらっしやってください) という歌で、八重咲きの紫陽花をめでたい花として取り上げている。先ほどの歌とは反対に、良いイメージでアジサイをとらえていることがわかる。良いイメージと悪いイメージの両方が登場している万葉集であるが、その後、勅撰和歌集である「古今和歌集(平安時代前期)」～「新古今和歌集(鎌倉時代初期)」までを指す八代集にはアジサイの和歌が1首もない。八代集とは、『古今和歌集』『後撰和歌集』『拾遺和歌集』『後拾遺和歌集』『金葉和歌集』『詞花和歌集』『千載和歌集』『新古今和歌集』の八つの勅撰和歌集のことで、平安時代から鎌倉時代のものである。勅撰和歌集は全部で21冊あり、その最初の八つのことを指す。八代集を含まない残りの13冊は十三代集と呼ばれている。かろうじて十世紀後半に編纂された「古今和歌六帖」に1首、平安後期の「散木奇歌集」にも何首か見受けることができる。

第二節 散木奇歌集の和歌

散木奇歌集は、源俊頼が平安時代後期に編纂した私家集である。「めづらしさへの希求」といテーマが重要視されていた。この時代の勅撰和歌集にアジサイの花の名が登場していなかったことからわかるように、この時代、アジサイの花は「めづらしい」ものであったのではないか。この散木奇歌集の中から三首紹介したいと思う。

一首目は源俊頼のもので、あじさいの花のよひらにもる月を影もさながら折る身ともがな

(紫陽花の繁みを洩れた月の光が水面に四ひらの花のように映っている。その影を折り取ることができればいいのになあ) という歌で綺麗な月の光が水面にアジサイの花のように映っていることを詠んでいる。主役として詠まれているのは月である。

二首目は、夏もなほ心はつきぬあじさいのよひらの露に月もすみけり

(夏だってあはれを催すあまり心魂つきてしまった。紫陽花の四ひらの花に置いた露に澄んだ月が宿っているのを見ていたら) という歌で、アジサイの花に乗った露が月の光で輝いているという歌である。この歌も主役となっているのは月や露である。三首目は藤原定家の歌で、

アジサイの下葉にすだく蛍をば

四ひらの数の添ふかとぞ見る

(紫陽花の花は夕闇で見えなくなる。それと入れ替わるように蛍が飛び交い始め、紫陽花の花の下葉に集まる。その様子はまるで紫陽花の花のようだ。) という歌で、夜になり、蛍が飛んでいる様子がアジサイの花のように見えるという歌で主役は蛍となっている。この三首の歌からもわかるように、散木

奇歌集の和歌ではアジサイは何か他の物の引き立て役として登場していることがわかる。めづらしさへの希求ということもあり、編者の源俊頼がアジサイに興味を抱き、アジサイの和歌が詠まれるようになったのではないかと考える。

第三節 万葉集～散木奇歌集

これらの事柄より、万葉集で登場していたアジサイの花が八代集には登場しなくなり、その後の散木奇歌集では、源俊頼に見直されることによってまた登場することになった。

第三章 近代のアジサイの花

第一節 ユウレイバナ

江戸時代、日本の人々はアジサイの花を「ユウレイバナ」または「バケバナ」と呼んでいた。これはアジサイの花の色が変わりやすいことや、青っぽい色に咲くことが原因であったと言われている。現代ではそういった名前では呼ばれなくなったが、彼岸花も幽霊花という異名を持つ。このことから江戸時代の人々はアジサイの花に良いイメージを持っていなかったと考える。

では、いつ、どういった理由からアジサイの花は日本人の暮らしに根付いていったのだろうか。

第二節 シーボルトの影響

アジサイは、江戸時代、長崎に訪れていたオランダの医師、シーボルトがアジサイの学名に「オタクサ」と名付けて世界に紹介した。このことから、アジサイはヨーロッパに広がり、多種多様な色に品種改良されていった。現在では、海外で品種改良されたアジサイが、日本に逆輸入され、日本でも色とりどりのアジサイの花を見ることができる。このことからアジサイはヨーロッパに広がり、世界に広がっていき、徐々に人気を出していったのではないか。

第三節 アジサイの品種改良

第二節で、アジサイはシーボルトによって輸出され世界に広まったと書いたが、シルクロードからも東洋に広がり、いろいろな品種が生まれていったとされる。日本原産の従来のアジサイは「ガクアジサイ」というものである。また、「ホンアジサイ」は日本固有のガクアジサイからヨーロッパで品種改良され、逆輸入されたものであるが、現在ではこのアジサイが日本では一般的なものとして受け入れられている。すなわち、私たちが見ているアジサイはヨーロッパ産のアジサイなのである。他にも品種改良されたアジサイがされたもので、星のような形をした花の「ダンスパーティ」ピンクやグリーン、そしてレッドに色が変わっていく「カメレオン」ジャパン・フラワー・セレクションで賞を受賞した「フェアリーアイ」など変わった名前のアジサイもたくさんあるそうだ。

第四節 アジサイの花言葉

現在、アジサイの花言葉として主なものは「一家団欒」「家族の結びつき」「移り気」「浮気」「冷淡」などであるが、これは第一章で紹介した万葉集の和歌と関わりが深いと考えられる。「一家団欒」や「家族の結びつき」などは良いイメージであるが、これは二首目の歌で紹介したように、アジサイは小さな花が集合して一つの花となっている。そのため仲が深い、または結びつきが強いとされてきたのではないのか。また、「移り気」「浮気」などは、万葉集の一首目の歌と同様である。色の変りやすいアジサイ

イだからこそその花言葉だと考えることが出来る。「冷淡」というのは、アジサイの色から考え出されたのであろう。品種改良が進む前は、アジサイの花は青や白などの寒色が主であったため、冷たいイメージが根付いたのかもしれない。花言葉を利用して草花を楽しむ文化が広がったのは、明治初期の頃である。

第五節 アジサイ寺

今日人々が観光スポットとして訪れている「アジサイ寺」と呼ばれるものがある。全国にアジサイ寺という別名を持つ寺は多くあるが、今回は鎌倉にある「明月院」を紹介する。梅雨の時期には多くの観光客がアジサイをみるためにここを訪れる。アジサイは第二次世界大戦後に「手入れが簡単だから」という理由で植えられた。今では人気の場所になっている。

第六節 近代の動向

近代のまとめとしてはユウレイバナと呼ばれていたアジサイが、シーボルトに紹介されたことや、寺に植えられることにより、人々に見直されるようになった。この流れは古代に起こった動向とあまり相違ないのではないではないか。

結論

このことから私が考えたのは、人気がない文化も「見直す」ことでよさがわかるということだ。物の価値は時代によって変動する。したがって、これは良いもの、これは悪いものと何もかも区別を決めつけてしまうのは避けるべきだと考えた。グローバル化が進み、日本の文化が重要視されている今、文化を見直すことは大切にされるべきである。

参考文献

- ・水垣久 (2012)「紫陽花 (アジサイ) 和歌歳時記」, <http://www.asahi-net.or.jp/~sg2h-ymst/yamatouta/sajiki/ajisai.html>
- ・(2005)「暮らしとアジサイ 1」, <http://www.geocities.co.jp/AnimalPark-Shiro/5314/azisai-kurasi/kurasi-1.html>
- ・(2013)「暮らしとアジサイ 2」, <http://www.geocities.co.jp/AnimalPark-Shiro/5314/azisai-kurasi/kurasi-2.html>
- ・水垣久 (2006)「和歌雑記折節の記 (紫陽花と和歌)」, <http://www.asahi-net.or.jp/~sg2h-ymst/yamatouta/ajisai.html>
- ・horti (2015)「あじさいの花言葉は?」, <https://horti.jp/1581>
- ・西川廉行 (2006)「萬葉の花」星雲社
- ・関根慶子 (1967)「中古私家集の研究」風間書房
- ・佐竹昭広山田英雄工藤力男大谷雅夫山崎福之 (1999)「萬葉集一」岩波書店
- ・小村昭雲 (1968)「原色万葉植物図鑑」桜楓社

6-6.日本人の「はっきり言わない文化」は劣っているのか？

有元紬

外国人はよく、日本人は思ったことをはっきり言わないという点が劣っていると言う。私はこのことに疑問を感じ、本当に日本人には「はっきり言わない文化」があるのか、また、なぜこのような文化があるのかを調べたいと考えた。そして、現在の日本に具体的にどのような形で存在しているのかを研究しようと考えた。これらのことを研究することによって日本人の「はっきり言わない文化」の様々な点が見え、「劣っている」と言われることに対して抱いていた疑問を解消できるのではないかと考えた。研究するにあたって、私は万葉集を用いようと考えた。万葉集は、日本で最も古い歌集で、奈良時代の終わりごろに成立したと考えられている。この万葉集の歌を用いながら研究することで、現代だけではなく昔の人々の考えや文化も参考にできると考えた。

第一章

まず、日本人は本当に「はっきり言わない文化」を持っているのかという点について調べた。その結果気づいたことは、万葉集の挽歌の中に一度もはっきりと「死」という言葉が出てこないという事がわかった。挽歌とは、人の死を悲しみ、死者を悼む詩歌のことだが、この挽歌の中で一番重要だと思われる「死」という言葉を出さずに別の言葉に言い換えたりして、死をほのめかす描写をしているのだ。いくつかの歌を例としてあげる。

一つ目は、大津皇子が死を賜った時に磐余池で哀しんで詠んだ歌で、

「百伝ふ磐余の池に鳴く鴨を今日のみ見てや雲隠りなむ」

という歌だ。この歌は、「百に伝ふ、磐余の池で鳴いている鴨を見るのも今日を限りとして、私は彼方に去って行くのだろうか」という意味である。「雲隠る」とは、古典文学や和歌の世界で主に「貴人の死」の描写に使われる。「源氏物語」などでも、主人公の光源氏の死の描写として使われている。この歌では、大津皇子の死を「雲隠る」という言葉を使って間接的に描写している。

二つ目は、作者は不明だが、妻が恋人をなくして悲しみにくれて詠んだ歌で、

「秋山の黄葉あはれとらぶれて入りにし妹はまでど来まさず」

という歌だ。この歌は、「秋山の黄葉が素敵だと言って、山に入っていったあの人は、いつまで待ってももうかえってはこない。」という意味である。この歌の山に入っていったというのは、山に葬られたという意味で、恋人が亡くなったということが読み取れる。また、かえってはこないということからも、恋人の死がわかる。

三つ目は、柿本人麻呂の歌で、

「潮気立つ荒磯にはあれど行く水の過ぎにし妹が形見とぞ来し」

という歌だ。この歌は、「潮の気のする荒磯だけれど、亡くなった妻の形見の場所だと思ってやってきたのです。」という意味である。形見は、亡くなった人のことを思い起こさせる品物や場所のことなので、妻の死を連想することができる。

これらのことから分かるように、やはり日本には言葉や思ったことを「はっきり言わない文化」があ

るのだ。

第二章

次に、なぜこのような文化があるのか研究した。研究から得られた仮説が四つある。

第一節

一つ目は、日本人の「はっきり言わない文化」には、相手を傷つけないための配慮が含まれているのではないかということだ。例えば、

「言清くいたくもな言ひ一日だに君いなしくは堪えかたきかも」

という歌は、「そんなに冷たく、はっきりとおっしゃらないでください。一日でもあなたがいないと、堪え難い思いです。」という意味だ。この歌の作者は、恋人にはっきりと何かを言われることによって傷つくので、はっきりと言われたくないのだろう。この歌から、「はっきり言うことは相手を傷つけることだ」ということを前提として考えると、はっきりと言わない人には、相手を傷つけないという心理があるのではないかと考えられる。

第二節

二つ目は「言霊信仰の影響があるのではないか」ということだ。言霊信仰とは、ことばには魂があり、口に出すとその通りになってしまうという考えだ。言霊は、古代において「事魂」とも表記されていた。つまり、発した言葉が「事実」へと変わると考えられていたのだ。13巻の3254番の、

「磯城島の大和の国は言霊の助くる国ぞま幸くありこそ」という歌がある。この歌は、「日本の国は言葉の精霊が人々を助けてくれる国だ。だから私が送るこの言葉も、きっと助けになってくれるだろう」という意味だ。この歌から、日本には本当に言霊信仰があったということがわかる。言霊信仰の考え方で、日本人ははっきりと言葉に出すことでその通りのことが起こることを恐れたのではないだろうか。その例として、

「言霊の八十のちまたに夕占問ふ占まさに告る妹は相寄らむ」

という歌がある。この歌の歌意は、「言霊奮い立つ、あちこちの辻道で夕占いをした。その夕占いのお告げにはっきりとこう出た。お前の愛しく思う娘はきっとお前に靡くだろう。」というものだ。言霊は、夕方ごろ最も奮い立つ、つまり最も盛んに活動すると言われていた。夕占とは、夕方に、人々の行き交うところで、人々の言葉から吉凶を占うことだという。これは一般に深く信じられ、かつ畏れられていたようだ。このことから分かるように、やはり日本人の「はっきり言わない文化」には言霊文化の影響があり、人々ははっきり言うことを恐れていたということがわかる。これらの二つの研究結果から共通してよみとれることは、日本人の「はっきり言わない文化」は、万葉集が作られた時代、つまり奈良時代の終わりごろから存在していた、ということだ。

第三節

三つ目は、言霊信仰に関連して、「言葉の持つ力」に着目すると、言葉は本当に相手に影響を与えてしまうからではないか、ということだ。日本大学医学部の教授である林成之医師は、「否定語」を使う事によって、脳が活性化しなくなるというのだ。否定語とは、否定的またはネガティブな意味を持つ言葉を意味する。このことから、言葉は実際に人間に影響を与えるということが分かる。日本人はこのこ

とを、日常生活で実際に経験することにより理解し、悪影響を与えないようにはっきり言わなくなったのではないだろうか。

第四節

四つ目は、日本人は聞き手に繊細な「察する」力があるのではないかということだ。日本には、「一を聞いて十を知る」ということわざがある。このことわざの通り、日本人は相手の発するわずかな言葉や表情から、相手の心情や言いたいことを察する事ができるのだ。だから、話し手に「言わなくてもわかってくれるだろう」という心理が現れるのだろう。

第三章

では、この文化は、現代の日本にどのように受け継がれ、具体的にどのような形となって存在しているのか。そのひとつは、「忌み言葉」というものだ。これは、結婚式やお葬式、いわゆる「冠婚葬祭」の場で使わないようにする言葉という意味で使われることが多い。しかし本来は、「口に出してはいけないことば」として使われていた。つまり、不吉な言葉を使ってしまうと、それが現実となってしまうので、どうしても使わなければならない場合は、他の言葉に置き換えていたのだ。このことから、「忌み言葉」は「言霊信仰」の名残だということが分かる。忌み言葉の例をいくつかあげる。結婚式では、「終える」ではなく「お開きにする」と言う。これは新婚の二人の関係が「終える」ということをおそれたのだろう。また、「ウェディングケーキを切る」ではなく、「ウェディングケーキにナイフを入れる」という。これも「切る」という言葉が、関係を切る、という印象につながるからだ。他にも、新築の家に関わった時に、「焼ける」「燃える」「傾く」「壊れる」「失う」「流れる」などという言葉避けたり、新しく店などが開店した時に「閉じる」「倒れる」「失う」「潰れる」「落ちる」などという言葉避けることもある。

第四章

日本人の「はっきり言わない文化」を分析し、わかったことは、言葉とはただ意思疎通をするだけのものではない、ということだ。言葉によって現実の世界に影響が出ることもある。その影響が悪影響であることもあれば、他のものにとって良い影響であることもある。このことを日本人は昔から理解し、安易に言葉を思ったままに使うことを避けたのではないだろうか。ここには日本人の相手を思いやる心が見られる。また、日本人は相手の心情を敏感に感じ取る事ができる。だから、日本人の「はっきり言わない文化」は一概に劣っているとはいえないと感じた。外国人にとっては「言われなければわからない」から、はっきり言ってほしいと思うのも一つの意見だ。しかし私は、日本人のこの文化を美しいと思う。この日本人の心をより多くの人々に知ってもらいたい。

参考文献

- ・たのしい万葉集, www6.airnet.ne.jp/many0/main
- ・日本の哀傷歌, www.osoushiki-plaza.com/institut/dw/198810.html
- ・忌み言葉～口にしてはいけない言葉～, www.el-aura.com/kotodama/
- ・日本人ははっきり物を言わない, kenemic.com/2015/06/09/dont_be_quilty_for_everything/
- ・忌み言葉, <http://blog.goo.ne.jp/hanasakesake/e/abc0a40f70e4310eb0bb0928a9761f20>

- ・西川廉行「萬葉の花」星雲社
- ・青木生子，井出至「萬葉集二」新潮社
- ・清川妙「清川妙の萬葉集」集英社

6-7.カキツバタとショウブの比較

土屋光生

1. はじめに万葉集とは

万葉集とは日本，世界で現存する世界最古の和歌集であり，全 20 巻の中に約 4500 首ほどのさまざまな人が詠んだ長歌，短歌，旋頭歌，仏足石歌などが収録されている。編者は不明であるが大伴家持の手を経ているといわれており，成立の時期は奈良時代である。万葉集では部立とよばれる歌の類別が行われており，その主なものは雑歌，相聞，挽歌の 3 類である。雑歌は宮廷祭式などの晴れの機会で行われた公的な作品を多く含み，相聞は男女の恋愛を主とする贈答歌をいい，また挽歌は死者の葬送や哀傷の歌をさす。

万葉集で詠われている草木は今も親しまれており，私は，その中でも「カキツバタ」に興味を持った。なぜ杜若かというと私は花が好きで，杜若はアヤメ科の花であり天然記念物に認定されていることを知り，天然記念物に認定されている花はどのような花なのか気になったからである。そしてより研究を深めるために，万葉集中あやめ，またはあやめぐさと詠まれている「ショウブ」について調べた。

ショウブはなぜ万葉集中であやめ，あやめぐさとして詠まれていたのかそしてあやめはアヤメ科でありカキツバタもアヤメ科の花である。従ってカキツバタとショウブも何か関係があるのではないかと考えた。

2. カキツバタについて

まずはじめに，カキツバタは初夏の水辺を彩る最も豪華な花の一つであり，観賞のために庭園の水辺に植えられていることが多く，今では保護されていることもあり自然の状態ではほとんど見ることができなくなった。この花について詠まれている歌は全部で 7 首あり，ひとつひとつ調べていくと，7 首のうち 5 首が相聞（恋の歌）で残りの 2 首が当時の行事について詠まれていることがわかった。

3. カキツバタの和歌について

相聞の歌である万葉集第十巻の 1986，『吾のみやかく恋すらむかきつはた丹つらふ妹はいかにかあるらむ』という歌の歌意は，『私は杜若のようにきれいなあの娘に恋しているのにあの娘はどうなのでしょう』という意味で片思いについてかかれてある。

第十一巻の 2521，『かきつはた丹つらふ君をいささめに思い出でつつ嘆きつるかも』という歌は『カキツバタのような肌つやの良いあの方を，ふと思い出してはため息をついてしまいました』という歌意

である。そして残りの3首の歌もこのような歌意になっている。これらは美しく忘れることのできない女性を美しいカキツバタを使って例えている。

第七巻の1361、『住吉の浅沢小野のかきつはた衣に摺り付け着む日知らずも』という歌は、『住吉の浅沢小野の杜若を衣に摺り付けて着る日はいつになるのでしょうか』という歌意である。

第十七巻の3921『かきつはた衣に摺り付けますらをの着襲ひ狩する月は来にけり』という歌は『杜若を着物に摺り付けてますらを(立派な男子)たちが美しく着重ねて、薬狩のお供をする月は今まさにやってきた』という歌意である。昔は色鮮やかなカキツバタの花の汁を布にこすり付けて染める行事があり、歌にはその行事が待ち遠しいという思いが書かれている。

4. 結論(カキツバタ)

恋する愛しの人を美しくきらびやかなカキツバタであらわしたり、鮮やかなカキツバタの花の汁を布にこすり付けきれいな衣類に染めるという行事が歌になっている。ゆえにカキツバタは美しいものを例えるときにつかわれている。これらのことから万葉集では何かを例えるときそれに見合った花が使われていることがわかる。このように万葉集には私たちにとって身近なものをを用いてることから親しみやすい、だから皆に楽しく日本人の習慣や価値観などを知ってもらえるとかがえた。

5. ショウブについて

次にショウブである。ショウブはサトイモ科。和歌には「あやめ」または「あやめぐさ」として出てくるが、今日のアヤメ科の美しい花を咲かせるアヤメのことではない。ショウブとアヤメ科の美しい花は葉の形は似ているが、アヤメ科の花とは程遠い筆の穂先状の地味な肉穂花序をつけるショウブのことをいう。つまり昔アヤメとよんでいたものはサトイモ科のショウブのことである。ショウブは水辺に生える多年草、草の形はあやめやハナショウブと似ているが、ショウブの葉には縦に明瞭の線が走る。そして初夏の頃葉に似た花茎の間から、無柄の淡い黄緑色の筆先のような肉穂果状の花をつける。

6. ショウブの和歌について

ショウブ(あやめぐさ)について詠まれた歌は万葉集中で12首歌われている。そして『萬葉の花』という本には12首のうちの7首がホトトギスとともにあやめぐさが詠まれていると書かれていた。しかし私がひとつずつ調べていくと次のようなことがわかった。

(1)ショウブ短歌

第八巻の1490『ほととぎす今来鳴きそむあやめぐさ玉に貫く日をいまだ遠みか』大伴家持が詠んだこの歌は『ほととぎすは待っているのに来て鳴かない、あやめぐさを玉に通す日がまだ遠いからなのか』という歌意である。

第十八巻の4035『ほととぎすいとふ時なしあやめぐさかづらにせむ日こゆ鳴き渡れ』という歌は『ほととぎすよ来てくれたら困ることなどあるわけない。けれど菖蒲のかづら(かぶりもの)をつける日にはきつとここを鳴いて渡ってくれ』という歌意である。

第十八巻4102『白玉を包みてやらばあやめぐさ花橘にあへも貫くがね』という歌は『手に入れた大切な真珠を包んで送ってやれたなら。そしたらそれをそのまま菖蒲草や橘の花に交ぜて緒に通しもする

だろうに』という歌意である。

第十九卷 4175『ほととぎす今来鳴きそむあやめぐさかづらくまでに離るる日あらむや』という歌は『時鳥がやっと今来て鳴きはじめた。菖蒲をかづらにする五月の節句まで、この鳥がどこかへ行ってしまふ日などあるものか』という歌意である。

(2) ショウブ長歌

これらの歌は長歌であるため歌の一部を抜粋しています。

第三卷の 423『ほととぎす鳴く五月にはあやめぐさ花橘を玉に貫きかづらにせむと長月の』

第十八卷の 4089『卯の花の咲く月立てばめづらしく鳴くほととぎすあやめぐさ玉貫くまでに昼暮らし』という歌は『卯の花の咲く四月ともなると、懐かしくも鳴く時鳥、その時鳥の声は、あやめを薬玉に通す五月まで、昼は一日中夜は夜通し聞くけれど、聞くたびに心がわくわくして、ため息をついて、ああ、何といとしい鳥だろうと言う。』という歌意である。

第十八卷の 4101『ほととぎす来鳴く五月のあやめぐさ花橘に貫き交へかづらにせよと包みて遣らむ』という歌は『別れた妻の心のせめてもの慰めに、時鳥の来て鳴く五月のあやめぐさや橘の花に交えて緒に通してかづらにきなさいと、その真珠を大切に包んで送ってやろうに』という歌意である。

第十八卷 4116『ほととぎす来鳴く五月のあやめぐさ蓬かづらき酒みづき』は『大君のご任命のままに都を目指して上京したあなたに何年も会うことができず、恋しさに心が落ち着かないので、時鳥の来て鳴く五月のしょうぶや蓬をかづらにし、酒盛りをして遊んでは心を慰めたけれど、恋しさは増すばかりである』という歌意である。

第十九卷 4166『木の暗の四月し立てば夜隠りに鳴くほととぎすいにしへゆ語り継ぎつるうぐひすの現し真子かもあやめぐさ花橘を娘子らが玉貫くまでに』は『季節の変化とともに草木の花の咲くのも、鳥の鳴く声も変わってゆく。その鳥の声を耳に聞き、花を目にするたびに心はめでながら心揺さぶれているうちに木の葉が小暗く茂る四月になると、夜の闇の中に鳴くほととぎす、この鳥は昔から言い伝えられてきたように、まさしく鶯の子なのだ、あやめや花橘をおとめたちが薬玉に通す五月まで、昼は一日中山の峰々を飛び越え、夜は一晚中明け方の月に向かって行ったり来たりしては、見事な声で鳴いている、いくら聞いても飽きることなどない』という歌意である。

第十七卷 4177『春し過ぐればほととぎすいやしき鳴きぬひとりのみ聞けば寂しも君と我と隔てて恋ふる礪波山飛び越え行きて明け立てば松のさ枝に夕さらば月に向かひて玉貫くまでに鳴き響めやすい寝しめず君を悩ませ』という歌は『もの悲しい春の季節が過ぎると、ほととぎすが盛んに日増しに鳴きはじめる。たった一人で聞くのは何ともやりきれない。時鳥よ、あの方と私との間を押し隔てて恋しがらせている礪波山を飛び越え、夜が明けはじめたら庭の松の枝にとまり、夕方になれば月に向かって、あやめぐさを薬玉に通す五月になるまで鳴き立て、安らかな眠りにつかせないようにしてあの方を悩ませなさい』という歌意である。

第十九卷 4180『鳴く初声を聞けばなつかしあやめぐさ花橘を貫き交へかづらくまでに』という歌は『春が過ぎて、夏が目の前にやってくると、山にこだまを響かせて夜中に鳴く時鳥の初声を聞くと、たまらなく心ひかれる。菖蒲や花橘などを混ぜて糸に通し、かづらにして遊ぶ五月まで、里中響きわたる

ほど鳴きわたっているけれど、それでもやはり心惹かれてならない』という歌意である。

これらの結果から万葉集中であやめぐさがホトトギスとともに歌われている歌は10首あった。したがって『萬葉の花』に書かれていた内容と矛盾していることがわかる。

7. 推測

ショウブ、あるいはハナタチバナを数珠玉を繋ぐように「玉を貫く」としたり、「カズラ」と関連させてすべての歌に詠まれていて「あやめぐさ」が単なる路傍の植物ではなく、なにか特別の重要な意味を持つ植物であることが考えられる。私はショウブは現在5月5日に使用するので端午の節句そして中国の文化とも関係があるのではないかと考える。

8. 結論(ショウブ)

ショウブ(あやめぐさ)が歌われている歌のほとんどは「あやめぐさを玉に貫く」という表現が出てくる。これは端午の節句のことである。なぜ玉に貫く＝端午の節句かということ、その源は古い中国にあり戦国時代の楚の国の有能な政治家であり、詩人である屈原が秦の大軍の攻撃を受け、今にも滅びそうな祖国である秦をみることに耐えきれず、汨羅の淵に身を投じたのを、この日に弔うのだと伝えられ古くから水辺でその怨霊を祀る行事である。ショウブは水辺に生える草である。わが国には、すでに奈良朝にその風習が伝えられ、その日にはあやめかざらをつける習慣があった。またこの風習の中には「続命縷」と呼ばれる薬玉があり、それを腕にかけておくと邪気を防ぐことができると信じられ、お互いに贈答しあった。薬玉には二種類あり麝香や沈香、樟脳などの高価な香物を玉にし、造花を飾って五色の糸に通した「続命縷」と、ショウブやヨモギあるいはショウブを詠んだ他の歌に多く詠まれている。よい芳香を放つタチバナの花などを束ねた小さな束を作って、宮中の夜の御殿の帳のように掛けた「薬玉」があったようですが、のち混用されてしまいました。奈良時代の頃から、端午節句の厄除けに軒にサトイモ科の「アヤメ」を刺す習慣があった。江戸時代の中ごろには、アヤメ科の「ハナアヤメ」を端午節句を祝う花として栽培するようになった。そのことから「ハナアヤメ」が注目されるようになり、この頃、「ハナアヤメ」を「アヤメ」、サトイモ科のほうを「ショウブ」と呼び習わすようになった。すべての歌に共通することは「ホトトギスが来て鳴いてくれることが待ち遠しい」ということである。ホトトギスは春から夏にかけて日本にやってくる鳥であり、ホトトギスが鳴くことにより私たちは夏の訪れを感じることができる。旧暦時代の春は1, 2, 3月であり夏は4, 5, 6月であり、ショウブは端午の節句の草であることより関係性が強いことがわかる。

現在ショウブは細長い葉っぱで、お風呂に入れるといい香りがする。お風呂に浮かんだショウブの葉を一枚頭に巻き付けながら入ると体が丈夫になって頭がよくなると言われている。剣状の葉は香りがよく香水の原料にもなる。ショウブは特有の香気があり、今も昔も、芳香性健胃剤として使われている。

9. ショウブとあやめとカキツバタの関係

あやめとショウブはどちらも漢字で書くと「菖蒲」である。しかし、漢字は同じでもあやめとショウブは全くの別物。そしてショウブと菖蒲園などでみるハナショウブもまた別物である。ショウブはサトイモ科で菖蒲湯に入れる。ハナショウブとあやめとカキツバタは共にアヤメ科アヤメ属であるため極め

て近い関係であるが、この三つとショウブは別物。ショウブは葉っぱが似ているだけ。花も咲くことは咲くがきれいな花ではなく、蒲（がま）の穂のような黄色い花である。アヤメ科の花三つそれぞれの名前の由来を見てみると、ハナショウブは「葉がショウブに似ていて花を咲かせるから。」、あやめは「剣上の細い葉が縦に並んでいる様子が文目模様。花基部の網目模様からである。」カキツバタは「かきつばたの色（青紫）を染み出させ布などに書き付けた、つまり衣の染料に使われたことから「書き付け花」と呼ばれていたものがなまったものである。」ハナショウブ、カキツバタ、あやめの唯一一発で見分けることができる方法は花卉と言われている。ハナショウブは花の種類が多く紫系統の他に黄色や白、絞り等、多彩であるがどれも「花卉の弁の元のところに黄色い目の形の模様」がある。カキツバタはあまり種類は多くないが、「花卉の弁の元に白い目型の模様」がある。あやめも花の種類は多くないが「花卉の元のところに網目状の模様」がある。

カキツバタは昔から「いずれがあやめ、かきつばた」と言われている。これは元々は、いずれ劣らぬ美人が二人いるときに使っていましたが、最近はいずれも優秀がつけ難いほど素晴らしいものを例えて使う言葉になっている。ただ、単にどちらもよく似ていて見分けにくいものをいうのではなく、美しい（素晴らしい）という前提条件が必要。従ってカキツバタは万葉集中で美しいもの、愛しいひとに使われていることがわかる。

10. 結論

これらのことから、一般的にショウブと呼ばれているものはハナショウブである。そして、見た目がハナショウブとそっくりなものがあやめである。ショウブは本来アヤメ科であったが、サトイモ科であったハナアヤメと反対に覚えられ習わされたといえる。

参考文献

- ・『萬葉の花—小辞典』中村美奈子・絵西川廉行・文
- ・「草木名の話」www.ctb.ne.jp/~imeirou/soumoku/a/ayame.html
万葉集二, 万葉集三, 万葉集五

6-8.大伴家持と坂上大嬢

広岡愛美

1. はじめに

私は今回、大伴家持と坂上大嬢の恋について万葉集から研究を進めていきます。私がこの研究をしようと思ったきっかけは、よりわかりやすく古典を理解したいと思ったからです。私は、以前より古典文学への興味がありながら、文法の理解が浅かったのです。それゆえに、古典文学を十分に理解することができず、結局は興味を持つことだけで終わってしまっていました。しかしせっかく興味を持っているのに理解をすることの困難によって知らないままであるのはすごくもったいないことだと考え、今回の研究に踏み切りました。しかし、いくら覚悟を決めて研究を始めたといっても、やはり文法の知識は少ないままなので、まずは短いながらもしっかりと前後に物語があり、表現の仕方も多種多様である和歌から始めようと思いました。いきなり長編というよりは気が楽に学ぶことができると考えたのです。そこで私が選んだ和歌は大伴家持とその妻である坂上大嬢によって歌われた和歌です。この二人は万葉の時代を代表する文化人です。よって、万葉集には、この二人の歌が多く納められています。私は二人の思いが歌われた和歌を用いて二人の恋の模様を理解し、現代語訳することによって深く理解していきます。

2. 研究を進めていく上で

最初から二人の和歌を理解するよりも、まずは二人について学ぶことが重要です。

(1)大伴家持について

大伴家持は大伴旅人の長男で、生まれ年は養老2年(718)といわれています。家持の母は旅人の正妻ではなかったのですが、大伴氏の家督(=相続すべき家の跡目)継ぐべき人物に育てるために、幼時より旅人の正妻である大伴郎女のもとで育てられました。けれどもその郎女とは11歳のときに、また父の旅人とは14歳のときに死別しました。家持は大伴氏の跡取りとして、貴族の子弟に必要な学問・教養を早くから、しっかりと学んでいました。さらに、彼を取り巻く人々のなかにも優れた人物が多くいたので、後に『万葉集』編纂の重要な役割を果たす力量・識見・教養を体得することができたようです。大伴家が代々貴族の家系であるのもあり、家持は従三位・中納言まで昇格した。しかし没直後に、785年に起きた藤原種継暗殺事件に関与していたとされ、追罰として埋葬を許されませんでした。正妻には坂上郎女の長女、つまり家持にとっては従妹である坂上大嬢を迎えました。家持は彼女に16歳の頃から和歌を贈っていたようです。

(2)坂上大嬢について

坂上大嬢は大伴家持の従妹で、大伴宿奈麻呂と大伴坂上郎女の長女です。家持が16歳のころ、恋の歌を贈られたのですが、家持が妾をとるという理由でしばらく離絶されていました。しかし、家持が22歳のときにその妾も亡くなり、家持は坂上大嬢との仲を修復にかかりました。しかし坂上大嬢はなくなった妾を思い、なかなか関係を戻そうとはしませんでした。母である大伴坂上郎女の支持もあり、二人の関係は元に戻り、やがて坂上大嬢は家持の正妻になりました。また、万葉集に収録されている坂上

大嬢の歌はすべて家持へ宛てたものです。

大伴家持と坂上大嬢

それでは本題の二人の恋についての歌を自分なりに現代語訳にしていこうと思います。

振りさけて三日月見れば一目見し人の眉引思ほゆるかも(6-994)

→顔をあげ、夜空を見てみるときれいな三日月が浮かんでいる。三日月は眉月(びげつ)とも言うんだよ。だから僕はこんな美しい三日月を見てしまっては、美しい君の眉を思い出してしまうよ。

この歌は当時満 15 歳の大伴家持が坂上大嬢に宛てて歌った歌です。この後に、大伴家持は妾を迎えるため、坂上大嬢を離絶しました。

秋さらば見つつしのへと妹が植えし宿のなでしこ咲きにけるかも(3-462)

→「秋になったら一緒に見ましょうね。」と言って妻が家に植えたなでしこの花のはずなのに、妻は亡くなってしまった。一緒に見ることができなくなった今では、妻は「秋になったらこのなでしこの花を見て、どうか私のことを思い出してくださいね。」と僕に言ってるように思われる。

今よりは秋風寒く吹きなむをいかにかひとり長き夜寝む(3-464)

→これからの季節、秋風が厳しくなって寒くなっていくのに、僕の隣にはもう君はいないんだ。もう、君の体温を隣に感じることもできなくなった僕にどうやってこんなにも長く寒い夜をひとりで過ごせと言うんだ。

うつせみの世は常なしと知るものを秋風寒み偲ひつるかも(3-465)

→この世は移り変わっていくもので、ずっと同じのものなんてないことはわかっているけど、秋風が吹くと妻のことを思い出して、哀しみに暮れるんです。

家離りいます我妹を留めかね山隠しつれ心どもなし(3-471)

→家を離れていったあなたを家に留めることができず、山へ葬ってしまったから僕の心はもう、虚ろです。

昔こそ外にも見しか我妹子が奥つ城と思へばはしき佐保山(3-474)

→昔はなんとなく見ていただけの佐保山が今ではこんなにも愛しいのは君のお墓があるからなんですよ。

この 5 首は大伴家持が自分の妾を亡くしたときに、歌った歌です。これらに坂上大嬢は関わってはいないものの、大伴家持と坂上大嬢の恋の話をする上では欠くことのできない歌です。

ももしきの大宮人は多かれど心に乗りて思ほゆる妹(4-691)

→宮中に仕えてる人はたくさんいるけれども、私の心をいつも占拠しているのはあなたなのです。

うはへなき妹にもあるかもかくばかり人の心尽さく思へば(4-692)

→せめてうわべだけでも愛想よくしてくれてもいいのに、それすらもしてくれない貴女。僕をこんな思いにさせて、本当にひどい人だ。

心には思ひわたれどよそをなみ外のみにして嘆きぞ我がする(4-714)

→僕は嘆く。心の中では貴女をずっと思い続けているのに、会う術がなく、いつも外から眺めることしかできないから。

千鳥鳴く佐保の川門の清き瀬を馬うち渡しいつか通はむ(4-715)

→いつも千鳥が鳴いている佐保川。その川門のきれいな浅瀬を、馬で渡って、貴女に通える日はいつになったら来るのだろうか。

夜昼といふ別き知らず我が恋ふる心はけだし夢に見えきや(4-716)

→昼も夜も貴女を思い続けているから、もしかしたら貴女の夢に僕のこの恋心が現れているかも知れない。

むらきもの心砕けてかくばかり我が恋ふらくを知らずかあるらむ(4-720)

→心が砕けそうなほど貴女を思っています。それでも、僕の気持ちは貴女に伝わらないものなんですか。そんなはずないのになあ。

かくばかり恋ひつつあらばは石木にもならましものを物思はずして(4-722)

→こんなにも恋に苦しむくらいならいつそひとおもいに、何も思うことなく石ころや木切れになっ
てしまいたい。そうすればどれほど楽なんだろうか。

これら7首は大伴家持が坂上大嬢との関係を戻したくて歌った歌です。いつまでも坂上大嬢からの答えがないように思いますが、大伴家持の思いは坂上大嬢にしっかり伝っています。次がその紹介になります。

ますらをもかく恋ひけるをたわやめの恋ふる心にたぐひあらめやも(4-582)

→貴方のような強く立派な人のこんなにも恋心、でもか弱い女の私の恋心の方が比べようもないですよ。

春日山朝立つ雲の居ぬ間なく見まくの欲しき君にもあるかも(4-583)

→春日山に朝に出る雲が、峰にかからない日がないみたいに、貴方を毎日毎日、いつもいつも見ていたいと思っていますよ。

玉ならば手にも巻かむをうつせみの世の人なれば手に巻きかたし(4-729)

→貴方が玉であったなら、糸を通して、いつも一緒にいれるよう肌身離さず腕に巻いているのに。貴方がこの世の人であるからそれは、難しいことですね。

逢はむ夜はいつもあらむを何すとかその宵逢ひて言の繁きも(4-730)

→他にいくらでも逢える夜があったのに、どうしてあの夜に逢ってしまったんだろう。もしあの夜逢っていなければ、こんなにも噂が立つことはなかったんでしょうか。

我が名はも千名の五百名に立ちぬとも君が名立たば惜しみこそ泣け

→私の名前は千でも五百でもいくらでも噂になったってかまいません。でも貴方のような人の名前が同じように噂されてしまうのは惜しくて、泣かれてしまうでしょう。

上記5首は坂上大嬢が大伴家持に向けて歌った歌です。③では大伴家持の気持ちだけが通り過ぎていくような感じがありましたが、大伴家持の気持ちはしっかりと報われていました。

4. まとめ

今回私は、奈良時代の歌人である大伴家持と坂上大嬢の相聞歌について調べましたが、現代でも河野裕子さんという日本の歌人の方と、永田和宏さんという日本の歌人が相聞歌を送りあっていました。このことから私は、和歌は現代のコミュニケーションとなりうると考えました。

この研究を通して、私は自ら現代語訳することによって、より深く大伴家持と坂上大嬢の恋について理解することができました。私は、このような実体験からもとに、自ら現代語訳することは、現代の教育にも活かせるのではないかという問題提起を置き、この「大伴家持と坂上大嬢」の研究を終えようと思います。

参考文献

- ・ 古典に親しむ～万葉集<www.h3.dion.ne.jp/~urutora/mny0404.htm>(2016年1月7日閲覧)
- ・ 越中万葉の仲間たち<www.manreki.com/arekore/nakama/nakama/htm>(2016年1月7日閲覧)
- ・ ニキタマの万葉集<blogs.yahoo.co.jp/kairouwait08/10550531.html>(2016年1月7日閲覧)
- ・ 大伴家持とは<<http://kotobank.jp/word/大伴家持-39439>>(2016年1月7日閲覧)

7-1.体罰を無くすことはできるのか

～日本における「体罰」とEU加盟国との違いから見る日本の改善点～

高田亨弥

第一章 テーマ設定の動機

皆さんは体罰を受けたことがあるだろうか？大多数の人は受けたことがないと答えるだろう。しかし、少数ではあるが、実際に体罰を受けた人がいるのが今の日本の現状だ。2012年には、桜宮高校での体罰によるバスケットボール部キャプテンの自殺問題を皮切りに、国公私立の小中高の生徒約15000人が体罰の被害にあったことが文部科学省の調べで判明している。日本では、1879年に教育令により体罰は法律で全面的に禁止されているにもかかわらず、こんなにも多くの生徒が被害を受けている。日本ではこのように形式上ではあるが体罰を禁止している。しかし、アメリカやイギリスの一部の地域では体罰を容認している。体罰は教育の現場に必要なのかをメリット・デメリットの観点から見てみる。

第二章 体罰のメリット・デメリット

第一項 体罰のメリット

まずはメリットから見ていこうと思う。メリットの意見の一つとして、教員の威厳を保つことができることが挙げられる。もし教員が絶対に手を出さないと分かって、それを逆手に取り悪さをすることが考えられる。実際、モンスターチルドレンと呼ばれる子どもたちが増えてきている。これに対処するにはやはり力による支配は致し方ないという意見が多い。ほかにも、善悪の判断がつかない子どもには、区別をつけさせるために痛みと共に体に覚えこませる必要がある、という意見がある。

第二項 体罰のデメリット

デメリットには体罰のエスカレートがよく挙げられる。体罰と暴力の線引きは難しい。体罰を容認することで、体罰と称した暴力を行う教員が出てくるだろう。日本で体罰を行って、懲戒処分を受けた教員のなかにはストレス発散のため、体罰を繰り返していたという教員もいるようだ。さらに、医学的な面から見てもデメリットがある。2002年にアメリカで約36,000人の体罰を受けたことがある人を対象とした研究によると、メリットとして、短期的には親の命令に従うことが判明したが、長期的にみると、攻撃的になる、反社会行動を行う、などといった多くのデメリットが発覚したとある。さらに、体罰が蔓延してしまうといじめが増えるというデータもある。やはりデメリットが多く、教育の世界には体罰は必要ないと考える。

第三章 日本と世界における体罰

第一項 戦前の日本と世界の体罰

今日の日本には、体罰根絶の風潮があるが、戦前の日本の一般的な家庭では体罰は行われていなかったというから驚きだ。実際、戦国時代に日本にやってきたポルトガル人の宣教師のルイスフロイス著の『ヨーロッパ文化と日本文化』によると、「子どもに鞭を使わず、言葉で戒める」という記述がある。さらに彼は鞭のない教育でも子どもたちが立派に育っていることに更なる衝撃を受けたという。また、

「立ち振る舞いが完璧で、のびのびして愛嬌がある。」と記述している。そこには深い感銘があったのであろう。なぜなら、この頃のヨーロッパでは「学校へ行くこと」は「鞭でたたかれに行くこと」とほぼ同じような意味であったといわれている。ルイスフロイス著の『日欧文化比較』では、「ヨーロッパでは普通、鞭で打って息子を懲罰する。」と書かれている。それほどまでにヨーロッパの教育には体罰が深く浸透していた。以前の日本や世界では体罰はこのような存在だったが、現在はどのようなになっているのか。

第二項 現在の日本の体罰

それでは日本の現状を見てみる。まずは日本における体罰の定義を改めて確認してみる。文部科学省によると、体罰とは、「身体に対する侵害を内容とするもの」または、「被罰者に肉体的苦痛を与えるもの」とされている。被罰者の精神状態や健康状態、年齢などの様々な要因も加味され境界があいまいなので、先ほども述べたように線引きは難しいが、大まかな定義はこうなっている。具体的には、叩く、殴る、蹴るはもちろんのこと、長時間の正座や昼食を与えないのも体罰とされている。次に日本の体罰の現状を見てみよう。23年度に文部科学省の発表によると、体罰による懲戒処分を受けた教員は126人にもものぼる。先ほども述べたように日本の法律で体罰は禁止されているにもかかわらず、こんなにも多くの教員が体罰を行ったのだ。今まで、体罰を見たことがなかった私にとって、この数はとても多く感じた。こんなにも体罰が今日の教育現場に蔓延しているとは思ってもみなかった。さらに、もうひとつ見てほしいのは、懲戒免職を受けた教員が1人もいないのである。なんとも理解しがたい話である。体罰を行った教員は今も教壇に立ち、教鞭を執っている。また、体罰が原因で懲戒処分を受けた教員は再犯率が高いとも言われている。自身の緊張解放のためであったり、自分が受けた処分を不服と感じてそれをばねとして次の暴力をふるったりする。もしかしたら、今も体罰が隠れて行われている可能性も拭いきれない。は数は減ってきているが、体罰の根絶には至っていない。日本が体罰を根絶させるには日本国内だけでの解決は難しいだろう。

第三項 EU 諸国の体罰

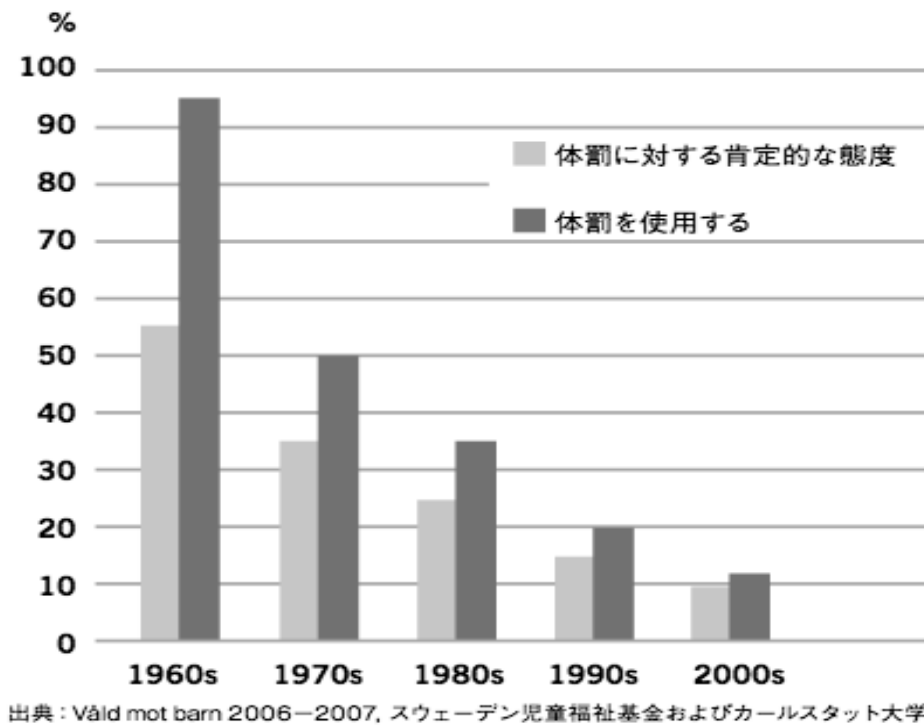
しかしながら、今現在、ヨーロッパではスウェーデンを筆頭にEUが総力を挙げて体罰を全面廃止しようとしている。日本の教育に体罰は必要なのか。なくすにはどうすればいいのか。これらの問題をEU加盟国の教育現場からヒントを得て、日本の改善策を見出してみたいと思う。

第四章 スウェーデンの体罰

第一項 スウェーデンの法整備

スウェーデンでは、1958年に学校における体罰を全面禁止している。この段階では「学校内」だけに留まっていたが、最終的には様々な論議を経て、1979年に「子どもと親法」の6章1条において、家庭内における体罰および虐待をも禁止した。しかし、このグラフ（グラフ1）を見てもらいたい。1960年代には体罰に肯定的な態度や意見を持つ人がスウェーデン国民の90%以上を占めていたが、2000年代には10%前後に収まっているのだ。今では、子どもの人権大国と呼ばれるほど子どもに対して寛容なスウェーデンだが、一昔前には他のヨーロッパの国々と同様に体罰を容認していたことが見て取れる。

事実、1945年に体罰を容認していた学校法の廃止と改正の動きがあった時に、ある議員が体罰なしでどうやって学校の秩序が保てるのかという懸念を表したり、当時のほとんどの親が教師は生徒を叩く権利を有するべきだといった指摘をしたといわれている。このような状況の中で1958年に学校における体罰が禁止された。そこから時間をかけて世論が体罰反対へと移り変わっていったのだが、何がそんなに大きく変えたのだろうか。



(グラフ1) スウェーデン 「体罰は子どもの教育に必要なか」

第二項 世論が体罰禁止に動いた理由

主な理由は3つ挙げられる。一つ目はヨーロッパを含む多くの国で子ども期に関する新たな認識の普及が挙げられる。1930年代に子どもの成長などに関する研究が多くなされた。その研究の内容が学者間だけでなく、民間にも広まったからだろう。2つ目は小児科医や児童心理学者、教育者の間で体罰や精神的虐待が子どもに及ぼす悪影響についての知識が広まったことが挙げられる。先ほども述べたように子どもに関する研究が盛んになり、知識を深め、体罰の危険性を国民ひとりひとりがしっかりと理解できたからだろう。3つ目だが、これが最も重要だと考える。それは国を挙げて体罰根絶を目指していることだ。一つ目は広報キャンペーンだ。例えば、体罰に関するパンフレットを作成したり、CMなどを作ったのだ。スウェーデンの法務省は「子どもに対する暴力のない社会をめざして～体罰を廃止したスウェーデン30年のあゆみ～」というパンフレットを子どものいる世帯すべてに配布した。また、体罰の危険性を分かりやすく伝えるためにCMを作り、それをスウェーデン全土で放映した。これにより、体罰の危険性を国民が知ることができたのだ。さらに、懲戒処分を厳罰化することで教員に体罰の危険性を改めて知らせることができた。日本でも体罰の危険性を記したパンフレットなどを作成しているが、その存在を知っている人は少ない。体罰に関する知識が乏しく、興味がないのだ。このことからわかる

ように、体罰禁止を進めるためにはやはり国民が体罰の危険性を理解することが必要である。

第五章 日本の改善策

これらのことから、日本の改善策を見出してみようと思う。日本政府がまず初めに行うべきは日本国民の体罰に対する意識を知ることだ。そのために意識調査などを行うべきである。先ほども述べたように国民が体罰の危険性を理解することが必要である。政府が国民は体罰をどのように捉え、どのように考えているのかを把握しなければならない。さらに、今現在日本が行っている体罰に関する政策や事業などをもっと広域化し、隅々まで行き届くように対策をすればいい。日本では体罰の未然防止、早期対応、再発防止をかかげて体罰根絶に向けた取り組みを徹底しようとしているが、いまだに体罰が残っている。もっと身近なもの、例えばスウェーデンが行ったようにCMを作って放映したり、インターネット上で広報を行ったりすることで国民に体罰を知ってもらうことができる。これらを行うことで国民の意識改革につながると考えた。また、懲戒処分の厳罰化をすることで教員たちに体罰の危険性を再確認してもらうことができる。これらを行うことで、教員だけでなく国民が体罰の危険性を深く知り、理解することができ、教育の現場から体罰という教育の仕方をなくすことができる。

第六章 まとめ

この探究で、日本人は体罰に対する認識が甘いことが分かった。国民ひとりひとりが体罰に対する認識が甘いために日本が体罰を禁止してから137年経った今でもいまだに体罰が残っている原因の一番の大きな理由であると考えた。私が解決策として考えたもののひとつの政府が行う広報活動は、国民ひとりひとりの意識改革につながり、体罰がなくなっていくと考える

7-2.児童労働について

芦田紗希

第一章

第一節 テーマ設定の動機

私は、小学生のころに母と観たあるドキュメンタリー番組で、自分とあまり年齢の変わらない子どもや、もっと幼い子どもが、貧しいからという理由で大人と同じように働く姿を見て衝撃を受けた。それから、ずっと貧困問題や子どもの問題について興味を持っていたので、是非この機会に興味を持つきっかけとなった児童労働について詳しく調べることにした。

第二節 目的

私が今回、「児童労働」というテーマを調べる目的は、より多くの人に、児童労働する子ども達がどれほど過酷な環境で働いているのかを知ってもらうことと、児童労働を失くしていくために私たちが身近に出来ることを見つけることだ。

第二章 子ども時代の大切さ

第一節 児童労働の現状

今、世界には、学校に通えていない子ども達が約1億6800万人もいるといわれている。この数値は、世界の18歳未満の子ども達に9人に1人に値する。学校に通えていない子ども達にほとんどは貧困家庭の子どもや孤児であり、彼らは学費を払えないことはもちろん、家庭を助けるためや、生きていくために、働かなくてはならない。

第二節 児童労働と識字率

学校へ通えていない子ども達は、教育を受けるべき年齢で教育を受けられないということになる。教育を受けられないと、文字の読み書きや簡単な計算でさえも出来ない、いわゆる非識字者となってしまう、生活の基礎知識がなくなってしまう。すると、安定した職業に就けず、収入が少なくなり、やがて貧困家庭を築くことになってしまい、その家庭の子供もまた、同じように、教育を受けずに働かなくてはならない」という負のサイクルに陥ってしまう。そのような子どもが増えていってしまうと、国全体も貧困国家となってしまう。

具体的な例として、貧困国家としてよく取り上げられるアフガニスタンは、児童労働者が多い国でもある。識字率も非常に低く、男性は50%、女性は34%である。日本の識字率が99%であるのに比較すると、どれほど低いものなのかがよくわかる。また、教育の大切さがよくわかる結果となっている。

第三章 児童労働の条件

第一節 子どもの労働の基準

児童労働とは、単に「子どもが働くこと」すべてを指すことではない。国際条約によると、15歳未満、発展途上国は14歳未満の義務教育を受けるべき年齢の子どもが大人と同じように働くことと、18歳未満の子どもの危険で有害な労働が児童労働にあると定義されている。しかし、15歳未満でも学校に通

いながら放課後や休みの日に家業を手伝ったり、学校に通いながらするアルバイトは、子どもが学ぶこともあり、子どもにとってプラスの形で働くことは、「子どもの仕事」と呼んで区別される。ただし、子どもの教育や安全が妨げられないことが前提。このように、児童労働の定義ははっきりしているが、実際にはその仕事が「児童労働」なのか、「子どもの仕事」なのかが区別しにくい場合がある。児童労働かどうかを見分ける際には4つのポイントがある。

1つ目は、「教育を受けることを妨げる労働」である。14歳までは義務教育とされているため、15歳未満の子どもが教育を受けずに働くことは全て児童労働にあたる。また、学校へ通いながら働く子どももいるが、極端に労働負担の割合が多く教育の恩恵が得られない場合は、学校に通っていたとしても児童労働にあたる。

2つ目は、「健康的な発達を妨げる労働」だ。心身ともに成長途中である子ども達にとって身体や心への大きな負担は成長を大きく妨げるものとなる。子どもが極端に重い荷物を運ぶことや、長時間同じ姿勢で作業することは、背骨や足が曲がってしまう原因となる。また、暴力や虐待で心の傷を負うことは、子どもの、その後の人生に大きな影響を与えてしまうのだ。

3つ目は、「有害で危険な労働」である。マスクも付けず、有害な農薬が大量に撒かれた場所で働かされたり、不衛生な場所で換気もせず長時間働かされることは、病気を引き起こす原因となる。これは、大人にもみられることだが、大人より身体の発達を十分にしていない子どもたちにとっては身体により大きな影響を与える。さらに、子どもは大人よりも知識や経験が大変少ないため、危険と安全の判断が出来ず、危険から自分の身を守ることも出来ないのだ。

4つ目は、「子どもを搾取する労働」だ。報酬や待遇が労働に対応せず、不当な扱いを受けることを搾取という。大人より社会的地位が低く、発言力もない子どもは、搾取されやすい立場にいる。たとえば、児童労働をしている子どもがもらえる賃金は、丸1日で20円から40円とされている。さらに、人身売買や、戦争、犯罪行為に子どもが使われることは「最悪の形態の児童労働」と呼ばれ、特に搾取的なものと考えられている。この場合は、義務教育年齢にかかわらず、18歳未満の子どもはすぐに保護されなければならないと決まっている。

これらの4つのうち、1つでも当てはまれば全て「児童労働」とであると判断される。

第四章 児童労働の実態

第一節 児童労働者数の減少

国際労働機関（ILO）の発表によると、児童労働者は2008年の推計と比べ約4700万人減少したが、最悪の形態の児童労働をする子どもは、8534万人にのぼる。（2013年9月）ILOとは、労働条件の改善を通し、社会正義を基礎とした世界平和の確立に寄与することを目的とした団体である。しかし、ILOが目標としている、「2016年までの最悪の形態の児童労働の撤廃」はこのままでは達成できないと指摘されている。

第二節 実際の児童労働内容

子ども達はコーヒーやたばこなどの大規模農業で雇われたり、カカオやコットンなどの換金作物を生産し、家計を助ける。他にも、鉱山労働や漁業で働く。これらはすべて農林水産業であり、世界の児童

労働の約 60%をしめる。

では、児童労働の実際の仕事内容とはどのようなものなのだろうか。

インドのコットン畑で働くある女の子は学校に通わず毎朝畑まで 2 キロ歩いて仕事にむかう。彼女の仕事は綿花を手作業で受粉させる作業で、この作業は 6 月から 9 月ごろに集中して行われるため、多くの人が雇われる。彼女も 2 ヶ月間一度も休みがなかった。コットン畑にはほとんど日陰がなく、常に腰をかがめて作業する。さらに大量の農薬を使うため、かなり危険な仕事だ。さらに、彼女は子どもだからという理由で、大人の 7 割の賃金しかもらえなかった。彼女は 16 歳で皮膚がんになり、亡くなってしまった。

インドのコットン畑で働く子どものうち、70 から 80%は女の子だ。その背景には、結婚持参金というものがある。結婚持参金は結婚するときにお嫁さんの家が用意するもので、教育を受けている子ほど金額は高くなる。そして、その持参金を用意するために、子どもを数カ月コットン畑で働かせる契約をする。契約すると、前金として、家族の年収一年分に相当する大金が支払われるため、親は子どもを働かせるに出してしまう。インドは中国に次ぐ世界第二位のコットン生産量を誇る国。しかし、私たちが普段使っているコットン製品の裏側には、こんな恐ろしい実態があるのだと考えたらとても怖くなった。

第五章 子どもを守るために

第一節 子どもを守る法律

現在、児童労働は国際条約で定義されている。ILO は 1973 年に働いてよいのは義務教育を受けてからと定められた「最低年齢条約」が作られ、さらに 1999 年に子どもにとって、特に搾取的な労働をする 18 歳未満の子どもたちを優先的に保護する「最悪の形態の児童労働条約」を定めた。さらに 1989 年に国連で採択された「子どもの権利条約」では、54 の条文で子どもの人権が守られている。この 3 つの国際条約を、多くの国が批准している。そしてさらに、世界中のほとんどの国が児童労働を禁止する法律をもっている。

日本では、日本国憲法の第 26 条に「国民はひとしく教育を受ける権利を有すること、子どもには普通教育を受けさせる義務があり、義務教育は無償とすること」とある。また、労働基準法では第 6 章に年少者に関する項目があり、第 56 章に最低年齢が定められており、「使用者は、児童が満 15 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日が終了するまで、これを労働者として使用してはならない」と書かれている。しかし、13 歳未満の児童の使用が禁止されている事業に当てはまらないもので、児童の健康や福祉に有害でなく、軽易なものは、行政官庁の許可を得れば認められる。映画の作成や演劇は満 13 歳に満たない子どもでも同様に認められる。これが、子役の仕事が児童労働に当てはまらない理由だ。他にも、「児童買春・児童ポルノ禁止法」や、「教育基本法」で子どもが守られている。

第二節 私たちに出来ること

しかし、これだけ多くの子どもを守る法律や国際条約があっても、まだまだたくさん子ども達が児童労働している。そこで私たちが出来ることは何だろうか。

まず、私たち個人でできることとは、児童労働についてよく知り、関心を持つこと。日本では NGO などの児童労働ネットワークに参加することもできる。児童労働ネットワークでは、ILO が 2002 年に

制定した6月12日の「児童労働反対世界デー」に毎年キャンペーンを展開しており、「ストップ！児童労働 50万人署名」活動を行ったり、「ILO レッドカードアクション」という活動を行っている。この活動は「児童労働撲滅の意思表示としてレッドカードを掲げるキャンペーン」であり、指定のレッドカード(表2)を入手し、それを掲げた写真を撮って、Facebook や Twitter などの SNS にアップすることで日本全国に児童労働撲滅を呼び掛ける活動だ。また、立場の弱い発展途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指すフェアトレードという活動もある。そのような取り組みをする人々が増えていくことで、世論につながり、国際社会や企業の取り組みを後押しし、児童労働のない世界を作っていくことにつながるのだ。もちろん寄付することも私たちにできる児童労働をなくすための取り組みだ。今回、私がこのテーマを調べるために使った NGO 団体のサイトでは、オンラインショップで寄付付き商品を販売していた。その商品を買うことによって、子ども達への寄付となる。また、企業などでできることは、貯金箱の設置や、寄付付きの商品を販売すること。

日本にいる私たちは決して児童労働とは無関係でなく、チョコレートの原料のカカオ、紅茶、コーヒー、衣服などは自分が知らないうちに、児童労働で作られたものを使っているかもしれない。他人事だとは思わずに、次世代を担う私たち子どもが教育を受けられないという課題に取り組みつつ、児童労働を生み出さない、子どもを守る企業の在り方を考えていくために世論へ広げていくべきではないだろうか。

参考文献

- ・ ACE 世界の子どもを児童労働から守る NGOACEeacejapan.org/childlabour/entrance
- ・ ILO 駐日事務所 www.ilo.org/tokyo/lang--ja/index.htm
- ・ 児童労働反対世界デーキャンペーン 2012 stopchildlabor.jp/2012/about-cl.html
- ・ 児童労働がない社会をめざして ngo-ayus.jp/column/other/2011/02/ace_final/
- ・ 児童労働ネットワーク CLJAPAN <http://cl-net.org/campaign2014/redcard.html>

7-3. ゆとり教育批判を考える

小川真名美

第1章 テーマ設定の動機、理由

私がこのテーマを設定した理由は、2つある。1つ目は、テレビでよくゆとり教育という言葉聞いて、興味を持ったからだ。そこで、新社会人を、使えない、ゆとりなんだから。と決めつける上司の言葉を聞いて、新社会人をゆとり世代とくくり、一人一人を見ようとしないうちに疑問を持った。それと同時に、ゆとり教育はそんなに問題があったのだろうか、と考えた。2つ目は、私が小学生だったとき、ゆとり教育がなくなりどうしてだろう。と子どもながらに悩んでいたが、もっと知識をふやさないといけないのか、と自分の中で単純に解決してしまった。自分の身に起こったことなので、身近な問題だと捉え、今回探究することにした。

第2章 「学力」とはなにか、「ゆとり」とはなにか。

第1節 学力について

はじめに、学力とはなにか。文科省は、「確かな学力」について「知識や技能はもちろんのこと、これに加えて学ぶ意欲や自分で課題をみつけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する素質や能力等まで含めたもの」と説明しており、最終的な目標は「生きる力」の育成だと強調している。これは、ゆとり教育の掲げる目標と一致している。

第2節 ゆとり教育について

ゆとり教育の内容について3つ説明していく。1つ目に、勉強内容の選択がある。これは、自主的に教科を選択することによって学習意欲が高まり、より学習効率とクォリティーが上がるとされたものだ。次に、総合的な学習の時間がある。バラエィーに富んだ学習機会をとるというものなのだが、実際は、英語教育が多いようだ。そして、最後は、生徒の学ぶ範囲を絞ることだ。これは、生徒の負担を減らし、浮いた時間は生徒個人の自主的な勉強にあてることとしている。総合的な学習の時間において、ゆとり教育は先生たちのゆとりを奪ったということも言われている。総合的な学習の時間において、文部科学省は各学校において定める目標及び内容に反映させ、創意工夫していく必要がある。としている。したがって、その時間にすべきことがわからなかったのだ。ゆとり教育の大きな目的は、生徒自身が「自分で物事を考える力」を育てることができるよう導くこととされている。

第3章 日本の教育の歴史から見る問題点

次に、日本の教育の歴史を振り返り、教育の問題点について述べる。戦後の日本教育から教育の歩みをたどっていく。日本が戦争に負けてから、アメリカ型のゆとり教育がスタートされた。すると世論の流れは、「もっと知恵を教えるべきだ。」というものになった。その世論に従い、知識を大量に教えるいわゆる「詰め込み教育」になる。詰め込み教育とは、これまで上の学年で勉強していたものを下の学年で教えるようにするなど、知識を盛りだくさんに教える教育だ。そうすると落ちこぼれが出てしまい、「詰め込み教育をやめろ。」という動きになった。そしてまたようやく教える知識を減らして自分で考

える力を養う力を養う「ゆとり教育」が実現できたと思ったら、学力が下がった証拠もないままに「脱ゆとり」に方向転換された。ここから、日本の教育は世論に振り回されていることがわかる。教育は、制度を変えてから結果がでるまでに時間がかかる。それが、教育改革をわかりにくくするのだが、「ゆとり教育で学力が低下する。」と騒がれたのは、ゆとり教育が本格的に導入される直前だった。私が問題点に感じたのは、証拠が何もないままに、次々と教育改革をしていることだ。これでは、効果的な結果が出るとは思われない。世論も大切だが、それ以上に教育とは、学力とはなにかを深く考え今実行している改革に自信をもって、教育を進めていくことだと思う。

第4章 日本と世界の違い～上海とフィンランドと比較して～

次に、PISA から世界と日本の教育の違いを比較し、日本の教育の特徴をとらえていく。PISA とは、世界の 15 歳の子どもを対象にしたテストだ。「読解力」「数学的リテラシー」「科学的リテラシー」の 3 つが調査対象となる。教わったカリキュラムの理解を測定するというよりも、むしろ技能や知識を現実の生活に活用する能力を測定する。リテラシー概念は、活用のための幅広い技能に着目するために使われる基準だ。上海とフィンランドと日本を比較する。

まず初めは、上海だ。中国は、文化大革命の期間中、教育を受けた人々は、地方の農村では働くことになった。そのとき、教育の機能は事実上破壊された。しかし 30 年も経たないうちに、上海や香港では目覚ましい教育システムの改革を行っている。生徒の学習の度合いに、中国の文化的伝統の中でも最も本質的な影響がみられる。他の文化圏では、生徒は授業中ずっと勉強に没頭したり、集中することを必ずしも求められたりしない。しかし中国の文化では、ひたすら集中することが生徒の義務となっている。そして生徒の学習は、授業だけでなく、宿題も不可欠な要素である。伝統として、家族の生活を子どもに合わせるといふものがある。しかし量の多い宿題は生徒にとって負担であるため、中国の多くの政府は学校が課す宿題量の上限を決めている。上海は早くから制限を加えた一つだ。生徒は、学校内外の学習活動の多さにしばしば圧倒されている。そのため、国の 2020 年までの計画を記した文書でも、「生徒の学習負担の軽減」が提唱されている。上海市政府は、生徒の学習負担を減らし、学習の量よりも学習経験の質に重点を置く新たな政策介入を進めている。それは「試験重視」の考え方を克服することにつながる。次に、フィンランドの一貫した高成績への緩やかで安定した改革をみていく。フィンランドは、中等学校の生徒の学習到着度において、世界のリーダーのひとつであり、この地位を過去 10 年間保持している。フィンランドの学校に関する最も驚くべき事実のひとつは、生徒の授業時間がどの OECD 諸国の生徒よりも短いことだ。OECD とは、ヨーロッパ諸国を中心に日、米を含め 34 か国の先進諸国が加盟する国際機関だ。フィンランドは、生徒の自主性を尊重している。生徒は自分の学びを計画することに積極的役割を果たすように求められている。高等学校での学びは今や、主として個別の学習計画に基づいたものであり、もはや学年の形は存在しない。そして日本だ。国際的な教育の比較調査が始まって以来、日本は国際的順位のトップか、その近くに居続けている。日本は集団と社会関係に高い価値を置いている。それは日本の天然資源が乏しいという特徴から生み出されたものである。日本人は、成功への最良の道は人的資本の発展を通じてであるということに気づいていた。だから、生き抜くために非常に強い協力関係を発展させていった。これは、日本の教育が良い成績を収めていることの背

景にもなっている。そして授業時間は、日本の生徒が良い学業成績をあげる重要な要因だ。最近までは、日本の公立学校に週6日間通っていた。その上、1日数時間の宿題があった。しかしながら、日本の生徒は、教育から多くの息抜きを得ていると考えられる。クラブ活動は、他の国よりとても豊富であり、学校が終われば、生徒は全力でクラブ活動に向かう。一方、韓国の生徒はクラブ活動は週に1回しかも運動クラブがないそうだ。ここから、日本はメリハリのある学習をしているといえる。

第5章 ゆとり教育のせいで、本当に日本の学力は低下したのか

最後に、PISA ショックから、日本の学力は「ゆとり教育」のせいで本当に低下したのか。の疑問を調べた。PISA の日本の順位を見ていく。2003年には、日本の順位が少し下がっている。ここで、ゆとり教育批判の声が少しずつ出てきた。しかし、ゆとり教育がたった1年しかなされていないのに、ゆとり教育によって PISA の順位が下がったと考えるには無理がある。2006年にはさらに下がり、そこでゆとり教育の嵐となった。先ほど述べたように、教育は改革をしてから結果が出るまでに時間がかかるので、批判をするのは早すぎる。2009年の調査では少し上がった。この年、「脱ゆとり」を数学と理科で先行実施されていたが、もちろんこの年の生徒は受けていない。2012年順位がさらに上がる。そこで、「脱ゆとり教育」によって日本の子どもたちの学力が回復した。」などと報道されたが、脱ゆとり教育が中学校で導入されたのは、まさにこの2012年からであり、小学校6年間はゆとり教育を受けたことになる。こうしてみると、1996年度生まれの彼らが対象となった2012年度のPISAの結果をもちだして、脱ゆとり教育が功を奏したと表現することには、いささか無理であることがわかってくる。彼らが小学校入学以来過ごしてきた学習場の基本的な性質を照らし合わせたならば、彼らが示した「学力の向上傾向」はむしろゆとり教育とよばれるものによってもたされたと解釈することもできるからだ。そして、戦後、知識を大量に詰め込み、それを試験で評価する教育が行われてきた。そうした教育で育った人材が、日本の高度経済成長を支えたのは事実だ。しかし日本を含めた先進国は、その次の段階にきている。答えのある問題を正確に解ける人材よりも「答えのない問題に対して自分で考え、自分から行動して正解を作り上げていく人材」が求められている。

第6章 これからの日本の教育に取り入れるべきもの

私は、今日本の教育に必要なことは、これからの長寿社会を生き抜く力をどうやって身につけてもらえるか、を考えることだと思う。そのためには、一人一人が社会の問題を多面的にみて、深く社会の問題について考える必要があると感じる。その力を育成するには、この探究や、ディベートの授業をする学校を増やすことが良いのではないか。この2つは、大阪府立千里高校で行われている特徴的な授業だ。私はこの授業を通して、自分の力で調べて自分の言葉で考えを述べる力の重要性を知った。日本全国でこの授業を本格的に取り入れることができれば、自ら考えることのできる人材が増えるのではないか。少子高齢化の進んでいる日本は、これからの社会を少人数で支えていかなければならない。だから、答えのない問題を解決できる人材を育成するというのは、とても納得できた。政治も大切だが、これからの日本を担う人材を育成する教育も社会の問題として捉え、考えることも必要だと思った。

第7章 研究レポートに取り組んでの感想

私は、小学生の頃からゆとり教育に対して興味があったので、積極的に調べることができた。調べてみて、日本の教育も問題点をはっきり見えてきたので、やりがいがあった。私は、まず自分自身が世論に流されず、自分の意見をはっきり持つことが大切だと思う。

7-4.教育は社会をより良くできるのか？

～特別支援学級・学校の現状と現代の社会がしなければならないこと～

橋口勇人

第一章 テーマ設定の動機と理由

私がこのテーマを選んだのには主に2つ理由がある。1つはドラマである。「1リットルの涙」というドラマの中で、病気に苦しみ障がいを持つことになる主人公の一生懸命生きようとする姿、その主人公の頑張る姿が周りに与える力などを見て感動し、障がいに興味を持つようになった。もう1つは講演会である。学校の活動として行った障がいについての講演会で、自分になかった考え方を学び、そして自分の考えの浅さを感じたからである。

第二章 社会の現状

第一節 社会の現状

現代にはバリアフリー法という法律がある。この法律は、高齢者や障がい者の移動などを円滑にするため、公共交通施設や建築物のバリアフリー化などを促進する法律である。この法律により施設整備という面では徐々に改善されてきている。しかし私たちの意識の問題はどうだろうか。差別や偏見をなくす、いわゆる「心のバリアフリー化」というものである。私はこの「心のバリアフリー化」は未だ進んでいないと考える。その理由の1つとして、内閣府が行ったアンケートの結果がある。(1)「障がいを理由とする差別や偏見はあると思うか」という問いに対して約90%の人があると思うと答えたのだ。またこの数値は前回の調査よりも上昇している。また障がい者がタクシーの乗車を拒否されたり、会社の会議に参加させてもらえなかったり、昇進試験を受けさせてもらえなかったり、様々な差別・偏見に関する問題が起きている。

第二節 現状の原因

内閣府のアンケートの結果、そして現代の状況の原因の1つとして障がい者と健常者の接点が少ないということが考えられるのではないかとと思う。私は障がい者と友達になったことはないし、あまり喋ったこともないし、周りに障がい者とつながりを持っている人はいない。また友達との会話で「障がい」や「障がい者」についての話題を話したことがほとんどない。このような経験から私は現代社会には健常者と障がい者の接点が少ないと考える。では健常者と障がい者が関わりを持つことは問題解決に

つながるのか。私は接点を持つことは大きな問題解決の要素になると考える。実際私の叔母は筋ジストロフィーという病気によって体が不自由になり、車いすで生活している身体障がい者である。しかし、私は昔から叔母と会っているため、叔母の障がいについて何も思わないし、私は叔母を尊敬している。また私の通っていた小学校では「開かれた支援学級」をテーマに支援学級の生徒と通常学級の生徒の交流を図ることで互いを知ろうとする活動が行われている。このように接するという直接的な関係を持つことは差別や偏見の解消において非常に重要である。そこで私はなぜ健常者と障がい者の接点が少ないのか、そしてどうしたら障がいについての差別・偏見を社会的に解消できるのか、「教育」という視点から考えた。

第三章 障がい者と健常者の関わりが少ない背景

第一節 通常学級と特別支援学級・学校

障がい者と健常者の関わりが少ない原因はどこにあるのか。私は「学校」に注目してみた。現在、障がい児の多くは特別支援学級や特別支援学校という所に通っている。特別支援学級とは、健常児が通う通常学級がある学校に置かれている障がい児が学ぶ学級のことである。障がい较轻い場合は、決められた時間を通常学級で勉強することができる。特別支援学校はこれとは違い、学校が障がい児教育を専門としており、障がい児のみが通う学校のことである。障がい児は現在このような所に通っているのだが、今述べたことからわかるように、通常学級に通う子どもたちと特別支援学級・学校に通う子どもたちはほぼ触れ合う機会がない。つまり子どもの時から接点がないのである。これが接点が少ない原因の1つである。では接点を増やすために、障がいを持つ子どもと持たない子どもが同じ学級で勉強するのはダメなのだろうか。これについて考えるために、障がい児が通常学級と特別支援学級・学校それぞれで学ぶメリット・デメリットを考えてみる。まず通常学級のメリットについてである。メリットとしては、将来社会に出た時周りはほとんどが健常者である。そのため、その状況に子どもの頃から慣れることができるというのがメリットである。逆に通常学級のデメリットとしては、障がい児の特性に合わせて教育することが困難なため、障がい児が勉強についていけなかったり、障がいの種類によっては授業の妨害をしてしまう可能性がある。通級という通常学級に在籍しながら、週に1日くらいのペースで障がいの改善を目的とする授業などを出席できる制度もあるが、これは比較的軽度な障がいを持つ障がい児しか利用できない。このように障がい児が通常学級で学ぶのは困難な点がある。これに対して支援学級・学校のメリットは個人を重視した教育を行っているところだ。具体的には、授業形態が先生対生徒の比率が1対8や2対7であり、この少人数制を活かして、それぞれの生徒の障がいの種類や程度を考慮して個人個人に合わせた教育を行っている。例えば小5のA君は国語が苦手で算数は得意だから小2レベルの国語を勉強しながら小5レベルの算数を勉強する、というようなものである。また障がいによる生活上や学習上の困難を克服するために「自立活動」という授業も設けられている。特別支援学級・学校ではこのような「個人」に重点を置いた教育ができるというメリットがある。しかし健常児との交流が少なく、社会に出た時に困るというデメリットや特別支援学校においては、学校数が少ないために通学が不便になる可能性があるというデメリットがある。

第二節 今日の学校の限界

このような両学級のメリット・デメリットを見てみると、勉強のことを考えた時、やはり学級を障がいの有無などによって分けるべきだと分かる。しかしそのような型をとっている現代、健常児と障がい児の関わりは減っていて、なかなか関わりを持つ機会がない状況にある。最初に述べた「開かれた支援学級」のような、学校に特別支援学級が置かれているということを活かして交流する機会を設けるのはいいことかもしれない。実際現在、大阪のすべての公立小学校に特別支援学級が設けられている。これを活かした活動をするというのは1つの問題解決への案かもしれない。しかし、小学校では1年間に約35時間道徳の授業が行われているが、このうち障がいについての授業は約2、3時間のみである。これからわかるように交流活動を何回も行うことは困難である。実際私の通っていた小学校の教頭先生も「時間的な余裕は無い」と話していた。つまり学校だけで健常者と障がい者の関わりの増加を促進するには限界があるのではないかと思う。

第四章 障がい者に対しての差別・偏見を社会的に解消するには何を行っていくべきか

第一節 地域での教育

学校の時間などの事情を考えた時、障がい者の差別・偏見問題に対して学校が行えることにはどうしても限界がある。そこで学校の代役、助けとして地域が、障がいについての教育を行うのはどうだろうか。本来教育とは学校のみで行われるものではなく、地域や親など社会全体が協力して行われるべきなのである。実際文部科学省も、「地域全体の教育力の向上に資する学校・家庭・地域の連携のネットワーク等の取組みへの支援が重要」と述べており、教育が学校だけでなく家庭や地域が協力して行うことを強調している。また地域の人たちが協力して何かを行うことで、地域の人たちの交流が深まり、地域の活性化につながると考える。

第二節 具体的活動、そしてこのような活動から見えてくる未来

具体的にどのようなことを行うのかというと、交流の機会の創作である。同じ目標を協力して達成しようとすることはお互いについて理解し合うことができ、これからのつながりへの第一歩になると考える。例えば、スタンプラリーで一緒に分からないことに挑戦してみたり、農作業で共に汗を流したり、一緒に同じ映画を鑑賞してそれに対しての意見を言い合ってみたりしたらいいと考える。このような楽しそうな活動にしているのには2つの理由がある。1つは参加しやすいようにするためである。講演会のような堅苦しい活動は特に子供は参加しにくいだろう。親しみやすい内容にすることで気軽に参加でき、興味を引くことができると考える。もう1つは参加者を増やしていくためである。楽しい経験をしたら人は誰か話したくなるものである。これを利用して、活動を楽しむことによって口コミで広がり、より多くの人が活動に参加してくれると考える。このような活動によって差別や偏見などの意識を減らすことはできるのではないだろうか。またこのようなイベントには子どもだけでなく、もちろん大人も参加する必要がある。現代の多くの大人も、子どもの頃、障がい者と勉強する場が違った故に、障がい者との関わりがないまま生きてきており、差別や偏見が頭のどこかにあると思うからだ。また社会の未来である子どもを教育するのは大人であり、大人が変わらなければ社会は変わらないのである。このようなことから子どもも大人も教育するべきなのである。つまりは「一生の教育」が必要ということ

である。将来的に、障がいについてしっかり理解していて、子どもの見本となる大人を増やしていくためには、「一生の教育」がキーワードになってくるのではないか。そしてこのような「教育」をしっかり行うことで、差別や偏見のない、健常者・障がい者関係なくみんなが笑顔で暮らせる社会もそう遠くないと考える。

第三節 探究活動を行っての感想・反省

この探究活動を通して私は、論文がどのようなものかを知ることができた。活動の初めの方は「レポート」と「論文」の違いがあまり分からず、ただ情報を並べたレポートを書いてしまった。しかし活動を続けていくうちに、どのような内容でどのように展開すれば論文になるのか分かっていくことができた。また非常に情報を調べたことによって、情報の取捨選択能力も少しは備わったのではないかと思う。将来、この論文のテーマに関わることをしているか分からないが、この探究活動で得た知識、そして経験を生かして生きていこうと思う。

参考文献

- ・ バリアフリー, 国土交通省, <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/>
- ・ 第1編第3章「障害者に関する世論調査」の結果, http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h25hakusho/gaiyou/h1_03.html
- ・ 大阪府/支援学級・通級制度について, <http://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoiku/shiencl-tukyuu/>
- ・ 特別支援学級の制度, http://cms.miyazaki-c.ed.jp/ssc007/htdocs/?action=common_download_main&upload_id=60
- ・ 発達障がいの子もたちの進路選択と問題点, http://www.to-shin-ken.net/seminar/news05_2.html
- ・ 学校・家庭・地域の連携・協力について, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/toushin/attach/1309597.htm
- ・ ママそら, <http://mamasola.net/?p=5049>